

自治労資料2023第23号
2023年5月25日～26日
東京・自治労会館
(全面ウェブ)

自治労第164回中央委員会 一般経過報告書

全日本自治団体労働組合

目 次

第1章 本部の機関運営	5
1. 諸会議	5
2. 連合各種委員会等の活動	12
3. 本部役職員に関する事項	13
4. 60周年記念事業 研究者育成事業	13
第2章 生活改善の取り組み	14
1. 諸会議・集会	14
2. 交渉・要請等	14
第3章 安定雇用の実現と公正なワークルールの確立	16
1. 臨時・非常勤等職員の処遇改善の取り組み	16
2. 顧問弁護団	16
3. 救援審査委員会	17
4. 中央救援委員会の裁決と承認について	17
第4章 時短・人員確保・安全衛生など働きやすい職場づくり	18
1. 労働安全衛生体制確立の取り組み	18
第5章 自治体財政の確立と自治・分権の推進	19
1. 地方財政確立の取り組み	19
2. 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の実施	21
第6章 地域社会を支える公共サービス改革の推進	23
1. 自治研中央推進委員会	23
2. 自治研活動推進会議	23
第7章 安心と信頼の社会保障制度改革の推進	24
1. 連合・社会保障関連の取り組み	24
第8章 環境・平和・人権を確立する取り組み	25
1. 平和をつくる取り組み	25
2. 核兵器廃絶・脱原発社会実現の取り組み	27
3. 環境問題の取り組み	28
4. 人権を守り共生社会を実現する取り組み	28
第9章 政策実現にむけた政治活動の推進	30
1. 協力国会議員団会議	30

2.	全日本分権自治フォーラム	30
3.	衆議院・参議院補欠選挙結果	30
4.	第20回統一自治体選挙結果	31
第10章	公共サービス労働者の総結集と組織の拡大	39
1.	組織拡大体制強化と行動の推進	39
2.	臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み	39
3.	国保労組協議会の取り組み	40
4.	その他	41
5.	消防職員の自主組織づくり支援の取り組み	41
第11章	産別組織の確立と強化	43
1.	組織強化委員会	43
2.	県本部財政運営に対する支援	43
3.	都道府県職労の取り組み	44
4.	大都市共闘の取り組み	45
5.	町村評議会の取り組み	47
6.	学校事務協議会の取り組み	48
7.	男女平等推進の取り組み	48
8.	退職者会の活動	49
9.	2023年度ストライキ批准投票の最終結果について	50
10.	新規加盟組合等の承認について	51
第12章	労働者自主福祉活動の推進	53
1.	自治労本部共済推進委員会	53
2.	自治労共済推進本部・自治労共済生協の事務局体制（2023年4月1日時点）	55
3.	自治労共済生協	56
4.	自治労共済推進本部	57
第13章	国際連帯活動の推進	61
1.	P S I（国際公務労連）の活動	61
2.	I T Fの取り組み	70
3.	I L O関係	70
4.	国際連帯救援カンパ	71
5.	連合等の活動	71
6.	海外労働組合等との交流	72
7.	NGOなどへの連帯・支援	73
第14章	現業労働者の取り組み	77
1.	諸会議	77
2.	2023現業・公企統一闘争	79
3.	諸集会・セミナー	80

4.	省庁交渉	80
5.	審議会	85
第15章	公営企業労働者の取り組み	86
1.	諸会議	86
2.	「第38回自治労水週間」の取り組み（結果報告）	88
3.	3・22国連「世界水の日」の取り組み	92
4.	2023年度政府予算編成に関する第2次要請行動	94
第16章	衛生医療労働者の取り組み	107
1.	四役会議・常任幹事会	107
2.	全国幹事会	107
3.	各種委員会	107
4.	セミナー	108
5.	その他	108
第17章	社会福祉労働者の取り組み	110
1.	幹事会等	110
2.	諸会議・集会等	111
3.	要請行動等	111
4.	教宣物・調査等	113
第18章	政府関係労働組合評議会の取り組み	114
1.	諸会議	114
2.	組織強化・拡大の取り組み	114
3.	制度政策の取り組み	114
4.	ハローワーク委員会の取り組み	115
第19章	公営競技評議会の取り組み	116
1.	県本部担当者・単組代表者会議	116
第20章	公共サービス民間労組評議会の取り組み	117
1.	幹事会等	117
2.	諸会議・集会等	117
第21章	全国一般評議会の取り組み	118
1.	幹事会	118
2.	第40回地方労組代表者会議	118
3.	2023春闘の取り組み	118
4.	第19回青年女性交流会	118
5.	雇用と権利を守る取り組み	119

第22章	青年・女性労働者の取り組み	120
1.	青年・女性労働者の取り組み	120
2.	青年労働者の取り組み	120
3.	女性労働者の取り組み	121
第23章	情報および教育活動の拡充	123
1.	定期刊行物の発行	123
2.	その他刊行物の発行	123
3.	冊子「自治労文芸」の発行	123
4.	新規採用者および組合組織化等の対策用教宣物の作成	123
5.	2023春闘教宣物の作成	123
6.	2023年度全国情報宣伝セミナー	124
7.	教育研修の取り組み	124
第24章	公共交通労働者の取り組み	126
1.	諸会議	126
2.	各部会	127
3.	2023年度青年女性連絡会議	127
	2023自治労春闘中間総括（案）	129
	《附属資料》	
	行動日誌	165

第1章 本部の機関運営

1. 諸会議

(1) 第163回中央委員会

① 1月30～31日、東京・新宿住友ホールにて対面（全中央委員・傍聴は中央委員数の4割まで）を基本に、YouTubeでの配信をあわせた開催となった。一般経過報告および以下の議案について審議し、すべての議案について圧倒的多数で可決された。

また、第93回定期大会から第96回定期大会の3年間は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け新規加盟組合の招待を取りやめていた経過も踏まえ、2020～2022年度の新規加盟単組および新規結成支部、評議会などの代表者を本中央委員会に招待し、紹介を行った。

議案

第1号議案 2023春闘方針（案）

第2号議案 当面の闘争方針（案）

第3号議案 2023年度一般会計・特別会計補正予算（案）

第4号議案 規程の一部改正について（案）

闘争宣言（案） <別記1-1>

② 中央委員会書記局

議長	岩 渕 恵 一	東北地連・青森県本部
	山 崎 由美子	中国地連・広島県本部
書記長	吉 村 秀 則	本部中執
書記	前 田 藍	本部書記
	小 熊 優 姫	本部書記

議事運営・資格審査委員会

	柿 崎 克 之	北海道地連・北海道本部
	橘 内 佑 実	東北地連・福島県本部
	田 嶋 邦 夫	関東甲地連・千葉県本部
	糸 崎 弥 央	北信地連・石川県本部
	山 田 和 伸	東海地連・岐阜県本部
	中 岡 生 尚	近畿地連・和歌山県本部
	湯 野 貴 子	中国地連・山口県本部
	上 井 継 子	四国地連・香川県本部
	伊 東 和 恵	九州地連・大分県本部
本 部	林 鉄 兵	本部中執
	氷 室 佐由里	本部中執
	外 山 律 子	本部中執
	平 山 春 樹	本部中執
(事 務 局)	田 村 美都子	本部書記
	小 見 直 人	本部書記
	金 子 龍太郎	本部書記
	津 田 真 拓	本部書記

闘 争 宣 言

2022年2月から始まったロシアによるウクライナ侵攻は未だに終結の兆しが見えず、市民や原発、インフラへの攻撃が行われるなど、ロシアによる卑劣な侵略戦争は続いている。

国内では、敵基地攻撃能力の保有や防衛費の大幅増をめざす「安保3文書」が閣議決定されるなど、自治労のめざす平和の確立とは逆行した政治情勢にある。また、原発推進への回帰など、極めて重大な政策転換が独断的に押し進められようとしている。

他方で、物価高騰などが国民生活を直撃する中、賃金改善や中小企業の価格転嫁は進まず、新型コロナウイルス感染症の終息も見通せない状況にあって、将来への不安は増大し続けている。

このような情勢の中、自治労は第163回中央委員会を開催し、2023春闘と当面する課題に取り組む方針を決定した。

第1に春闘の闘いである。労働組合が一丸となって物価上昇分にとどまらない賃金の引上げを実現することが社会的要請であり、自治労も地域の賃金相場の形成と底上げ、その流れを人勤へとつなげるべく全力を挙げる。その上で、「あなたの声ではじまる春闘」をスローガンに、組合員参画による要求づくりを進め、職場の課題を基にした要求書の提出から交渉、書面協定や協約締結の徹底をはかる。また、会計年度任用職員の賃金・労働条件の把握と処遇改善、年度末にむけた雇用継続の取り組みを強化するとともに、勤勉手当の支給に関連する法案提出も見据え、支給実現にむけ議会対策を含めた取り組みを進める。さらに、2022人勤で検討することが示された「給与制度の見直し」については、公務員連絡会に結集し、人事院との交渉を強化する。

4月からは定年引き上げがスタートする。遅くとも年度末までの条例化に向けて交渉を強化するとともに、引き続き、円滑な運用にむけた労使協議に取り組んでいく。

あわせて、春闘期における「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンを全国で展開し、良質な公共サービスの維持・拡充のための人員確保の必要性を内外にアピールするとともに、連合春闘、地域での春闘への連帯強化と、春闘相場の底上げを進めていく。

第2に、自治労組織の最大の課題である組織強化、「新規採用者の組合加入」の取り組みである。組合員の減少に歯止めをかけるため、組織の将来をかけた取り組みとして、全単組、全県本部で加入拡大の取り組みを強化する。

その上で現業・公企統一闘争、人員確保闘争、賃金確定闘争、男女平等推進闘争、などの年間を通じた統一闘争に結集するとともに、運動の両輪でもある共済推進運動をさらに強化し、課題の解決をはかり組織の強化につなげていく。

第3に憲法改悪阻止、平和を守る闘いである。岸田政権が進める軍備強化、原発再稼働、新增設に反対するとともに、幅広い連帯で憲法改悪策動に立ち向かっていく。

第4に政策実現の取り組みである。住民生活をはじめ、私たち公共サービス労働者の処遇・職場環境改善のために4月に行われる統一自治体選挙は極めて重要な意味を持つ。労働組合が政治活動を行う意義を全体で共有化し、自治労組織内候補と推薦候補の勝利、「1自治体1協力議員」の実現にむけて、日常から政治闘争を意識した組合活動を追求する。

これらの取り組みを通じて自治労組合員の総結集と団結をはかり、組織強化・拡大につなげ、本部・県本部・単組が一丸となってたたかい抜く。

以上宣言する。

2023年1月31日

全日本自治団体労働組合
第163回中央委員会

(2) 中央執行委員会

① 第9回中央執行委員会（1月10日・自治労会館6Fホール）

<議案>

- ア 第163回中央委員会要綱
- イ 当面の闘争方針（案）
- ウ 2023春闘方針（案）
- エ 2023年度一般会計・特別会計補正予算（案）について
- オ 規程の一部改正について（案）
- カ 2022年第26回参議院選挙闘争の総括（案）
- キ 2022自治体確定闘争中間総括（案）
- ク 2022現業・公企統一闘争総括（案）
- ケ 2023現業・公企統一闘争オルグの実施について
- コ 2023春闘オルグ・点検行動の実施について
- サ 第163回中央委員会 闘争宣言（案）
- シ 第43回全国町村職総決起集会に伴う総務省等要請 ― 再提案 ―
- ス 自治労協力国会議員団会議の開催について
- セ 離籍専従役員の登録等の承認について

<報告>

- ア 2023年度第8回中央執行委員会議事録
- イ 公立刈田総合病院で働く職員の処遇確保を求める緊急団体署名への協力要請について
- ウ 書記人事について

② 第10回中央執行委員会（1月24日・自治労会館6Fホール）

<議案>

- ア 第163回中央委員会 議事運営について
- イ 2023年度一般会計および特別会計中間決算報告
- ウ 第163回中央委員会 闘争宣言（案）
- エ 「江崎孝さんを労い、感謝する会」の進行と任務配置について
- オ 2023春 公務員部長交渉の要請項目
- カ 県職共闘「地方分権の実現および都道府県における課題に関する申入れ」の実施について
- キ 新規加盟組合の承認について

<報告>

- ア 2023年度第9回中央執行委員会議事録
- イ 請願署名へのご協力のお願（辺野古新基地建設の断念を求める請願署名）
- ウ 2023年度自治労本部中間監査報告について

③ 第11回中央執行委員会（2月8日・自治労会館6Fホール）

<議案>

- ア 2023年度第3回県本部代表者会議・第2回拡大闘争委員会の運営について
- イ 2023現業・公企統一闘争の推進について
- ウ 厚生労働省および国保中央会への要請書（案）について
- エ 県職共闘「国と地方との対等な人事交流を求める申入れ」の実施について ― 再提案 ―
- オ 介護保険制度に関する厚生労働省への要請について
- カ 特別中央執行委員の選任について

キ 当面の海外派遣について

<報 告>

ア 2023年度第10回中央執行委員会議事録

イ 消防職員の団結権等、韓国公務員の労働関係に関する研修 調査報告

ウ 2023年度第3回本部共済推進委員会議事要録

エ 各種選挙における推せん決定の報告について

オ 2023年度「保健衛生・医療職場で働く組合員へのアンケート調査」結果

カ ロシアのウクライナ侵攻から1年 ウクライナに平和を！ 2・24日比谷野音集会について

キ P S I 第31回世界大会第2回議事運営委員会（S O C）報告

④ 第12回中央執行委員会（2月22日・自治労会館6Fホール）

<議 案>

ア 2024-2025運動方針小委員会の設置について

イ 会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動 最終ステージの設定について（案）

<報 告>

ア 2023年度第11回中央執行委員会議事録

イ 各種選挙における推せん決定の報告について

ウ 署名へのご協力のお願い（入管法、再エネ促進）

エ 書記の県本部研修の実施について

オ 書記人事について

⑤ 第2回中央闘争委員会（2月22日・自治労会館6Fホール）

ア 2023春闘ストライキ批准投票中間結果

イ 2023年ストライキ批准の成立と闘争指令権確立宣言（案）

⑥ 第13回中央執行委員会（3月2日・自治労会館6Fホール）

<議 案>

ア 第164回中央委員会の開催方法および提出議案・討議日程について

イ 2023春闘統一行動日前夜までの本部対応について

ウ 2023年度男女平等推進の取り組み（案）について

エ 総務省ならびに国会議員要請の実施について

オ 2023年全日本自治体職員等スポーツ大会について

カ 島根県知事選挙における推せんについて

キ 自治労法律相談所の代表顧問弁護士の交代について

ク 法律相談所・細川潔弁護士（常駐）の退任について

ケ 「自治労法律相談所常任顧問弁護士の経費および報酬の支給基準についての適用内規」の改正について

コ 予算の項内調整の案件について

<報 告>

ア 2023年度第12回中央執行委員会議事録

イ 新型コロナウイルス感染症に対する今後の感染防止の対応について

ウ 2023春闘「公共サービスにもっと投資を！」

エ ポスターキャッチコピー各賞の選考について

オ 2023年度第4回本部共済推進委員会議事要録

カ 各種選挙における推せん決定の報告について

キ 「3・21さようなら原発全国集会」への参加要請について

⑦ 第3回中央闘争委員会（3月16日・自治労会館1F会議室）

ア 2023春闘県本部ヤマ場交渉・戦術状況（3月15日現在）

イ 3・17全国統一行動檄文について

⑧ 第14回中央執行委員会（3月23日・自治労会館6Fホール）

<議案>

ア 2023年度第4回県本部代表者会議の運営について

イ 2023年度 2次補正予算の案件について

ウ 2024年度予算編成の見通しについて

エ 新規加盟組合の承認について

オ 組織拡大専門員の登録・取り消しについて

カ 離籍専従役員の登録等の承認について

キ 議事規則の一部改正について

ク トルコ・シリア地震に対する救援カンパへの対応について

ケ 当面の海外派遣について

コ 参議院議員補欠選挙における推せん決定について

<報告>

ア 2023年度第13回中央執行委員会議事録

イ 2023現業・公企統一闘争（第1次闘争の取り組み状況）

ウ 各種選挙における推せん決定の報告について

エ シンガポール公務員労組（AUP E）との定期交流報告

⑨ 第15回中央執行委員会（4月4日・自治労会館6Fホール）

<議案>

ア 当面の闘争方針（案）

イ 自治労専従役員補償規程の一部改正について

ウ 第5次組強計画の総括および第6次組強計画（組織討議案）について

エ 新規加盟組合等の承認について

オ 書記の再雇用に関する内規の一部改正について

<報告>

ア LGBTQ+に配慮した中央委員（代議員）の登録等について

イ 各種選挙における推せん決定の報告について

ウ 2023年度第5回本部共済推進委員会議事要録

エ 2023年度第2回共済推進県本部代表者会議 議事要録

⑩ 第16回中央執行委員会（4月19日・自治労会館6Fホール）

<議案>

ア 当面の闘争方針（案）

イ 2023自治労春闘中間総括（案）

ウ 第5次組強計画の総括および第6次組強計画（組織討議案）について（2回目）

エ 自治労ジェンダー平等推進計画（組織討議案）について

オ 2024年度政府予算要求第1次中央行動の実施について

カ 衆議院議員補欠選挙における推せん決定について

キ 本部非常駐顧問弁護士としての顧問契約について

- ク 離籍専従役員の登録等の承認について
 - ケ 当面の海外派遣について
 - コ 2024年度予算編成の基本方針
 - サ 新型コロナウイルス感染症の5類移行後（5月8日以降）の対応について
- <報告>
- ア 2023年度第14回中央執行委員会議事録
 - イ 2023年度第15回中央執行委員会議事録
 - ウ 「統合10周年キャンペーン」の名称募集について
 - エ 2023年度第6回本部共済推進委員会議事要録
 - オ 各種選挙における推せん決定の報告について
 - カ 自治労本部財政執行基準（2023年4月版）について
 - キ 書記人事について

(3) 県本部代表者会議

① 第2回県本部代表者会議

1月18日に、東京・ベルサール御成門タワーにて対面とウェブ会議の併用にて開催し、以下の課題について協議した。あわせて、会議終了後、新年交歓会を開催した。

<協議・報告事項>

- ア 2022自治体確定闘争総括（案）について
- イ 2023春闘方針（案）について<補強修正箇所のみ提案>
- ウ 春闘期からの2023年新採対策の取り組みについて
- エ 2022現業・公企統一闘争総括（案）および2023現業・公企統一闘争の推進（案）について
- オ 2022年第26回参議院選挙闘争の総括（案）について
- カ 自治労本部役員の立候補の年齢要件引き上げに伴う役員選挙規程の一部改正および関連諸制度の見直しについて（案）
- キ 兵庫県本部・貸付金一括返済の取り扱いについて（貸付金規程の改正）
- ク 自治労法律相談所運営規程の改正（案）について
- ケ じちろうセット共済掛金の口座振替にむけた対応について

② 第3回県本部代表者会議

2月28日に、第2回拡大闘争委員会と合体形式で、東京・自治労会館でウェブ会議にて開催し、以下の課題について協議した。

<協議・報告事項>

- ア 2023春闘の取り組みについて
 - ・2023ストライキ批准投票結果
 - ・闘争指令権確立宣言（案）
 - ・2023春闘県本部諸活動調査
- イ 2023現業・公企統一闘争の推進について
- ウ 会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動最終ステージの設定について（案）

③ 第4回県本部代表者会議

4月26日に、東京・自治労会館にて対面で開催し、以下の課題について協議した。会議冒頭には、「パワーハラスメントの防止に向けて」（早稲田リーガルコモンズ法律事務所 原島 有史 弁護士）と題した講演が行われた。

<協議・報告事項>

ア 2023自治労春闘中間総括（案）について

イ 「第5次組織強化・拡大のための推進計画」の総括と「第6次組織強化・拡大のための推進計画」（組織討議案）

ウ 「自治労ジェンダー平等推進計画」（組織討議案）

エ 規程等の一部改正について（案）

オ 連合新会費制度移行に関する議論状況等について

（4） 拡大闘争委員会

① 第2回拡大闘争委員会

2月28日に、第3回県本部代表者会議と合体形式で、東京・自治労会館にてウェブ会議で開催した。なお、協議・報告事項については、第3回県本部代表者会議と同一である。

（5） 自治労出身地方連合会専従者会議

2月15日に、東京・自治労会館にて対面とウェブ会議で開催し、55人が参加し、以下の課題について協議した。

ア 連合新会費制度移行に関する議論状況等について

イ 取り巻く政治情勢への対応（安全保障関連3文書、エネルギー政策）について

ウ 「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンへの協力について

（6） 役員推薦委員会

① 第1回役員推薦委員会

1月18日に、東京・自治労会館で開催し、以下の課題について協議した。

ア 第23期役員推薦委員会の委員および事務局の確認について

イ 正副委員長の選任について

ウ 特別委員の確認について

エ 自治労本部役員の立候補の年齢要件引き上げに伴う役員選挙規程の一部改正および関連諸制度の見直しについて（案）

オ 自治労本部役員の推薦にあたっての基本方針および役員推薦基準に関する申し合わせ

カ 第23期役員推薦委員会スケジュールについて

② 第2回役員推薦委員会

3月29日に、ウェブで開催し、以下の課題について協議した。

ア 共済常駐役員の推薦について

イ 今後の推薦作業とスケジュールについて

③ 第3回役員推薦委員会

4月26日に、東京・自治労会館で開催し、以下の課題について協議した。

ア 共済役員の推薦について

イ その他

（7） 自治労全国書記会議

① 第3回常任幹事会

2月16～18日に、東京・自治労会館および飯田橋メトロポリタンエドモントにて開催し、2023年度

書記力UPセミナーを運営するとともに、互助年金検討PTへの参加等について協議した。

② 2023年度書記力UPセミナー

2月17～18日に、東京・飯田橋メトロポリタンエドモントおよびウェブ配信にて開催した。46県本部2本部支部から対面では130人、ウェブでは385人の視聴があった。研修内容は以下の通り。

<日 程>

記念講演：「拝啓、書記諸君。元気に運動していますか」

高 橋 公 ふるさと回帰支援センター理事長

講演①：「信頼関係を深める！ 伝わる話し方と聴く・ほめる技術」

倉 島 麻 帆 スマイルボイス代表取締役

ソロライブ：「憲法くん」

松 元 ヒ ロさん

特別報告：「オトクでおもしろい活動で組合をイメージアップ！」

武 田 和 常任幹事（近畿地連・大阪府本部）

講演②：「書記と共済運動」

渡 辺 健 自治労共済推進本部事業推進部長

講演③：「社会運動・労働組合運動で燃え尽きないために」

富 永 京 子 立命館大学産業社会学部准教授

③ 2023年度第2回共済事務検討PT

3月13～14日、東京・自治労会館にて開催し、2022年度意見書の検証、2023年度意見書の素案、ハッピーちゃんネットにおける教宣物の改善案、今後の日程について協議を行った。

④ 第1回二役会議

3月30～31日、東京・自治労会館にて開催し、ハラスメント相談ダイヤルの対応、当面の日程、旧常任幹事の交流のあり方等について協議した。

2. 連合各種委員会等の活動

(1) 中央執行委員会

- ① 第16回中央執行委員会（1月19日）
- ② 第17回中央執行委員会（2月16日）
- ③ 第18回中央執行委員会（3月3日）
- ④ 第19回中央執行委員会（4月13日）

(2) 三役会

- ① 第18回三役会（1月17日）
- ② 第19回三役会（2月14日）
- ③ 第20回三役会（3月1日）
- ④ 第21回三役会（4月11日）

(3) 連合「2023春季生活闘争 闘争開始宣言2・6中央総決起集会」

2月6日、2023春季生活闘争の開始を広く社会に宣言することを目的に、東京・北とびあ さくらホールにて3年ぶりの対面とウェブ形式で開催し、1,416人（会場参加659人、ウェブ参加757人）が参加し、自治労からは21人（4県本部10人、本部11人）が参加した。

(4) 連合緊急アクションパレード

2月25日、「賃上げ実現・暮らし支援 あしたを変える連合緊急アクション」の一環として、1,100人を超える参加者が集結し、自治労からは46人（4県本部29人、本部17人）が参加し、東京・芝公園23号地から日比谷公園までパレードを実施した。あわせて、暮らし支援の取り組みとして、食料品、文房具などの支援品の寄付を受け付けた。

(5) 連合「2023春季生活闘争 政策・制度 要求実現3・7中央集会」

3月7日、2023春季生活闘争のヤマ場にむけた意思統一、政策・制度要求実現へのアピールを目的に、東京・日比谷野外音楽堂で、4年ぶりの対面開催となった。ウェブ形式での参加者も含め、合計2,472人（会場参加1,181人、ウェブ参加1,291人）が参加し、自治労からは62人（4県本部37人、本部25人）が参加した。

また集会の前段には、春季生活闘争では2013年以来10年ぶりとなるアピール行動として、日比谷公園から国会まで行進し、衆参の議員面会所で要請書を手交した。

3. 本部役職員に関する事項

(1) 書記・職員の退職

開 暁 生 (2023年1月31日付)
木 股 善 子 (2023年2月28日付)
八 木 伸 昭 (2023年3月31日付)
浦 野 高 宏 (2023年3月31日付)
稲 垣 佳 子 (2023年4月30日付)

4. 60周年記念事業 研究者育成事業

(1) 「次代を担う研究者育成事業運営委員会」の開催

2月16日および3月1日に、第IV期研究者3人と自治労本部役職員、自治総研研究者と意見交換を行い、研究者から、育成期間2年目の進捗状況の説明を受けたのち、研究活動のとりまとめにあたる研究論文の骨子について協議した。

第2章 生活改善の取り組み

1. 諸会議・集会

(1) 自治労

① 第2回県本部労働条件担当者会議

1月12日に対面とウェブの併用で開催し、45県本部1社保労連46人が参加した。(ア)2022自治体確定闘争総括、(イ)2023春闘方針(案)、(ウ)当面の闘争方針(案)、(エ)中途採用者の賃金改善にむけて、(オ)社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に関する現時点での考え方に関して協議を行った。

② 臨時県本部労働条件担当者会議

1月26日にウェブ会議として開催し、46県本部1社保労連47人が参加した。社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に関する現時点での考え方について、協議した。

③ 第3回県本部労働条件担当者会議・学習会

4月27日に対面とウェブの併用で開催し、47県本部1社保労連55人が参加した。協議事項は(ア)2023自治労春闘中間総括(案)、(イ)当面の闘争方針(案)の労働局部分のほか、春闘・賃金闘争に関するグループ討議((a)要求づくりの参考として単組に示す指標・資料等について、(b)各単組の要求内容と交渉結果について)を行った。

2. 交渉・要請等

(1) 2023春季生活闘争

① 公務員連絡会

ア 12月20～21日 2023年度基本要件に対する回答を引き出す(公務員連絡会・幹事クラス)

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2022第0217号(2022年12月21日)を参照のこと。

イ 2月20日 国家公務員制度担当大臣に対し2023春季要求書を提出(公務員連絡会・委員長クラス)

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2023第0018号(2023年2月20日)を参照のこと。

ウ 2月22日 人事院に対し2023春季要求書を提出(公務員連絡会・委員長クラス)

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2023第0021号(2月22日)を参照のこと。

エ 3月7日 公務員連絡会・幹事クラス対人事院交渉

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2023第0037号(3月8日)を参照のこと。

オ 3月8日 公務員連絡会・幹事クラス対内閣人事局交渉

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2023第0037号(3月8日)を参照のこと。

カ 3月14日 公務員連絡会・書記長クラス対人事院交渉

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2023第0043号(3月15日)を参照のこと。

キ 3月15日 公務員連絡会・書記長クラス対内閣人事局交渉

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2023第0046号(3月15日)を参照のこと。

ク 3月22日 公務員連絡会・委員長クラス対人事院総裁交渉

ケ 3月23日 公務員連絡会・委員長クラス対国家公務員制度担当大臣交渉

※ 交渉の具体的な内容は、2023自治労春闘中間総括(案)および自治労情報2023第0053号(3月

23日)を参照のこと。

② 公務労協地方公務員部会

ア 2月17日 全人連から2023春闘期要求書に対する回答受領

※ 交渉の具体的な内容は、2023自治労春闘中間総括(案)および自治労情報2023第0022号(2月24日)を参照のこと。

イ 2月24日 総務大臣に対し春季要求書を提出(公務労協地公部会・委員長クラス)

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2023第0022号(2月24日)を参照のこと。

ウ 3月9日 公務労協地公部会・幹事クラス総務省交渉

※ 交渉の具体的な内容は、自治労発2023第0309号(3月9日)を参照のこと。

エ 3月24日 総務省から春の段階の回答引き出す(公務労協地公部会・書記長クラス)

※ 交渉の具体的な内容は、2023自治労春闘中間総括(案)および自治労情報2023第0054号(3月24日)を参照のこと。

③ 自治労

ア 3月3日 総務省公務員部長と2023春闘課題について交渉(自治労)

※ 交渉の具体的な内容は、2023自治労春闘中間総括(案)および自治労情報2023第0030号(3月3日)を参照のこと。

(2) 賃金・労働条件等に関する課題

① 3月2日 特別交付税の取り扱いに関わって公務労協地公部会が総務省と交渉(公務労協地公部会・幹事クラス)

※ 交渉の具体的な内容は、自治労発2023第0281号(3月2日)を参照のこと。

第3章 安定雇用の実現と公正なワークルールの確立

1. 臨時・非常勤等職員の処遇改善の取り組み

(1) 臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定のための対策委員会

① 第4回（12月21日）

会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める意見書採択の取り組みについて、協議・確認を行った。

② 第5回（1月24日）

(ア)会計年度任用職員の勤勉手当に関する地方自治法改正と今後の取り組みについて、(イ)臨時・非常勤等職員全国協議会 今後の取り組み予定について、協議・確認を行った。

③ 第6回（2月8日）

会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動 最終ステージの設定について（案）、の協議・確認を行った。

④ 第7回（3月2日）

会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする法改正実現！ 3.13集会について、協議・確認を行った。

⑤ 第8回（3月28日）

(ア)会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする法改正実現！ 3.13集会報告、(イ)人事院通知の改正、(ウ)国会情勢について、協議・確認を行った。

⑥ 第9回（4月19日）

(ア)自治法改正、(イ)臨時・非常勤等職員の処遇改善にむけた法改正と今後の取り組み、(ウ)労働相談案件等について、協議・確認を行った。

(2) 会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする法改正実現！ 3.13集会および議員要請行動の実施

3月13日、東京・参議院議員会館講堂にて標記集会を開催した。集会終了後、参加者は自治労協力国会議員および総務委員会メンバー議員に対し、勤勉手当支給を可能とする法改正にむけて要請行動を行った。

2. 顧問弁護士

(1) 法律相談所運営委員会

① 第5回（1月23日）

特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。

② 第6回（2月27日）

特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。

③ 第7回（3月28日）

特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。

また、細川潔弁護士の3月末での常駐顧問弁護士の退任報告がされた。

④ 第8回（4月21日）

特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。

3. 救援審査委員会

第163回中央委員会一般経過報告書掲載以降、救援審査委員会は開催していない。

4. 中央救援委員会の裁決と承認について

第163回中央委員会一般経過報告書掲載以降、新たに救援適用となった事案はない。

第4章 時短・人員確保・安全衛生など働きやすい 職場づくり

1. 労働安全衛生体制確立の取り組み

(1) 2023年度自治労安全衛生集会

2月9～10日、東京・T O C有明で開催し、40県本部1社保労連から約160人が参加した。

1日目は、本部から労働安全衛生の取り組みについて提起したのち、「カスタマーハラスメント対策の推進」と題してシンポジウムを行った。森本正宏総合労働局長がコーディネーターを務め、パネリストに古谷杉郎全国労働安全衛生センター連絡会議事務局長、佐藤宏太U Aゼンセン流通部門執行委員、山谷清秀青森中央学院大学経営法学部講師、細川潔自治労顧問弁護士ら4人をお迎えした。各パネリストのあいさつの後、自治労カスタマーハラスメント対策研究会の委員である古谷杉郎全国労働安全衛生センター連絡会議事務局長から「自治労のカスタマーハラスメント予防・対応マニュアル」についてご報告いただき、続けて、佐藤宏太U Aゼンセン流通部門執行委員より「U Aゼンセンのカスタマーハラスメント対策の推進」についてご報告いただいた。

休憩を挟んだ後、山谷清秀青森中央学院大学経営法学部講師と細川潔自治労顧問弁護士それぞれの見地から「自治労のカスタマーハラスメント予防・対応マニュアル」を交えつつ、カスタマーハラスメントについて提起をいただいた。提起終了後、会場からの質問や意見等を募り、具体的事例への対処方法や他産別の取り組み事例、法的見解等を含め活発な議論を行った。

なお2日目は、各テーマに沿って3つの分科会に分かれ、労働安全衛生全般について理解を深めた。

① 第1分科会「安全衛生活動入門」

講師：渡 邊 裕 晃 産業医科大学准教授

② 第2分科会「ハラスメントへの対応」

講師：金 子 雅 臣 職場のハラスメント研究所所長

③ 第3分科会「勤務時間管理とメンタルヘルス」

講師①：篠 宮 正 巳 総務省公務員部安全厚生推進室長

「令和3年度総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会報告書」について

講師②：津 野 香奈美 神奈川県立保健福祉大学大学院准教授

「公務職場におけるメンタルヘルス対策の進め方」

(2) 2023年度地方公務員災害補償基金支部労働側参与会議

4月12日、ウェブで開催し、33県本部42人が参加した。まず本部から公務災害と地方公務員災害補償基金をめぐる動向と課題について提起した。続いて細川潔自治労顧問弁護士から「地公災制度の問題点と労働者側参与の役割」について講演を受けた後、各支部の状況について報告・意見交換を行った。

第5章 自治体財政の確立と自治・分権の推進

1. 地方財政確立の取り組み

(1) 2023年度政府予算案・地方財政対策に関する書記長談話

自治労は2023年度政府予算案・地方財政対策に関して、2023年1月6日に〈別記5-1〉の通り、書記長談話を公表した。

〈別記5-1〉

2023年度政府予算案・地方財政対策に関する談話

1. 政府は2022年12月23日、2023年度政府予算案を閣議決定し、一般会計の歳出総額は114兆3,812億円と11年連続で、またしても過去最大となった。しかし、その増額幅は主に防衛費1.4兆円増の影響を受け、2022年度との当初比で約6.8兆円増と、財政規律が失われたかのような急激な伸びとなっている。もはや慣例ともなりつつある予備費も、新型コロナウイルスや原油・物価高騰対策、さらにウクライナ情勢対応をあわせて、前年同様5兆円が計上されているが、使途に関する国会監視が事後にしか及ばない予備費を常態化させるべきではない。長期債務残高が1,000兆円を超え、国債依存症ともいえる財政状況にある中、「過去最大」という言葉はもはや不安をもってしか受け止められない。
2. とくに防衛費については2027年度におけるGDP比2%達成をめざす「第一歩」として、前年の1.26倍、GDP比にして1.2%程度へと大幅に増大している。しかもその手法として、戦後は「禁じ手」とまでいわれた建設国債の防衛費充当に踏み込み、さらに足りない部分については、法人税・所得税・たばこ税の増税を検討、特別会計からの繰り入れなども含め、必死にかき集めている感があるが、その場しのぎ且つ強引な手法には各方面からも批判が集中している。そもそも、「安全保障関連3文書」における反撃能力は、先制攻撃の領域に踏み込むものであり、国際法・憲法にも反する。防衛費をGDP比2%水準とする根拠も明確でないまま、突如として軍拡の道へと歩み出すことは、日本が周辺国にとっての脅威となることに他ならない。これらの予算措置は防衛政策の大転換を既定するものであり、自治労としては国会での厳しい追及と同予算案の抜本的な見直しを求める。
3. 2023年度地方財政対策については、交付団体ベースの一般財源総額が約62.2兆円（前年比1,500億円増）、水準超経費を含めた総額では65.1兆円（前年比約1.2兆円増）と前年度を上回る水準が確保されている。臨時財政対策債の発行を抑制し、その年度末残高見込みも3兆円程度縮減するなど、地方財政の健全化にも配慮されており、増大する社会保障費に加え、デジタル化や脱炭素化など新たな財政需要に苦慮する地方の期待に一定応える内容といえる。その上で、なおも例年、財源不足が生じていること、また地方の借入金残高は依然として約182兆円程度が見込まれていることから、地方交付税の法定率引き上げなどを含め、コロナ後も見据えた地方財政の確立にむけ、引き続き抜本的な対策を求める。
4. 2023年度の地方財政収支見通しによると、地方公務員の給与関係経費は19.9兆円と前年度より0.3%程度の微減となっている。これは2023年度から始まる定年引き上げが影響しており、基本的には前年度と同様の水準が確保されている。とくに、給与関係経費計上の地方公務員数は231.7万人と前年より0.3万人の増員が見込まれており、各自治体における人員確保闘争を一層活性化させる必要がある。
5. 地域のデジタル化推進にむけては、これまでの「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費（仮称）」に名称変更した上で1兆円を確保。2022年度までを事業期間としていた「地域デジタル社会推進

費」2,000億円を2025年度まで延長し、さらにマイナンバーカード利活用特別分の500億円をあわせて2,500億円に増額。これらを一括し、「デジタル田園都市国家構想事業費（仮称）」に衣替えして、1兆2,500億円を確保している。これにより、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円分は当面維持されることとなるが、これを含めた地方一般財源総額はすでに自治体にとって標準的な規模と化しており、その中でも大きなウエイトを占める同事業費については、時々の政治的判断で左右せず、相当する額を恒常的に確保すべきである。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」が引き継がれるならば、その一部において採用されている行革努力分による算定指標も継続することが想定されるが、そのような政策誘導も地方交付税制度に馴染まないことを改めて指摘したい。

6. とくに、マイナンバーカードをめぐるのは、その交付率を普通交付税算定に反映することとされている。具体的には「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村は、その交付率に応じた割増率で普通交付税が算定され、それ以外の自治体にも一定の額が交付される見込みである。各自治体への交付が確保された点については、この間の運動の成果といえる。とはいえ、本来、個人の意志に任せているマイナンバーカード取得をめぐる、交付金また地方固有の財源である地方交付税において多寡が生じる制度には違和感を覚える。自治労としては、引き続き、国による強引な政策誘導がされないよう、制度の運用状況を注視していく。
7. 2023年度地方財政対策においては地域における人材の確保に対する積極的な姿勢がうかがえる。デジタル、グリーン分野におけるリスクリング、子ども・子育て支援にむけた児童福祉司、児童心理司の増員、地域医療提供体制の確保、とくに自治労が再三求めてきた、感染症対応業務に限らない、保健所および地方衛生研究所職員の150人増員も今回盛り込まれていることは一定評価したい。これらの人員配置にかかる結果等の検証はもちろん、コロナ禍を踏まえた医療・看護・介護・保育等分野における引き続きの処遇改善も含め、現場の声を引き続き国政に反映させる取り組みが求められる。
8. また、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて評価されている地域公共交通をめぐり、これも自治労の求めてきた地下鉄事業特例債と特別減収対策企業債の延長が盛り込まれるとともに、新たな国庫補助事業における地方負担への財政措置も講じられる見通しとなっている。引き続き、総務省と国土交通省の連携による施策の充実を求めていく。
9. 2023年度地方一般財源総額は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針2022）における、2021年度地方一般財源総額との同水準ルールに基づき一定確保されている。しかし、2020年に入ってから本格化したコロナ禍への対応、また防衛費のGDP比2%路線が打ち出されたことにより、政府の予算編成はまさに非常時の対応さながらである。これ以上、財政規律を度外視することは許されないが、2023年4月にはこども家庭庁が設置され、子ども・子育て支援の強化が求められる。岸田総理は年頭会見において「異次元の少子化対策」を声高に打ち出したが、「こどもまんなか社会」の実現にむけて2023年度政府予算案でめだつた施策は出産育児一時金の増額等にとどまっており、肝心の財源議論も先送りとなっている。
10. 以上を踏まえれば、将来的に政府の予算編成作業はさらに混沌としてくる可能性が高い。そうした中でありながらも、自治労は引き続き、地方財政の確立はもとより、平和の維持と地域生活の向上に根差しながら、地域公共サービス労働者の声を国政に届けなければならない。そのため、協力国会議員団、また立憲民主党をはじめとする協力政党、地方6団体など広範な連携をめざしながら、引き続き、全力で取り組みを進める。

2023年1月6日

全日本自治団体労働組合

書記長 伊藤 功

(2) 2023年度地方財政セミナー

2月9日、自治体議員連合とともに、東京・砂防会館およびウェブにて開催し、44県本部より対面160人、ウェブで240人が参加した。日程は以下〈別記5-2〉の通り。

〈別記5-2〉

13:00～	本部あいさつ	青木 真理子 副委員長
	自治体議員連合あいさつ	稲村 久 男 自治体議員連合会長
13:15～	「わが国の財政について」	矢野 康 治 財務省顧問
14:40～	「2023年度地方財政計画の解説と地方議会における課題」	新田 一 郎 総務省自治財政局財政課長
16:00～	「地方財政をめぐる動向と課題」	飛田 博 史 地方自治総合研究所副所長
17:30	閉 会	

2. 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の実施

地方自治法第99条に基づく意見書採択の取り組みについて、2022年6月議会は9県本部で取り組み、61議会、9月議会で9県本部が取り組み、28議会（うち1議会は12月採択）によって意見書が採択され、合計10県本部89議会が採択した。採択結果は、〈別表5-1〉の通り。

〈別表5-1〉

地方財政の充実・強化を求める意見書採択の取り組み

2023年5月

県本部	2022年6月議会			2022年9月議会			採択議会 合計数
	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	
秋 田	12	12	鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村、能代市、藤里町、男鹿市、秋田市、大仙市、美郷町、仙北市	7	6	三種町、八峰町、由利本荘市、にかほ市、横手市、羽後町	18
長 野	3	3	長野県、長野市、上田市	3	3	飯田市、松本市、伊那市	6
三 重	2	2	桑名市、松阪市	2	2	伊勢市、三重県	4
滋 賀				1	1	滋賀県	1
岡 山	4	3	岡山県、岡山市、真庭市	1	1	総社市	4
広 島	17	17	広島県、広島市、府中町、大竹市、江田島市、大崎上島町、福山市、尾道市、北広島町、安芸高田市、呉市、三原市、府中市、神石高原町、世羅町、三次市、庄原市	3	3	安芸太田町、東広島市、廿日市市 (12月議会)	20
島 根	7	7	島根県、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町、知夫村	3	3	江津市、雲南市、邑南町	10
高 知	6	3	高知県、高知市、須崎市				3

県本部	2022年6月議会			2022年9月議会			採択議会 合計数
	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	
福 岡	28	11	福岡県、北九州市、直方市、飯塚市、嘉麻市、太宰府市、朝倉市、筑前町、八女市、柳川市、みやま市	20	7	行橋市、田川市、宗像市、福岡市、大野城市、東峰村、うきは市	18
鹿児島	3	3	鹿児島県、薩摩川内市、伊佐市	2	2	いちき串木野市、鹿児島市	5
合 計	82	61		42	28		89

第6章 地域社会を支える公共サービス改革の推進

1. 自治研中央推進委員会

(1) 第40年次第1回自治研中央推進委員会

2月10日、東京・自治労会館にて開催し、30県本部31人が参加した。協議・報告事項については以下の通り。

<協議事項>

- ① 各県本部における自治研活動の共有について
- ② 「月刊自治研」の販売促進と連載への協力依頼について
- ③ 地連ブロック単位での相互交流・活動推進と活性化支援策について
- ④ HP・SNSの活用について
- ⑤ 第4回UNDER35全国集会について
- ⑥ 第39回地方自治研究全国集会（静岡自治研）総括
- ⑦ 第40回地方自治研究全国集会について
- ⑧ その他

<報告事項>

- ① 自治研中央推進委員の登録状況
- ② 経過報告（(ア)本部の取り組み、(イ)各県報告）

(2) 月刊自治研2023年1月号タイアップ企画「若新雄純と考えるイマドキ仕事観」

1月14日、福井・正覚寺からウェブ開催し、78人が参加した。LINEのオープンチャットを活用して配信会場と参加者がリアルタイムにつながることで活発な意見交換ができた。

<別表6-1>

時間	タイトル
19:00	開会・趣旨説明 氷室 佐由里 政策局長
19:05	講演「おっしゃべりな仕事観」 若新 雄純 慶應大学特任准教授
19:40	トークセッション・オンライン意見交換 「『論破しない』で解決するあなたの中のモヤモヤ」 若新 雄純 慶應大学特任准教授 横井 直人 鯖江市職員労働組合 波多野 翼 越前市職員組合
20:30	まとめ・閉会

2. 自治研活動推進会議

(1) 第40年次第2回自治研活動推進会議

4月12日、東京・自治労会館からウェブ開催し、第40回地方自治研究全国集会にむけた協議を行った。

第7章 安心と信頼の社会保障制度改革の推進

1. 連合・社会保障関連の取り組み

(1) 第3回社会保障PT

2月14日、ウェブで開催し、「2023年度連合の重点政策（たたき台）」について協議を行った。その他、医療・介護フェスの開催、全世代型社会保障構築会議報告書に基づき、子ども財源の確保策について意見交換を行った。

(2) 第4回社会保障PT

4月3日、ウェブで開催し、「働き方に中立な社会保険制度等のあり方に関する連合の考え方（たたき台）」について報告を受けた。

(3) 第5回社会保障PT

4月24日、ウェブで開催し、子ども・子育て政策関連について協議を行った。

(4) 医療・福祉部門連絡会第2回事務局会議

3月6日、東京・UAゼンセン会館内において開催し、第1回医療・福祉部門連絡会および学習会の運営・進行、2024年度の取り組み内容とスケジュールについて協議を行った。

(5) 第1回医療・福祉部門連絡会

3月7日、東京・連合会館8階およびウェブで開催した。結城康博淑徳大学教授より「介護現場のこれから」と題した講演を受けるとともに、医療・福祉部門連絡会の登録構成組織と運営体制、取り組みスケジュール、医療・介護フェス2023の開催について確認した。

第8章 環境・平和・人権を確立する取り組み

1. 平和をつくる取り組み

(1) 改憲発議反対！ 軍拡やめろ！ いのちと暮らしを守れ！

1・19国会議員会館前行動

1月19日、衆議院議員会館前で、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会主催による集会が開催され約1,000人が参加した。集会で主催者は、岸田政権による「安保関連3文書」改定の閣議決定に抗議するとともに「私たちは、憲法9条の意義を忘れてはいけないと声をあげ続けよう」と訴え、通常国会を前に安保関連3文書の閣議決定の撤廃と、法案化に反対し取り組みを進めていくことを確認した。

(2) 軍拡やめろ！ 軍事費増やすな！ 増税反対！ 改憲発議反対！

辺野古新基地建設中止！ 統一協会癒着徹底追及！ いのちと暮らしを守れ！

1・23国会開会日行動

1月23日、衆議院議員会館前で、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会主催による集会が開催され約400人が参加した。集会で主催者は、安保関連3文書に関連し敵基地攻撃能力の保有や防衛予算の大幅引き上げを国会の議論なく閣議決定したことや、国会開会前に首相がアメリカを訪問し、敵基地攻撃能力の保有や防衛予算の拡大を報告するなど、戦争にむけた準備が進められていると訴えた。また、政府が、2021年の通常国会で廃案になった入管法改定とほぼ同じ内容の法案を、通常国会に提出することをめざしており、政府の低い難民認定率に改善策をとらない一方、難民申請者の送還を可能にし、迫害を受ける恐れがあるのに難民を本国に送り返す法案は今国会で廃案にしようと訴えた。

(3) 辺野古の海を埋めるな！ 沖縄の民意を日本の民意に！

請願署名を全国に広めよう！ 1・27「建白書」10年 日比谷野音集会

1月27日午後、東京・日比谷野外音楽堂で「止めよう！ 辺野古埋め立て」国会包囲実行委員会の主催で開かれ、小雨の中800人が参加した。

主催者は、「10年前のこの日、沖縄県のすべての41市町村長・市長村議会議長と県会議員が署名・捺印した『オスプレイの配備撤回・普天間飛行場の閉鎖・撤去と県内移設断念』を求める『建白書』を携え、日比谷野音集会、銀座デモを行った。翌日には安倍元首相に『建白書』を手渡したが、安倍元首相は数日後に沖縄で、予定通り基地建設をすると表明した。2019年2月に新基地建設をめぐる県民投票が行われ7割が反対したが、民意は無視されたまま新基地建設は強行された。引き続き新基地建設に反対していこう」とあいさつ。

玉城デニー知事のビデオメッセージが流され「新基地の県内移設は絶対にできない。命こそ一番大事であることを伝えていく。世界、日本の平和こそ原点である。未来を担う、希望を持てる沖縄をつくりだす」と決意表明があった。集会後、「辺野古新基地建設反対。玉城知事を支持しよう。基地反対署名を広めよう。沖縄の民意を日本の民意にしよう」と訴えながら、銀座・東京駅近くまでデモ行進を行った。

(4) 2023年北方領土返還要求全国大会

2月7日、大会実行委員会の主催により東京・国立劇場大劇場ホールで開催された。大会では、北方領土問題の解決にむけ、政府と国民が一体となり、これまで以上に国内外にむけ広範な役割を果たし、北方領土返還要求運動に取り組む意思統一を行った。最後に大会アピールを確認し大会を終了した。

(5) 建国記念の日を考える集会「証言から知る 関東大震災・朝鮮人虐殺事件」

2月11日午後、東京・連合会館で平和フォーラムが主催し150人が参加した。

はじめに主催者の藤本泰成共同代表があいさつし、「今年に関東大震災の朝鮮人虐殺事件から100年を迎える。日本政府は歴史の事実をしっかりと捉え直し、植民地支配の犠牲者に対して事実の発掘と謝罪をまっとうしなければならない」と訴えた。続いて、1983年製作の映画『隠された爪痕』（呉充功監督）を上映。1923年9月1日の関東大震災直後に起きた朝鮮人大量虐殺について、多くの証言を集めた貴重な記録映像に参加者は目を奪われていた。映画上映後に、一般社団法人「ほうせんか」理事の西崎雅夫さんが「証言から知る関東大震災・朝鮮人虐殺事件」と題して講演し、「今も『朝鮮人を殺せ!』といったヘイトスピーチがネット上で横行している。ウトロ地区では放火事件というヘイトクライムが実際に起きている。100年前の朝鮮人虐殺事件は決して過去の話ではない」と訴えた。

(6) 軍拡やめろ！ 軍事費増やすな！ 増税反対！ 改憲発議反対！

辺野古新基地建設中止！ 統一協会癒着徹底追及！ いのちと暮らしを守れ！

2・19国会議員会館前行動

2月19日午後、国会議員会館前で、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会主催による集会が開催され約1,300人が参加した。主催者があいさつし、敵基地攻撃能力をめぐる政府は、米国内から何基のトマホークミサイルを購入する予定なのかさえ国会で説明しないと強調し、「大軍拡予算の積算根拠も示さない。これでは納得がいかない」と述べた。

改憲問題対策法律家6団体連絡会事務局長の大江京子さんは、米国の戦争に日本が本格的に参戦するには、安保法制（戦争法）や安保3文書改定では不十分であり、「必ず9条改憲に踏み込んでくる」と指摘。これまで以上に改憲の動きに反対しようと訴えた。

(7) ロシアのウクライナ侵攻から1年 ウクライナに平和を！ 2・24日比谷野音集会

2月24日、日比谷野外音楽堂で開催され約1,000人が参加した。

主催者を代表してあいさつした、総がかり行動実行委員会の高田健共同代表は国際社会の批判を無視して侵略行為を続けるロシア政府に断固抗議すると表明。「平和を求める全世界の人たちと連帯しながら、即時停戦を求めて声をあげ続けよう」と述べた。

さまざまな立場の市民が発言し、ジャーナリストの志葉玲さんは、数日前までウクライナで取材していたが、病院の敷地や学校にミサイルが飛んできていたと報告、ロシア軍は戦争犯罪を繰り返しており、こうした暴挙は止めないといけないと訴えた。

集会終了後、ロシアのウクライナからの即時撤退を訴えて東京駅までデモ行進を行った。

(8) 軍拡やめろ！ 軍事費増やすな！ 増税反対！ 改憲発議反対！

いのちと暮らしを守れ！ 3・19国会議員会館前行動

3月19日、国会議員会館前で、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会主催により開催され1,000人が参加した。集会で主催者は、「毎週開かれている憲法審査会ではウクライナ情勢を口実に、緊急事態条項そしてとうとう憲法第9条まで議論を進めようとしている。戦争する国にしないた

め、街に出て、大軍拡・大増税反対の意思表示をしていこう」と訴えた。各野党代表のあいさつの後、今後の行動の提起があり、参加者一同で確認した。

(9) 軍拡やめろ！ 軍事費増やすな！ 増税反対！ 改憲発議反対！

いのちと暮らしを守れ！ 4・19国会議員会館前行動

4月19日、国会議員会館前で、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会主催により開催され1,100人が参加した。

野党代表のあいさつに続き、主催者が、岸田政権は「国家安全保障戦略」など「安保3文書」の閣議決定によって、「敵基地攻撃能力」の保有と5年間で43兆円規模の防衛費増大、そのための大増税の方針を明らかにした。広範な市民の力を結集し岸田政権を退陣に追い込もうと訴えた。その後、今後の行動が提起され確認された。

(10) 連合「第94回中央メーデーポスター図案公募」について

連合が募集した第94回中央メーデーの図案募集の取り組みを各県本部に対し周知した。その結果、1県本部より2件の応募があった。

2. 核兵器廃絶・脱原発社会実現の取り組み

(1) 自治労原爆被爆者連絡協議会第1回幹事会

2月19日、広島国際会議場会議室で開催し、①被爆80年の総会にむけた具体的な準備、②2024年度総会の開催について協議し、2024年度総会については、8月9日に長崎県本部で開催することを確認した。

(2) 被災69周年3・1ビキニデー全国集会

3月1日、静岡市民文化会館で集会実行委員会の主催により開催された。主催者あいさつ、地元・静岡県平和・国民運動センターの福井会長のあいさつが行われた後、東京都立第5福竜丸展示館学芸員の市田真理さんによる、「ビキニ事件70周年をまえに被爆の実相を見つめなおす」をテーマとした講演が行われた。最後に集会アピールが採択された。

(3) グリーントランスフォーメーション（GX）政策学習会

3月15日、グリーントランスフォーメーション（GX）政策学習会をウェブ方式で開催し、22県本部26人が参加した。原子力資料情報室の松久保肇事務局長が、「なぜ脱原発する必要があるのか」をテーマに講演を行い、政府のGX政策の矛盾点や原子力発電の危険性などについて学習した。

(4) 2023原発のない福島を！ 県民大集会

3月19日、福島市・パルセ飯坂で開催され900人が参加した。集会実行委員長のあいさつにつづき、「ALPS処理水を海洋放出させない」情報の発信等の訴えの後、最後に、福島で原子力発電所事故がなかったかのような政府の原発回帰政策を批判する県民大集会アピールを採択した。

(5) 3・21さようなら原発全国集会

3月21日、東京・代々木公園で、さようなら原発一千万署名市民の会の呼びかけにより、3・21さようなら原発全国集会が開催され4,700人が参加した。

岸田政権は今国会で、原発の新規建設や60年を超える運転を認めることを盛り込んだ「GX（グリー

ントランスフォーメーション) 脱炭素電源法案」の成立をめざしているが、ルポライターの鎌田慧さんは「原発がクリーンエネルギーというのはうそだ」と岸田政権を批判した。福島県の市民団体「これ以上海を汚すな！ 市民会議」の佐藤和良共同代表は「原発回帰は福島の事故をなかったことにすることで許されない」と訴えた。

集会後、都内2コースに分かれデモ行進を行い、道行く人に政府の原子力発電回帰政策の危険性などを訴えた。

3. 環境問題の取り組み

(1) ノーモア・ミナマタ近畿第2次国賠訴訟の公正判決を求める団体署名の取り組み

2022年11月から取り組み、1月25日を集約日とした標記団体署名について、726団体の署名を集約した。

<別表8-1>

ノーモア・ミナマタ近畿第2次国賠訴訟の「公正判決を求める」団体署名

2023. 1. 25現在

県本部	署名団体数	県本部	署名団体数	県本部	署名団体数
北海道	92	富山	34	山口	
青森	20	石川		香川	
岩手		福井		徳島	25
宮城		静岡		愛媛	7
秋田	8	愛知	15	高知	37
山形	39	岐阜		福岡	
福島		三重	28	佐賀	30
新潟		滋賀		長崎	
群馬	25	京都	7	大分	23
栃木		奈良		宮崎	
茨城	7	和歌山	9	熊本	
埼玉		大阪		鹿児島	32
東京	74	兵庫	23	沖縄	11
千葉	11	岡山	9	社保労連	4
神奈川	11	広島	93	本部	2
山梨	9	鳥取	21	計	726
長野		島根	20		

4. 人権を守り共生社会を実現する取り組み

(1) 難民を虐げ、在留資格のない人の命を危うくする入管法改正に反対する署名の取り組み

2月から取り組み、3月27日を集約日として取り組み、4月25日現在、140,970筆の署名を集約した。

<別表 8-2>

難民を虐げ、在留資格のない人の命を危うくする入管法改正に反対する署名

2023. 4. 25現在

県本部	署名筆数	県本部	署名筆数	県本部	署名筆数
北海道		富山		山口	オンライン署名に取り組んだ。
青森	648	石川		香川	
岩手	871	福井	1,284	徳島	2,139
宮城		静岡		愛媛	594
秋田	1,539	愛知	4,882	高知	2,615
山形	3,546	岐阜	1,765	福岡	8,605
福島		三重	4,333	佐賀	4,763
新潟		滋賀	1,037	長崎	
群馬	3,321	京都	2,603	大分	6,150
栃木	4,620	奈良	155	宮崎	3,105
茨城	1,112	和歌山	586	熊本	2,442
埼玉	960	大阪	7,803	鹿児島	4,850
東京	7,544	兵庫	2,498	沖縄	426
千葉	995	岡山	862	社保労連	5,749
神奈川	8,552	広島	20,679	本部	202
山梨	2,083	鳥取	9,854	計	140,970
長野		島根	5,198		

第9章 政策実現にむけた政治活動の推進

1. 協力国会議員団会議

(1) 協力国会議員団会議の開催

1月27日、東京・衆議院議員会館で開催し、協力国会議員団より18人（衆議院議員13人、参議院議員5人）が参加した。自治労からは川本委員長をはじめ四役と各総合局長などが参加した。

会議では、①会計年度任用職員に対する勤勉手当支給（地方自治法の改正）について、②政府予算案、地方財政およびデジタル関連法案等について、③「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」について、④福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案等について、⑤新型コロナウイルス感染症の感染症分類見直しについて、⑥国立健康危機管理研究機構（仮称）について、⑦地域公共交通の再生等に関わる課題についてなど、通常国会や自治労にとって重要な課題について意見交換を行った。

2. 全日本分権自治フォーラム

(1) 全日本分権自治フォーラム第15回政策研究会

4月27日、東京・参議院議員会館で全日本分権自治フォーラム第15回政策研究会が開催され、国会議員35人（衆議院議員21人、参議院議員14人）が参加した。自治労からは、青木副委員長らが参加した。「GX・地球環境問題への対応と地域政策」をテーマに、全日本分権自治フォーラム政策研究会座長である片山善博大正大学教授が、現状と課題提起を行い、参加者による意見交換が行われた。

3. 衆議院・参議院補欠選挙結果

<別表9-1>

衆議院・参議院補欠選挙結果

2023年4月23日執行

【参議院議員補欠選挙】

No.	選挙区	候補者名	推薦区部	政党	期数	得票	当落
1	大分県	吉田忠智	組織内	立憲民主党	前2	195,781 (50.0%)	惜

【衆議院議員補欠選挙】

No.	選挙区	候補者名	推薦区部	政党	期数	得票	当落
1	千葉5区	矢崎堅太郎	一般推薦	立憲民主党	新人	45,635 (27.6%)	惜
2	山口2区	平岡秀夫	一般推薦	無所属	元5	55,601 (47.5%)	惜
3	山口4区	有田芳生	一般推薦	立憲民主党	新人	25,595 (31.3%)	惜

4. 第20回統一自治体選挙結果

<別表9-2>

第20回統一自治体選挙（2023）結果総括表

(合計)

	立候補者数	当選者数	落選者数	当選率
道府県議	95	78	17	82.1%
政令市議	21	15	6	71.4%
市長	3	2	1	66.7%
町村長	3	3	0	100.0%
市議区議	126	115	11	91.3%
町村議	20	20	0	100.0%
合計	268	233	35	86.9%

(組織内)

	立候補者数	当選者数	落選者数	当選率
道府県議	82	67	15	81.7%
政令市議	17	13	4	76.5%
市長	3	2	1	66.7%
町村長	3	3	0	100.0%
市議区議	109	99	10	90.8%
町村議	20	20	0	100.0%
合計	234	204	30	87.2%

(政策協力)

	立候補者数	当選者数	落選者数	当選率
道府県議	13	11	2	84.6%
政令市議	4	2	2	50.0%
市長	—	—	—	—
町村長	—	—	—	—
市議区議	17	16	1	94.1%
町村議	—	—	—	—
合計	34	29	5	85.3%

※当選率…立候補者数に対する当選者数の比率

<別表9-3>

第20回統一自治体選挙（2023）結果総括表（都道府県別）

県本部	立候補者数								合計	当選者数								合計
	組織内				政策協力					組織内				政策協力				
	道府 県議	政令 市議	市町 村長	市町 村議	道府 県議	政令 市議	市町 村長	市町 村議		道府 県議	政令 市議	市町 村長	市町 村議	道府 県議	政令 市議	市町 村長	市町 村議	
北海道	12	3	6	34	0	0	0	0	55	9	2	5	33	0	0	0	0	49
青森	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	1	0	0	2	5	0	0	0	8	1	0	0	2	4	0	0	0	7
山形	1	0	0	10	0	0	0	0	11	1	0	0	9	0	0	0	0	10
福島	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
新潟	2	0	0	3	1	0	0	1	7	2	0	0	3	1	0	0	1	7
群馬	1	0	0	3	0	0	0	0	4	1	0	0	3	0	0	0	0	4
栃木	2	0	0	3	2	0	0	0	7	1	0	0	3	2	0	0	0	6
茨城	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	3
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
東京	0	0	0	8	0	0	0	4	12	0	0	0	5	0	0	0	4	9
千葉	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2
神奈川	0	2	0	3	0	0	0	0	5	0	2	0	3	0	0	0	0	5
山梨	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2
長野	3	0	0	2	0	0	0	0	5	2	0	0	2	0	0	0	0	4
富山	4	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	3
石川	1	0	0	2	0	0	0	0	3	1	0	0	2	0	0	0	0	3
福井	2	0	0	1	0	0	0	1	4	2	0	0	1	0	0	0	1	4
静岡	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2
愛知	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1
岐阜	2	0	0	6	0	0	0	0	8	1	0	0	5	0	0	0	0	6
三重	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3
滋賀	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
京都	2	0	0	1	0	1	0	2	6	0	0	0	1	0	0	0	2	3
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
大阪	0	3	0	5	0	1	0	1	10	0	1	0	3	0	1	0	1	6
兵庫	3	3	0	3	1	0	0	0	10	3	3	0	2	1	0	0	0	9
岡山	1	0	0	2	1	0	0	0	4	1	0	0	2	1	0	0	0	4
広島	2	1	0	3	0	0	0	0	6	2	1	0	3	0	0	0	0	6
鳥取	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
島根	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4
山口	3	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	2
香川	2	0	0	2	1	0	0	3	8	2	0	0	2	0	0	0	3	7
徳島	2	0	0	1	0	0	0	0	3	2	0	0	1	0	0	0	0	3
愛媛	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
高知	2	0	0	2	0	0	0	0	4	1	0	0	1	0	0	0	0	2
福岡	4	0	0	5	0	1	0	0	10	3	0	0	5	0	0	0	0	8
佐賀	1	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	2
長崎	1	0	0	4	1	0	0	0	6	1	0	0	4	1	0	0	0	6
大分	6	0	0	8	0	0	0	0	14	5	0	0	8	0	0	0	0	13
宮崎	3	0	0	6	0	0	0	4	13	3	0	0	6	0	0	0	3	12
熊本	1	3	0	1	0	0	0	0	5	1	2	0	1	0	0	0	0	4
鹿児島	4	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	3
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	82	17	6	129	13	4	0	17	268	67	13	5	119	11	2	0	16	233

*特別区議は市町村議の数に含む

<別表 9 - 4 >

統一自治体選挙にかかる自治労組織内・政策協力候補当落一覧表

No.	県名	自治体名	選挙種別	候補者名	性別	所属政党	現職 新人	組織区分	年齢	当落
1	北海道	砂川市	首長	飯澤明彦	男	無所属	新人	組織内	61	当
2	北海道	赤平市	首長	畠山渉	男	無所属	現職	組織内	55	当
3	北海道	室蘭市	首長	小田中稔	男	無所属	新人	組織内	59	惜
4	北海道	京極町	首長	佐古岡秀徳	男	無所属	新人	組織内	49	当
5	北海道	足寄町	首長	渡辺俊一	男	無所属	現職	組織内	67	当
6	北海道	音威子府村	首長	遠藤貴幸	男	無所属	新人	組織内	47	当
7	北海道	北海道	議会議員	広田まゆみ	女	立憲民主党	現職	組織内	59	当
8	北海道	北海道	議会議員	北口雄幸	男	立憲民主党	現職	組織内	66	当
9	北海道	北海道	議会議員	鈴木仁志	男	立憲民主党	新人	組織内	63	当
10	北海道	北海道	議会議員	沖田清志	男	立憲民主党	現職	組織内	59	当
11	北海道	北海道	議会議員	稲村久男	男	立憲民主党	現職	組織内	67	当
12	北海道	北海道	議会議員	高橋亨	男	立憲民主党	現職	組織内	69	当
13	北海道	北海道	議会議員	笹田浩	男	立憲民主党	現職	組織内	62	当
14	北海道	北海道	議会議員	小岩均	男	立憲民主党	現職	組織内	63	惜
15	北海道	北海道	議会議員	武田浩光	男	立憲民主党	現職	組織内	63	当
16	北海道	北海道	議会議員	松本将門	男	立憲民主党	現職	組織内	53	惜
17	北海道	北海道	議会議員	壬生勝則	男	立憲民主党	現職	組織内	55	惜
18	北海道	北海道	議会議員	鈴木一磨	男	無所属	現職	組織内	51	当
19	北海道	札幌市	議会議員	村上裕子	女	立憲民主党	現職	組織内	67	当
20	北海道	札幌市	議会議員	岩崎道郎	男	立憲民主党	現職	組織内	50	惜
21	北海道	札幌市	議会議員	漆原直子	女	立憲民主党	現職	組織内	56	当
22	北海道	函館市	議会議員	斉藤佐知子	女	立憲民主党	現職	組織内	64	当
23	北海道	函館市	議会議員	道畑克雄	男	立憲民主党	現職	組織内	61	当
24	北海道	函館市	議会議員	福島恭二	男	立憲民主党	現職	組織内	83	当
25	北海道	室蘭市	議会議員	伊藤勉	男	立憲民主党	新人	組織内	42	当
26	北海道	苫小牧市	議会議員	小山征三	男	立憲民主党	現職	組織内	66	当
27	北海道	苫小牧市	議会議員	岩田薫	男	立憲民主党	現職	組織内	64	当
28	北海道	苫小牧市	議会議員	佐々木修司	男	立憲民主党	現職	組織内	53	当
29	北海道	旭川市	議会議員	高木啓尊	男	立憲民主党	現職	組織内	58	当
30	北海道	帯広市	議会議員	岡坂忠志	男	立憲民主党	新人	組織内	58	当
31	北海道	網走市	議会議員	山田庫司郎	男	立憲民主党	現職	組織内	71	当
32	北海道	滝川市	議会議員	荒木文一	男	無所属	現職	組織内	61	当
33	北海道	砂川市	議会議員	鈴木伸之	男	立憲民主党	新人	組織内	58	当
34	北海道	砂川市	議会議員	是枝貴裕	男	立憲民主党	新人	組織内	53	当
35	北海道	名寄市	議会議員	高野美枝子	女	無所属	現職	組織内	70	当
36	北海道	名寄市	議会議員	倉澤宏	男	無所属	現職	組織内	53	当
37	北海道	小樽市	議会議員	中村誠吾	男	立憲民主党	現職	組織内	65	当
38	北海道	北広島市	議会議員	小田島雅博	男	立憲民主党	現職	組織内	68	当
39	北海道	北広島市	議会議員	桜井芳信	男	立憲民主党	現職	組織内	66	当
40	北海道	江別市	議会議員	佐々木聖子	女	立憲民主党	現職	組織内	65	当
41	北海道	留萌市	議会議員	芳賀博康	男	無所属	現職	組織内	65	惜
42	北海道	恵庭市	議会議員	澁谷敏明	男	立憲民主党	現職	組織内	66	当
43	北海道	稚内市	議会議員	中村公博	男	無所属	現職	組織内	68	当
44	北海道	倶知安町	議会議員	笠原啓仁	男	無所属	現職	組織内	61	当
45	北海道	新得町	議会議員	長野章	男	立憲民主党	現職	組織内	73	当
46	北海道	浦河町	議会議員	飯田美和子	女	立憲民主党	現職	組織内	56	当

No.	県名	自治体名	選挙種別	候補者名	性別	所属政党	現職 新人	組織区分	年齢	当落
47	北海道	京極町	議会議員	中村厚子	女	無所属	現職	組織内	62	当
48	北海道	七飯町	議会議員	川上弘一	男	無所属	現職	組織内	68	当
49	北海道	足寄町	議会議員	多治見亮一	男	無所属	現職	組織内	67	当
50	北海道	上士幌町	議会議員	早坂清光	男	無所属	現職	組織内	68	当
51	北海道	上士幌町	議会議員	斉藤明宏	男	無所属	現職	組織内	66	当
52	北海道	長万部町	議会議員	村川毅	男	無所属	現職	組織内	69	当
53	北海道	洞爺湖町	議会議員	石川邦子	女	無所属	現職	組織内	63	当
54	北海道	美瑛町	議会議員	保田仁	男	無所属	現職	組織内	64	当
55	北海道	羽幌町	議会議員	村上雄也	男	立憲民主党	新人	組織内	42	当
56	青森	弘前市	議会議員	赤平泰衛	男	立憲民主党	新人	組織内	63	当
57	青森	七戸町	議会議員	岡村茂雄	男	立憲民主党	現職	組織内	74	当
58	秋田	秋田県	議会議員	薄井司	男	立憲民主党	現職	組織内	62	当
59	秋田	秋田県	議会議員	石田寛	男	立憲民主党	現職	政策協力	76	当
60	秋田	秋田県	議会議員	櫻田憂子	女	立憲民主党	新人	政策協力	60	当
61	秋田	秋田県	議会議員	加藤麻里	女	無所属	現職	政策協力	65	当
62	秋田	秋田県	議会議員	小原正晃	男	立憲民主党	現職	政策協力	46	当
63	秋田	秋田県	議会議員	岡見善人	男	立憲民主党	新人	政策協力	59	惜
64	秋田	大館市	議会議員	岩本裕司	男	立憲民主党	現職	組織内	69	当
65	秋田	大館市	議会議員	工藤賢一	男	立憲民主党	新人	組織内	59	当
66	山形	山形県	議会議員	高橋啓介	男	立憲民主党	現職	組織内	70	当
67	山形	山形市	議会議員	遠藤吉久	男	立憲民主党	現職	組織内	67	当
68	山形	山形市	議会議員	佐藤秀明	男	無所属	現職	組織内	68	惜
69	山形	山形市	議会議員	小田賢嗣	男	無所属	現職	組織内	51	当
70	山形	山形市	議会議員	高橋康輔	男	立憲民主党	新人	組織内	46	当
71	山形	上山市	議会議員	枝松直樹	男	立憲民主党	現職	組織内	67	当
72	山形	寒河江市	議会議員	渡邊賢一	男	立憲民主党	現職	組織内	60	当
73	山形	米沢市	議会議員	小久保広信	男	無所属	現職	組織内	63	当
74	山形	米沢市	議会議員	太田克典	男	無所属	現職	組織内	63	当
75	山形	新庄市	議会議員	八畝長一	男	無所属	現職	組織内	75	当
76	山形	新庄市	議会議員	鈴木啓太	男	無所属	新人	組織内	36	当
77	福島	南会津町	議会議員	渡部訓正	男	立憲民主党	現職	組織内	69	当
78	新潟	新潟県	議会議員	樋口秀敏	男	無所属	現職	組織内	61	当
79	新潟	新潟県	議会議員	牧田正樹	男	無所属	新人	組織内	58	当
80	新潟	新潟県	議会議員	笠原晴彦	男	無所属	新人	政策協力	53	当
81	新潟	柏崎市	議会議員	佐藤正典	男	無所属	現職	組織内	57	当
82	新潟	新発田市	議会議員	小坂博司	男	無所属	現職	組織内	69	当
83	新潟	長岡市	議会議員	五十嵐良一	男	無所属	現職	組織内	64	当
84	新潟	小千谷市	議会議員	駒井和彦	男	無所属	現職	政策協力	61	当
85	群馬	群馬県	議会議員	後藤克己	男	立憲民主党	現職	組織内	49	当
86	群馬	高崎市	議会議員	林恒徳	男	立憲民主党	現職	組織内	55	当
87	群馬	高崎市	議会議員	荒木征二	男	立憲民主党	現職	組織内	50	当
88	群馬	桐生市	議会議員	周藤雅彦	男	立憲民主党	現職	組織内	59	当
89	栃木	栃木県	議会議員	松井正一	男	立憲民主党	現職	組織内	57	当
90	栃木	栃木県	議会議員	加藤正一	男	立憲民主党	現職	組織内	61	惜
91	栃木	栃木県	議会議員	小池篤史	男	立憲民主党	現職	政策協力	46	当
92	栃木	栃木県	議会議員	土屋晃子	女	立憲民主党	新人	政策協力	55	当
93	栃木	宇都宮市	議会議員	郷間康久	男	無所属	現職	組織内	61	当
94	栃木	小山市	議会議員	直井一博	男	無所属	新人	組織内	46	当
95	栃木	足利市	議会議員	吉田晴信	男	立憲民主党	現職	組織内	66	当

No.	県名	自治体名	選挙種別	候補者名	性別	所属政党	現職 新人	組織区分	年齢	当落
96	茨城	水戸市	議会議員	萩谷慎一	男	立憲民主党	現職	組織内	60	当
97	茨城	石岡市	議会議員	岡野孝男	男	立憲民主党	現職	組織内	74	当
98	茨城	鹿嶋市	議会議員	菅谷毅	男	立憲民主党	現職	組織内	64	当
99	埼玉	越谷市	議会議員	土屋来夢	女	立憲民主党	新人	政策協力	29	当
100	東京	千代田区	議会議員	小枝すみ子	女	無所属	現職	組織内	59	当
101	東京	新宿区	議会議員	小野裕次郎	男	立憲民主党	現職	組織内	51	当
102	東京	新宿区	議会議員	山口薫	女	立憲民主党	新人	政策協力	45	当
103	東京	北区	議会議員	大畑修	男	立憲民主党	現職	組織内	69	惜
104	東京	豊島区	議会議員	和賀井哲代	女	無所属	現職	組織内	70	惜
105	東京	荒川区	議会議員	河内ひとみ	女	無所属	現職	組織内	62	惜
106	東京	八王子市	議会議員	森ヨシヒコ	男	無所属	現職	組織内	42	当
107	東京	調布市	議会議員	さかきばら登志子	女	立憲民主党	現職	政策協力	52	当
108	東京	国分寺市	議会議員	星いつろう	男	立憲民主党	現職	組織内	51	当
109	東京	東久留米市	議会議員	間宮みき	女	無所属	現職	組織内	60	当
110	東京	小平市	議会議員	中江美和	女	立憲民主党	現職	政策協力	43	当
111	東京	府中市	議会議員	にしみや幸一	男	立憲民主党	新人	政策協力	57	当
112	千葉	千葉県	議会議員	網中肇	男	立憲民主党	現職	組織内	50	当
113	千葉	千葉市	議会議員	三瓶輝枝	女	立憲民主党	現職	組織内	68	当
114	神奈川	川崎市	議会議員	堀添健	男	立憲民主党	現職	組織内	60	当
115	神奈川	川崎市	議会議員	長谷川智一	男	立憲民主党	新人	組織内	50	当
116	神奈川	藤沢市	議会議員	大矢徹	男	無所属	現職	組織内	57	当
117	神奈川	茅ヶ崎市	議会議員	岸正明	男	無所属	現職	組織内	61	当
118	神奈川	葉山町	議会議員	中村和雄	男	立憲民主党	現職	組織内	81	当
119	山梨	甲府市	議会議員	萩原隆宏	男	無所属	現職	組織内	56	当
120	山梨	甲府市	議会議員	鈴木篤	男	無所属	現職	組織内	65	当
121	長野	長野県	議会議員	荒井武志	男	立憲民主党	現職	組織内	71	当
122	長野	長野県	議会議員	中川博司	男	無所属	現職	組織内	64	当
123	長野	長野県	議会議員	池田清	男	立憲民主党	現職	組織内	68	惜
124	長野	松本市	議会議員	横内裕治	男	無所属	現職	組織内	68	当
125	長野	辰野町	議会議員	向山光	男	無所属	現職	組織内	64	当
126	富山	富山県	議会議員	菅沢裕明	男	立憲民主党	現職	組織内	81	当
127	富山	富山県	議会議員	井加田まり	女	立憲民主党	現職	組織内	71	当
128	富山	富山県	議会議員	岡崎信也	男	立憲民主党	現職	組織内	62	当
129	富山	富山県	議会議員	澤村理	男	立憲民主党	新人	組織内	59	惜
130	石川	石川県	議会議員	打出喜代文	男	無所属	現職	組織内	41	当
131	石川	野々市市	議会議員	西本政之	男	無所属	現職	組織内	58	当
132	石川	志賀町	議会議員	堂下健一	男	無所属	現職	組織内	68	当
133	福井	福井県	議会議員	野田哲生	男	立憲民主党	現職	組織内	50	当
134	福井	福井県	議会議員	三田村輝士	男	立憲民主党	新人	組織内	67	当
135	福井	福井市	議会議員	村田耕一	男	無所属	現職	組織内	58	当
136	福井	福井市	議会議員	酒井良樹	男	無所属	現職	政策協力	59	当
137	静岡	浜松市	議会議員	斉藤晴明	男	無所属	現職	組織内	67	当
138	静岡	静岡県	議会議員	杉山淳	男	立憲民主党	現職	組織内	60	当
139	愛知	愛知県	議会議員	安藤敏毅	男	立憲民主党	現職	組織内	65	惜
140	愛知	名古屋市	議会議員	服部将也	男	立憲民主党	現職	政策協力	54	当
141	岐阜	岐阜市	議会議員	富田耕二	男	無所属	現職	組織内	57	当
142	岐阜	関市	議会議員	土屋雅義	男	無所属	現職	組織内	63	当
143	岐阜	多治見市	議会議員	石田浩司	男	無所属	現職	組織内	61	当
144	岐阜	高山市	議会議員	小井戸真人	男	無所属	現職	組織内	58	当

No.	県名	自治体名	選挙種別	候補者名	性別	所属政党	現職 新人	組織区分	年齢	当落
145	岐阜	岐阜県	議会議員	渡辺嘉山	男	立憲民主党	現職	組織内	65	当
146	岐阜	岐阜県	議会議員	林幸広	男	無所属	現職	組織内	70	惜
147	岐阜	岐阜市	議会議員	服部学	男	立憲民主党	新人	組織内	51	惜
148	岐阜	関市	議会議員	林裕之	男	無所属	現職	組織内	53	当
149	三重	三重県	議会議員	舟橋裕幸	男	無所属	現職	組織内	68	当
150	三重	三重県	議会議員	田中智也	男	無所属	現職	組織内	57	当
151	三重	三重県	議会議員	森野真治	男	無所属	現職	組織内	53	当
152	滋賀	滋賀県	議会議員	今江政彦	男	立憲民主党	現職	組織内	68	当
153	京都	京都府	議会議員	平井斉己	男	立憲民主党	現職	組織内	57	惜
154	京都	京都府	議会議員	山本篤志	男	立憲民主党	現職	組織内	52	惜
155	京都	京都市	議会議員	坂巻譲理	男	立憲民主党	新人	政策協力	47	惜
156	京都	宇治市	議会議員	西川友康	男	立憲民主党	現職	政策協力	43	当
157	京都	八幡市	議会議員	福田佐世子	女	無所属	現職	政策協力	53	当
158	京都	木津川市	議会議員	福井平和	男	無所属	現職	組織内	68	当
159	和歌山	和歌山県	議会議員	谷口和樹	男	立憲民主党	現職	政策協力	51	当
160	大阪	大阪市	議会議員	表西貴文	男	立憲民主党	新人	組織内	53	惜
161	大阪	堺市	議会議員	西哲史	男	無所属	現職	組織内	45	当
162	大阪	堺市	議会議員	池田一紗	女	無所属	新人	組織内	44	惜
163	大阪	堺市	議会議員	渕上猛志	男	無所属	現職	政策協力	53	当
164	大阪	豊中市	議会議員	大石利彦	男	立憲民主党	現職	組織内	43	惜
165	大阪	豊中市	議会議員	垂水剛	男	無所属	新人	組織内	56	惜
166	大阪	高槻市	議会議員	吉田錦司	男	無所属	新人	組織内	43	当
167	大阪	四条畷市	議会議員	島弘一	男	無所属	現職	組織内	69	当
168	大阪	枚方市	議会議員	奥野みか	女	立憲民主党	現職	組織内	58	当
169	大阪	泉大津市	議会議員	野田悦子	女	立憲民主党	現職	政策協力	64	当
170	兵庫	兵庫県	議会議員	黒田一美	男	立憲民主党	現職	組織内	68	当
171	兵庫	兵庫県	議会議員	上野英一	男	無所属	現職	組織内	69	当
172	兵庫	兵庫県	議会議員	橋本成年	男	立憲民主党	新人	組織内	47	当
173	兵庫	兵庫県	議会議員	北上哲仁	男	無所属	現職	政策協力	51	当
174	兵庫	神戸市	議会議員	伊藤めぐみ	女	立憲民主党	現職	組織内	53	当
175	兵庫	神戸市	議会議員	横畑和幸	男	立憲民主党	現職	組織内	51	当
176	兵庫	神戸市	議会議員	加地幸夫	男	立憲民主党	現職	組織内	52	当
177	兵庫	宝塚市	議会議員	梶川みさお	男	社会民主党	現職	組織内	67	当
178	兵庫	明石市	議会議員	吉田秀夫	男	無所属	現職	組織内	64	惜
179	兵庫	三木市	議会議員	西垣弘志	男	無所属	新人	組織内	60	当
180	岡山	岡山県	議会議員	高原俊彦	男	立憲民主党	現職	組織内	60	当
181	岡山	岡山県	議会議員	小原なおみ	女	無所属	新人	政策協力	46	当
182	岡山	津山市	議会議員	秋久憲司	男	立憲民主党	現職	組織内	71	当
183	岡山	津山市	議会議員	丸尾勝	男	無所属	新人	組織内	60	当
184	広島	広島県	議会議員	鷹廣純	男	立憲民主党	現職	組織内	48	当
185	広島	広島県	議会議員	的場豊	男	立憲民主党	現職	組織内	57	当
186	広島	広島市	議会議員	若林新三	男	立憲民主党	現職	組織内	67	当
187	広島	尾道市	議会議員	松原正侍	男	無所属	新人	組織内	50	当
188	広島	呉市	議会議員	山本良二	男	無所属	現職	組織内	62	当
189	広島	東広島市	議会議員	石原賢治	男	立憲民主党	現職	組織内	72	当
190	鳥取	鳥取県	議会議員	伊藤保	男	立憲民主党	現職	組織内	70	当
191	島根	島根県	議会議員	角智子	女	立憲民主党	現職	組織内	68	当
192	島根	島根県	議会議員	白石恵子	女	立憲民主党	現職	組織内	73	当
193	島根	島根県	議会議員	須山隆	男	立憲民主党	現職	組織内	61	当

No.	県名	自治体名	選挙種別	候補者名	性別	所属政党	現職 新人	組織区分	年齢	当落
194	島根	島根県	議会議員	岸道三	男	立憲民主党	新人	組織内	58	当
195	山口	山口県	議会議員	中嶋光雄	男	無所属	現職	組織内	76	当
196	山口	山口県	議会議員	小田村克彦	男	立憲民主党	現職	組織内	63	当
197	山口	山口県	議会議員	豊村雄二	男	無所属	新人	組織内	54	惜
198	香川	香川県	議会議員	森裕行	男	立憲民主党	現職	組織内	66	当
199	香川	香川県	議会議員	米田晴彦	男	立憲民主党	現職	組織内	64	当
200	香川	香川県	議会議員	大西智晴	男	立憲民主党	新人	政策協力	60	惜
201	香川	高松市	議会議員	造田正彦	男	立憲民主党	現職	政策協力	66	当
202	香川	高松市	議会議員	山西朋子	女	立憲民主党	新人	組織内	58	当
203	香川	さぬき市	議会議員	多田雄平	男	社会民主党	現職	政策協力	42	当
204	香川	東かがわ市	議会議員	大藪雅史	男	立憲民主党	現職	政策協力	69	当
205	香川	三木町	議会議員	小島重俊	男	立憲民主党	現職	組織内	71	当
206	徳島	徳島県	議会議員	庄野昌彦	男	立憲民主党	現職	組織内	65	当
207	徳島	徳島県	議会議員	竹内義了	男	無所属	新人	組織内	61	当
208	徳島	徳島市	議会議員	加村祐志	男	立憲民主党	現職	組織内	61	当
209	愛媛	愛媛県	議会議員	石川稔	男	社会民主党	現職	組織内	67	当
210	愛媛	愛媛県	議会議員	菅森実	女	立憲民主党	現職	組織内	45	当
211	高知	高知県	議会議員	坂本茂雄	男	無所属	現職	組織内	68	当
212	高知	高知県	議会議員	石井孝	男	無所属	現職	組織内	50	惜
213	高知	高知市	議会議員	岡崎邦子	女	無所属	現職	組織内	73	当
214	高知	高知市	議会議員	田内健一	男	無所属	新人	組織内	57	惜
215	福岡	福岡県	議会議員	嘉村薫	女	立憲民主党	新人	組織内	55	当
216	福岡	福岡県	議会議員	畑中茂広	男	立憲民主党	現職	組織内	71	惜
217	福岡	福岡県	議会議員	原中誠志	男	立憲民主党	現職	組織内	64	当
218	福岡	福岡県	議会議員	豊福るみ子	女	立憲民主党	新人	組織内	56	当
219	福岡	福岡市	議会議員	宮浦寛	男	立憲民主党	現職	政策協力	57	惜
220	福岡	大牟田市	議会議員	森田義孝	男	無所属	現職	組織内	64	当
221	福岡	大牟田市	議会議員	奥村橋倫	男	立憲民主党	新人	組織内	50	当
222	福岡	筑後市	議会議員	富安伸志	男	立憲民主党	現職	組織内	65	当
223	福岡	八女市	議会議員	川口誠二	男	無所属	現職	組織内	63	当
224	福岡	飯塚市	議会議員	田中武春	男	立憲民主党	現職	組織内	64	当
225	佐賀	佐賀県	議会議員	徳光清孝	男	立憲民主党	現職	組織内	65	当
226	佐賀	基山町	議会議員	重松一徳	男	立憲民主党	現職	組織内	67	当
227	長崎	長崎県	議会議員	坂本浩	男	社会民主党	現職	組織内	64	当
228	長崎	長崎県	議会議員	堤典子	女	社会民主党	現職	政策協力	65	当
229	長崎	長崎市	議会議員	中里泰則	男	社会民主党	現職	組織内	62	当
230	長崎	佐世保市	議会議員	古家勉	男	社会民主党	現職	組織内	72	当
231	長崎	佐世保市	議会議員	永田秀人	男	社会民主党	現職	組織内	56	当
232	長崎	大村市	議会議員	水上享	男	無所属	現職	組織内	72	当
233	大分	大分県	議会議員	守永信幸	男	立憲民主党	現職	組織内	60	当
234	大分	大分県	議会議員	木田昇	男	無所属	現職	組織内	55	当
235	大分	大分県	議会議員	羽野武男	男	立憲民主党	現職	組織内	66	惜
236	大分	大分県	議会議員	二ノ宮健治	男	無所属	現職	組織内	75	当
237	大分	大分県	議会議員	成迫健児	男	無所属	現職	組織内	38	当
238	大分	大分県	議会議員	若山雅敏	男	無所属	新人	組織内	63	当
239	大分	中津市	議会議員	大塚正俊	男	無所属	現職	組織内	61	当
240	大分	別府市	議会議員	加藤信康	男	無所属	現職	組織内	63	当
241	大分	津久見市	議会議員	野田和廣	男	無所属	新人	組織内	61	当
242	大分	日田市	議会議員	井上正一郎	男	立憲民主党	現職	組織内	69	当

No.	県名	自治体名	選挙種別	候補者名	性別	所属政党	現職 新人	組織区分	年齢	当落
243	大分	日田市	議会議員	梶原 信幸	男	立憲民主党	現職	組織内	60	当
244	大分	宇佐市	議会議員	岡部 輝明	男	無所属	新人	組織内	61	当
245	大分	杵築市	議会議員	堀 典義	男	無所属	現職	組織内	71	当
246	大分	玖珠町	議会議員	河島 公司	男	無所属	現職	組織内	68	当
247	宮崎	宮崎県	議会議員	岩切 達哉	男	立憲民主党	現職	組織内	62	当
248	宮崎	宮崎県	議会議員	松本 哲也	男	立憲民主党	新人	組織内	56	当
249	宮崎	宮崎県	議会議員	永山 敏郎	男	立憲民主党	新人	組織内	46	当
250	宮崎	宮崎市	議会議員	徳重 淳一	男	立憲民主党	現職	組織内	59	当
251	宮崎	宮崎市	議会議員	中川 義行	男	立憲民主党	現職	組織内	69	当
252	宮崎	宮崎市	議会議員	松田 浩一	男	社会民主党	現職	政策協力	68	当
253	宮崎	宮崎市	議会議員	岡本 吉弘	男	立憲民主党	新人	政策協力	45	惜
254	宮崎	延岡市	議会議員	宮田 博徳	男	立憲民主党	新人	組織内	46	当
255	宮崎	延岡市	議会議員	長友 幸子	女	立憲民主党	現職	政策協力	67	当
256	宮崎	日南市	議会議員	川口 和也	男	立憲民主党	現職	組織内	67	当
257	宮崎	日南市	議会議員	北山 みゆき	女	立憲民主党	新人	政策協力	63	当
258	宮崎	日向市	議会議員	黒木 雅由	男	立憲民主党	新人	組織内	66	当
259	宮崎	小林市	議会議員	竹内 龍一郎	男	立憲民主党	現職	組織内	65	当
260	熊本	熊本県	議会議員	西 聖一	男	立憲民主党	現職	組織内	62	当
261	熊本	熊本市	議会議員	西岡 誠也	男	立憲民主党	現職	組織内	68	当
262	熊本	熊本市	議会議員	福永 洋一	男	無所属	現職	組織内	69	惜
263	熊本	熊本市	議会議員	山内 勝志	男	無所属	現職	組織内	62	当
264	熊本	人吉市	議会議員	池田 芳隆	男	無所属	現職	組織内	58	当
265	鹿児島	鹿児島県	議会議員	前野 義春	男	無所属	現職	組織内	70	当
266	鹿児島	鹿児島県	議会議員	上山 貞茂	男	無所属	現職	組織内	60	当
267	鹿児島	鹿児島県	議会議員	屋久 弘文	男	無所属	新人	組織内	62	惜
268	鹿児島	鹿児島県	議会議員	湯浅 慎太郎	男	無所属	新人	組織内	52	当

第10章 公共サービス労働者の総結集と組織の拡大

1. 組織拡大体制強化と行動の推進

(1) 第2回新採対策会議

1月13日、単組・県本部を対象に東京・自治労会館にてウェブ形式で開催し、45県本部1社保労連より469人が参加した。

2023年度新規採用の組織化についての提起と個別の模擬加入説明を外山強化拡大局長から、集団説明会の模擬を林強化拡大局長から行ったあと、青年の視点からの組織化について兒玉青年部長から提案した。チャット機能を使用して質疑を受けつけたこともあり、参加者からは多くの質問や意見が寄せられた。最後に2023年度の新採組織化について意思統一し、会議を締めくくった。

(2) 仲間づくり実践セミナー

会計年度任用職員を中心とする非正規労働者の組織化にむけて、単組役員を対象とする仲間づくり実践セミナーを2回に分けて開催した。

2月11日は対面開催とし、「仲間づくりの具体的な手法を学ぶ」をテーマに会計年度任用職員の組織化を始める自治体単組役員（正規職員）を対象に開催し、29県本部44人が参加した。「組織化の具体的な進め方」の講義のあと、各務原市職、長門市職が組織化の取り組み報告、その後グループワークで模擬オルグを行った。

3月4日はウェブ開催として、第1部は2月11日の対面と同テーマ、同対象者で行った。グループワークの代わりに本部が作成した模擬オルグの動画を上映しオルグの際の注意事項やポイントを解説した。第2部では「職域を越えた仲間づくりについて学ぶ」をテーマに、非正規を含む単組役員を対象に開催した。「仲間づくりの進め方」の講義の後、①「違う職場へのアプローチ方法を考える」、②「組合加入を拒む人へのアプローチ方法を考える」をテーマにグループワークを行った。その後、参加単組の取り組みを共有した。第1部と第2部あわせてのべ約300人が参加した。

2. 臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み

(1) 第4回幹事会

2月2日、ウェブ会議にて開催し、①第163回中央委員会における中谷議長の発言報告、②臨職協幹事のセミナー講師派遣報告、③地連別ウェブ意見交換会の開催について、④年度末の雇い止め状況についてなど報告・協議を行った。

(2) 会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする法改正実現！ 3.13集会

3月13日、法改正を求める諸行動の最終ステージの取り組みとして、東京・参議院議員会館で会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする法改正実現！ 3.13集会を開催し、臨職協幹事を含め全国から36県本部1社保労連77人が参加した。

自治労本部を代表して川本委員長よりあいさつがあり、続いて自治労組織内議員の吉田忠智議員、岸真紀子議員、鬼木誠議員から国会情勢の報告が行われた。伊藤書記長より本部提起の後、中谷臨時・非常勤等職員全国協議会議長と伊藤新潟県本部書記長、それぞれの立場から力強い決意表明があり、集会

宣言を全体で確認し集会は終了した。

集会終了後は、参加者が自治労協力国会議員をはじめとする自治労の取り組みに理解のある議員への要請行動を行った。参加者からは、「国会議員に対して直接職場実態を聞いてもらうことで、声をあげることの必要性を知った」「当事者の思いを届けることができた」などの感想が出された。

(3) 地連別ウェブ意見交換会

3月1日から3月22日の期間で全6回（一部、合同開催）開催し、多数の当事者をはじめ県本部役員や単組役員が参加した。

意見交換会では、雇い止め、賃金、休暇制度、自治体単組との連携、単組運営の悩み、仲間づくりなどテーマに沿って活発な意見交換が行われた。各地連の共通した意見として、「地連内の意見交換ができて有意義だった。今後もこのような意見交換を続けてほしい」との意見が出された。

3. 国保労組協議会の取り組み

(1) 四役会議・幹事会

① 第3回四役会議

2月18日、京都府本部で第3回四役会議を開催した。四役会議では、(ア)2023年6月開催の課題別学習会、(イ)その他について報告・協議を行った。

② 第3回幹事会

2月1～2日、東京・自治労会館で第3回幹事会を開催した。幹事会では、(ア)2023年度活動経過報告、(イ)2023春闘方針および当面の闘争方針、(ウ)単組代表者会議・活動家学習会、(エ)その他について報告・協議を行った。

③ 第4回幹事会

3月6～8日、東京・自治労会館で第4回幹事会を開催した。幹事会では、(ア)厚生労働省および国保中央会との交渉、(イ)2023春闘期の取り組みの具体化、(ウ)その他について報告・協議を行った。

(2) 単組代表者会議および第35回全国国保連職場活動家学習会

2月2日、東京・自治労会館で開催し、47単組93人（男性65人、女性28人）が参加した。

単組代表者会議では、2023年度活動方針に基づくこの間の取り組みを総括し、2023春闘のたたかいはじめ、当面の活動方針案について活発な議論を行った。

第35回活動家学習会では、自治労本部から「じちろう共済の推進と組織強化」と題し、自治労共済の活用について講演を受けた。続いて「人事評価制度をめぐって」と題し、人事評価制度に対する労働組合としての考え方、取り組みの視点について講演を受け、最後に「方針の豊富化」、「地連の役割」をテーマとした7グループの分散会にて参加者間で意見交換を行った。

(3) 2023春闘要求の提出

2月17日、厚生労働省と国保中央会に対し、2023春闘要求を提出した。

(4) 中央交渉の実施

2月17日に厚生労働省と国保中央会へ提出した2023春闘要求について、3月7日に、それぞれ回答を文書により受領し、前進回答を引き出すべく交渉を実施した。

厚生労働省との交渉では、2024年度国保総合システムの更改にむけて、「保守・運用経費の増額分が

国庫補助されず、仮に財源が不足したとしても、国保保険者や国保連合会で働く職員の処遇および人員体制に負担が転嫁されることはあってはならない」と踏み込んだ回答を引き出し、回答文書も同様に修正された。その他、さまざまな前進回答を引き出し、2026年度にむけた支払基金とのシステムの共同利用機能の共同開発については、短期間での開発によるリスク等の回避や開発に伴う費用の準備に十分な配慮を求め、また、クラウド化が先行する支払基金システムに引きずられ、保険者サービス系をはじめとする国保固有の機能がないがしろにされないよう、厚生労働省がしっかりと行司役を果たしていただきたいと要請した。

国保中央会との交渉では、審査支払システム共同開発の方向性が厚生労働省の認識と一致していることを確認した。また、国保中央会派遣組合員アンケートの結果を基に、ハラスメント対策と日頃のフォロー体制等を確認し、ハラスメントの根絶にむけてさらなる予防策・対応策を講ずるよう強く要請した。

4. その他

(1) 自治労 2023年度労働委員・労働審判員研修会

自治労出身の労働委員、労働審判員を対象に3月1日、ウェブにて開催し、21県本部から43人が参加した。

全体会では「ベルコ闘争の振り返りと連合のフリーランスの取り組みについて」と題した講演を連合の山根木副事務局長が行った。労働委員と労働審判員に分かれて行った分科会では、事例報告を行い情報の共有化をするとともに、各人の経験を踏まえた意見交換を行った。

5. 消防職員の自主組織づくり支援の取り組み

(1) 救急出動の逼迫に鑑み総務省消防庁に対し緊急要請

自治労と全消協は、1月30日、2022年中の救急出動件数の速報値が全国的に過去最多となっており、搬送困難事案においても多い状況が続いていることから、総務省消防庁に対して緊急要請行動を実施した。

要請には、自治労消防政策議員懇談会より岸真紀子議員、全消協からは須藤会長、佐藤副会長、小野副会長、田立事務局長、川北事務局次長が出席した。

要望書は、①救急隊員等の労務管理、②救急車の適正利用、③救急車の配備数の検討と現場実態を踏まえた内容となっている（〈別記10-1〉参照）。要望書を手交後、意見交換を行った。

〈別記10-1〉

2023年1月30日

消防庁長官

前田 一 浩 様

全国消防職員協議会
会長 須藤 洋 典

消防行政の充実強化に関する緊急要望書

日頃より消防行政に対する貴職のご尽力に改めて敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国の様々な消防本部において、昨年の救急出動件数は過去最多の件数となったことが報道発表されており、救急の最前線で働く職員は、感染の危険に伴うリスク、搬送

先が決まらないストレスを抱えながら日夜奮闘しています。

消防に対する要請や期待は高まっています。それに応えるためには消防職員の労働条件の改善、現場実態を踏まえた政策と質の高い公共サービスを提供できる消防行政の確立が不可欠であることから、下記の点について要望いたします。

記

1. 救急要請が逼迫している状況下における救急隊員等の労務管理について

救急要請が逼迫している状況下において、長時間におよぶ救急事案の対応や連続した救急出動が発生している。休憩時間も十分にとれない中で、継続して対応している救急隊員等には、身体およびメンタルの不調が出現している。また、新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経ち、長期におよぶ過労の蓄積により、事故が発生しているという報道もある。これらのことから、全国の消防本部に対して、再度、救急隊員等の労務管理を徹底するよう通知すること。

2. 救急車の適正利用について

現在も、昨年を上回る勢いで救急要請が多発している地域があることから、救急車がより適正に利用されるために、多くの国民の意識が変容するような広報を実施すること。

3. 救急車の配備数の検討について

通常運用の救急車が全て出動し、非常用の予備救急車を運用している状況があることから、救急車の配備数について現在の状況を踏まえて検討すること。

以 上

(2) 自治労消防政策議員懇談会との意見交換会

2月9日、東京・都市センターホテルで、自治労消防政策議員懇談会の議員74人と消防政策意見交換会を実施した。各地区から選出の議員とそれぞれの消防職場の抱える課題等について個別に直接意見交換をし、今後につながる貴重な機会となった。

(3) 「消防職員の団結権に関する検討委員会」および総務省消防庁との協議

第107回ILO総会（2018年5月末開催）の基準適用委員会議長集約に基づき、「労働側との定期的な意見交換の場」が設置され、総務省・消防庁と自治労・全消協との間で消防職員の団結権に関する協議を行っている。また、この協議にむけては、「消防職員の団結権に関する検討委員会」で準備を進めている。

① 消防職員の団結権に関する検討委員会

ア 第23回検討会（3月3日）

(a) ILO議長集約に関わる定期協議にむけた事前打ちあわせを行った。

② ILO総会基準適用委員会議長集約にかかる定期協議

ア 第9回ILO総会基準適用委員会議長集約にかかる定期協議（12月1日）

2022年12月1日、第9回ILO総会基準適用委員会議長集約にかかる定期協議を開催した。自治労・全消協から、「消防職場のハラスメントの現状」、「女性消防吏員の採用と活躍推進」、「コロナ禍における救急業務の実情」のそれぞれについて報告し、意見交換を行った。

イ 第10回ILO総会基準適用委員会議長集約にかかる定期協議（3月13日）

3月13日、第10回ILO総会基準適用委員会議長集約にかかる定期協議を開催した。冒頭、総務省・消防庁と自治労・全消協それぞれから、「警察と同視に対する考え方」について説明し、それぞれから意見を出しつつ、協議を行った。引き続き自治労・全消協から、「消防職員の勤務時間」の現状について説明、意見交換を行った。

第11章 産別組織の確立と強化

1. 組織強化委員会

(1) 第4回組織強化委員会（2023年2月13日）

2月13日に対面とウェブの併用で第4回委員会を下記の通り開催した。

① 委員の交代の確認

ア 委員の交代：女性委員 埼玉県本部 前原朝子（前書記長）→熊本県本部 森友紀書記次長
埼玉県本部の前原委員が県本部委員長に就任したことから、交代したもの。

② 報告事項

ア 第3回組織強化委員会議事要旨の確認

③ 協議事項

- ア 第6次組強計画たたき台（案）について
- イ 産別財政の確立に関する今後の方向性について
- ウ 単組活動チェックリスト（たたき台）について

(2) 第5回組織強化委員会（2023年3月7日）

3月7日にウェブ（正副部会長は対面）にて第5回委員会を下記の通り開催した。

① 報告事項

- ア 第4回組織強化委員会議事要旨の確認
- イ 第1回財政部会の報告および議事要旨の確認

② 協議事項

ア 第5次組強計画総括および第6次組強計画（組織討議案）について

(3) 第6回組織強化委員会（2023年4月27日）

4月27日に対面とウェブの併用で第6回委員会を下記の通り開催した。

① 委員の交代の確認

ア 委員の交代：九州地連 沖縄県本部 大嶺克志書記長→大分県本部 藤島勲書記長
沖縄県本部の大嶺委員の県本部書記長退任に伴い、交代したもの。

② 報告事項

ア 第5回組織強化委員会議事要旨の確認

③ 協議事項

ア 第5次組強計画総括および第6次組強計画（組織討議案）について
前日の第4回県本部代表者会議に組織討議案を提案し、質疑討論を行ったことから、その意見も踏まえ、修正についての議論を行った。

2. 県本部財政運営に対する支援

(1) 本部顧問会計士による県本部財政点検

10月より募集を開始していた標記の取り組みについて、3県本部で実施した。

(2) 2023年度監査委員研修会

各県本部・単組における監査委員を対象にウェブで開催した。3月13日・16日の2回、同内容で実施し、参加者総数は165人にのぼった。

(3) 県本部財政運営にかかる相談窓口の設置

3月にキントーン上に開設した。

3. 都道府県職労の取り組み

(1) 幹事会

① 2023年度第3回幹事会

2月20日、東京・自治労会館にて対面方式で開催した。

<協議事項>

ア 中央要請行動について

イ 青年層役員における新採対策意見交換会について

ウ 2023年度新規採用者の取り組みについて

エ 地共済「入院医療費制度」の見直しへの対応と各県グループ保険の現状

オ 各種調査について

カ 職能組織の活動概要と交付金交付について

キ 2024年度予算について

ク その他・今後のスケジュール

(2) 人事交流に関する中央要請行動

中央省庁からの人事異動にかかる都道府県全国状況について、2022年10月時点の調査を行った。その結果をもとに、2月21日に3省（農林水産省、総務省、国土交通省）に対して、国と地方自治体との対等な人事交流を求める要請を実施した。なお、厚生労働省については対面での受け入れを断られたため、要請行動を中止とした。

(3) 青年層役員における新採対策意見交換会

2月18～19日に東京・自治労会館にて対面で開催し、25道県から30人が参加した。

説明会やオルグで必要なコミュニケーションスキルを習得すること、組織拡大にあたる当事者意識を醸成すること、組織拡大にあたる人同士のネットワークを構築することなどを目的として、(株)アプレコミュニケーションズの鹿野和彦代表を講師に招いて講義やグループワークを行った。参加者同士親睦を深めるとともに、参加者からは「他県の情報を知ることができ、大変参考になった」「他の県職も同じような課題があることがわかり、非常に有意義な時間となった」「直接会うことができてとてもよかった」などの声が多く寄せられた。

(4) 各職能組織の活動について

① 全国研究職連絡会

1月19～20日 幹事会・2023年度第2次政府予算要請行動

② 都道府県税務職員連絡協議会

3月3～4日 第129回自治労都道府県税務職員連絡協議会

③ 都道府県立病院連絡会

2月23日 第73回幹事会

4. 大都市共闘の取り組み

(1) 大都市共闘2023年度総会

12月10日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用で開催した。金子議長のあいさつ、藤森副委員長の本部あいさつに続いて、2022年度の活動経過報告と2023年度の活動方針案の提案などを、林鉄兵事務局長が行った。その後、部会経過報告を行い質疑討論の後、方針案を採択した。その後役員選出を行い、2023年度の役員体制を確認し閉会した。

① 大都市共闘2023年度役員体制

議長	金子俊雄	大阪	大阪市職
副議長	鈴木賢一	北海道	札幌市職連
	松村誠治	東京	自治労区職連絡会
	高橋雄二	神奈川	自治労横浜
	村松秀幸	神奈川	川崎市職労
	藤本初雄	大阪	大阪市従
	福田智	都市交	東京交通労組
事務局長	林鉄兵	本部	強化拡大局長
都市幹事	瀧本久也	北海道	札幌市労
	熊谷修	宮城	仙台市働く連
	倉田千代子	新潟	新潟市職労
	國分政義	埼玉	自治労さいたま市職労
	巴辰也	東京	自治労都庁職
	五木田晴幸	千葉	千葉市職労
	日下淳	神奈川	自治労横浜
	久保田浩敬	神奈川	川崎市職労
	武田秀雄	神奈川	相模原市職労
	三住正明	愛知	自治労名古屋
	小西一実	京都	自治労京都市職
	下村泰正	大阪	大阪市職
	中野正之	大阪	自治労堺
	小原王之	兵庫	神戸市従
	福谷陽一	岡山	岡山市現業労組
	大久保太志	広島	自治労広島市労
	吸山節男	福岡	北九州市労連
	柘崎宏達	福岡	福岡市現業労組
	桑村良一	熊本	熊本市職
	松岡真二	都市交	名古屋交通労組
事務局	橋本智	大阪	大阪市職

<部会代表者>

	(部 会 長)	(事 務 局 長)
総 務	江 口 真 也 (川崎市職労)	横 田 太 郎 (大阪市職)
教 育	黒 田 崇 (神戸市職)	岡 崎 慎 一 (川崎市職員労)
民 生	高 野 建 夫 (札幌市職)	天 本 敬 久 (自治労名古屋)
建 設	藤 原 健 一 (札幌市職)	矢 内 光 樹 (川崎市職労)
清 掃	松 本 賀 仁 (神戸市従)	橋 本 慎 吾 (大阪市職)
区 役 所	熊 谷 豊 (札幌市職)	西 森 康 博 (大阪市職)
衛 生	永 井 一 則 (自治労横浜市病)	辻 口 有 紀 子 (札幌市病)
下 水 道	平 山 辰 雄 (仙台市職労)	三 井 裕 貴 (大阪市職)
都 市 交 通	宍 戸 秀 樹 (横浜交通)	五 百 旗 頭 英 裕 (神戸交通)

② 大都市共闘構成単組

No.	県本部	単 組	三役・ 幹事組合	代 表 者
1	北海道	札幌市役所職員組合連合会	○	鈴 木 賢 一
2		札幌市役所労働組合	○	下 重 義 人
3		市立札幌病院職員労働組合		山 田 雄 治
4		札幌市交通労働組合		田 村 雅 志
5	宮 城	仙台市で働く労働組合連合会	○	今 川 義 博
6		仙台市立学校職員労働組合		近 藤 康 二
7		仙台市立病院労働組合		葛 卷 祥 子
8		仙台市交通労働組合		目々澤 純 一
9	新 潟	新潟市職員労働組合	○	倉 田 千 代 子
10	埼 玉	自治労さいたま市職員労働組合	○	國 分 政 義
11	千 葉	千葉市職員労働組合	○	五木田 晴 幸
12	東 京	自治労都庁職	○	巴 辰 也
13		自治労区職連絡会	○	中 條 貴 仁
14		東京清掃労働組合		江 森 秀 稔
15		東京交通労働組合	○	福 田 智
16	神奈川	自治労横浜市従業員労働組合	○	高 橋 雄 二
17		横浜市立大学病院従業員労働組合		早 川 陽 子
18		横浜交通労働組合		宍 戸 秀 樹
19		川崎市職員労働組合	○	村 松 秀 幸
20		自治労川崎市下水道労働組合		石 川 雄 一
21		自治労川崎市立病院労働組合		濱 田 信 弘
22		川崎交通労働組合		斎 藤 慶 一
23		相模原市職員労働組合	○	武 田 秀 雄
24	愛 知	自治労名古屋市労働組合	○	三 住 正 明
25		名古屋交通労働組合	○	松 岡 真 二
26	京 都	自治労京都市職員労働組合	○	森 本 尚 秀
27		京都市学校給食職員労働組合		橋 本 正 樹
28		京都市学校職員労働組合		丸 本 早 苗
29		京都交通労働組合		佐 田 悟

No.	県本部	単 組	三役・ 幹事組合	代 表 者
30	大 阪	大阪市職関係労働組合	○	金 子 俊 雄
31		大阪市従業員労働組合	○	藤 本 初 雄
32		大阪市学校職員労働組合		場 口 博 文
33		大阪市学校給食調理員労働組合		塩 見 洋 子
34		自治労堺市職員労働組合	○	中 野 正 之
35	兵 庫	神戸市職員労働組合		北 川 学
36		神戸市従業員労働組合	○	小 原 王 之
37		神戸交通労働組合		五百旗頭 英裕
38	岡 山	岡山市現業労働組合	○	服 部 憲 典
39	広 島	自治労広島市労働組合	○	福 井 利 明
40	福 岡	北九州市職員労働組合連合会	○	吸 山 節 男
41		北九州市交通局労働組合		大 庭 広 文
42		福岡市職員労働組合		安 部 道 治
43		福岡市役所現業職員労働組合	○	榊 崎 宏 達
44		福岡市水道労働組合		平 田 貢 一 郎
45		福岡交通労働組合		吉 岡 裕 二
46	熊 本	熊本市役所職員組合	○	佐 藤 博 之
47		熊本市交通局労働組合		古 賀 弘

(2) 総務省・公務員部長交渉について

12月12日、総務省公務員部長交渉を行った。総務省からは大沢公務員部長らが、自治労からは藤森副委員長、林強化拡大局長（大都市共闘事務局長）ほか、大都市共闘からは金子議長、藤本副議長が出席した。金子議長が要請書を手交して、地方分権の推進に対応した税財政制度の改革や地方公務員の給与、長時間労働の是正など重点項目4点について要請し、大沢公務員部長らから回答を受けた。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2022第215号（2022年12月21日）を参照のこと。

5. 町村評議会の取り組み

(1) 幹事会・三役会議

① 第3回幹事会

2月15日 東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

ア 町村職総決起集会の最終打ち合わせ

イ 総務省要請、全国町村会要請打ち合わせ

(2) 第43回全国町村職総決起集会

2月17日、第43回全国町村職総決起集会を開催。44県本部582人が東京・日比谷野外音楽堂に集まった。

あいさつに立った宮脇拓也議長（三重・明和町職労）は、「新入職員だった20年前、自分はこの集会に参加し自治労の大きさを実感した。春闘と統一自治体選挙闘争の勝利にむけがんばろう」と参加者に呼びかけた。

川本委員長、吉田忠智、岸真紀子、鬼木誠の3人の組織内参議院議員のあいさつに続き、単組の決意表明では、北海道・厚岸町職から賃金合理化を跳ね返した闘争の報告、福岡・岡垣町職労から4月の統一自治体選挙に組織内推薦候補を擁立する決意について、発言があった。

集会後の国会請願行動では、町村職低賃金の改善と人員確保、地方財政確立など、町村職組合員の要求を衆・参両院の協力国会議員らに強く訴えた。

(3) 総務省・全国町村会への要請行動

町村評幹事会は総務省公務員部（2月16日11時半から）、全国町村会（2月16日9時半から）に対し要請行動を行った。

この行動は、翌17日の町村職総決起集会にあわせて実施したものである。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2023第27号（2023年3月2日）を参照のこと。

6. 学校事務協議会の取り組み

(1) 学校事務集会

2月4日、東京・自治労会館で第22回学校事務集会をウェブ併用で開催した。9県本部39人が参加した。集会では、学校給食や高校授業料無償化にむけた国会での動きを「『子育て・若者緊急支援法案』の概要などについて」と題し、杉尾秀哉参議院議員（自治労政策協力国会議員）から報告を受けた。また、「千葉市における給食費の公会計化及び学校徴収金の一括徴収の実態について」を桑田秀幸さん（千葉市教育委員会総括主幹）から、「危機対応フェーズに入っている 無償の学校給食時代」を中村文夫さん（教育行財政研究所）からそれぞれ講演を受けた。講演後の分散会では、現場実態についての交流や、新しい仲間が緊張しながら学校事務の今日的課題について提起する姿を見ることができた。

学校事務協議会では、学校事務集会の前日に自治労協力国会議員と学校給食費の公会計化や無償化の課題などについて、意見交換を行い、国会での活発な議論も要請している。

7. 男女平等推進の取り組み

(1) 男女がともに担う自治労委員会

① 第4回（1月19日）

<協議・確認事項>

ア 男女がともに担う自治労県本部代表者会議について

<報告事項>

ア 男女平等推進闘争ポテッカーの決定

イ 第5回「ジェンダー平等推進計画」策定委員会 議事要旨

② 第5回（2月13日）

<協議事項>

ア 2023男女平等推進の取り組みについて

イ 「ジェンダー平等推進計画」素案について

(2) 自治労「ジェンダー平等推進計画」策定委員会

① 第6回策定委員会

1月26日、東京・自治労会館にてウェブで開催した。

<協議事項>

ア 前回までの議論を踏まえ、新たな計画の基本的な考え方や到達すべき目標について

② 第7回策定委員会

2月15日、東京・自治労会館にてウェブで開催した。

<協議事項>

ア 新たな計画の素案について

③ 第8回策定委員会

3月27日、東京・自治労会館にてウェブで開催した。

<協議事項>

ア 男女がともに担う県代会議での議論を踏まえ、組織討議案の作成にむけた協議

④ 第9回策定委員会

4月14日、東京・自治労会館にてウェブで開催した。

<協議事項>

ア 組織討議案の作成にむけた協議

(3) 2023年度男女がともに担う自治労県本部代表者会議の開催

3月10日にウェブで開催し、39県本部1社保労連から68人（男性37人、女性31人）が参加した。

会議では、元AERA編集長でジャーナリストの浜田敬子さんから、「男性中心社会の終焉 なぜ組織にダイバーシティが必要なのか」と題する講演を受けた。続いて「2023男女平等推進の取り組み」を外山強化拡大局長が、「自治労ジェンダー平等推進計画」素案を青木副委員長が提起し、質疑応答を行った。

8. 退職者会の活動

(1) 組織（2022年12月1日～2023年4月30日）

① 新規加盟

なし

② 組織統合

なし

③ 脱退・解散

栃木県「上三川町職員退職者会」1月31日解散承認。

上記の結果4月30日現在、530単会・241,914人となった。

(2) 地公退・自治退合同幹部学習会

1月30日、東京・東京グリーンパレスで開催した。今回の講師は、佐保昌一連合総合政策推進局長から「社会保障の動向と連合の考え方」をテーマに学習会を行った。参加者は68人。

(3) 組織拡大・強化

① 組織減少に歯止めをかけるべく、自治退第47回定期総会において「30万人組織拡大をめざす」ことを確認し、自治労本部・県本部・単組の支援を得ながら取り組んだ。しかし、コロナ禍の中、厳しい状況にある。

② 新聞「じちろう」退職者会版を1月5日付で発行し、自治退全単会から全会員の家庭に発送した。

内容は、「自治退会長・自治労委員長あいさつ」、「自治退第4回中間年県本部代表者会議報告」、「世代間分断を排し全世代型連帯で安心・信頼の社会保障制度の構築を」、「2023年は春闘、財政再建、未来の投資の年になるか」、「安心総合共済加入案内」とした。

- ③ 新規退職予定者むけのパンフレット「今度退職されるあなたに（23年版）」とリーフレット「退職者会で豊かな第二の人生を！（23年版）（無料）」、加入呼びかけポスターを作成し、自治労本部の發文に基づき、県本部・単組の協力のもとに年度末退職予定者に対し2月から4月、集中的に加入促進に取り組んだ。

（４） 社会保障制度改革

退職者連合の「政策・制度要求」の実現にむけ、学習・諸活動に参加した。

（５） 反戦・平和・民主主義

社会保障は、「平和・人権の尊重、健全な国民経済を基盤とする」との基本認識に基づき、退職者連合や平和フォーラムに結集し、自治労・連合運動と連携して「反戦・平和・人権擁護・反原発」の実現にむけ、各種の集会・要請行動に参加した。

（６） 自治退役員会

① 第1回役員会・1月31日

組織関係、諸委員会の設置、2023年度地域学習会の実施計画、三班（組織強化、ジェンダー平等、規約規定整備）の進め方、第48回定期総会および50周年記念レセプション、年内の機関会議開催予定等について協議した。

（７） 自治退提携団体

① 地公退第3回役員会・12月15日

「地公退・自治退合同幹部学習会」の開催計画、地公退第54回定期総会の開催予定、2023年全国高齢者集会と地公三単産集会の開催等について協議した。

9. 2023年度ストライキ批准投票の最終結果について

2023春闘ストライキ批准投票の最終結果は、以下の通り。

<別表11-1>

<2023春闘ストライキ批准最終投票結果>

2023年4月7日現在

実施単組数	組合員数	投票数	賛成	反対	白紙	無効	投票率	賛成率	批准率
2,218	674,473	549,273	522,321	15,641	10,264	1,097	81.44%	95.09%	77.44%

<前年最終結果比>

実施単組数	組合員数	投票数	賛成	反対	白紙	無効	投票率	賛成率	批准率
-58	-12,728	-6,212	-2,609	-1,849	-977	-841	0.61%	0.59%	1.05%

前年<ストライキ批准最終投票結果>

2022年4月8日現在

実施単組数	組員数	投票数	賛成	反対	白紙	無効	投票率	賛成率	批准率
2,276	687,201	555,485	524,930	17,490	11,241	1,938	80.83%	94.50%	76.39%

10. 新規加盟組合等の承認について

<別表11-2>

<新規加盟組合> 1 単組 11人

県本部	単組名	団体区分	所在地	代表者名	組織人員	組合結成年月日	加盟決定年月日	加盟決定機関名	県本部加盟承認年月日	本部加盟承認年月日
徳島	公益財団法人徳島市学校給食会職員労働組合	民間事業所	徳島市方上野馬越111-1	津田 和明	11	2023. 1.27	2023. 1.27	大会	2023. 3.10	2023. 3.23

<名称変更>

県本部	新単組名	旧単組名	県本部承認年月日	本部承認年月日
愛知	豊田市立こども園会任労働組合	豊田市立こども園新任労働組合	2023. 3.16	2023. 4. 4

<脱退>

県本部	単組名	脱退理由	県本部脱退承認年月日	本部脱退承認年月日
秋田	大館塵芥労働組合	組員が2人となり、今後の組合活動の継続が困難となったことから組合の解散を決定したため	2022. 11. 2	2023. 1.24
群馬	群馬県埋蔵文化財調査事業団労働組合	組員の減少に伴い、組合活動の維持が困難となり解散することとなったため	2023. 2.17	2023. 3.23
群馬	全国一般群馬地方労働組合	組員の減少に伴う単組財政への影響から、県本部への組合費納入が困難となったため	2023. 2.17	2023. 3.23
栃木	那珂川町社会福祉協議会職員労働組合	組員数が大幅に減少し、役員の成り手もなく組織を維持することが困難となったため	2023. 2.15	2023. 3.23
三重	宮川福祉施設組合職員労働組合	一部事務組合であった施設が民間譲渡となり、組合役員の退職や譲渡先は労組がないことなどから大会で解散を決定したため	2023. 3.17	2023. 5. 8
滋賀	近江八幡市臨時嘱託職員労働組合	競合単組から攻撃を受けた脱退と組員の退職により、組織の維持が困難となったため	2022. 7.29	2023. 3.23
滋賀	六匠労働組合	組員の退職、また管理職に登用され、組織の維持が困難となり解散となったため	2022. 7.29	2023. 3.23
大阪	高槻市立保育所保育スタッフ労働組合	組員の減少と高齢化により組合運営が厳しくなり、臨時総会で組合活動を終了すると決定したため	2023. 3. 1	2023. 5. 8
大阪	四條畷市立保育所パート保母労働組合	組員の退職によって、組合活動が困難となることから解散を決定したため	2023. 4.13	2023. 5. 8

県本部	単 組 名	脱 退 理 由	県本部脱退承認 年 月 日	本部脱退承認 年 月 日
鳥 取	大山町社会福祉協議会職員労働組合	書記長が脱退の意向を示し、組合の今後について検討の結果、役員の成り手がないことから解散を決定したため	2023. 2. 2	2023. 5. 8
徳 島	公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金職員労働組合	組合員退職により組織が消滅したため	2023. 3. 10	2023. 3. 23
福 岡	自治労福岡市学校給食関係労働組合	組合員減少により組織運営が困難となり組合を解散したため	2023. 4. 11	2023. 5. 8
長 崎	長崎県障害者福祉事業団職員労働組合	役員体制が確立できず、組合員から役員を選出できないのであれば解散すべきとの意見が出され、大会で解散を決定したため	2022. 12. 14	2023. 1. 24

以上の結果、47県本部 1 直属支部 1 社保労連 2,574単組741,287人です。

第12章 労働者自主福祉活動の推進

1. 自治労本部共済推進委員会

(1) 共済推進委員会

① 2023年度第4回共済推進委員会

1月23日、東京・自治労会館で開催した。

<議題>

- ア 2023年度第3回本部共済推進委員会 議事要録
- イ 団体生命共済（小口型メニュー含む）の導入意向確認について
- ウ 共済推進県本部・県支部合同会議にむけたKPTシート提出状況について
- エ 第8回じちろう全国共済集会実施報告について
- オ 共済推進県本部・県支部合同会議の議題および進行等について
- カ 共済推進県本部・県支部合同会議の本部共済推進委員会提起資料について
- キ 次回共済推進県本部・県支部合同会議の開催日程等について
- ク 第9回じちろう全国共済集会の開催日程等について
- ケ 当面の日程

② 2023年度第5回共済推進委員会

2月22日、東京・自治労会館で開催した。

<議題>

- ア 2023年度第4回本部共済推進委員会 議事要録
- イ 単組役員向け「オンラインセミナー」の実施について
- ウ 2023年度第2回共済推進県本部代表者会議の進行について
- エ 2023年度第2回共済推進県本部代表者会議の議案について
- オ 当面の日程

③ 2023年度第6回共済推進委員会

3月17日、東京・自治労会館で開催した。

<議題>

- ア 2023年度第5回本部共済推進委員会 議事要録
- イ 2023年度第2回共済推進県本部代表者会議 議事要録
- ウ 自治労共済推進本部の2023年4月1日付人事異動について
- エ マイカー共済団体割引率（2023年11月発効以降）について
- オ 2023年度第3回共済推進県本部代表者会議の予定議題について
- カ 当面の日程

④ 2023年度第7回共済推進委員会

4月17日、東京・自治労会館で開催した。

<議題>

- ア 2023年度第6回本部共済推進委員会 議事要録
- イ 2023年6月共済推進県本部・県支部合同会議の日程等について
- ウ 第164回中央委員会 当面の闘争方針（案）について

- エ 2023年度第3回共済推進県本部代表者会議の進行等について
- オ 2023年度第3回共済推進県本部代表者会議の議案について
- カ 退職組合員承認基準の改定について
- キ 当面の日程

(2) 共済推進県本部・県支部合同会議

以下の日程・場所で開催した。

<日程・場所>

- ア 近畿地連……………2月1日 大阪・シティプラザ大阪
- イ 九州地連……………2月3日 福岡・アークホテルロイヤル福岡天神
- ウ 北海道・東北ブロック…2月6日 仙台・江陽グランドホテル
- エ 北信・東海ブロック……2月7日 東京・都市センターホテル
- オ 関東甲地連……………2月10日 東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
- カ 中国・四国ブロック……2月14日 高松・ホテルクレメント高松

<議 題>

- ア 自治労共済推進本部の実績報告について
- イ 自治労共済推進本部の2022年度上半期事業推進活動の総括について
- ウ 団体生命共済の推進とグループ保険への対応について
- エ じちろうセット共済掛金の口座振替方式の導入について
- オ 県本部報告と意見交換

(3) 共済推進県本部代表者会議

① 2023年度第2回共済推進県本部代表者会議

2月28日、東京・自治労会館においてウェブ形式で開催した。

<議 題>

- ア 自治労共済推進本部の実績報告
- イ 2023年度事業目標設定の進め方について
- ウ 2023年度加入拡大モデル単組の取り組み方針（案）について
- エ 住まいる共済の次期制度改定（実施案）への対応方針について
- オ じちろうセット共済掛金の口座振替方式導入に関わる意見要望について
- カ 2022年度上半期状況を踏まえた団体生命の割戻し対応の本部要請について
- キ 損害調査業務抜本改革 詳細実行計画について
- ク 職域生協統括本部における当面の雇用政策・人事異動方針・人材育成方針について（案）

② 2023年度第3回共済推進県本部代表者会議

4月26日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 自治労共済推進本部の実績報告
- イ マイカー共済団体割引率（2023年11月発効以降）について
- ウ 「統合10周年キャンペーン」の名称募集について
- エ じちろうセット共済掛金の口座振替方式の導入について
- オ 自治労共済推進本部の2023年度事業推進方針・実行計画（案）等について
- カ 自治労共済推進本部の2023年度第1次事業目標の設定について

キ 「マイカー共済次期制度改定（概要案）」および「損害調査業務抜本改革 詳細実行計画」への対応について

ク 「職域生協統括本部における当面の雇用政策・人事異動方針・人材育成方針について（案）」への対応について

ケ じちろう共済を生涯保障のメインとするための取り組みについて（案）

2. 自治労共済推進本部・自治労共済生協の事務局体制 (2023年4月1日時点)

(1) 役員

名前	役職	担当部門・担当課題
川本 淳	本部長（非常勤）	・組織運営・事業推進責任者 ・自治労共済生協理事長【代表理事】
高橋 篤	副本部長	・本部長の補佐・職務代行 ・自治労共済生協副理事長
三角 義男	副本部長（非常勤）	・本部長の補佐・職務代行 ・自治労共済生協副理事長
安東 啓介	事務局長	・事務局運営責任者、事業推進課担当 ・自治労共済生協専務理事【代表理事】
山内 幸一郎	副事務局長	・推進支援課、ダイレクトセンター担当 ・自治労共済生協常務理事
牧野 達成	副事務局長	・総務課担当 ・自治労共済生協常務理事

(2) 職員

① 事業推進部（30人）

部長 渡邊 健

次長 久知良 誠 二

次長 川添 美 幸（推進支援課長兼務）

ア 事業推進課（6人）

課長 新井 亮

石井 英 樹

高倉 欣 希

目黒 悠 介

武本 俊一郎（全労済システムズより出向）

柳 沢 ちあき（自治労本部より駐在）

イ 推進支援課（11人）

課長（川添 美 幸）

セット係長 神谷 憲二郎

セット係 永澤 多 恵

セット係 土橋 哲 也

セット係 小松 彩

セット係 田口 愛 里

セット係 楠瀬 啓 介

- セット係 寺 田 奈 未
- セット係 阿 部 則 康 (再雇用)
- 給付係長 須 藤 徹
- 給付係 吉 田 努 (再雇用)
- 給付係 飯 田 義 宏 (再雇用)
- ウ 自動車共済課 (2人)
 - 課 長 小 沼 拓 雄
 - 腰 塚 豊
- エ ダイレクトセンター (4人)
 - センター長 山 田 俊 司
 - 椿 麻由子
 - 元 木 義 信 (再雇用)
 - 豊 田 淑 子 (再雇用)
- オ 事業推進部付 (4人)
 - 課 長 矢 吹 欣 徳 (自治労本部共済推進委員会事務局駐在)
 - 小 熊 優 姫 (自治労本部駐在)
 - 竹 谷 望 (自治労サービス出向)
 - 兼 田 奈 々

3. 自治労共済生協

(1) 理事会

① 2022年度第3回理事会

1月17日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで開催した。

<議 題>

- ア 2022年度第2回理事会報告
- イ 理事の退任について
- ウ 役員補充選挙の公告について
- エ 役員選考委員会の構成について
- オ 第147回臨時総代会の開催について

② 2022年度第4回理事会

2月21日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 2022年度第3回理事会報告
- イ 第147回臨時総代会議案の確認について
- ウ 2022年度期中仮決算監査報告
- エ 2022年度自治労共済生協 仮決算について

③ 2022年度第5回理事会

4月25日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 2022年度第4回理事会報告
- イ 第148回通常総代会の開催について

- ウ 2023年度総代選挙の公告について
- エ その他

(2) 監事会

① 2022年度第3回監事会

1月17日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで開催した。

<議 題>

- ア 県支部監査報告
- イ 2022年度 期中仮決算監査の実施について
- ウ その他

② 2022年度第4回監事会

2月20日、東京・自治労第2会館で開催した。

<議 題>

- ア 2022年度 期中仮決算監査の実施について
- イ その他

③ 2022年度第5回監事会

4月25日、東京・自治労第2会館で開催した。

<議 題>

- ア 2022年度第4回監事会議事録について
- イ 県支部監査報告
- ウ コンプライアンス事案等について
- エ 2022年度 期末決算監査の実施について
- オ その他

(3) 総代会

① 第147回臨時総代会

3月16日、東京・自治労第2会館で開催した。

<議 題>

- ア 第1号議案 役員補充選出の件

4. 自治労共済推進本部

(1) 代表委員会

① 2022年度第3回代表委員会

1月17日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで開催した。

<議 題>

- ア 2022年度第2回代表委員会報告
- イ 自治労共済推進本部の実績報告
- ウ 2022年度上半期 県支部業務点検担当者の変更について
- エ 推進本部運営の諸課題にかかる要請について
- オ 自治労共済推進本部各県支部の理論定数及び普通運営費の予測について
- カ 代表委員の退任について

- キ 第7回組合員代表者会議の開催について
- ク 2022年度上半期事業推進活動の総括について
- ケ 住まいの共済次期制度改定（実施案）について
- コ 今後の日程について
- サ その他

② 2022年度第4回代表委員会

2月21日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 2022年度第3回代表委員会報告
- イ 2022年度事業経費予算制度の仮決算について
- ウ 2022年度上半期状況を踏まえた団体生命の割戻し対応の本部要請について
- エ 自治労共済推進本部の実績報告
- オ 単組システム改修費用の負担申請状況について
- カ 職域生協統括本部における当面の雇用政策・人事異動方針・人材育成方針について（案）
- キ 2023年4月1日付定期人事異動の対応方針について
- ク 損害調査業務抜本改革 詳細実行計画について
- ケ 2023年度事業目標設定の進め方について
- コ 住まいの共済次期制度改定（実施案）への対応方針について
- サ 2023年度共同推進の進め方について
- シ 今後の日程について
- ス その他

③ 2022年度第5回代表委員会

4月25日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 2022年度第4回代表委員会報告
- イ 自治労共済推進本部の実績報告
- ウ 2023年4月1日付定期人事異動について
- エ 全労済自治労共済労働組合との2023春季生活闘争における交渉妥結について
- オ 第1回、第2回 こくみん共済 coop・職域生協統括本部「共同推進に関わる役員連絡会議」報告
- カ 第8回組合員代表者会議の開催について
- キ 自治労共済推進本部の2023年度事業推進方針と実行計画について
- ク 損害調査業務抜本改革 詳細実行計画について
- ケ マイカー共済次期制度改定概要案について
- コ 2023年度予算編成方針（案）
- サ 今後の日程について
- シ その他

（2） 組合員代表者会議

① 第7回組合員代表者会議

3月16日、東京・自治労第2会館で開催した。

<議 題>

- ア 代表委員の選任について

(3) 県支部事務局長会議

① 2022年度第2回県支部事務局長会議

2月27日、東京・自治労第2会館においてウェブ形式で開催した。

<議 題>

- ア 実績報告
- イ 2023年度事業目標設定の進め方について
- ウ 2023年度共同推進の進め方について
- エ 住まいの共済次期制度改定（実施案）への対応方針について
- オ 住まいの共済次期制度改定に伴う事務システム対応について
- カ 2022年度団体生命共済キャンペーンについて
- キ セット共済掛金口座振導入に関する意見要望
- ク 各種推進制作物およびその他の課題について
- ケ 2022年度上半期状況を踏まえた団体生命の割戻し対応の本部要請について
- コ 損害調査業務抜本改革 詳細実行計画について
- サ 職域生協統括本部における当面の雇用政策・人事異動方針・人材育成方針について（案）
- シ その他
- ス コンプライアンス研修

② 2022年度第3回県支部事務局長会議

3月28日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで開催した。

<議 題>

- ア 実績報告
- イ マイカー共済団体割引率（2023年11月発効以降）について
- ウ 団体生命共済小口型メニュー導入手順書の作成について
- エ 「新型コロナウイルス感染症」に関する特別取扱いの見直しについて
- オ 「マイカー共済次期制度改定（概要案）および損害調査業務抜本改革 詳細実行計画」の進め方について
- カ その他

③ 2022年度第4回県支部事務局長会議

4月28日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで開催した。

<議 題>

- ア 実績報告
- イ 2022年度共同推進に関わる役員連絡会議報告
- ウ マイカー共済次期制度改定（概要案）について
- エ 損害調査業務抜本改革 詳細実行計画について
- オ 自治労共済推進本部の2023年度事業推進方針・実行計画（案）について
- カ 退職組合員の承認基準の改定について
- キ 2023年度 第1次事業目標の設定について
- ク 「統合10周年キャンペーン」の名称募集について
- ケ 個人情報保護対応に関する管理業務およびデータ書き出し業務の見直しについて
- コ じちろうセット共済掛金の口座振替方式の導入について
- サ マイページ登録（公式アプリ導入）に関わる対応について
- シ マイカー共済帳票紛失の再発防止に向けて

- ス 「職域生協統括本部における当面の雇用政策・人事異動方針・人材育成方針について（案）」への対応について
- セ 2023賃金年度の36協定・確認書と適切な労務管理について
- ソ 人財アカデミー2023年度研修実施計画について
- タ 人材育成・目標管理制度の対応について
- チ 行政指摘事項への対応について
- ツ 新型コロナウイルス感染症5類移行後のじちろう団生加入取り扱いについて
- テ その他

第13章 国際連帯活動の推進

1. P S I（国際公務労連）の活動

(1) P S I 本部

① 第160回世界執行委員会（E B－160）

4月6日にウェブで開催され、世界各国から116人、自治労からは川本委員長（P S I 副会長・世界執行委員）、青木副委員長（P S I 世界執行委員）、榎本総合企画総務局長（第一代理）、八巻労働条件局長（第二代理／第31回世界大会議事運営委員）と国際担当、J Cからは武藤国公連合委員長（第一代理）と二階堂全水道委員長（第二代理）が参加した。

冒頭デイブ会長は、「課題が山積する中、P S I は人員不足にもかかわらず、世界大会の準備を進めている。会議参加者も含め、すべての皆さんの努力に感謝する」とあいさつした。議題案と欠席者を確認し、第159回世界執行委員会の議事録については、6月のE B－161で採択することが了承された。

「議題2：行動プログラム（P O A）」について、ダニエル書記長補は「各地域での議論を経て、可能な限り書き込んでいる。アラブ地域からコロナ禍のメンタルヘルスについて加筆を求められている」と説明し、さらなる修正が入ることを示唆した。議事運営委員会のキャルタン議長は、「4月3～4日に開催した第3回議事運営委員会で、加盟組合提出決議案について議論した。決議案の多くがP O Aに盛り込まれることになるので、予め承知してほしい」と補足した。アルゼンチンのフェデリコは、「ウクライナ戦争」の表記について、「ウクライナに対する侵略戦争」にすべきと指摘した。スウェーデンのニナは、「G A V I ワクチンアライアンスの活動を注視する」と加筆を求めた。北欧からは、「エネルギー部門の再国有化について、とくに再生可能エネルギーは民間もいなければ成り立たないので、『再国有化』の削除を求める」との発言があった。これに対し、フランスなどから異論が出て議論になった。ダニエルは「エネルギー部門は、国によっては民間が管理してきたところもあるので『国有化』と記載する。もしも了解ができない場合には、修正案の提出を検討してほしい」と答えた。

「議題3：規約の改正」についてダニエルは、「会議後4週間後までに議事録を提出することについては、統治機関の会議期間や翻訳の分量にもよるので、各統治機関が決めることとしたい」と説明した。また議論の結果、規約1.13条「気候と環境」については、原案とオーストリアの修正案を合体させて再度修文することが確認された。規約13.1条「理事」の修正「3人で構成される。（略）うち少なくとも2人は女性でなければならない」について、50%を実現しようとする2人になるため修正したとの補足説明があった。規約の修正案はP O Aとともに、修正したものがE B提出議案として、5月13日までに加盟組合に送付されることを確認した。

「議題4：議事運営委員会報告」について、キャルタン議長は2022年11月に開催された第1回から、2023年4月の第3回までの議論内容を報告した。（ア）加盟組合提出決議案は39本出され、P O Aに加筆するもの、加盟組合に修正を求めるもの、統合するものなど議事運営委員会が整理した一覧を説明、（イ）予算が想定より膨らんでいる、（ウ）世界大会の昼食時間中にイベントを行う、（エ）ゲストスピーカーは専門家と組合活動家のバランスをとる、（オ）地域執行委員会は、10月13日を希望する意見が多かった、（カ）昼食はケータリングが必要、（キ）議事規則は7月にまとめる、（ク）プレミーティングは5つ程度を予定する、ことなどが報告された。ローザ書記長は、加盟組合提出決議案について「パレ

スチナに関するものが2本出ている。P S Iは『エルサレムはイスラエルとパレスチナ、二つの国の首都である』との認識に立ち、2本の決議案が一本化できるように働きかける」と補足説明した。デイク会長は、留意するとまとめた。

「議題5：推薦」で後任の内部監査委員については、スイス公務員組合（V P O D）が推薦するリオネル・ロッシュを承認した。またデイクは、世界大会のもう一人の選挙管理人はオープンに募集すると提案した。ただし、女性でなければならず、6月末までに決定することとなると指摘した。

「議題6：理事会からの報告」でローザは、P S I本部の建物について現状の評価、検討・協議をしていること、構造的なリノベーションには投資が必要なこと、リノベーションの間の移動先として予定したところの治安が悪く暴力沙汰が起きていることなど、課題とともに報告した。スタッフとも協議しながら、具体案がまとまったらE Bで報告することを確認した。

「議題7：メンバーシップ事項」については、世界大会への参加資格に関わるため、減免についてのみ了承し、その他は改めて6月のE Bで確認することとした。

「議題8：その他」では、世界大会のロゴやイメージ戦略についてコミュニケーション担当のマルセロから報告がされた。フランスのシジルとミュリエルは、年金改革に対する闘争の報告と支援への感謝を述べた。

最後にデイクとローザは、10月の世界大会に立候補をしないことを宣言した。世界女性委員会は6月27日にウェブで、世界執行委員会は6月29～30日にスイスで、世界大会は10月12～18日に開催することを確認し、会議を終了した。

② 第31回世界大会議事運営委員会（S O C）

ア 第2回議事運営委員会

1月17日にウェブで開催され、規約に基づく地域の選出枠から8人と、女性委員会代表、職権上の委員、担当職員など4人を含めて12人が参加。アジア太平洋地域および公用語である日本語枠として、P S I - J Cを代表して自治労から八巻労働条件局長と国際担当が参加した。

主な議題は、(a)歓迎と委員の紹介、(b)第1回議事運営委員会報告の採択、(c)大会準備に関する報告、(d)大会議事規則、(e)会期外大会議事運営委員会からの第2回報告の作成、(f)今後の会議および日程案について議論した。

議論の結果、(a)電子投票、コロナのキャンセル保険、登録費（昼食代）、大会日程（地域執行委員会の開催日）、通訳言語数などについては継続審議とする、(b)議事規則は、意見（投票方法、各国語翻訳版、人稱など）をもとに修正し再度検討する、(c)第3回議事運営委員会は4月3～4日にジュネーブ、第4回は7月4～6日の間の2日間に対面で開催することを確認し、会議を終了した。

イ 第3回議事運営委員会

4月3～4日にかけて、スイス・ジュネーブで開催され、11カ国から16人、八巻労働条件局長と国際担当が参加した。

主な議題は、(a)歓迎と委員の紹介、(b)第2回議事運営委員会報告の採択、(c)大会準備に関する報告、(d)決議案、(e)大会議事規則、(f)議事運営委員会の報告、(g)今後の会議および日程案について議論した。その後、世界大会会場であるパレクスポに移動し視察した。

継続的な議論が必要な事項として、(a)世界大会のロゴは、2017年大会からの継続性を持たせつつ、テーマ「多重危機の世界において 利益よりも人々を優先」の11の危機を表現する、(b)大会費用の見積りが、スイスの物価高を見込むと196万CHFになるのでさらに削減する努力を続ける、(c)電子投票については、対面参加者だけを対象にしても3万CHFが必要、(d)食事は無駄を出さないために登録時に申し込むことが必要で、スポンサー参加かどうかに関わらず同じ内容のもの

を提供する、(e)宿泊はスイス側を利用することで交通カードを得られるようにする、(f)パネルテーマ(案)は「多国間主義の未来」「公務労働者のための新型コロナ感染症」「労働組合の権利のための前進」「気候、労働者、組合」「未来は公共」に「デジタル化」を加えるか、(g)若年労働者と女性労働者のセッションは半日必要、(h)ランチ時間も活用したミーティングやセッションの設定、(i)日程として、10月12日はイベント、13日は地域執行委員会、14日は世界女性委員会と世界執行委員会と開会式、15～18日は世界大会、終了後世界執行委員会などの概要が示された。

「規約の改正」については、世界執行委員会にLGBT+代表の枠を設けるかどうかの発言があり、今後議論していくことを確認した。また、今回示しているPOAについては、地域執行委員会の意見を反映している。加盟組合提出決議案の協議を踏まえ、POAに加筆するかどうかを検討することを確認した。

規約の期限内に出された「加盟組合提出決議案」は39本で、そのうち要件を満たしているとして世界執行委員会に支持することを勧告するものが24本、POAに組み込むことを加盟組合と協議するものが6本、POAとの重複により除外するものが5本、他の決議案と統合を求めるものが2本、要件不備が1本、撤回が1本。PSI-JC提出決議案「平和と民主主義と労働者としての尊厳が守られる世界をめざして」は、香港・韓国・カンボジア・フィリピンに重点を置きつつ修文するとともにPOAに追記すること。また「日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める」は、韓国と連帯して国の問題に移動することで再度協議すること。自治労とフィリピンのPSLINK提出決議案「ミャンマーで続く労働者の闘いを支援する」は、支持することが勧告される。

「議事規則」については、各国語の翻訳に不備が多くあることから、再度整理して提案されることとなった。八巻労働条件局長は、議事運営委員会への参画をより充実したものとするため、会議資料の日本語翻訳版をなるべく早めに提供するよう求めた。

世界大会に参加する「ユース」については、規約7.3条に基づき「選出時点で30歳未満」とされていることから、大会期間において35歳以下とすることがローザ書記長より確認された。デイヴィッド書記次長からは、前回の世界大会でユースの統計がとられなかったことを反省点とし、今回は、参加登録の際に生年月日を確認する予定であることが提案された。

最後に、次回会議は7月4～5日にかけて、スイス・ジュネーブで開催することを確認し、会議を終了した。

(2) PSIアジア太平洋地域

① アジア太平洋地域執行委員会 (APREC)

3月6～7日にかけて韓国・ソウルで開催され、10カ国から35人が参加した。自治労からは、川本委員長 (AP共同議長)、青木副委員長 (APWOC議長)、榎本総合企画総務局長 (第一代理)、八巻労働条件局長 (第二代理/第31回世界大会議事運営委員) と国際担当が参加した。JCからは武藤国公連合委員長 (第一代理) と二階堂全水道委員長 (第二代理) が参加した。

冒頭、川本共同議長は「トルコ・シリア地震の復旧のために最前線で働く公共サービス労働者に強く連帯を示す。今後5年間の方針を決定する世界大会にむけて、積極的に議論に参画いただきたい。ユン政権からの激しい弾圧にもかかわらずホストしてくださる韓国の仲間に感謝する」とあいさつをした。

「世界大会関連事項」として、ケイト地域書記は、(ア)世界大会にPSIから出されるスポンサーシップは各地域50人、これに加えてAP基金から25人ぐらい補完できるかどうか検討中、(イ)AP基金は、言語サポートや託児所にも活用する、(ウ)自己資金でオブザーバを出せるところにはAP基金

は出さない、(エ)各加盟組合は代表団の中にLGBT+や若年労働者を含めるべき、(オ)前回大会ではジェンダー平等の原則を守れなかったので、今大会では努力する、(カ)若年労働者の参加率をデータとして残すよう本部に要請する、と提案した。アニー共同議長は、AP基金からのスポンサーについて、女性か若年を出すことを要件にしてはどうか、と提案した。インドのベンカタは、代議員1人で男性が参加する場合、そこにスポンサーで女性1人をつけられるか、と質問した。ケイトは、AP地域としては、基金だけでなくプロジェクト資金も活用できるか検討したいと補足した。川本共同議長は、AP基金運営委員会で協議するとまとめた。

「行動プログラム(POA)」についてダニエル書記長補の提案に対し、JCを代表して武藤委員長は、行動プログラムへの加筆を求めるとともに、加盟組合提出決議案として「平和と民主主義と労働者としての尊厳が守られる世界をめざす決議」と「日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める決議」を提案した。さらに、ミャンマーについては、AP地域の決議案として提出することを求めた。アニー共同議長は、東南アジア小地域としてもミャンマーの決議案を提出する予定だが、JCの提案の通りAP地域として提出することに賛成すると発言した。ケイトは「ミャンマーの決議案はAP地域として承認できると考える」と答えた。ダニエルは「日本の立場表明については、POAを強化する内容なのでよい」とコメントした。

「規約の改正」について青木副委員長は、第5条統治機構の13項「その役職者が選挙時に所属していた加盟組織の信認を失った場合、直ちに空席になる」について書面での解説を求めた。ダニエルは「通常の空席を埋める手順で進めることになるが、詳細は書面で回答する」と答えた。

「議事運営委員会報告」について、AP地域若年代表のマデリンは、この間2回開催された内容について報告した。続いて公用語である日本語代表の八巻労働条件局長は「2017年世界大会でトラブルがあった電子投票をどうするか、コロナのキャンセル保険をかけるかなど、いくつかの課題については4月の委員会で議論する」と補足した。ダニエルは「地域として議事運営にかかる要望などは、マデリンと八巻に連絡してほしい」と答えた。

「2023年世界大会で選出される世界執行委員」について、ケイトは「AP地域は共同議長2人、自治労の50万人以上の1人、加盟費納入人数40万人に1人で今は4人、若年2人。小地域に自動的に席が割り振られるわけではなく納入人数40万人によって決まるもので、地域として加盟費納入人数が120万人に満たなければ、共同議長を出している小地域から1席を失うことになる」と説明した。川本共同議長は「10月の世界大会にむけて、小地域で議論を進めてほしい」と発言した。

デイヴィッド書記次長は、ローザ書記長に代わって、トルコ地震の被害状況、ウクライナや気候危機、民営化の状況などについて報告した。2023年のILO総会でウングボ事務局長が提言を予定している「社会正義のためのグローバル連合」に、公共サービスを盛り込むことをPSIが求めていると紹介した。

「地域報告」でケイトは「ILOのミャンマーの調査委員会に対しPSIが役割を果たした。他のGUFと一緒にキャンペーンを検討している。デジタル化については、AP地域がグローバル・デジタル・コンパクトを主導している」など最新の情報を共有した。

韓国のパクよりAPREC決議案「韓国政府は労働組合権を標的にした組合弾圧を直ちに停止せよ！」が提案された。二階堂委員長は、「EASRACとしても韓国の仲間たちへの支援と連帯を確認してきた。APRECとしても決議案の採択を求める」と発言した。決議案は全会一致で採択された。ケイトは「APRECの翌日3月8日に記者会見を予定しており、決議案についても公表する」と報告した。

「財務報告」について、アニー共同議長は「AP基金の残高が明らかになった。ネパール地震については直後に支援すべきだった。引き続き、きちんとAPRECメンバーが確認できるようにしてほ

しい」と指摘した。

「メンバーシップ事項」の登録人員については、パキスタンの3,000人増、韓国の2,000人増、ニュージーランドの2,500人増が承認された。

「特別報告」として、アニー共同議長より「フィリピンの労働者の移住と労働組合の取り組み」が報告され、意見交換が行われた。良い事例としてAP地域で情報共有していくことが確認された。

② AP基金運営委員会

3月7日に川本委員会議長の進行により、APRECに続いて開催された。「2022年AP基金財務状況」でケイトは、「若年労働者の取り組みについてFORSAからの資金を得られたのでAP基金を使う必要はなかった。バングラデシュ、インド、パキスタンの3件については、2023年度まで延期する。期末の残高は1,066,138.90ユーロ」と報告した。川本議長は、PSI本部の会計監査が終わっていないことに留意し、暫定版として承認することを求め確認した。

「2023年AP基金申請」では、ケイトより「公平性と多様性に向けた世界大会支援」として72,000ユーロの申請が提案された。(ア)配分については、加盟組合が誰を代議員に指名するかにもよるが、若年労働者に少なくとも30%を配分したい、若年女性になればもう少し増える可能性がある、(イ)言語支援としてAP地域は本部に7言語の支援を求めているのでそれによる。韓国語はEBメンバーなので本部が支援する、(ウ)託児所についても本部に要請していることもあわせて申請は承認された。

「AP基金の見直し」に関するブリーフィングペーパーに対し、シンガポールのサンジェーブは「『資金を受け取ってから12ヵ月以内に報告書を提出する』では遅すぎる。6ヵ月にしてはどうか」と提案した。ケイトは「活動の期間も考慮し、『活動終了後3ヵ月以内』とするのが良いかも」と答えた。川本議長は、今日の議論も含め、次回会議で協議・確認することとし、会議前に修正案を配布するよう事務局に求めて委員会を終了した。

③ アジア太平洋地域女性委員会 (APWOC)

3月6日に韓国・ソウルで開催され、8ヵ国から29人が参加した。自治労からは、青木副委員長 (APWOC議長)、榎本総合企画総務局長 (第一代理)、八巻労働条件局長 (第二代理/第31回世界大会議事運営委員) と国際担当が参加した。

冒頭、青木議長は「多くの若年労働者にも参加いただき感謝する。今日の会議では、AP地域の女性が世界大会に代議員として積極的に参画し発言すること、地域の女性の優先事項が行動プログラムに十分反映されるための議論をする。積極的に参画してほしい」と開会のあいさつをした。

「議題の採択」の後の「APWOC委員の確認」では、オセアニアの代理委員としてオーストラリアのジョディ・マイルズを確認した。

「地域報告」でケイトは、「コミュニティ保健労働者については、ウルドゥ語のツールキットを活用して南アジアで展開しており4年ぐらい続けたい。POAも含めこれからは『ジェンダー・トランスフォーマティブ (女性の状況の改善だけでなく、女性の社会的地位を改善し、女性が権利を十分に行使できるようにするアプローチ)』を使う。ケアの再編成については、レポートの翻訳語がそろえば、セミナーを実施したい」と提案し確認された。

「小地域報告」を受けて青木議長は、公共サービス労働者が第三者からの暴力やハラスメントに曝されていることに触れ、日本も努力していくと補足した。ケイトはバランガイ労働者のマグナカルタ (共和国法) に触れ、「条文の中に『任意の労働者』との記載があり、ボランティアの扱いになっている。『公衆衛生労働者』として明記されるよう働きかけていくことが必要」と補足説明した。また、オーストラリアでは団体交渉がうまく機能しており、女性の労働条件が改善していると評価した。

「世界大会の準備」についてケイトは「女性の参画50%を確保するために、AP基金の活用も検討している。女性が加盟組合の代表団長になるよう取り組んでほしい。世界執行委員会のジェンダー平

等を実現するためにも、小地域からの作業を要請する」と提案した。

代表性の確保について青木議長は、「加盟組合、国、小地域、AP地域で達成できるよう努力が必要。AP基金の申請について、女性と若年労働者のために活用されることはAPWOCとしても支持する」と話した。ケイトは「女性が代表団長になれる加盟組合についても確認していく。AP基金の要件については若年女性により多く割り当てられるとよいかもしれない」と補足した。マデリンは世界大会での託児所の設置を求めた。ケイトは「AP基金の活用も検討しつつ、世界女性委員会に提言することも考えられる」と答えた。青木議長は「女性の50%以上、若年もしっかり参画できるようにすることをAPWOCとして確認するとともに世界女性委員会にも求めていくことをAPRECに勧告する」とまとめた。

ILO第190号条約について、多くの国で批准されることを求めるが、批准までは至らなくても職場における暴力が根絶されるように取り組んでいくことが重要であると確認した。また、オーストラリアのドメスティック・バイオレンス休暇について、改めて共有しひとつずつ取り組んでいくことを確認した。

また、世界女性委員会が発出したトルコ・シリア地震、地中海での遭難事故の最前線で活動する労働者への連帯を示す声明について、APWOCとしても支持することを確認した。

(3) P S I 東アジア小地域

① P S I 東アジア小地域事務所会計監査

1月26日に東京・自治労会館で木村ひとみ書記次長が実施した。P S I の監査指示書の最新版が届いていないことを指摘した上で、会計処理に不適切な部分があるため修正を求めた。また最新版の監査指示書を確認した上で、会計処理の修正について、改めて会計監査することとし、終了した。

② P S I 東アジア小地域諮問委員会 (E A S R A C)

2月24日にウェブで開催され、東アジア小地域から5カ国・P S I スタッフもあわせて21人、自治労からは青木副委員長 (E A W O C 議長) が参加し、榎本総合企画総務局長 (第一代理) と八巻労働条件局長 (第二代理/第31回世界大会議事運営委員)、国際担当が傍聴した。J Cからは武藤国公連合委員長 (E A S R A C 共同議長) と、E A S R A C 国別代表の二階堂全水道委員長、植野国公連合・政労連中央執行委員が参加した。

主な議題は、(ア)議題1:開会事項、(イ)議題2:議題の確認、(ウ)議題3:前回国議の議事録、(エ)議題4:地域書記報告、(オ)議題5:小地域報告、(カ)議題6:大会関連事項、(キ)議題7:メンバーシップ事項、(ク)議題8:財務事項、(ケ)議題9:その他。

冒頭、パク共同議長 (韓国) は「物価高騰など各国の労働者は非常に厳しい状態にある。韓国ではユン政権による労働組合弾圧が激化しており、恐怖政治が行われている。E A S R A C の中で各国の状況について積極的に議論したい」とあいさつした。

議題4:地域書記報告では、ケイトが「気候や民主主義の危機など、連帯の強化が必要になっている。フィリピンの労働組合弾圧については、ILOハイレベル政労使調査団の派遣が実現した。ミャンマーについては、引き続き注視が必要で今後もアップデートしていく」と発言した。全水道の二階堂委員長は、J C を代表して「韓国の労働組合弾圧について、J C として強い連帯を示す。E A S R A C としてもいかなる労働組合弾圧も許さないことを確認すべきで、3月のAPRECにおいても全体での連帯を求める」と提案した。これに対しK C のチャンは、「日本の発言に感謝する。ユン政権の支配介入は非常に悪意的。APRECにおいて現状を報告するとともに、ユン政権を糾弾する決議案を採択できるなら求めたい」と答えた。その他、インド太平洋経済枠組 (I P E F) やデジタル化などについても意見が出された。青葉小地域書記は「韓国に関する決議案をAPRECに出せるよう

準備を進める」と発言した。

議題5：小地域報告では、青葉書記のコメントに続き、日本の国別代表の植野中執がJCを代表して「世界水の日」「国際女性デー」の取り組み内容を報告するとともに、「救急現場を支える医療労働者と救急隊員による意見交換会」の実施について案内した。加えて、韓国の消防公務員労働組合設立後の現況に関する情報提供を求めるとともに、トルコ・シリア地震の復旧に取り組む公共サービス労働者への連帯を示した。最後にウクライナとミャンマーについて、平和と民主主義のための「対話」の必要性を提起した。

韓国からは、地方でも保守派が復権し、公共サービスの縮小や切り下げが起きていること、5月に全国民主労働組合総連盟（民主労総）を中心にゼネストを予定していること、トルコ地震基金について2回に分けて支援を送ることなどが報告された。香港では、労働法改正により法定休日が12日から17日に増え、2030年までに実現する予定で、コロナ対応に奮闘した公務員労働者の賃金が2.5%引き上げられた。マカオでは、労働組合法の改正にむけた取り組みが行われており、ILO第87号および98号条約に準じた労働法が可決されるよう働きかけている。台湾では、労働組合の合法的な地位獲得の取り組みを行っているが、非常に厳しい状況であることが報告された。

ケイトは、「台湾や韓国の取り組み、日本の消防職員と公務員の労働基本権の獲得など、PSIとして支援していく。トルコ地震基金への協力をお願いしたい。ミャンマーへの関心を高めていく。二階堂委員長の発言を受け、APRECでの決議案を準備する」とコメントした。

議題6：大会関連事項では、JCから二階堂委員長が、行動プログラムと規約への意見反映、提出を予定している3本の加盟組合決議案「平和と民主主義と労働者としての尊厳が守られる世界をめざして」「日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める」「ウクライナからのロシア軍の即時撤退と無条件での停戦、ミャンマー国軍による市民殺戮と弾圧の即時中止を強く求める」について発言した。韓国からも3本の決議案が準備されているとの報告があった。

ケイトは、ミャンマーについて「市民の不服従運動に参加する労働組合を支持すること」「PSIは、ミャンマーの労働法の改正により、社会を変えていくことを支持していること」「9割以上のミャンマー国民が支持している国家を代表する組織であるミャンマー国家統一政府（NUG）を認め、支持することが重要」とコメントした。また、「消防公務員については、AP地域として重要な課題であり声をあげることが重要」「東アジアから提案された6本の加盟組合決議案のうち、POAに含むことができるものもある」と指摘した。

KCを代表してチャンは、「世界大会の代議員について、ジェンダー平等の原則は、加盟組合レベルでの順守が必要か、KCとして国内協議会（NCC）で順守できれば良いか」と質問した。さらに世界大会への積極的な参画を促すため、韓国語の通訳について、AP基金の活用を要請した。ケイトは、「韓国語も含めAP地域は言語が大きな障壁になっているので、事務局で検討しAPRECで議論する」「ジェンダー平等の原則は、あらゆる努力がされなければならない。加盟組合ごとの実現が必要だが、国レベルでの努力も推奨する」と答えた。

議題7：メンバーシップ事項では、韓国保健医療労働組合（KHMU）が登録人員数を2,000人増やすことが提案され、了承された。次回会議については、APRECの後に開催する予定で、時期は未定と提案された。

最後に武藤EASRAC共同議長は、「10月の世界大会にむけ、東アジア小地域の加盟組合としてPOAや規約の改正議論に積極的に参画していく。今日の議論を踏まえ、パク共同議長とともにAPRECでの意見反映に努める」と発言し、会議を終了した。

(4) P S I－J Cの取り組み

① 第1回P S I－J C運営委員会

2月9日に東京・自治労会館で開催し、(ア)2022年度活動報告(案)、(イ)2022年度決算報告、(ウ)2022年度会計監査報告、(エ)2023年度活動計画(案)、(オ)2023年度女性・ユース活動計画(案)、(カ)2023年度予算(案)、(キ)P S I第31回世界大会(WC)、(ク)当面のスケジュールおよび次回会議日程について協議し、提案の通り確認した。

② 第1回P S I－J C女性・ユースネットワーク合同会議

2月17日に東京・自治労会館で開催し、(ア)2023年度女性・ユース活動計画(案)、(イ)2023年度国際女性デーの取り組み(案)、(ウ)当面のスケジュールと次回会議の日程について協議し、提案の通り確認した。

③ 第1回P S I－J Cユースネットワーク会議

2月20日に東京・自治労会館で開催し、「自分自身のワーク・ライフ・バランスを考える」をテーマに、各自の仕事と家庭のバランスについて振り返り、課題の共有や意見交換を行った。

④ 3・22国連「世界水の日」の取り組み

ア リーフレット

2023年度版は、宣言文、解説「持続可能な水道・下水道のために」とともに、「『あって当たり前』のサービスのために 高度化する消火方法と水」と題するインタビュー記事を掲載するため、インタビューを12月7日に東京・自治労会館で実施した。インタビューには、全消協から須藤会長、田立事務局長、全水道から村上書記長、自治労より福永公営企業局長、竹内組織部長、小見公営企業担当書記、榎本総合企画総務局長(JC事務局長)と国際担当が参加した。

イ ポスター

『あなたと水の未来』をキャッチコピーとして、「水」について問いかけるデザインとした。約20億人が安全な飲み水を得ることができず、清潔に管理されたトイレを使えない人は約36億人。不衛生なトイレや汚れた水などによる感染症で命を落とす5歳未満の子どもは世界中で毎年52万人超え。生きるために欠かすことのできない水の大切さについて、「あなた」に問いかけるものとした。

ウ 啓発活動

2月27日に水に関係する省庁に対し、啓発活動を行った。経済産業省・地域産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課、厚生労働省・医薬・生活衛生局水道課、環境省・水・大気環境局水環境課、農林水産省・農村振興局整備部水資源課、総務省・自治財政局公営企業課、国土交通省・水管理・国土保全局下水道部下水道企画課、および水管理・国土保全局水資源部を訪問し、啓発ポスターと宣言文を手交し、趣旨説明を行った。自治労からは、福永公営企業局長、榎本総合企画総務局長(JC事務局長)、小見公営企業担当と国際担当が参加した。全水道から辻谷書記次長と鈴木書記が参加した。農林水産省への要請については、全農林より関調査交渉部長も参加した。

その後、自治労組織内、政策協力国会議員をはじめ、国土交通委員会に所属する衆・参の国会議員にも啓発活動を行った。

⑤ 3・8国際女性デーの取り組み

3月1日に政府、政党、ILO議員連盟への要請行動を行った。自治労、国公連合、全水道、ヘルスケア労協、全消協、JC事務局から18人(女性10人、男性8人/ユース8人)が参加した。自治労からは、青木副委員長(JC女性委員会議長)、榎本総合企画総務局長(JC事務局長)、兒玉青年部長ほか参加した。

要請先は、内閣府、厚生労働省、立憲民主党、国民民主党、ILO議連で、冒頭、青木副委員長から要請書を手交し、榎本総合企画総務局長から趣旨を説明した。社民党へは要請書を届けた。

主な要請内容は、(ア)社会的・文化的な背景に基づく固定的な性別役割分業意識の払拭と意識の改革と理解の促進、(イ)LGBT+など性的マイノリティに関する取り組み強化、(ウ)不妊治療を受けながら安心して働き続けることができる職場の環境整備、(エ)仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約（ILO190号条約）批准、(オ)就活生、取引先、顧客などの第三者からのハラスメントも含めて、ハラスメントそのものの禁止、(カ)ドメスティック・バイオレンス休暇制度の新設などとした。

要請にあたって、各参加者は職場の課題を示しながら、具体的な施策の実施などを求めた。最後に青木副委員長は、「コロナの影響もあり、職場の人員不足がより深刻。公共サービス労働者としての献身的な気持ちだけでは維持し続けられない。第三者からのハラスメントが多くみられる。消防職場は課題が山積しているにもかかわらず、団結権がないことにより課題解決にむけた当局との対等な交渉も行えない。要請事項だけでなく、各職場の状況や課題も共有させていただいた。私たちが労働組合の立場でむき合い、努力していかなければならないことを十分認識している。それぞれの立場からジェンダー平等社会の実現にむけて引き続き尽力いただきたい」と述べ、それぞれの要請行動を終了した。

⑥ P S I－J C「救急現場の現状と課題」意見交換

3月28日に東京・自治労会館において、対面とウェブの併用で開催され、自治労、ヘルスケア労協、全消協、J C事務局から27人（女性11人、男性16人）が参加した。自治労からは、平山衛生医療局長、茨城県立病院の荒川修児看護師と山田公治診療放射線技師、兵庫県明石市立市民病院の高本麻衣看護師、長崎県立病院の原尾健作看護師、榎本総合企画総務局長（J C事務局長）、八巻労働条件局長ほかが出席した。

日常業務に加え、コロナ対応などにより、救急患者を搬送する救急救命士や病院の救急担当は、過酷な環境下での労働を強いられている。救急現場ではハラスメントなどの多くの課題が指摘されていることから、P S I－J Cの加盟組合の関係者が、それぞれの立場から現場の現状や課題を明らかにし、課題解決の糸口を共有することを目的に初めて実施された。

榎本総合企画総務局長の開会のあいさつと趣旨説明、参加者の自己紹介に続き、田立全消協事務局長は、「とくに搬送困難事案が増える中、ハラスメントを受ける事例が報告されている。搬送患者を第一に考えながら、医療現場での受け止めはどうか、どうしたらより良く連携し業務を行うことができるかを考えていきたい」と提起した。

現状と課題の共有では、「看護師から見ても、救急隊員に高圧的だと感じる医師はいる」「救急隊員の相談窓口、訴える方法が必要」「医師への申し送りを複数の救急隊員で行うことで、ハラスメントを防ぐ、証言できるような体制を取るようになっている」「本来は症状に合った病院で受け入れられるべきだが、発熱だけを理由に断っている一次病院もある」など、たくさんの具体的な事例を紹介し合った。

全消協の佐藤会員からは、九州ブロックとしてハラスメント調査に至った経緯と結果が報告され、暴言や物を投げつけられるなど、酷い事例があることも紹介された。

解決の糸口としては、「救急隊員に対して態度の悪い医師は、看護師に対しても態度が悪いことが多い傾向にある。救急隊員と医師だけではなく、看護師も一緒になって対応ができればよいのではないか」「ハラスメントなど課題を共有・協議するために、地域の病院、消防、自治体行政の連絡会のようなものがあればよいのではないか」「病院と救急隊員との交流や意見交換の場を継続的にもつことはできないか」「P S I－J Cだけでなく、都道府県の連合を通じて政策要求として取り組んでいくこともできるのではないか」などの意見が出された。

最後に参加者からは、「今日の議論をきっかけに、今後の取り組みにつなげていくことが必要」

「継続してこのような意見交換の場を持ち続けていきたい」「病院も救急も患者を助けるという目的は一緒。どちらの立場も心地よく働くことができるようにしていかなければならない」など、前向きなコメントが多く出された。

なお、意見交換の終了後、長崎県下の自治労と全消協が連絡を取り合った。それぞれが関係している病院でハラスメントの事例がある場合には、病院労組から病院当局にハラスメントをなくすための対応を求めるなど、具体的な取り組みにつなげていくことが協議されたとの報告があった。

⑦ P S I 「トルコ地震基金」への拠出

2月6日にトルコ南部で大きな地震が発生した。P S I は、被災したトルコの12のP S I 加盟組合の再建を支援し、最前線で活動をしている救急職員や公共サービス労働者を援助するために基金を立ち上げた。なお、欧州公務労連（E P S U）もヨーロッパで加盟組織が基金を立ち上げている。P S I - J Cはこの趣旨に賛同し、自治労も毎年拠出しているJ C基金会計より200万円の寄付を決定し、P S I の指定口座に3月29日付で送金した。

2. I T F の取り組み

(1) 国際運輸労連（I T F）／欧州運輸労連（E T F）「トルコ・シリア地震連帯基金」

I T F とE T F は、トルコとシリアで発生した地震を受け、トルコとシリアの交通運輸労働者および労働組合を支援するための緊急基金を設置した。自治労は、国際連帯救援カンパより、交運労協を通じて30万円寄付した。

3. I L O 関係

(1) I L O 総会・基準適用委員会労働側代表との第87号条約（公務員の労働基本権問題）の個別審査に関する協議

4月4日、川本委員長、公務労協の森永事務局長、吉澤相談役は、ベルギー・ブリュッセルのC S C - A C V 本部で、キリスト教労働組合連盟（C S C - A C V）のマルク・レーマン会長と会談した。2023年に開催される第111回I L O 総会・基準適用委員会における第87号条約の個別審査の実現可能性を追求するとともに、2024年の第112回の同総会・委員会における個別審査の実現にむけて協議することを目的に訪問した。

川本委員長のあいさつに続き、吉澤相談役が訪問の趣旨を説明した。レーマン会長からは、「2023年の基準適用委員会では、専門家委員会報告で指摘された第81号条約が対象。政府からの報告だけではなく労働組合としてオブザベーション（注視、観察、監視）して、具体的に何が欠落しているのか、政治的意思が見えない、形式的、形骸化して前進していないことなどを明確にすることが大事」などのアドバイスを受けた。

川本委員長は、レーマン会長のこれまでの尽力に感謝し、引き続きの指導・協力を求め、会談を終了した。

(2) 日本I L O 協議会

4月20日に、第63回海外社会労働事情研究会がウェブで開催され国際担当が参加した。テーマ「国際労働財団（J I L A F）の事業」について、J I L A F の相原康伸理事長は、コロナにより、招聘事業など厳しい状況もあったが、途上国の労働組合や労働者支援を継続してきた成果、今後の役割などに触れながら講演した。相原理事長はアジア太平洋地域の労働組合から日本が学ぶこととして、「変える」

「前に進める」「法律をつくる」などのよりダイレクトな活力にあふれていることなども紹介した。

4. 国際連帯救援カンパ

2023年度は、第1次集約が2023年1月6日、第2次集約が4月14日として取り組んだ。また、2月6日未明に発生したトルコ・シリア地震の被害者支援については、2023年度の国際連帯救援カンパの中から支援することとし、現在も引き続きの取り組みを行っている。4月20日現在の集約状況は、41県本部・社保労連・直属支部33,878,277円。うちトルコ・シリア地震被災者支援については、5県本部の1,662,945円が含まれている。

5. 連合等の活動

(1) 国際政策委員会

① 第6回

1月12日に東京・連合会館で開催され、(ア)「政策・制度 要求と提言」(国際政策部分)の更新について(案)、(イ)2023年度重点政策(たたき台)について協議された。

連合のILOの中核的労働基準に関わる取り組みについて、榎本総合企画総務局長は「公務員の労働基本権に関わって、2023年のILO総会の対応について何か考えがあれば教えてほしい」と質問した。それに対し連合の則松副事務局長は「公務員の労働基本権についてももちろん頑張っていく。ただし2023年のILO総会については、現在ILO内の手続きの途中で、2月にレポートが出される予定。そのレポートに記載がされるかどうかによる。記載された場合には、連合の公務部門会議を開いて対応する予定で、公務労協とも連携している」と答弁した。

② 第7回

3月22日に東京・連合会館で開催され、(ア)2023年度重点政策(素案)について協議された。加えて、(イ)2023年度国際連帯資金の拠出、(ウ)L7サミット2023ワーキンググループ、(エ)第111回ILO総会への参加、(オ)シンガポール全国労働組合会議(SNTUC)との組織間交流について確認された。

(2) 連合愛のカンパ

2023年度連合愛のカンパ中央本部推薦団体について、2022年度の活動報告と2023年度の申請内容について、国際担当が面談し確認した。

① エファジャパンは、2月10日に、海外事業担当・鎌倉幸子と対面で面談した。報告書を確認した上で、申請については、図書館システムの導入後のフォローの拡充が必要で、広がりのある事業となるようさらに検討するよう求めた。

② アムネスティ・インターナショナル日本は、3月16日に、ファンドレイジング部の國崎康代マネージャーとウェブで面談した。2022年秋以降、団体内部の人事異動などにより、事業がうまく展開できていない状況についての報告があった。助成支援報告書にはその旨も記載の上、作成するよう求めた。

③ 日本国際ボランティアセンター(JVC)は、2月16日に、海外事業グループ・小林麗子とパレスチナ事業の現地駐在員大澤みずほと対面で面談した。パレスチナの情勢は依然として厳しいままだが、事業は順調に進んでいること、事業に関わる女性たちのエンパワーメントが進み、ネットワークも拡大していることが報告された。事業に関わる女性たちのスキルアップとネットワークの拡大を要請した。

- ④ パルシック（PARCIC）は、3月13日に、東京事務所の西森光子、パレスチナ駐在の吉田明子と高橋知里とウェブで面談した。吉田駐在員から、ガザ地区での活動の状況が報告された。チーズの製造量を増やし、ガザ南部での販路も拡大することで収入は増えているものの40人を超える女性たちの生活を満たすにはまだ十分な状況ではない。2023年度は、ガザ地区全域での販路拡大に努めるとともに、チーズ以外の製品を取り扱うことで、事業収入増をめざす予定。着実な計画に基づいて一つずつ展開しており、順調に進んでいることが確認できた。
- ⑤ アジア・コミュニティ・センター21（ACC21）は、2月15日に、事業担当・辻本紀子とウェブで面談した。久しぶりにフィリピンに伊藤道雄理事長と訪問し、現地での事業状況を確認。コロナにより予定した研修に参加できない若者たちがいるものの、現地のNGOと連携しトレーニングを実施。事業で自立して頑張る若者同士のネットワーク構築の報告もあった。
- ⑥ アジア社会文化交流センターは、3月25日に、成島道官代表と対面で面談した。依然として国軍による弾圧が続くミャンマーにおいて、何とか活動の継続を模索している状況。ウェブも活用しながら、できる支援を続けていくとの報告を受けた。
- ⑦ 日本ベトナム平和友好連絡会議は、2月10日に、鎌田篤則副理事長と木原勇常任理事と対面で面談した。2023年1月にベトナムを訪問し、現地の状況がどのようになっているか、事業の実施状況も含めて報告を受けた。コロナの影響もあり、コンサートによる収入が十分ではなかったため、事業規模を縮小して実施している旨の報告があった。

（3） トルコ・シリア地震に対する救援カンパ

2月6日にトルコ南部で発生した大地震に対し、連合は国際労働組合総連合アジア太平洋地域組織（ITUC-AP）からの寄付の呼びかけに対し、救援カンパを実施することを確認した。自治労は、その趣旨を踏まえ、国際連帯救援カンパより300万円拠出した。

連合は、集められた寄付について、①国連UNHCR協会、②日本ユニセフ協会、③国連WF P協会、④日本赤十字社の4団体に均等に配分する予定。

6. 海外労働組合等との交流

（1） シンガポール公務員労働組合（A U P E）

2023年2月20～25日にかけて、A U P Eからの招待を受け定期交流のため自治労から代表団を派遣した。代表団は、自治労本部から団長として伊藤書記長、事務局長として青木総合組織局長、事務局として金子総合政治政策局自治研担当書記、地連を代表して東海地連より坂田有紀愛知県本部副委員長、四国地連より上野友里子徳島県本部財政局長の5人。A U P Eの定期交流は、2004年の覚書締結以降、第7回目の代表団派遣で、今回の交流テーマは、「行政におけるデジタル化」と「社会問題としての外国籍労働者」の2つとした。

2月21日、A U P E本部を訪問し交流テーマについて協議した。A U P Eからは、サンジェーブ書記長、シャイマ書記次長、ヤンリ書記次長、シニアマネージャーのリドゥアンとマヘンドラン、アシスタントマネージャーのロナクが出席した。青木総合組織局長より「行政におけるデジタル化」、金子書記から「社会問題としての外国籍労働者」について提案し、坂田愛知県本部副委員長と上野徳島県本部財政局長が両テーマに対して、地元自治体での現状と課題を補足し、相互で意見交換を行った。A U P Eの参加者からは、「日本とシンガポールに共通する課題である高齢化と労働力不足に対して、デジタル化やスマートシティ化、DX化をどれだけ有効に活用できるかが重要である。その一方で労働組合として、DX化による人員削減に対しては最大限の警戒感をもって検討する必要がある」「少子・高齢化で

労働者不足になっているシンガポールを外国籍労働者に支えてもらっている。また、その中の単純労働者には安全な労働環境を提供している組織があり、組合として仕事だけではなく、生活や住環境もサポートしている。シンガポールは人口が少なく、国土も小さいため、幅広く素早いアクションが可能になっている」とのコメントがあった。

意見交換の後、ナショナルセンターであるシンガポール全国労働組合会議（NTUC）、国際労働組合総連合アジア太平洋地域組織（ITUC-AP）事務所を訪問した。その後、自治労代表団を歓迎する夕食会に招かれ、PSIに加盟する4つの加盟組合（AUPE、HDBSU、PUBEU、SURAWU）より19人が参加して盛大に行われた。

2月22日には住宅開発局労働組合（HDBSU）、情報通信メディア開発庁（IMDA）、23日には公益事業労働組合（PUBEU）、シンガポール都市開発局労働組合（SURAWU）、24日は移民労働者センター（MWC）を訪問した。

今回の定期交流で訪問したシンガポールの組合は、どこも当局側との関係は良好で、人を大切にする精神があり労働者の生活が尊重されている印象があった。両国に共通する課題である労働力不足について、デジタル化や外国籍労働者などの視点から、AUPEの関係者の心温まる歓待の中で意見交換・交流をすることができた。最後に、伊藤書記長より「引き続きアジア太平洋地域の一員として、より質の高い公共サービスの確立にむけて、相互に連帯して取り組んでいきたい。相互のこうした良好な関係は、もちろん維持し続けていきたいと考えているが、2023年3月末に期限を迎える自治労とAUPEの定期交流の今後については、川本委員長より改めて相談させていただきたい」とあいさつし、交流を終了した。

7. NGOなどへの連帯・支援

（1）認定NPO法人エファジャパン

① 2022年度第3回理事会

1月25日に東京・自治労会館で開催され、(ア)エファパートナー制度改変提案（再審議）、(イ)設立20周年に際しての記念事業のアイデア出しについて協議され、全会一致で承認された。

② 2022年度第4回理事会

3月30日に東京・自治労会館で開催され、(ア)2022年度事業・実績値事業報告、(イ)2023年度事業計画・予算（案）、(ウ)2023年度給料表（案）、(エ)新エファパートナー制度の開始、(オ)クラウドファンディング2022について報告・協議がされ、審議事項については承認された。

（2）ミャンマー支援

① 在日ビルマ人コミュニティ

1月14日に東京・連合会館において、「クーデターから2年 ビルマの今」報告集会が開催され、国際担当が参加した。

冒頭、ミャンマー国民統一政府（NUG）日本代表部のソーバラティン代表が主催者としてあいさつに立ち、「国内外で支援を受けていることに心から感謝したい。ミャンマー国軍に対する不服従運動（CDM）は続いているものの、それに反対する行動も起きている。今もなお多くの人々が拘束され、死刑が宣告され実施されている。軍政府はNLDなど国軍に反する政党を排除するための総選挙を予定している。日本はNUGをミャンマーの政府として認め、国軍が実施する選挙に加担しないようお願いしたい」と発言した。

アウンソーモ元駐日ミャンマー大使館員は、CDMに参加する若者たちの想いを紹介しながら、日

本人がミャンマー軍幹部と接触し、若者の未来を奪うことを許していることを報告した。在日ビルマ市民労働組合のミンスイ委員長は、「日本政府は平和と民主主義といいながらミャンマー国軍を支援している。暴力をダメだというのなら、国際社会に対してもそのように発言すべき」と訴えた。ミャンマーの民主化を支援する議員連盟の石橋通宏事務局長（参議院議員）は、「議連としてNUGをミャンマーの民主的な代表として認めるよう政府に求めてきた。この間の政府の動きには非常に不満を持っている。国軍の暴力を何としても止めさせなければならない」と語り、引き続き、議連として取り組みを強化していくことを報告した。会場内では、ミャンマーの人々を支援するカンパが実施され、99,961円を寄付した。

② ミャンマーの民主化を支援する議員連盟

2月1日に東京・参議院議員会館会議室において、「ミャンマー軍事クーデターから2年～ミャンマーに民主体制と平和と自由を取り戻す院内集会～」が開催され、国際担当が参加した。会場外にあふれるぐらい多くの参加者が集まった。

第一部では、超党派「ミャンマーの民主化を支援する議員連盟」の中川春正会長、NUG日本代表部のソーバラティン代表のあいさつに続き、ミャンマーの若者たちが声明・署名文を提案し、武井外務副大臣に提出した。

第二部では、NUGのノースザンララソー女性・青年・児童大臣とモーゾウ外務副大臣から、ミャンマー国内での人権蹂躪の実態が報告された。上智大学の根本敬教授などミャンマー研究者からは、日本政府や国会がミャンマーの民主化支援のためにどのようなことをすべきかが提案され、東京新聞の北川成史記者などジャーナリストからはミャンマー民主化への希望と課題が語られた。

第三部では、ミャンマーの人々から民主化と平和へのアピールがされ、連帯のエールと応援歌を合唱し、集会を終了した。

③ J-FUN（日本UNHCR・NGO評議会）

2月1日に東京・衆議院第一議員会館会議室において、「ミャンマー人道危機に学び、日本からできることを考える」勉強会が開催され、国際担当が参加した。上智大学の根本敬教授からは、私たちにできることとして、(ア)軍事政権に対する抵抗の継続、(イ)NUGを軸にした外交戦略の展開、(ウ)ODAの全面中止、(エ)自衛隊・防衛大学校の国軍からの留学生を即時帰国させる、(オ)NUG駐日代表部との接触の本格化、(カ)国会決議でNUGを正統政府として承認する、(キ)ミャンマーの国内避難民を支援する、(ク)日本政府への働きかけを続ける、(ケ)ミャンマー人の雇用を積極的に働きかける、などが提案された。

渡邊彰悟弁護士は、難民保護の観点から在留ミャンマー人の課題について報告した。最後に、「ミャンマーの平和を創る会」を立ち上げた在日ミャンマー人の大槻美咲は、技能実習生として来日しているミャンマー人の状況や国境避難民の現状について紹介し、困っているミャンマーの人々への支援を呼びかけた。

④ G U F s 「Online Forum: Cry for Freedom: Struggle We Must !」

2月6日にP S Iや国際建設林業労働組合連盟（B W I）などの共同主催により、ミャンマーに関するオンラインフォーラムがウェブで開催され、国際担当が参加した。ミャンマーに関する東南アジア諸国連合（A S E A N）の状況などが報告され、労働組合としてどのような行動が求められるかの議論がされた。

⑤ ミャンマーの最新情報を聞く会

3月25日に東京・自治労会館において、ミャンマーの軍事クーデターから2年経った現状をどう認識すべきかを考えるために開催され、国際担当が参加した。

講師である在日ビルマ市民労働組合のミンスイ委員長は、「3,160人が殺害され、避難民が160万人

以上になっている。水や食料などが不足し、深刻な事態になっている。アウンサンスー・チーさんについて体調不良との話もあるが、医師や弁護士との面会も許されず非常に厳しい状況。日本ミャンマー協会が国軍の支援に寄与しており、日本政府はそれを許容し、ミャンマーに対してダブルスタンダードを取っている。さまざまな機会を使って日本政府に要請しているが、何も変わらない」と現状を訴えた。

中嶋滋 I T U C アジア太平洋地域組織ミャンマー連絡事務所顧問は、ミャンマーの地方政府の現状や駐ミャンマー日本大使館との連携を報告しながら、国際社会をはじめ日本の政府や政党、マスコミが果たすべき役割について指摘した。

引き続きミャンマーの動向に注視しつつ、タイミングを見て継続的に最新情報を共有していくことが確認された。

⑥ メータオ・クリニック支援の会（JAM）

3月21日に東京・四ツ谷の会場とウェブ併用により、現地派遣員帰国報告会が開催され、国際担当が参加した。

2022年3月からタイとミャンマーの国境沿いにあるメータオに駐在しながら、現地での支援活動を行っている東山諒子派遣員は、メータオの特徴、メータオ・クリニックの現状、メータオ・クリニックを中心に現地で活動をしているさまざまな団体の取り組みなどを紹介した。また、タイ側に避難をしながら、ミャンマーの人々への支援を続ける活動家たちとの交流など、写真やビデオを紹介しながら報告した。クーデターから2年が経ち、軍による市民への弾圧や殺戮がますますエスカレートしていく中、ミャンマーの人々や支援する活動家たちに寄り添いながら、取り組みを継続していくことの重要性が示された。

（3） 日本国際ボランティアセンター（JVC）

4月17日、JVCの海外事業グループの後藤美紀とウェブで面談し、スーダンの南コルドファン州で実施している教育機会拡大事業について報告を受けた。

事業の主な内容は、避難民の子どもたちを対象に、学校に通う前の補習校を運営し、子どもたちが学ぶことを知り、学校に入ってから授業についていくことができるようにすること、教員の研修、保護者の教育への意識醸成、郡教育局など地域行政との連携などを行っている。自治労は国際連帯救援カンパより、この事業に対し50万円の支援を行っている。

2022年4月から2023年3月までの一年間、4コミュニティ・7センターにおいて、4月から1月の学期では94%にあたる220人の子どもたちが補習校を修了した。また、11月から4月の学期では、今のところ出席率80%を維持しながら推移している。補習校では、アラビア語・算数・宗教・英語を勉強している。補習校に通う子どもたちが学ぶことの楽しさを知り、学校に入ってからよりよい成績を維持しながら通いつけている。郡教育局と保護者とのネットワークもできつつあり、地域に少しずつではあるが定着し始めているとの報告もあった。

4月15日にスーダンの首都ハルツームで、国の実権をめぐる国軍と準軍事組織RSFの戦闘が始まり、多くの死傷者も報告されている。JVCの現地スタッフは、ちょうど地方に出張に出ているため無事は確認されたものの、空港が封鎖されているため、事務所に戻る事が難しい状況になっている。命の確保を一番としつつ、現地に寄り添った事業の継続を求めた。

（4） アジア連帯委員会（CSA）

① 第50回常任理事会

3月29日に東京・連合会館で開催され、榎本総合企画総務局長が参加した。2023ワーキング・スタ

ディ・ツアーについての報告に続いて、(ア)第25回評議員会対策、(イ)クラウドファンディングへの協力、(ウ)第43回定期総会終了後の懇親会開催について協議がされ、全会一致で承認された。

最後に、連合第94回メーデー中央大会において、CSAテント出展の案内がされた。

② 第25回評議員会

3月29日に東京・連合会館で開催され、榎本総合企画総務局長が参加した。澤田会長のあいさつに続いて、(ア)主要活動報告、(イ)活動記録、(ウ)2023ワーキング・スタディ・ツアー報告、(エ)2022年度中間決算会計報告、(オ)会計監査報告書について山崎事務局長が提案し、確認された。

続いて、第1号議案「小学校建設・補習授業 ラオス現地視察の実施」、第2号議案「クラウドファンディングの実施について」、第3号議案「第43回定期総会の開催について」が提案され、全会一致で承認された。

最後に主な当面の日程を全体で確認し、評議員会を終了した。

(5) NGO — 労働組合国際協働フォーラム

① 連絡調整会議

3月24日にウェブで開催され、(ア)課題別グループ、広報タスクの活動報告、(イ)フォーラム勉強会進捗、(ウ)20周年ワークショップ進捗、(エ)会費納入、(オ)中間監査、(カ)事務局体制の変更について報告された。

② 20周年ワークショップにかかるインタビュー

3月31日にウェブで実施され、国際担当が対応した。NGO — 労働組合国際協働フォーラムの20周年を迎えるにあたり、フォーラムの意義や現在感じていること、今後どのようなことが求められているかなどについて、NVC認定トレーナーの今井麻希子からインタビューを受けた。

③ 20周年企画「お互いの今を知る」ワークショップ（1回目）

4月11日に東京・連合会館で開催され、国際担当が参加した。協働フォーラムに参画する労働組合、NGO関係者が参加し、フォーラム設立後、何が実現でき何が実現できなかったかを明らかにするために実施された。参画する関係者が交代してきている中で、フォーラムも目的を共通の認識として持っていないこと、それぞれの立場からフォーラムに期待するものの齟齬、時代の流れにあわせた活動の変化など、さまざまな課題が共有された。次回は、5月30日に開催することを確認しワークショップを終了した。

④ 母子保健グループ会合

ア 1月16日にウェブで開催され、国際担当が参加し、(a)グループ内勉強会テーマ、(b)NGO労働組合国際協働フォーラムメンバーむけ勉強会、(c)今後の広報啓発活動、(d)メーデー中央大会への出展について協議した。メーデー中央大会には出展しないこととし、引き続き、各構成組織でできる取り組みを検討していくことが確認された。

イ 4月14日にウェブで開催され、国際担当が参加し、(a)フォーラム勉強会テーマについて、(b)NGO — 労働組合国際協働フォーラム連絡調整会議（3/24開催）の情報共有、(c)今期活動計画について検討した。

第14章 現業労働者の取り組み

1. 諸会議

(1) 2023年度全国幹事会

① 第3回全国幹事会

5月13日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 経過報告 現業労働者の取り組み
- イ 2024-2025運動方針の骨子（案）
- ウ 当面の闘争方針（案）について

(2) 2023年度三役・常任幹事会

① 第4回三役・常任幹事会

2月24日、対面（福島・コラッセふくしま）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 2023現業・公企統一闘争評議会オルグ報告について
- イ 2023現業・公企統一闘争 総務省・議員要請の内容について
- ウ 第1回担い手育成連続講座について
- エ 一般現業部会の幹事選出について
- オ 現業・公企統一闘争の推進について（住民アピール行動）
- カ 第4回現業政策集会について
- キ 評議会ニュースについて
- ク 当面の日程・その他

② 第5回三役・常任幹事会

3月13日、書面の確認により以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 当面の闘争方針について

③ 第6回三役・常任幹事会

4月14日、対面で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 総務省要請について
- イ 議員要請行動について
- ウ 第3回全国幹事会、2023現業・公企統一闘争決起集会について
- エ 第2回担い手育成連続講座について
- オ 当面の日程・その他

(3) 部会幹事会

① 第3回学校給食部会幹事会

12月19日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 給食フェアについて
- イ その他

② 部会幹事会

各部会を以下の日程で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<日程・場所>

- ア 第2回清掃部会幹事会 1月27～28日 対面（京都・キャンパスプラザ）とウェブの併用
- イ 第2回県職現業部会幹事会 2月5～6日 対面（東京・自治労会館）とウェブの併用
- ウ 第4回学校給食部会幹事会 2月10～11日 対面（沖縄・青年会館）とウェブの併用
- エ 第2回学校用務員部会幹事会 2月19～20日 対面（東京・自治労会館）とウェブの併用
- オ 第2回一般現業部会幹事会 3月3～4日 対面（兵庫・ひょうご共済会館）とウェブの併用

<議 題>

- ア この間の取り組み報告について
- イ 2022現業・公企統一闘争総括および2023現業・公企統一闘争の推進について
- ウ 2023年度第二次政府予算要請行動について
- エ 各地連報告について
- オ 2024年度第一次政府予算要請行動について
- カ 2024-2025年度 学校用務員部会運動方針について
- キ 第4回現業政策集会について
- ク 学校用務員 避難所開設防災マニュアルの策定について
- ケ 当面の日程・その他
- コ その他

③ 第3回学校用務員部会幹事会

3月6日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 幹事の交代について
- イ 第4回現業政策集会について
- ウ 当面の日程

④ 部会幹事会

各部会を以下の日程でウェブ開催し、以下の事項について協議・確認した。

<日 程>

- ア 第4回学校用務員部会幹事会 4月24日
- イ 第3回県職現業部会幹事会 4月25日
- ウ 第5回学校給食部会幹事会 4月26日
- エ 第3回一般現業部会幹事会 4月27日
- オ 第3回清掃部会幹事会 5月9日

<議 題>

- ア 2024年度第一次政府予算要請行動について
- イ 2024-2025年度 学校用務員部会運動方針について

ウ 第4回現業政策集会について

(4) 政策集会運営委員会

① 第1回政策集会運営委員会

1月29日、対面（東京・自治労会館）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 政策集会運営委員の体制等確認
- イ 政策集会分科会の内容
- ウ 今後の運営委員会開催予定
- エ 集会当日の運営委員の集合時間
- オ 現地実行委員会の立ち上げ
- カ 現業フェアについて

(5) 会計年度任用職員等組織化推進委員会

3月12日、対面（東京・自治労会館）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 「現業・会計年度任用職員等組織化推進委員会」オルグ実施について
- イ オルグ報告を踏まえた事例集作成について
- ウ その他

2. 2023現業・公企統一闘争

(1) 2023現業・公企統一闘争決起集会

5月13日、ウェブで開催した。

冒頭のあいさつで、岸真紀子参議院議員がこの間の統一自治体選挙の取り組みに対し感謝の意を表し、改めて労働組合の政治活動の重要性について訴えた。続いて、各職場における取り組み提起につなげるため、菊池妙子さんが「会計年度任用職員の処遇改善」の報告を行った。そして、現業職員から福岡県議会議員となった豊福るみ子さんが「政策実現にむけて」として、この間の自治労の取り組みを通して政治活動に携わることとなった思いと、その実現にむけて講演を行った。最後に、小迫敏宏議長が2023現業・公企統一闘争における全国の組合員の奮闘を呼び掛け、決起集会を閉会した。

(2) 2023現業・公企統一闘争本部会議

① 第10回2022現業・公企統一闘争本部会議／第1回2023現業・公企統一闘争本部会議

12月16日、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 2022現業・公企統一闘争総括（案）
- イ 2023現業・公企統一闘争の推進（案）
- ウ 2023現業・公企統一闘争の重点課題に対する獲得指標（案）および基本要素モデル（案）
- エ 議論の日程
- オ 次回の日程

② 第2回2023現業・公企統一闘争本部会議

書面の確認により以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

ア 2023現業・公企統一闘争オルグの実施について

③ 第3回2023現業・公企統一闘争本部会議

書面の確認により以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

ア 2023現業・公企統一闘争（第1次闘争）の推進について

3. 諸集会・セミナー

(1) 第1回担い手育成連続講座

2月25～26日、福島・蓬人館、双葉町産業交流センターほかで上記講座を開催し、25県本部40人が参加した。

山積する現業職場の課題解決にむけ、現業運動を継続していくことが必要不可欠であり、運動を継承していくためには、次代の担い手育成が喫緊の課題となっている。担い手育成の取り組みをより一層進めていくため、県本部・単組実情に応じた取り組みが求められていることを踏まえ、各地連より次代の担い手となる組合員を選出の上、年3回の連続講座と現業政策集会に参加し、現業評議会の取り組みを学び、現地で体感する講座を開催する。

<内 容>

ア 福島駅～浜通りの帰宅困難区域等のバス車窓からの視察

イ 講座開催の目的

ウ 講座①「自治労ってなんなん？」

エ 講座②「権利を活用した取り組みの推進を～現業・公企統一闘争の推進～」

オ グループワーク「現場課題の解決にむけ～要求書を作成しよう～」

カ グループワークで作成した要求書に基づいた模擬団体交渉

キ 富岡町～浪江町のバス車窓からの視察と状況説明

ク 講座③「東日本大震災・福島第一原発事故における自治労復興支援、自治労福島県本部の取り組み」

ケ 東日本大震災・原子力災害伝承館施設見学

コ 震災遺構請戸小学校のバス車窓からの視察と状況説明

サ まとめ

4. 省庁交渉

(1) 総務省交渉

自治労は、2023現業・公企統一闘争の一環として4月14日に総務省交渉を実施した。

自治労からは現業評議会小迫議長、吉村事務局長、副議長・常任幹事と、八巻労働条件局長が出席し、総務省からは、長田自治行政局公務員部公務員課課長補佐ほかが対応した。

交渉概要は次の通り。

① 要請項目1 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 地方公共団体においては、行政の合理化、能率化をはかるとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、技能労務職員を含め、適正な人員配置に取り組むことが重要と考えている。
- また、2023年度地方財政計画においては、地方公共団体の一般職員の職員数が増加している実態などを勘案した上で、職員数全体で2,618人の増としており、今後とも、必要な対応を行って参りたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

依然として総務省からの助言により採用ができないと主張する自治体があることから、技能労務職の採用については各自治体の判断に一任するという趣旨で良いか再度確認したい。

また、「人員管理の適正化」として、自治体に対しどのようなことを具体的に求めているのか。各自治体の採用状況を調査した際に、総務省が、技能労務職員の採用に対して行き過ぎた指摘を行っているのではないかと。

【総務省】

行政の合理化・能率化をはかった上で、地域の実情や変化する行政課題に的確に対応するために、どのように業務を執行し、それに必要な人員管理を行うかは各地方公共団体の判断に任せている。

2022年度から採用者数が増加していた場合等は、理由を確認することもあるが、行き過ぎた指摘の有無については把握していない。

【自治労】

自治体では多くの会計年度任用職員が働いており、地方公共サービスを支える重要な担い手となっている。総務省は、多様な雇用形態の労働者の活用を推奨しているが、社会全体の労働者不足の中、会計年度任用職員の確保も難しく、現場は深刻な人員不足に陥っている。さらに、会計年度任用職員が正規職員と同等の業務を行っている例も多く、質の高い公共サービスを提供していくために、人員確保に繋がる正規職員の採用の促進を行うよう助言をしていただきたい。

あわせて、このような状況であっても、公共サービスの質の低下に繋がらないよう現場が日々奮闘しているということを理解いただきたい。

② 要請項目 2 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 技能労務職員等の給与については、一般行政職と異なり、人事委員会勧告の対象とはならず、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、その決定にあたっては、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることが法律上求められている。
- また、過去には、技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があったところ。
- 各地方公共団体においては、給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要と考えている。
- このため、総務省としても、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではないが、「給与情報等公表システム」において、賃金センサスを用いた民間給与との比較をお願いしているところである。
- 会計年度任用職員制度の導入に伴い新たに必要となる期末手当などの経費については、2021年度地方財政計画において、制度の平年度化による経費の増分を加え、2,402億円を計上し、制度を円滑に運用できるよう必要な財源を確保している。

- 今後も、各地方公共団体が会計年度任用職員制度を適正かつ円滑に運用できるよう、総務省としても適切に対応して参りたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

例えば、賃金センサスでは、学校用務員が、その他に分類されない民間の運搬、清掃、包装の職種と比較されているが、業務内容が著しく異なっている。また、平均賃金の算出では、公務員は正規職員のみ、一方で、民間は正規職員だけではなくアルバイト、パート、日雇い等含めており、異なる雇用形態での賃金を比較対象として用いている。どうしても賃金センサスを用いた民間比較が必要であるならば、比較対象として業務内容や雇用形態等が矛盾しない必要がある。国のデータは、地方公共団体の技能労務職員の賃金が、民間の同職種より高額であるということを恣意的にさし示すデータにしかなっていないことを強く申し上げる。少なくとも、地方公務員として賃金を算出する際は、会計年度任用職員も対象とすべきと考える。

【総務省】

比較対象として完全に一致しているものではないことは、公表の様式に注記している。恣意的に行っているものではなく、公務員の賃金が税金を原資としていることを前提に、現在できる範囲で、国民・住民の理解と納得を得られる説明資料として情報を出している。

【自治労】

地方公共団体の技能労務職員の給与が、最低賃金を下回る状況が散見されていることから、そのようなことが決してないよう技術的助言を行っていただきたい。

常勤職員の賃金水準と比較して、60歳を超える常勤職員は7割、再任用職員は5.5～6割で同一労働を行っている。さらに、会計年度任用職員の勤勉手当が支給されると、60歳を超える常勤職員・再雇用職員はそれより低い賃金水準となる可能性がある。会計年度任用職員の適正な賃金を確保した上で、再任用職員の賃金水準を引き上げる対応が必要と考える。

③ 要請項目3 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 地方自治体の業務の民間委託については、地方自治体が、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するための手法の1つと考えており、これまで総務省としては、情報提供や技術的助言を行ってきたところであるが、民間委託の導入の可否については、地方自治体が、地域の実情に応じて、自主的に判断すべきものと考えている。
- また、民間委託を行った場合であっても、委託した業務についての責任は、行政に帰属するものであり、地方自治体においても適切に業務の執行管理をしていただく必要があると考えている。感染症拡大や災害発生時においても、委託した業務についての責任は、引き続き行政に帰属することを前提に、委託先民間事業者との役割の明確化等、リスク分担について自治体と委託先民間事業者との合意により決定した契約上の取り扱いに基づき適切に対応していただく必要がある。
- 総務省として、地方自治体に対しては、民間委託に取り組むにあたって、行政としての責任を果たしうよう、適切に評価・管理を行うことができる措置を講じるよう助言通知してきたところ。
- 引き続き、これらの助言の趣旨が徹底されるよう助言して参りたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

労働人口の減少に伴い民間委託会社の人件費が上昇し、委託費も高騰していることから、民間委託が1つの手法として適正であるといい難い状況となっている。変化する社会状況を踏まえ、民間委託が地方行政改革の有効的な手段になりえていないことを理解していただきたい。

【総務省】

民間委託の導入については地方公共団体が自主的に判断している。また、委託業者の労働関係法令の遵守や雇用労働環境の適切な配慮についても通知・助言を行っている。

【自治労】

適切な評価・管理をできる体制を取った上で民間委託を行うことを通知しているとの回答であるが、総務省は、各自治体が適切な管理・評価できているか調査を行ったことがあるのか。

【総務省】

行革の見える化調査の中で、指定管理を含めた見える化について毎年調査を行っている。指定管理については、さらに詳細にリスク分担や評価そのものの実施を確認し、その内容をヒアリングの機会でも掘り下げている。

【自治労】

適正な民間委託業者の評価・管理は地方公共団体の義務であるが、現場は即時対応を求められることが多く、偽装請負が発生しうる状況がある中で、その有無まで把握できない。

地方公共団体が、業務・労務管理が不要となるという理由を優先し、十分な検証を行わないまま民間委託を行う例もあるというのが実態である。総務省は、通知の通りの業務委託の適正な評価・管理、守秘義務や情報の管理が徹底できているか、そして、費用対効果を含めた現状把握を行った上で、民間委託が効率的な行政サービス運営のために有効なツールとなり得ているか検証すべきである。

④ 要請項目 4 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 定年引き上げにかかる地方公務員の給与・勤務条件については、地方公務員法の趣旨に沿って、各地方公共団体の議会において条例で定められるものであるが、その内容に関し、地方公共団体の当局と職員団体が協議を行う場合にあっては、地域の実情を踏まえ、真摯な協議が行われるものと考えている。
- 総務省としては、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとの考えに立ち、必要な助言を行って参りたい。
- 総務省では、これまで、各地方公共団体において、2023年4月1日の施行にむけて必要な準備行為が計画的に実施されるよう、運用通知等の発出、質疑応答集の拡充、条例例の提供等を行ってきたが、引き続き、必要に応じて助言等を行って参りたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

定年引き上げにより雇用形態が多様化しているが、とくに現業職場では、業務の性質上、雇用形態に応じた業務の明確化が難しい。また、暫定再任用はフルタイムが原則であるが、現場では、多くの職員がパートタイムとして働いている実態がある。職務給の原則に基づき、このような状況が大きな課題となっていることを把握していただきたい。

【総務省】

60歳以降働き続けるために、定年延長、定年前再任用、会計年度任用職員などさまざまな雇用形態とそれに対する制度がある。国は、各制度主旨に則り適切な賃金運用を行うよう助言を行っており、それを踏まえて地方公共団体が業務内容を設定していると考えている。

最後に、小迫議長が、合理化により現業職員は減少し、地域公共サービスを守ることが難しい状況となっているが、地方公共団体と民間企業が協力して住民生活の礎となっていけるように、今後の政策を一緒に考えていきたいと述べ交渉を終了した。

2023年4月14日

総務大臣
松本剛明様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川本 淳

要 請 書

地方分権の推進と地方自治の確立にむけた貴職の日ごろからのご尽力に敬意を表します。

我が国は、超少子・高齢化が進み、住民ニーズが多様化する中、地域実情に応じた安定的な公共サービスの提供がこれまで以上に求められています。地域住民が安全で安心な生活をおくる上で、地方自治体における地域公共サービスの提供体制の構築は非常に重要です。

あわせて、頻発する自然災害では、行き過ぎた人員・財政削減により、多くの自治体で避難所運営や災害ごみの収集・撤去、さらに社会インフラにおける応急修繕などの多くの課題が生じ、改めて公共サービスの重要性と必要性が明確になりました。

そのような中、自治体では災害発生時の対応などに限らず、現業職員が地域事情に応じてさまざまな役割を担いながら、地域住民に欠かすことのできない地域公共サービスを提供しています。

現業職員の労働条件の改善をはかり、安心して職務に専念できる職場環境を整備することは、自治体における公共サービスを充実する上で不可欠です。

つきましては、下記の要請事項に対し積極的に対応するよう要請いたします。

記

1. 少子・高齢化が加速し、住民ニーズの多様化が進む中、感染症の感染拡大や頻発する自然災害の対応など、これまで以上に安定的な公共サービスの提供が求められている。そのため、現業職員の果たす役割の重要性が増す一方、地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員配置ができていない自治体も存在していることから、必要な体制の維持、拡充にむけ、現業職場の新規採用については、自治体の判断を尊重すること。あわせて確実な人員確保のため、必要な財政措置を講じること。
2. 国は、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において、民間労働者と自治体現業職員の業務内容や職責、職員の平均年齢、職務経験年数など単純に比較することができない要素が複雑に混在する中で、賃金の比較を行っている。結果として、自治体現業職員の賃金を恣意的に高額に見せるための不適切なデータとなっていることから、各自治体に賃金センサスの活用を行わせないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制に対する助言を行わないこと。

あわせて、自治体現業職場で働く会計年度任用職員は、業務を遂行する上で、欠かすことのできない職員であることから、賃金・勤務労働条件など、あらゆる処遇改善にむけ、さらなる財政措置を講じること。

3. これまで総務省は、簡素で効率的な行政を実現する手法として、コスト論を優先にあらゆる分野において民間委託等を推し進めてきた。しかし、十分な費用対効果が得られず、業務によっては、偽装請負ともいえる実態があることから、各自治体に対し、住民サービスの質に直結する自治体現業職場における民間委託推進を慎むこと。

あわせて、多くの自治体では、民間委託を行った結果、感染症拡大や災害発生時の免責事項により住民の命とくらしを守るための緊急的な対応に問題が生じている事例もあることから、民間委託導入後の公共サービスの水準や財政的効果など現状の分析・検証を十分に行うこと。

4. 2023年4月から導入された定年引き上げ制度について、65歳まで安全で働き続けられる職場環境の整備や職種における実態を踏まえた制度運用となるよう、自治体労使の合意、決定を尊重すること。また、制度導入後に明らかになった課題解決にむけ、必要に応じて自治体の取り組み事例を周知するなどの支援を行うこと。

以 上

5. 審議会

(1) 中央環境審議会循環型社会部会

藤森副委員長が委員として第45回（4月11日）に出席し、意見反映を行った。

第15章 公営企業労働者の取り組み

1. 諸会議

(1) 第1回水道部会幹事会

11月23～24日、東京・自治労会館にて開催し、①水道部会幹事会、②厚生労働省要請行動およびその打ち合わせ、③合同政策集会分科会テーマについて協議した。

(2) 第1回下水道部会幹事会

11月23～24日、東京・自治労会館にて開催し、①下水道部会幹事会、②国土交通省要請行動およびその打ち合わせ、③合同政策集会分科会テーマについて協議した。

(3) 第2回県公企部会幹事会

11月27～28日、東京・自治労会館にて開催し、①経済産業省との意見交換内容、②各県報告アンケート集約、③合同政策集会の分科会内容について協議した。

(4) 第2回三役会議

12月4～5日、神奈川・川崎市労連会館にて開催し、①2023現業・公企統一闘争の取り組み、②2023年度公営企業塾について協議した。

(5) 第3回常任幹事会

12月4～5日、神奈川・川崎市労連会館にて開催し、①主な公企評課題、②当面する日程、③2023年度第2回全国幹事会打ち合わせ、④2023年度公営企業塾、⑤水道広域化の動きについて協議した。

(6) 2023年度第2回全国幹事会

12月4～5日、神奈川・川崎市労連会館にて開催した。

岩本議長のあいさつの後、来賓として青木総合組織局長と神奈川県本部谷藤副委員長よりそれぞれあいさつを受けた。次に福永局長から公企評に関わる活動報告を行った。続いて、議案として、①当面の闘争方針案、②2023現業・公企統一闘争の推進案、③厚生労働省・水道課行政移管について、④2023年度公企評当面の日程案を提起した。最後に常任幹事が各地連、県本部の報告を行い、1日目を終えた。

2日目は、中国地連公企評の光村幹事が、特別報告として倉吉市水道労働組合の取り組みについて報告を行った。災害発生時および災害派遣時に関する勤務労働条件についての協約、上下水道の組織統合、庁舎移転、包括的民間委託など労働条件に関わるものは検討段階からの申し入れと書面による確認を行っていることについて報告を受けた。続いて、森下総合政治政策局長から「労働組合と政策実現にむけた政治闘争」と題して、講演を受けた。働く者や生活者の声、平和の尊さや安心・安全、公共サービスの重要性などを代弁できる議員との連携や擁立に関わり、影響力を拡大していくことの重要性について確認した。

(7) 第3回三役会議

1月22日、福島・福島テルサにて開催し、①公企塾の工程確認、②公企評合同政策集会について、③

2023現業・公企統一闘争の今後の取り組みについて協議した。

(8) 2023年度公営企業塾（東日本）

1月22～23日、福島・福島テルサ、コラッセふくしまにて、2023年度公営企業塾（東日本）を開催し、北海道・東北・関東甲・北信・東海・近畿・中国地連の19県本部から水道、下水道、県職公企、ガス事業を担う28人（男性26人、女性2人）が参加した。

この学習会は、参加者が地方公営企業の政策や課題、危機管理および公企労働者に関わる法律とその活用について理解を深め、単組・県本部を越えたネットワークを構築することにより、単組や評議会で活躍する役員を育成し、重ねて公企評三役が講師を担うことで、講演のスキルを高めることを目的としている。

学習会では冒頭、岩本議長の開講宣言、澤村福島県本部副委員長から開催県本部としてあいさつを受けた。その後講義に入り、岩本議長が「労働組合役員の心構えと労働組合の役割」と題して公企評の組織や役割、公営企業労働者の適用法律、自治労の政治活動など基本的な知識を説明した。続けて福永局長が「公企職場の現状と自治労組織課題」と題して、人材・資金等が不足している現状、コンセッション方式導入、広域連携などの課題について講義した。講義の内容に沿ったグループ討論を行い、1日目は終了した。

2日目には八巻労働条件局長から「賃金決定の仕組み」と題して講義を受けた。地方公務員の賃金に関する法律、人事院勧告制度の概要について触れ、その上で統一闘争や賃金闘争の重要性を確認した。続いて、村木副議長が「公企労働者の権利と法律」と題して、「公企労働者の権利と法律Q&A」をもとに、地方公営企業法などの法適用について講義を行った。その後、福永局長が労働安全衛生について講義を行った後、石川副議長の解説のもと、参加者が公企単組の執行部となり、三役が扮する当局側に対して、職員の人員確保を想定した模擬団体交渉を行った。最後に、岩本議長が「この2日間で得た知識をぜひ持ち帰って組合活動に活かしてほしい」と訴え、学習会を終えた。

(9) 第3回県公企部会幹事会

2月5～6日、東京・自治労会館にて開催し、①5月の合同政策集会全体会・分科会の進行確認、②合同政策集会分科会の進行確認、③経済産業省との意見交換会の内容確認について協議した。

(10) 第2回ガス部会幹事会

2月5～6日、東京・自治労会館およびウェブにて開催し、①5月の政策集会全体集会・分科会確認、②合同政策集会分科会の進行確認、③各事業体の現状を含めた意見交換、④6月開催予定のガス三単産の集会内容について協議した。

(11) 第3回水道・下水道部会幹事会

2月5日、ウェブにて開催し、①合同政策集会全体会・分科会確認、②合同政策集会分科会の進行確認、③2024年度省庁要請行動、④厚生労働省水道課行政移管について協議した。

(12) 経済産業省との意見交換会

2月6日、東京・経済産業省内会議室にて開催した。①複数年事業に対する補助適用、②工業用水道事業費補助交付要綱、③PPP/PFI事業の経過と情報提供、④電力価格高騰への対応、⑤デジタル技術の活用、⑥工業用水の飲料水使用について経済産業省との意見交換会を行った。

(13) 第4回常任幹事会

2月18～19日、東京・自治労会館にて開催し、①2023年度新規採用の組織化について、②2023年度現業・公企統一闘争の取り組み、③第39回水週間のキャッチコピーの選定、④組織集会の議事日程、⑤公営企業塾の開催時期について協議した。

(14) 第4回三役会議

4月15日、大阪・ホテルプラザオーサカにて開催し、①次期公企評役員体制、②2024～2025年度運動方針、③2024年度予算、④組織集会の日程、⑤現業・公企統一闘争第二次公企評オルグ、⑥公企塾の日程、⑦その他について協議した。

2. 「第38回自治労水週間」の取り組み（結果報告）

(1) 行動計画と取り組み実施状況

40県本部より取り組み結果報告があった。機関会議で協議したのは33県本部と2021年より1県本部増加、公企評幹事会（総会）で協議したのは27県本部で2021年と同数、実行委員会を設置した県本部は4県本部で2021年より1県本部減少した。

ポスター掲示以外の行動として、ビラ配布を実施した県本部は10県本部、統一行動指針に基づく行動を実施した県本部は13県本部、県本部独自行動を実施した県本部は23県本部であった。

コロナ禍にあってもポスターを掲示した県本部や単組の数は2021年と同数を維持しており、現場の地道な努力が続いていることがうかがえる。主な取り組みとしては、県本部独自で審査や記念品進呈を行うぬり絵コンクール、組合員や家族を対象とした標語募集、学習会の開催などがあげられる。また、水源地の見学など野外活動や街頭行動など住民に接する行動は、2021年同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止した県本部・単組が散見された。基本的な感染対策を講じた上で、新しい試みを行う県本部もあった。オリジナルグッズとして、ぬり絵のデザインを印刷したクリアファイルやうちわを作成するなど、現場の創意工夫のもと、時流を捉えた行動によって水週間の取り組みの時にむけた努力が各地で見られたことを評価したい。各県本部の取り組み詳細は以下の通り。

① 行動計画について機関会議にかけた県本部	33県本部（前年32県本部）
ア 県本部執行委員会	10県本部（前年11県本部）
イ 県本部中央委員会	1県本部（前年2県本部）
ウ 県本部公企評幹事会（総会）	27県本部（前年27県本部）
エ 地連公企評幹事会（総会）	2地連（前年0地連）
オ その他	0県本部（前年0県本部）
カ 機関会議にかけられなかった	7県本部（前年12県本部）
② 実行委員会を設置した県本部	4県本部（前年5県本部）

(2) ポスターの掲示状況

① 掲示した県本部	30県本部（前年38県本部）
② 掲示した単組数	808単組（前年759単組）
③ 組合事務所以外での掲示	9県83単組（前年11県80単組）
ア 街頭	0県本部
イ 集会場	2県本部
ウ 組合員宅	0県本部

エ 庁舎内	5 県本部
オ 公企職場	13 県本部
カ その他	0 県本部

(3) 統一ビラの配布状況

【配布物について】

ア 版下データを利用して、ビラを配布	10 県本部
イ 版下データを利用して、ビラ以外のものを配布	2 県本部
ウ 版下データを利用せず、独自のビラを配布	0 県本部
エ 版下データを利用せず、ビラ以外のものを配布	4 県本部
オ とくに配布行動を行わなかった	23 県本部

【ア、ウに該当する県本部について】

① ビラを配布した単組数	301 単 組
② ビラを配布した市町村数	176 市町村
③ ビラの配布方法	
ア 戸別配布	1 県本部
イ 街頭配布	0 県本部
ウ 新聞折り込み	2 県本部
エ 組織内配布	6 県本部
オ 公企職場中心	5 県本部
カ その他	1 県本部
④ 配布行動でエ、オ以外を実施した単組数	63 単 組

【イ、エに該当する県本部について】

● 配布した数	26,550 個
---------	----------

(4) バナーの活用状況

① 活用した	17 県本部
ア 県本部機関紙に掲載	14 県本部
イ 単組・支部の機関紙に掲載	2 県本部
ウ その他	4 県本部
② 活用しなかった	23 県本部

(5) 統一行動指針に対する実施状況（県本部単位）

13 県本部（前年 6 県本部）

① 水源地（河川流域）のごみなどの不法投棄実態調査	0 県本部
② 水源地涵養林の下草刈りおよび植樹	1 県本部
③ 河川敷の清掃および水質調査	3 県本部
④ 組合員の家庭における継続的節水行動	0 県本部
⑤ その他	9 県本部

(6) 県本部独自行動の内容

① 独自ビラの制作・配布	3 県本部
--------------	-------

② 街頭キャンペーン	5 県本部
③ 水道相談所開設	0 県本部
④ 住民対話集会	0 県本部
⑤ パネル展	0 県本部
⑥ きき水コーナー開設	0 県本部
⑦ 巡回PR実施	0 県本部
⑧ パッキン取り替え実演	0 県本部
⑨ 水源地見学ツアー	0 県本部
⑩ 職場見学会	0 県本部
⑪ 当局要請行動	0 県本部
⑫ その他	17 県本部

(7) 集会(行動)に住民が参加した県本部

住民参加のあった県本部 4 県本部 (前年 4 県本部)

(8) 県本部行動とは別に独自行動をした単組について

① 単組の独自行動	12 単 組 (前年 21 単組)
② 住民参加のあった単組	3 単 組 (前年 11 単組)

(9) 各県本部の取り組み

県本部	県本部の主な活動内容、今後の方向性等の意見
北海道	ポスターの全単組掲示とぬり絵コンクールの取り組みは行っており、ぬり絵については多くの単組でご参加していただいているが、具体的な市民運動などは行っていない。今後、他の県本部の取り組みも参考に、活性化を行っていききたいと思う。
青森	① ねぶた祭期間(8/5)に市役所駅前庁舎前でペットボトル水(※)配布行動を行った。 ※ 配布したペットボトル水:地連公企評幹旋の「ふくしま木戸川の水(双葉地方水道企業団浄水場水道水)」 ② 第38回ぬり絵コンクールの県独自審査(記念品贈呈) 本部に提出前に応募があったぬり絵を県本部公企評で独自審査し、入賞者に図書カード、応募者全員にナチュラルバッグを贈呈
岩手	・新型コロナウイルスの感染拡大により昨年はビラ配布のみとなったが、例年は水週間の取り組みにあわせ総会を開催し、行動計画の確認を行っており、今年度もパネル展、きき水コーナー開設等計画していたが、直前に新型コロナ感染が再拡大したことから、昨年に引き続き水週間イベント実施は見送ることとした。ビラ配布については、会場予定だった単組で取り組んだ。 ・配布チラシは本部のデータを活用しつつ、裏面は県本部独自で作成している。内容は、水の日でのPR、県内の水道普及率等について、水行政をめぐる国の政策についてなどを記載している。
秋田	印刷会社を通じて、「ぬり絵コンクール」(子ども用)の版下を印刷。裏面には応募票も印刷し、全単組に配布・応募を呼びかけた。印刷枚数は1,100枚。 保育職場を中心に応募を呼び掛け、応募作品はすべて県本部で一括集約とした。結果、6単組152枚の応募枚数となった。 また、東北地連公営企業評議会が提起した「福島県 双葉の水」(ペットボトル)の配布PR行動に参画。秋田県本部として、100本のペットボトルを公営企業評議会単組を中心に配布した。

県本部	県本部の主な活動内容、今後の方向性等の意見
福 島	福島県本部公営企業評議会では、第38回自治労水週間の取り組みについて、節水・再利用を基本とする水循環システムと「水は公共のものである」という水循環基本法の理念を基本に、取り組みを進めてきた。取り組みを充実させるため例年福島駅周辺で、チラシ・ティッシュ・水ペットボトル等の配布により自治労水週間の啓発活動を行っていたが、今回は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、街頭活動は行わず、ぬり絵コンクールの取り組みに力を入れて活動した。 ※ 応募総数 78件（子ども47件、大人31件）
新 潟	・新型コロナウイルスの影響で住民参加型の取り組みができなかった。
群 馬	県本部独自の取り組みとして、水週間の標語を募集し、公企評の定期大会で入賞作品の表彰を行っている。（公企職場の組合員と家族を対象） 今年度については、5単組35作品の応募があった。
栃 木	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、密になる集会の中止を幹事会で決定したため、例年実施している水週間行動は実施しなかった。 そのため、代替として役員自らが組合員へ水週間行動を周知するため、県本部独自ぬり絵コンクール応募用紙とあわせて、手配りでビラを配布した。 （※ 応募総数：10単組30作品） 来年は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を鑑みながら、例年同様に河川清掃やバックテスト実演など実施したいと考えている。
茨 城	今年はコロナ禍ではあったがようやく県本部で例年開催している「水辺にふれあう集い」を8月7日に実施できた。しかし規模は県公企評幹事のみ参加で中身もごみ収集のみであった。 ぬり絵コンクールには500以上の参加を得た。 来年はコロナ禍を脱却して以前の組合員を招集しての大規模な「水辺にふれあう集い」を開催したいと思う。 また長年企画倒れになっているがめぐるちゃんにも参加してもらえたらと思っている。
神 奈 川	活動の中で密になる場面が多くあり、昨年および今年はコロナ禍の活動となるため、やむを得ず中止とした。 ぬり絵コンクールの絵柄は変わるものの、内容に変化が無いことから組合員の関心や注目を集めづらい。本部として新たな取り組みを模索していただきたい。 バナーは活用しなかったが、県本部機関紙にポスターの縮小版を使用し特集ページを作成。
富 山	教宣等は組合員に周知しているが、公企評のみの取り組みとなっている。住民アピールも必要だが、組合員への理解が重要。
愛 知	街頭行動や組合員・家族対象の勉強会等は実施できなかったが、本年度も「ぬり絵コンクール」に愛知県本部独自の表彰「ぬれ手 de あわ賞」を設け、応募数拡大に取り組んだ。結果、昨年度を上回る8単組・120枚（大人51・子ども69）の応募があった。
岐 阜	街頭キャンペーンを予定していたが雨天により中止
三 重	・自治労本部の方針、県本部方針に従い、運動を展開している。昨年からのコロナの影響を受けながらも、本部会議同様に県本部公企評の会議でもウェブ会議を取り入れるなどの工夫をしながら運動に取り組んでいる。当面、もしくは今後、ウェブを取り入れた会議の継続も検討しながら運動に取り組んでいく。 水週間の取り組みについては、今後も本部方針を確認しながら、県本部独自の取り組み（浄水場公開やパネル展示など）を行い、積極的に取り組んでいく。
滋 賀	本部作成のポスターを配布し、書記局のある単組には掲示を啓発したが、県本部独自の取り組みには至らず、今後の課題と認識している。
山 口	① 意見感想 ・水週間の行動に対し、当局側も交えた行動を呼び掛けてみることも、組合の行動の幅を広げるのに有効だと感じた。 ・水循環を守るためには、広範囲にわたる環境整備が必要なため、大きな枠組みでの要求行動が必要と感じている。 ② 本部および各単組での具体的な取り組み 県本部で約7,400枚のビラ（裏面はぬり絵コンクールの応募用紙）を作成し、全単組でのポスターの掲示とビラの各単組内配布および保育園配布（約3,100枚）を行った。

県本部	県本部の主な活動内容、今後の方向性等の意見
山 口	<p>また、各単組で地域住民へ約4,300枚のビラを配布した。</p> <p>各単組の取り組みとしては、山陽小野田市水労、山口市職労がぬり絵コンクールビラの新聞折り込み、県公企労評が同ビラの戸別配布を行った。例年行われている、県水労のブルーウォーター行動については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、各支部での対応を基本に、ビラ・固形せっけんの戸別配布や、管理者への要求行動などを行った。</p> <p>③ ぬり絵コンクールの開催 8月26日、山口市「自治労会館」において山口県本部公営企業評議会常任委員会を開催。第38回自治労水週間ぬり絵コンクールの県本部賞選考会を行った。 今年も県内公立保育園を中心に大々的に参加を募ったところ、1,249点の作品が寄せられ、その中から入選作品として91点を選考した。</p> <p>④ 資源の保全に関する要請行動 2022年8月26日、山口市自治会館山口市町総合事務局にて「水資源の保全に関する要請書」を昨年同様に県市長会、町村会に提出。要請では、安全で安心な水をいつまでも豊富に供給するために、水源地域の自然環境保全・河川の水質保全対策、正常な流水を確保するための水源かん養林の確保と保護・育成等について要望した。</p>
香 川	県本部公企評が組織されていないので十分な取り組みができず申し訳ない。
徳 島	<p><徳島県本部公企評活動概略></p> <p>① 年4～5回の幹事会開催 ② 公営企業をめぐる情勢をテーマに学習会の開催（年2回を目標） ③ 水週間の取り組み（水道事業関連施設への視察・研修） ④ 現業・公企統一闘争への結集（総決起集会、駅頭アピール行動、単組オルグ） ⑤ その他</p> <p><公企評総会（大会）・幹事会での主な議題></p> <p>① 現業・公企統一闘争の取り組みと総括 ② 四国地連公企評活動の対応 ③ 水週間の取り組み ④ 学習会の開催企画</p>
高 知	県本部公企評は、高知県職連合（公営企業局職員労働組合）での単組活動のみとなっているため、本年度は自治労水週間において県本部総体としては、積極的な活動が行えていない。
福 岡	<p>今年はコロナの感染状況を考慮し、街頭で配布予定だったウエットティッシュを、県本部公営企業評議会組織集会参加者へ渡し（1単組50～100個程度）、役所窓口等に設置して、住民の方に自由に取ってもらうようにした。 幹事よりすぐに無くなったと報告があり、コロナ禍では自分で取る方が配布をするより良いのかもしれない。 QRコードを読み込むと水週間のHPに移動するよう工夫した。</p>
佐 賀	<p>例年、各単組において水源地付近の清掃活動を実施していたが、近年は新型コロナウイルスの影響により活動を行えていない単組が多い状況である。 感染状況については落ち着きを見せ始めているので、状況を見つつではあるが、今後はまた各単組での活動を行っていきたいと考えている。</p>
大 分	<p>県本部活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリアファイルにぬり絵・応募用紙を入れ各単組に訪問した。 ・街宣行動。横断幕を作成し、街宣演説、クリアファイルやぬり絵の配布を行った。 <p>単組行動</p> <p>今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、単組の独自活動は実施していない。</p>

3. 3・22国連「世界水の日」の取り組み

公企評は、PSI-JCが主催する国連「世界水の日」の取り組みに参画し、各県本部へポスターを配布するとともに、2月22日に、環境省、農林水産省、総務省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省

の水行政に関わる関係部局を訪問。「世界水の日」の趣旨を説明し、ポスターの掲示をお願いするとともに、リーフレットを配布した。また、岸真紀子参議院議員をはじめ、関係する国会議員に対し、アピール行動を行った。

<別記15-1>

2023「世界水の日」宣言
— 安心・安全な水と衛生へのアクセスの実現 —
— 気候変動と不平等の解決を —

安心・安全な水と衛生へのアクセスの実現

「安心・安全な水と衛生へのアクセス」を実現することは、水問題を解決するだけでなく、貧困、健康や福祉、ジェンダー平等、教育、食糧生産などさまざまな課題の解決につながります。2018年3月22日、国連は「2030アジェンダ」と「SDGs（持続可能な開発目標）」を指針とし、「国際行動の10年“持続可能な開発のための水”（2018-2028）」をスタートしました。水問題については、SDGsでも「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」として「ゴール6」を掲げ、2030年までの達成を目標としています。

しかし世界では、いまだ「20億人が安全に管理された飲み水を使用できない」「36億人が安全に管理された衛生施設（トイレ）を使用できない」実態にあります。不衛生な環境から感染症になり命を落とす5歳未満の子どもは、年間で52万人を超えています。こうした問題は、女性や子どもがとくに影響を受けており、健康を害するだけでなく就学や就業の機会を失い、貧困やジェンダー不平等などの問題につながっています。これは「安心・安全な水と衛生へのアクセス」が実現されていないことが原因です。水道・下水道事業が整備されれば、不衛生な環境で生活する必要がなくなります。そして、健康や福祉が増進されるだけでなく、水を得るために時間を使う必要がなくなることで、就学機会の取得や就業による貧困からの脱却、ジェンダー平等へとつながります。さまざまな問題を解決するためには、水問題の解決を起点として「安心・安全な水と衛生へのアクセス」の実現に取り組むことが必要です。

気候変動と不平等の解決を

近年深刻化している地球温暖化による気候変動の課題も重要です。台風や豪雨などによる洪水、海面上昇による居住地の水没、干ばつによる水不足や食糧危機が発生すれば、生命の危険に直面するだけでなく、コミュニティが崩壊し強制移住を余儀なくされ、さらなる貧困や社会的不安定化を招いてしまいます。このような気候変動の問題は、自分たちの今だけの豊かさや便利さ、そして利益を優先するあまり、環境に負荷をかけ、そのツケを他国や将来世代に押し付けているのが実態です。それはすべて私たちの今の暮らしや産業構造そのものが主な原因です。これまでどおりの生活を続けていけば、自分たちだけでなく子や孫の世代が危険にさらされることは明白です。気候変動の問題に向き合うには、私たち自身が覚悟を持って変わるしか解決策はありません。

私たちPSIJCは、健全で持続可能な水道・下水道事業を起点として「安心・安全な水と衛生へのアクセス」が実現されるだけでなく、気候変動と不平等が解決され、誰一人取り残されることのない社会の実現を求め、取り組むことを宣言します。

2023年3月22日

国際公務労連加盟組合日本協議会（PSIJC）

全日本自治団体労働組合（自治労）

全日本水道労働組合（全水道）

4. 2023年度政府予算編成に関する第2次要請行動

(1) 国土交通省

日 時：2022年11月24日

場 所：国土交通省会議室

参加者：国土交通省：水管理・国土保全局 下水道部

＜下水道企画課＞

下水道企画課：安田企画専門官

下水道事業課：若公企画専門官

自 治 労：＜公営企業評議会＞

岩本議長、石川副議長、村木副議長、福永公企局長、西尾部会長

坂下副部会長、長原幹事、弘中幹事、丸尾幹事、平山幹事

【要請書に対する国土交通省回答部分】

1. 水道事業の基盤強化について

改正水道法では、国が水道の基盤の強化のための基本方針を策定し、都道府県は基本方針に基づき水道基盤強化計画を定めることとしており、その計画に基づき、水道事業者等が水道の基盤強化にむけた取り組みを推進していく。地域において、どのように取り組みを推進していくかは関係者と話し合っただけで決めるようになるが、国としては基盤強化にむけて、小規模な水道事業も含めてガイドラインなどの技術的支援や補助金、交付金による財政的支援に努めていきたい。

2. 水道事業関連

(1) 重点課題について

① 水道行政の移管について

9月に政府の方針として決定をした。国交省と水質については環境省へ移管をする。現在、国交省・環境省と週に数回の協議を行っており、水道事業者の皆様には、ご迷惑のかからないようにする。

予算については、基本的にこれまで通りに行っていきたい。

② 国庫補助および交付金制度の緩和について

水道は国民生活に欠くことのできないライフラインであるが、近年、施設の老朽化が進行しており災害への対策が急務となっている。

厚生労働省としては、平成27年（2015年）度より生活基盤施設耐震化等交付金を創設し、毎年予算の増額をはかっており、2022年度については、

- ・水管橋耐震化等事業の追加
- ・広域化するにあたって廃止する施設の退去費用として、簡易水道から水道事業にする場合の撤去費用を一部負担

などの制度の拡充をはかったところ。

2023年度については、まだ要求中の段階であるが、耐震化・災害対応の部分を強化していきたい。

③ 災害対応・被災地の支援について

資機材の備蓄や給水車については、国庫補助の対象としていないものの、実際に災害時の復旧に使用した資材にかかる費用については、災害復旧事業費補助金にて財政支援を行うことと

している。

経済安全保障の観点から、5月に新しく経済安全保障法ができた。その中に、重要インフラ対策というのものが、水道事業が対象となっている。このような文脈でも断水した時には給水車が必要になるため、我々も給水車の重要性を説明していきたいと思っている。

引き続き、財政支援に関する情報発信、必要な予算の確保や拡充、および人的支援に努め、被災した水道事業者に寄り添いながら、早期の本復旧にむけた支援に取り組んで参りたい。

④ 水道施設災害復旧事業費について

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱の交付対象には、補助要綱の対象が記載されており、応急的な措置の対象にすると記載している。災害により被害を受けた水道施設については、水道施設災害復旧費補助金により、原形復旧等に要する事業費の一部を補助しており、本復旧だけでなく、応急的な復旧のために設置した仮設の設備も対象となっている。

将来の予防保全については、耐震性がなかった管路が壊れた場合に、耐震性のある管路にする費用については対象としている。

⑤ 簡易水道への財政支援について

将来にわたって水道事業の持続性を確保するためには、水道事業の基盤強化が重要であり、基盤強化にむけた有効な方策として、簡易水道事業の統合を含む広域連携を推進している。

とくに簡易水道事業の統合については、平成19年（2007年）度から平成28年（2016年）度まで10年間という期間で、重点的に支援に努めてきたが、災害等の理由により整備が遅れている等、一定の条件に合致する事業については、3年間期限を延長し、令和元年（2019年）度末まで補助対象としてきた。

簡易水道事業を統合した水道事業者に対しては、一定の要件のもとで引き続き財政支援を行うこととしている。

引き続き、所要額の確保に努めるとともに、必要な制度改正について、ご要望をうかがいながら検討していきたい。

⑥ 電気計装設備、監視制御設備および水質分析機器への補助について

水道事業は独立採算制が原則であるため、水道施設の整備、更新および運営に要する経費については、基本的には、水道料金収入により賄うこととされている。

施設整備の中のものは補助対象としている。例えば高度浄水処理施設をいれることになった場合、それに付随する電送設備についても対象となっている。しかし、更新ということになると管路を含めて基本的には、単純更新では難しい。

また、改正水道法では、水道施設の計画的な更新や、更新に要する費用を含む事業にかかる収支の見通しの作成・公表を努力義務としており、電気設備や機械設備を含めた水道施設全般を対象に、適切な資産管理を推進しているところである。

なお、地形や水源などの条件により、施設整備費が割高となること、大規模な先行投資等によって資本単価が著しく高くなるなど、経営条件が厳しい水道事業者を対象に、浄水場の耐震化や管路の更新等の水道施設の整備に要する費用の一部を財政支援している。

国全体としても厳しい財政事情であるため、各種設備の更新費用にまで財政支援を行うことは難しい状況にあるが、現状の補助メニューで採択できる場合もあるので適宜ご相談いただきたい。

(2) 自然災害も含めた危機管理対策について

① BCPの策定について

厚生労働省では、自然災害時でも事業継続を確保できるよう、水道事業者等に対し、業務継続計画や対応マニュアルを作成するよう要請しており、例年その取り組み状況を調査しているところである。

全国水道関係者会議等の場において、事業継続計画の策定状況について水道関係者と共有するとともに、より具体的に取り組みやすいよう、マニュアル策定指針の見直しやマニュアル作成例の充実等、必要な見直しがないか検討するとともに、立ち入り検査等を通じて事業継続計画の策定を促していきたい。

(3) 水道事業政策について

① 水道基盤強化計画について

水道基盤強化計画は2022年末までの要請ではなく、広域化プランを都道府県に対して総務省と連名で要請している。

広域化プランについては、ほとんどの都道府県が策定できており、多少延長をしているところもあるが、見通しはついているとうかがっている。

広域化プランでは都道府県全体のプランを作っているが、水道基盤強化計画は、水道法に基づいており、我々としては郡やブロックといった狭い範囲で、より具体的な中身の伴ったものを期待している。これについては期限がなく、広域化プランがまずできて、それに基づいて都道府県が郡やブロックで作っていただくことを想定している。

② 技術力の継承と人材の確保について

地域における水道事業を将来にわたって維持していくためには、水道事業の運営に必要な人材の確保・育成や技術力の確保は極めて重要と考えている。

改正水道法に基づく基本方針において、水道事業等の運営に必要な人材の確保および育成に関する考え方を示したところであり、各水道事業者において、長期的な視野に立って、自ら人材の確保および育成ができる組織となるよう努めてもらいたい。

また、水道事業者等が、単独で人材の確保が難しい場合等には近隣の水道事業者等や民間事業者とも連携して、必要な人材や技術力の確保等に取り組むことが必要であり、厚生労働省としても、技術的・財政的支援を行っていきたい。

災害等への対応によって職員が不足する場合の対応については、要員の確保などを内容とする事業継続計画策定を含む危機管理対策マニュアル策定指針などを策定し、各水道事業者に参考にするよう求めている。

厚生労働省としては、水道の安定的な供給を確保するため引き続き水道事業者等を介して適切に対策をとるよう発信していく。

③ 資産管理（施設台帳整備）について

水道施設台帳の整備は、水道事業の基盤を強化し、持続性を確保するための第一歩と位置づけられることから、規模にかかわらず、すべての事業者を実施してもらう必要があると考えている。

広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者に対しては、生活基盤施設耐震化等交付金により、台帳整備のための財政支援を行っている。小規模な水道事業者においては、こうした支援を活用するよう考えている。その支援期間については、令和4年（2022年）度末までを交付期限とするよう制度改正を行ったところ。

水道施設台帳に関する規定は令和4年（2022年）10月1日から適用されている。また、水道

施設台帳の電子化を検討している事業者が上手く実施できるよう「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」を平成30年（2018年）5月に策定し、費用を抑えた簡易な電子システムを導入できるよう、整備に要する情報や最低限構築できる基本機能、ハードウェア構成等の仕様などの留意点を整理している。

また、水道情報活用システムについて、システムの標準化によって広域連携の推進にも資すると考えている。事業者に対して引き続き周知を行いシステム導入を推進していきたい。具体的には交付金において、IoT活用推進モデル事業（補助事業）を創設し、令和3年（2021年）度までに20の水道事業者に対して導入を支援してきた。また、令和3年（2021年）度より新たに簡易水道事業を交付対象にする制度改正を行っており、今後とも関係省庁と連携し水道事業の基盤強化、デジタル化の取り組みを推進していきたい。

④ 水道施設運営権の設定について

水道事業者等が作成する事業実施計画の提出を受けて、厚生労働省は、(a)計画が現実かつ合理的であるか、(b)利用料金が総括原価主義によって適正に算定されているかなど水道法に定める要件に適合するか、(c)当該事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれるかどうか、の3つの観点から審査を行う。

さらに、許可に関する審査についての基本的な考え方を示した「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（令和元年（2019年）9月策定）」において、水道事業者等によるモニタリングの確認事項や、モニタリングの実施に必要な専門的知見を維持するための措置が定められていることなどを確認した上で許可することとしている。

厚生労働省としては、本ガイドラインに沿って適切に審査を行うとともに、許可を行った後も、水道事業者等に対して立ち入り検査等を行う際には、水道事業者等のモニタリング体制が適切であるかについて確認していきたい。

⑤ 災害対応及び給水車の扱いについて

大規模災害発生時には、日本水道協会本部および被災した都道府県の水道行政主幹部局と情報を共有し、被害状況および復旧状況の把握を行うとともに、これらの情報を踏まえ、日本水道協会を通じて被災した水道事業者への支援を行っている。

日本水道協会では「地震等緊急時対応の手引き」に基づく、大規模地震を想定した全国的な訓練を実施しており、会員水道事業体の連携や支援体制を一層強化することにより、災害対応力のさらなる向上をはかっているところである。

また、手引きは令和2年（2020年）4月に改訂され、応援体制を迅速かつ効率的に構築するための新たな取り組みや、過去の災害や訓練等により得られた教訓・知見なども盛り込まれており、本改訂の検討委員会には厚生労働省も参画していた。

なお、改正水道法では、災害時における国・都道府県・水道事業者等の関係者間の連携および協力の確保に関する努力義務が規定されたことも踏まえ、近年発生した災害への対応状況から改善等ができる点はそれらが今後の取り組みに反映されるよう、厚生労働省として、引き続き日本水道協会と連携し、相互応援の取り組みの充実にむけて取り組んでいく。

水道の供給の中で、電源の確保は不可欠であることから、水道事業者等において非常用の自家発電設備等の整備を進めていくことは重要であると考え。その上で、地震等災害時に停電による水道の供給が困難な場合には、関係省庁を通じて電源車の派遣を要請するなど迅速な復旧に資するよう必要な支援に努めていく。

⑥ 電磁式メーターの検満期間の見直しについて

検満期間については、計量法であり経産省の担当になる。現在、経産省で電気・ガス・水道

のメーターの検満期間の見直しの会議を行っており、どのようにして期間を延ばせるかを議論している。

⑦ 労働安全衛生向上について

夕張市にて土砂の事故があったことを承知している。労働安全衛生について、水道課だけで行うのか、労働政策として労働部局と行うのか。それぞれ役割分担があるが、現場での安全性の確保を必要最低限のことは取り組んでいきたい。

⑧ 「水の日」「水道週間」を活用した水道の安全性の広報

厚生労働省では、水道担当者会議や講演会等の機会を活用して水循環に関する施策を周知するとともに、ポスター掲示や水道事業者等への情報提供など水の日関連行事や水道週間の周知に取り組んでいる。

また、内閣官房水循環政策本部事務局では、ポケットモンスターやミス日本「水の天使」などによる戦略的な広報を実施したところである。

引き続き、内閣官房とも連携し、水道の安全性に関する広報を含む水循環に関する施策の広報や情報発信に取り組んでいきたい。

<別記15-2>

2022年11月24日

国土交通大臣

齊藤鉄夫様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、国土交通行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

2023年度の予算編成および課題解決にむけて予算の策定がはかられますよう、以下の通り要請いたします。

記

<公営企業評議会要請>

【下水道行政】

1. 次年度の予算編成に際しては、特徴的事項を明確にし、下水道（汚水処理）サービスを想定して、予想される効果などを具体的に提示すること。また、地域の課題や実情に応じた対応が可能になるようにすること。
2. 下水道事業は、広域的な流域や水域の保全など公的受益をもたらすものであることから、国庫補助を前提に建設・改築更新してきた経緯を踏まえて、現在の補助率の維持ができるよう関係省庁との調整を継続すること。また、広域化・共同化を進めるにあたり、地域ニーズに応じた必要な財政措置について拡充が出来るよう、省庁間での連携を行うこと。
3. 下水道事業職場における事業に精通した職員等の育成・配置について、極めて少人数で下水道事業を行っている自治体等では、技術の継承が容易でないことから、広域的な取り組みにより人材育成が可能となるよう引き続き支援すること。
4. DX・ICTの活用を推進するにあたっては、中小事業体がより計画的・効率的な改築・維持管理を推進するためのマネジメントサイクルを容易に確立できるよう、ガイドラインの見直し等をするとともに、財政的・技術的な支援を行うこと。また、下水道分野の業務の効率化を目的として、共通プラットフォームやアセットマネジメント導入などのDX化が進みつつある。技術職確保のためにも、DX・ICT活用の目的は

業務の省力化であることを明らかにするとともに、各自治体に対し、人員の削減につなげることを周知徹底すること。

5. 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」の改定が行われたが、先行事例において課題が生じた場合には、速やかに精査・共有化し、導入の検討を進めている事業管理者に認識をさせることから、有効なモニタリングを行う為の職員体制づくりや技術力の確保を促す事。
6. 新下水道ビジョン加速戦略で公表されたオムツの受け入れ検討に対して、一部の手法のガイドラインが公表され、社会実験も進められているが、水処理・汚泥処理において、環境への影響が懸念されることから、社会実験の結果について十分な検証を行い公表すること。
7. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた下水道の課題を解消していくため、『グリーンイノベーション下水道』の実現に向けた様々な施策が行われていくが、これらの施策を検証し下水道事業の運営に対する影響について公表すること。

【水道行政の移管】

1. 水道行政の移管について、国土交通省に大部分を移管し、水道整備・管理の全般は国土交通省が、うち水道水質基準の策定等は環境省が所管する方向性が打ち出されているが、移管後も引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算について、確実に確保できるよう取り組みを行うこと。

【新型コロナウイルス感染症対策】

1. 各事業者が業務継続計画（BCP）の見直しや新たな計画を策定した際の課題を共有化するため調査し公表すること。また、BCPの策定ができていない事業者に対して、同規模の事業体の具体的な計画例を公表するなど、より具体的に取り組みやすいよう支援を継続すること。

【大規模自然災害の対策強化】

1. 地震をはじめ、近年の台風や集中豪雨による甚大な災害に対し、被災地の情報の収集および提供を継続するとともに、的確な支援をすること。また、各自治体に対し、災害対応マニュアルやBCPなどが実践的なものとなるよう、この間の事例を踏まえつつ、訓練によるブラッシュアップの必要性を周知し、各省庁における横断的な課題が生じた際には支援を行うこと。
2. 災害により甚大な被害が発生した場合には、被災施設の復旧状況を見極め、予算措置や人員確保について、完全復旧まで支援を継続すること。また、復興支援に関して、支援をする自治体にも災害対応を経験する場となるため、長期的な派遣ができるような体制の確保を推奨すること。
3. 災害復旧事業について、被災地域の早期復興にむけ手続きの一層の簡素化をはかるとともに、早期復興がスムーズに進捗することができるよう、適切な対応策を講じること。
4. 近年の豪雨災害等を踏まえ、下水道管理者による内水氾濫防止と河川管理者による河川氾濫防止の責任を明確にすること。

【東日本大震災関係】

1. 東日本大震災からの復興について、当該自治体の要望・意見を十分に聞き地域の特性やニーズを踏まえた支援方策を引き続き検討すること。また、人材不足や資材不足が復興の弊害とならないよう状況を注視し、円滑な施工が確保されるよう適切な対応に努めること。
2. 大幅な人口減少や下水処理区域の縮小による使用料収益の大幅減少により、将来の事業見通しが立てられない各自治体および事業者に対し、持続的な事業運営ができるよう一層の支援を行うこと。

以 上

(2) 厚生労働省

日 時：2022年11月24日

場 所：厚生労働省会議室

参加者：厚生労働省：＜医療局・生活衛生局 水道課＞

鈴木課長補佐

自 治 労：＜公営企業評議会＞

岩本議長、石川副議長、村木副議長、福永公企局長、森田部会長

志賀幹事、小田川幹事

【要請書に対する厚生労働省回答部分】

1. 下水道行政

① 次年度予算編成

「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」として、激甚化する風水害や巨大地震への対策、予防保全にむけた老朽化対策などについて、重点的かつ集中的に実施していくとともに、今年度から新たに下水道脱炭素化推進事業を創設し脱炭素化を加速していくこととしている。下水道管理者が効果の高い事業を行えるよう、必要・十分な予算の確保にむけ引き続き努力して参りたい。

② 国庫補助の継続と資産維持費

国土交通省としては、下水道の公共的役割や各地方公共団体の状況等を踏まえ、引き続き現在の国庫補助制度が維持できるよう努めて参りたい。今年度にも「下水道広域化推進事業」の拡充を行ったところではあるが、年度内に各都道府県が策定する広域化・共同化計画や地方公共団体との意見交換を踏まえ、広域化・共同化の推進にむけて必要な支援ができるよう、関係省庁とも連携して参りたい。

③ 人材育成と技術の継承

下水道事業の持続的な運営をはかる上で、とくに中小市町村における技術の継承は重要な課題と認識している。国土交通省では、毎年、自治体職員を対象に、「アセットマネジメント」などの重要な施策に関する研修を実施するとともに、地方共同法人日本下水道事業団においてもさまざまな研修を実施しており、広範な専門知識の取得や技術の向上をはかっている。また、人口減少、施設の老朽化が顕在化する中、持続可能な下水道を含む汚水処理事業の運営にむけ、国土交通省として、関係省庁と連携し、施設の統廃合、複数の汚水処理事業による下水道施設の共同利用、複数の地方公共団体による施設の共同利用など広域化・共同化に対し、技術的、財政的に支援しているところ。国土交通省としては、こうした施策を進めることにより、中小市町村をはじめ、全国の地方公共団体の下水道事業が持続的に運営されるよう支援していく。

④ DX・ICTの活用について

国土交通省においては、計画的な点検・調査、施設の更新を支援するために、「下水道ストックマネジメント支援制度」を2016年度に創設し、計画的な改築更新を進めてきたところ。

さらに効率的・効果的に取り組むためには、ICTを活用し、施設情報や維持管理情報のデータを起点とした点検・調査、修繕・改築を行うマネジメントサイクルの確立が重要である。

そのため、電子化が遅れている中小都市での取り組みの促進を主眼に置き、情報管理方法、マネジメントの方法およびICTを活用した点検・調査方法など整理した「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン」について、2019年度に管路施設編、2020年度に処理場・ポンプ場施設編を策定。

加えて、2022年度より下水道管路に関する情報等をデジタル化するために必要な費用を支援する「下水道情報デジタル化支援事業」を創設。国土交通省としては、引き続き計画的な施設更新が進むよう、必要な予算の確保に努めるとともに、財政的・技術的支援を実施していく。

DX推進の一つとして、台帳電子化の推進を進めているところ。台帳電子化促進策の1つとして、管路施設を対象とした共通プラットフォームの構築を令和3年（2021年）度より有識者委員会を発足し、国土交通省と公益社団法人日本下水道協会が連携し進めてきたところであり、2022年3月に報告書を取りまとめた。なお、共通プラットフォームについては、2023年度の運用をめざし、公益社団法人日本下水道協会において準備を進めている。

また、2021年度に業務の省力化など電子台帳導入効果等を検証するためのモデル実証を行い、閲覧業務等においては、電子台帳を導入することにより作業時間が約8割削減されるなどの定量的効果が得られた。引き続き、国土交通省としては、共通プラットフォームの活用等による台帳電子化推進などDX推進にむけ取り組んでいく。

⑤ コンセプション方式導入

「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」については、先行している自治体のみならず、運営を担っている民間事業者からも課題等を聴き取った上で、有識者を交えた議論を経て、2022年3月に改訂したところ。

有効なモニタリングを行うためのモニタリング体制の確保や、モニタリングの手法等、モニタリングに関する記載を大幅に拡充した。

引き続き、本ガイドラインの周知に努めて参りたい。

⑥ 使用済みオムツの受け入れ

紙オムツの受け入れにあたっては、異なる紙オムツ処理装置毎に、下水道施設等への影響を検証する必要がある。

そこで、紙オムツ処理装置を実際に設置して水質等への具体的な影響を調査する社会実験を実施したところ。

本結果を含めた検討結果について、2022年度末を目途にとりまとめた内容を公表する予定。

⑦ 2050年までのCO₂排出量実質ゼロ（CN）達成方針の下水道事業への影響について

昨年度の「脱炭素社会に貢献する下水道のあり方小委員会」において、2050年カーボンニュートラル実現にむけた下水道の方向性や施策等が示されたところ。

脱炭素化にむけた取り組みを加速化するため、下水道の省エネ診断およびポテンシャル・取り組みの「見える化」などに取り組むとともに、各地方公共団体の実態も踏まえた対策や検討すべき課題等について検討していく。

検討結果については、適宜公表して参りたい。

2. 水道行政の移管

① 水道行政の移管

9月2日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、水道整備管理行政を厚生労働省から国土交通省および環境省に移管するという方針が決まった。

国土交通省としては、移管後も引き続き、水道事業、下水道事業が安定した事業推進が行えるよう、本方針に基づき厚生労働省や環境省と連携をとりながら移管にむけた準備を進めて参ります。

3. 新型コロナウイルス感染症対策

① 業務継続計画の見直しや新規策定に関わる課題

新型コロナウイルス感染症拡大期における業務継続にあたっては、「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」（以下、「新型インフルエンザ等BCP」という。）に基づく取り組みが有用

であり、2020年以降、これまで各下水道管理者に対して重ねて策定等を要請してきたところ。具体的には、各種事務連絡において、新型インフルエンザ等BCPに基づく下水道部局での措置例を具体的に示すとともに、万が一、下水道事業従事者に罹患者が判明した場合であっても、直ちに代替要員による運転業務が可能となる業務継続の取り組みを徹底するよう要請しているところ。

2022年1月に各下水道管理者に対して実施した調査では、新型インフルエンザ等BCP等の策定（業務継続のための取り組みを講じている場合も含む。）や、BCP等の枠組みにおける各種取り組みについて、概ね8割以上の下水道管理者が対応済みとの回答を得ているところ。

国土交通省としては、各下水道管理者がBCP等に基づき、より適切な取り組みを講じることができるよう、今後とも必要な情報の提供等について取り組んで参りたい。

4. 大規模自然災害の対策強化

① 大規模災害発生時の支援と省庁間調整

地震や水害など、甚大な災害が発生した場合には、施設の被害状況等について、各自治体から情報を収集するとともに、HPなどを通じて情報発信を行っている。

また、被災地に国土交通省の職員を派遣（テックフォース）し、被災自治体に対する技術的支援を行ってきた。

2019年東日本台風などの事例を踏まえ、2019年度に下水道BCP策定マニュアルの改訂を行い、豪雨災害や大規模停電時における下水道機能の確保にむけた対処方針を示すとともに、迅速に機能を維持・回復できるよう、下水道BCPの策定、訓練による計画的な見直しを推進している。

災害に伴う大規模かつ長期停電時における燃料や電源の調達など、各省庁間の調整によって必要な支援を行う。

② 完全復旧までの支援継続とそのための体制確保

大規模な自然災害が発生し下水道施設に甚大な被害が発生した場合には、被災施設の状況を見極めながら適切に予算配分がなされることが必要であると考えており、下水道部としては、円滑な災害査定の実施や予算確保にむけて、必要な技術的支援を行っている。

また、被災団体の復旧支援にかかる人員確保にあたっては、全国知事会・市長会・町村会のシステムや関係の深い団体同士のネットワークを通じて実施されているものと理解している。

なお、支援団体における長期派遣者の人件費等については、特別交付税措置がなされるものと認識している。

国土交通省としては、引き続き、被災地方公共団体のご意見も踏まえ、関係省庁と協力し、必要な支援を行っていく。

③ 災害復旧事業手続きの簡素化

2022年8月3日からの大雨や台風第14号、第15号により多くの公共土木施設が被災した。このため、災害復旧事業の災害査定について、被害件数が多い地方公共団体において、被災現場に赴かずにより書面により査定を行う対象を拡げること等により、災害査定を効率化することとした。これにより、地方公共団体の災害査定の迅速化をはかることとしている。

具体的には、書面による査定上限額の引き上げや設計図書の簡素化により、早期の災害査定を実施するなどの効率化を行った。

また、被災自治体が早期に災害復旧事業に着手できるよう、地方公共団体同士の相互支援のルールを定め、このルールのもと、被災自治体への支援も行われている。

今後も国土交通省では、被災市町村ができる限り早期に復旧できるよう全力で支援を行っていく。

④ 豪雨災害時の下水道管理者および河川管理者の責任明確化

2021年の下水道法改正により、内水氾濫について、下水道で浸水被害を防ぐべき「計画降雨」を

事業計画に位置づけたところ。

計画降雨の設定に関し、技術的な助言など必要な支援を実施していく。

5. 東日本大震災関係

① 地域の特性やニーズを踏まえた支援と十分な人材・資材投入による円滑な施工の確保について

東日本大震災からの復旧等の事業については、間接工事費の割り増しを行う復興係数の導入などを実施してきたところ。

国土交通省としては、引き続き、被災地域における復旧・復興事業が円滑に進むよう、関係省庁と協力しつつ、技術的な助言等など必要な支援を実施していく。

② 使用料の大幅減に直面する自治体・事業者への持続的な事業運営支援

東日本大震災の被災自治体をはじめ、すべての事業者において、持続的な事業運営を確立することは重要と考えている。

国土交通省としては、下水道事業を取り巻く厳しい状況は今後益々加速していくと予想しており、中長期的な観点からアセットマネジメント、DX、官民連携および広域化・共同化など、事業者に対し必要な支援を行っていく。

【意見交換部分】

① 水道行政の移管について

自治労：現在の国交省の中で再編されるのは「水資源部」が濃厚という認識でよいか。報道でもあったようだが、まだ決まっていないのか。

国交省：水資源部も水管理法の中にあるため、間違いではないが、方向性としては、我々が水道事業について勉強を行っている状況である。

自治労：起点としては新型コロナの観点からかもしれないが、国交省でもっているインフラ改築更新などのノウハウを活用できることから水道事業を請け負うことになったのではないかとも思っている。先日和歌山県で発生した水管橋の崩落事故で広い地域に影響を与えたが、これから大半の自治体において改築更新が差し迫っている。このような中で、水道事業は下水道事業に比べ、補助率が低くなっている。下水も含めて補助率の現状維持も行いつつ、さらに補助率を上げていただきたい。

国交省：老朽化対策としては、最初の普及段階では国費が投入されるのは仕方ないが、2度目の改築にどこまで国費を追加するのかということを中心に厳しくみられている。さらに水道事業では独立採算制を有していることから、下水道事業よりも補助率が低くなっている。

② DX・ICTの活用

自治労：共通プラットフォームとして台帳整備などの計画を進めているが、ベースとなる計算書やCADのフォーマットについても全国共通にしていきたい。

2年契約で業務委託している外部コンサルタントに業務を理解してもらうのは困難であり、改築更新を進めていく中でその都度教えている。

先ほど申し上げた様なものが、共通プラットフォームとなることで、コンサルはどの自治体に行っても活動ができ、自治体においても業務の省力化に繋がっていく。自治体ごとに特色もあるため、一筋縄ではいかないが、このような意見があるということを下水道協会へ働きかけていただきたい。2、3年先ということだけでなく、10年先など長期スパンでも実施していただけるようお願いしたい。

国交省：共通プラットフォームがあった方が自治体にとってはいいのかもしれないが、コンサルさんをなくすことで余計にお金がかかることも考えられる。

誰からこのような意見があがっているのか教えていただきたい。

自治労：自治体現場から積算について声があがっている。共通化することによって、作業のボリューム

ムがかなり削減される。しかし、各自治体に特色があるため、難しくもある。私の職場では、以前までは同じコンサルが請け負ってくれていたのですが、“ここ”というところだけで図面が出来上がっていた。積算システムが全国共通であれば、以前までのように効率的になるのではないかと思っている。

③ 災害復旧事業について

自治労：北海道では、2018年に胆振東部地震があり、災害の際にメンタル不調に陥り、いまだに休んだり復職したりで人がいない状況が続いている。当時に比べると災害査定の手続きも進められているが、職員数も不足しており、今後も可能な限り災害査定の手続きの簡素化の検討を進めていてもらいたい。

国交省：メンタル不調に陥ったのは、震災の時期的にはいつ頃になるのか。

自治労：震災後の災害査定時にメンタル不調に陥ってしまっている。実際に職員も被災して家がない中で、そういった業務をやらなくてはならない。今後、DXやCADが標準化される方向で共通プラットフォーム化されることになれば、他の自治体から派遣されてきた職員の方も使用しやすい、という意味も含めて、検討をお願いしたい。

国交省：個別の自治体の支援活動に期待する一方で、共通プラットフォーム等では、クラウドシステムを活用した仕組みを想定している。支援に来た他の自治体職員にも基礎的な対応ができるような効果も期待している。どのくらいこの共通プラットフォームが使い勝手のいいものになるかわからないところもあるが、自治体で使い勝手のいいものになることを期待している。

<別記15-3>

2022年11月24日

厚生労働大臣

加藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

2023年度の予算編成および課題解決にむけて予算の策定がはかられますよう、以下の通り要請いたします。

記

1. 水道事業の基盤強化について

公共の福祉に基づく安全で安定した水の供給を将来にわたり維持するため、水道法の改正を踏まえて策定される水道事業体の基盤強化基本方針に基づき自治体が具体的な施策を実現できるよう、必要な措置を講ずること。また、各事業体の主体性を確保した基盤強化となるよう、都道府県へ対策を講ずること。とくに財政基盤の脆弱な小規模事業体に対し、基盤強化に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

2. 水道事業関連

(1) 重点的課題について

- ① 水道行政の移管について、国土交通省に大部分を移管し、水道整備・管理の全般は国土交通省が、うち水道水質基準の策定等は環境省が所管する方向性が打ち出されているが、移管後も引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算について、確実に確保できるよう取り組みを行うこと。

- ② 水道施設の老朽化や耐震化対策、水管橋などの劣化調査等を推進するための国庫補助および交付金制度をより多くの事業者が利用できるよう採択基準の緩和など制度の拡充を行うこと。
 - ③ 大地震や集中豪雨等の自然災害からの復旧、復興に必要な予算の確保と人的支援による被災地の支援を継続すること。また大規模地震や自然災害に対応するための応急給水資機材、災害復旧資材及び給水車等の拡充・整備に対する費用について、補助対象とすること。あわせて、広域連携により共同で所有する給水車等に対しても補助対象とすること。
 - ④ 水道施設災害復旧事業費等の「災害復旧」定義を、「原型復旧」に限定せず、早期復旧に必須の「仮復旧」や、必要不可欠な「将来の予防保全」など、弾力的な運用を図ること。
 - ⑤ 簡易水道の多くは一般会計からの繰り入れや国庫補助を活用し財源を確保して経営を行ってきたが、簡易水道を統合した水道事業体において、経営の悪化が懸念されることから、経営基盤の強化となるよう繰出基準の見直しや国庫補助・交付金事業の拡充など必要な財政支援を行うこと。
 - ⑥ 電気計装設備、監視制御設備及び水質分析機器等の設備更新については、高額でありながらも耐用年数が短いことから、更新費用について補助対象とすること。
- (2) 自然災害も含めた危機管理対策について
- ① 各事業者が業務継続計画（BCP）の見直しや新たな計画の課題を共有化するため、関連する調査を実施し、結果について公表すること。また、BCPの策定ができていない事業者に対して、同規模の事業者の具体的な計画例を提供するなど、より具体的に取り組みやすいよう支援すること。
- (3) 水道事業政策について
- ① 都道府県が関係市町村及び水道事業者と水道の広域連携等基盤強化を協議する際には、事業統合ありきで進めることのないよう周知すること。あわせて、都道府県が策定する「水道基盤強化計画」は、関係市町村及び水道事業者の同意を得て策定するようあらためて周知すること。それにともない策定期限が2022年度末までに策定公表を要請しているが十分な時間を確保するため延長も検討すること。
 - ② 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき、各事業者の水道事業における技術力の継承と大規模災害時に対する迅速で適正な復旧をはかるべく、人員の確保や育成ができるよう必要な措置を講ずること。また、具体的な計画を策定するよう各事業管理者に促すこと。特に現状において浄水場等を少人数の交代勤務体制で運営している事業者は、災害等への対応によって職員数が不足し供給に支障が発生するおそれがある。また、配水池等に設置の監視・制御のための設備が落雷などによる故障で迅速な対応に追われるケースも多いことから、事業管理者がその責任において人員体制を整えることができるようはたらきかけること。
 - ③ 資産管理（施設台帳整備）は、今後の経営計画に大きな影響が及ぶ重要な情報であることや、現地調査等データ収集にかかる時間とアセットマネジメントを見据えたシステム開発等に多大な費用が見込まれることから、十分な整備期間と財政支援を確保すること。整備期間、財政支援についてはコロナ禍の中での作業のため延長も検討すること。あわせて財政支援については広域化の検討の有無に関わらないものとする。
 - ④ 経済安全保障の観点から、水道施設運営権の設定は、慎重に検討するよう周知すること。また、導入は、長期にわたって住民の健康や生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、適正にモニタリング機能の運用がなされるよう、厚生労働省が発注事業者に対し、随時モニタリング機能をチェックすること。特に発注事業者の人材確保と技術力の継承には配慮すること。
 - ⑤ 過去の災害対応を教訓として、大規模災害を想定し、迅速でより実効性のある支援体制の再構築のため、「地震等緊急時対応の手引き」を活かした研修会や訓練を広域的に継続して実施し、相互応援の仕組みを充実させること。

併せて、災害時給水の復旧に欠かせない電気の供給についても、場所や時間に関わらず、迅速かつ優先的に復旧がなされるよう関係省庁に働きかけを行うこと。

- ⑥ 電磁式メーターを含む現在の水道メーターは精度、耐久性の向上が図られているため、事業費の削減の一環として、水道メーターの交換について、時間経過による誤差や耐久性の評価を行い、計量法に定める8年の検満期間の見直しを引き続き働きかけること。
- ⑦ 水道事業に携わるすべての労働者の安全衛生向上のため、水道事業に関する事故情報と対策を共有化する手法を検討すること。
- ⑧ 水道事業の所管省として、水循環の重要性を広めるため8月1日の「水の日」を積極的に周知すること。また、安心・安全な水道水をさらに使用してもらえよう「水道週間」や「水の日」を活用した水道の安全性の広報活動を検討すること。

以 上

第16章 衛生医療労働者の取り組み

1. 四役会議・常任幹事会

(1) 地域医療セミナー・事前四役会議

2月24日、東京・自治労会館にて開催し、当面の課題および、地域医療セミナーの運営などについて協議・確認した。

(2) 第2回四役会議

3月29日、ウェブにて開催し、当面の課題について協議・確認した。

(3) 第3回四役会議

4月21日、東京・自治労会館にて開催し、当面の課題および、運動方針案などについて協議・確認した。

(4) 第3回常任幹事会

5月20日、東京・自治労会館およびウェブにて開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題、当面の闘争方針案、運動方針案などについて協議・確認した。

2. 全国幹事会

5月21日、第3回全国幹事会を東京・自治労会館およびウェブにて開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題、当面の闘争方針案、などについて協議・確認した。

3. 各種委員会

(1) 第2回保健部会

2月8日、ウェブにて開催し、2023年度地域保健・精神保健セミナー総括案について、今後の部会の取り組みについて協議・確認した。

(2) 第3回保健部会

5月13日、東京・自治労会館およびウェブにて開催し、2024年度地域保健・精神保健セミナーについて、今後の部会の取り組みについて協議・確認した。

(3) 第3回看護問題対策委員会

2月24日、東京・自治労会館にて開催し、当面の課題および第4回レベルアップ講座の内容などについて協議・確認した。

(4) 第4回看護問題対策委員会

4月25日、ウェブにて開催し、当面の課題および部会の取り組みなどについて協議・確認した。

4. セミナー

(1) 2023年度地域医療セミナー

2月25日から26日にかけて、「持続可能な地域医療提供体制について考える～働き続けられる労働環境をめざして～」をテーマに「2023年度地域医療セミナー」を開催した。ウェブを含め、全国各地から医療従事者ら334人が参加した。

セミナーでは、「これからの公立病院の役割と病院経営～コロナ禍を経験し、いま考えるべきこと～」と題し、兵庫県病院事業副管理者・八木聰さんの講演が行われた。八木さんは「医療は人口動態や社会環境を無視しては運営できない。管理者だけが一方的に方向性を示す時代でも、働く者が権利だけを主張する時代でもない。公立病院が地域にどう医療を提供できたのかアウトカムを重視し、発信することが大事」とし、地域医療を支え続けるために必要な考え方を示した。

続いて、自治労協力国会議員の岸真紀子参議院議員が登壇し、コロナ感染拡大時に医療機関においてマスク等が不足した際、内閣委員会において国の責任を追及し医療機関における優先配布の仕組みを実現したことや、総務委員会において、保健所や地方衛生研究所が弱体化してきた経過を踏まえ機能強化の必要性について発言してきたことを報告した。

その後、(独)労働政策研究研修機構・前浦穂高研究員から「コロナ禍における医療従事者の就労実態調査結果概要」について、続いて衛生医療評議会・河村典子事務局次長から「各種アンケート結果について(速報値)」が報告され、1日目の全体会を締めくくった。

セミナー2日目は、「看護師分科会」、「医療政策分科会」、「労働組合の基礎分科会」に分かれ参加者は議論を深めた。

看護師分科会では、日本看護協会・労働政策部看護労働課の奥村元子さんが講演に立ち、各種データをもとに看護職員の労働実態について解説し、働き続けられる看護職のあり方について提言した。また、看護問題対策委員会の松浦敬介さんから組合としての取り組みを提起した。

医療政策分科会においては、中医協委員でもある日本労働組合総連合会総合政策推進局長・佐保昌一さん、島根県邑智病院副院長(兼)事務部長・日高武英さんが講演を行った。現場報告として、医療政策部会の神谷裕子さんと埴ゆかりさんから単組取り組み報告を行った。

労働組合の基礎分科会では、兵庫県立病院労組の澤本明さん、鳥取県本部の櫃田範道さんからご講演いただいた。

講演および現場報告については、動画のアーカイブ配信を行っている。詳細については、自治労情報2023第0052号(2023年3月23日)を参照。

5. その他

(1) 報道記者発表「保健衛生・医療職場で働く組合員へのアンケート調査」

3月1日、衛生医療評議会で開催した2023年度「保健衛生・医療職場で働く組合員へのアンケート調査」の調査結果について、報道記者発表を行った。詳細については、自治労情報2023第0026号(2023年3月1日)を参照。

(2) 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件(案)」に関するパブリックコメントへの対応

第210回臨時国会において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改

正する法律が成立したことを受け、厚生労働省では地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（案）に関するパブリックコメントの募集を行った。

衛生医療評議会は、この間の新型コロナウイルス感染症対応において保健所等や地方衛生研究所が果たした役割はもとより、職員が過重な業務負担を強いられたことを教訓とし、今後の体制強化にむけた課題を取りまとめ、意見として提出した。詳細については、自治労情報2023第0015号（2023年2月20日）・第0057号（2023年3月29日）を参照。

第17章 社会福祉労働者の取り組み

1. 幹事会等

(1) 第2回事事労協三役会

2月8日、ウェブで開催し、①2023年度定期総会の総括、②2024年度全国介護・地域福祉集会について、③新規採用者の組合加入の具体的な取り組み、④社事労協ニュースの発行計画について、⑤社事労協実態調査について、協議・確認した。

(2) 第2回介護部会、社協ネット、社事労協幹事会

介護部会は、2月17～18日、社協ネット、社事労協は、2月18日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、①各地連・各県本部・職場の状況、②2024年度全国介護・地域福祉集会について、③新規採用者の組合加入の具体的な取り組みについて、④部会ニュースの発行、等について協議した。

(3) 全国介護・地域福祉集会第1回企画会議

2月18日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、2024年度全国介護・地域福祉集会の企画・運営について、各部会のそれぞれの要望をすりあわせ、企画内容について協議した。

(4) 第2回セーフティネット部会・児童相談養育部会幹事会

2月25日、東京・自治労会館にて対面で開催し、「くらしとこどもの福祉を考える全国集会」の進行等について、協議・確認した。

(5) 第2回保育部会幹事会

3月11日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、①第43回全国保育集会の企画について、②保育職場の職員配置基準改善にむけた取り組み、③こども家庭庁との意見交換について、④2023年度保育職場等ヒヤリハット調査、⑤「自治労の保育運動」、⑥部会報、⑦新採加入促進ビラについて、⑧地連・県・単組報告、⑨今後の予定について、確認・協議を行った。

(6) 第3回社福評三役会議

4月15日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、第2回常任幹事会の運営と当面の課題等について確認・協議を行った。

(7) 社福評第2回常任幹事会

4月15日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、各部会、各地連からの報告の確認後、①社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組み、②2023－2024年度の社会福祉評議会の予定について、③社会福祉評議会2023年度役員体制について、協議を行った。

(8) 第3回障労連幹事会

4月22日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、①2023年度活動方針（案）、②第42回障労連総会について確認・協議を行った。

2. 諸会議・集会等

(1) 2023年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会

2月25～26日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、40県本部227人が参加した。冒頭、古林明郎議長、森下総合政治政策局長によるあいさつに続き、岸真紀子自治労組織内参議院議員が来賓あいさつを行った。

その後、全体集会では、中嶋圭子日本ケアラー連盟理事が「ヤングケアラー支援～自治体に求められること」との講演を行い、ヤングケアラーへの支援が必要となる社会的背景や現状、支援の課題、自治体に求められることなどを訴えた。翌日は、分科会として、第1分科会「生活保護・生活困窮者自立支援」、第2分科会「児童相談・社会的養育」を行った。第1分科会では、厚生労働省の担当者からの行政説明に続き、テーマ別意見交換会を行った。第2分科会では、女性相談所、児相（一時保護所）、社会的養護施設、市町村家庭相談員から、それぞれ現場報告を受け、続いて厚生労働省の担当者から行政説明を受けた。

3. 要請行動等

(1) 介護部会による厚生労働省への要請行動

2月17日、介護部会は厚生労働省に対し、介護保険制度に関する要請を実施した。

自治労本部からは門崎社会福祉局長、古林社福評議長、天本介護部会部会長、星野幹事、後藤幹事、大賀幹事、田中幹事が参加し、厚生労働省側からは、林俊宏老健局総務課長ほか9人が対応した。

冒頭、天本部会長から林課長に要請書を手交した後、予め提出をしていた＜別記17-1＞について厚生労働省から回答を受けた。その後、各幹事より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類見直し後の支援や介護人材の確保・離職防止などについて、現場実態を踏まえて意見交換を行った。

＜別記17-1＞

2023年2月17日

厚生労働大臣

加藤勝信様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川本 淳

介護保険制度に関する要請書

高齢者の尊厳あるくらしを守るための施策の推進に心から敬意を表します。

さて、政府におかれましては、2024年4月の介護保険制度改正にむけ、社会保障審議会において「介護保険制度の見直しに関する意見」の取りまとめが行われたことと存じます。

自治労は、高齢者の尊厳が守られ、利用者本位の持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護に携わる労働者が安心して働き続けることができるよう、介護保険制度の一層の充実が重要であると認識しています。

こうした立場から、介護保険制度改正に対して以下の通り要請します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う支援等について

- (1) 介護サービスの利用者が高齢者、とりわけ後期高齢者や基礎疾患を有する者が多いことに鑑み、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げ後も、介護サービス事業所内で感染や濃厚接触者が発生した場合の自治体・医療機関との連携について、支援体制を確立すること。
- (2) コロナ禍においても、介護サービスは、介護を必要とする高齢者にとって必要不可欠なものであることから、事業所内の感染クラスター等で一時的に不足する人員の確保などサービス継続に伴う費用について、引き続き支援を行うこと。
- (3) 感染症の影響によるサービスの利用控えに加え、物価高騰による光熱水費・燃料代の上昇により、介護事業所の経営が圧迫されていることから、安定的なサービス提供のための財政支援を行うこと。

2. 保険者機能の強化・支援について

- (1) 保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金による財政的インセンティブについて、地域間格差、要介護認定や保険給付の意図的抑制が生じていないか十分検証を行うとともに、調整交付金を財源として活用しないこと。
- (2) 介護サービスの充実を進めるためには、市区町村の財源、人材の拡充が不可欠であることから、支援の強化を行うこと。とりわけ、介護保険制度および地域包括ケアの要である地域包括支援センターについて、業務のひっ迫が常態化していることから、機能維持・人員増のための財源を確保すること。

3. 訪問介護・通所介護について

- (1) 要介護1・2の介護給付である訪問介護、通所介護サービスを地域支援事業に移行しないこと。
- (2) 複数の在宅サービスを組み合わせて提供する複合型サービスの種類の創設について、人材確保や任用要件など現場に混乱が生じないよう措置を講じること。

4. 居宅介護支援にかかる利用者負担について

ケアマネジメントの公平性・中立性を維持する観点からも、居宅介護支援にかかる介護報酬については、これまで通り10割保険給付を継続すること。

5. 介護人材の確保と離職防止について

- (1) 「令和3年賃金構造基本調査」に基づき老健局が作成した資料によると、介護従事者の賃金は全産業平均と比べて月額約7万円の格差があることから、介護産業全体の底上げのため次期介護報酬改定においてはプラス改定を行うこと。加えて、今般の物価高騰における介護従事者の離職防止のため物価上昇率を超える臨時の介護報酬改定を行うこと。
- (2) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ加算を充実させ、加算制度の一本化にむけ、介護支援専門員をはじめとした処遇改善加算の対象とならない職種、介護サービスに対する拡充を行うこと。なお、3加算について、さらなる申請事務の簡素化をはかること。
- (3) 入国制限緩和による受け入れ再開に伴い、在留資格「特定技能1号」や外国人技能実習生の実習環境、外国人労働者の勤務労働条件、さらには地域社会との共生といったさまざまな課題について、実態の把握・検証と解決策を講じること。
- (4) 介護等業務の負担軽減にむけた取り組みをさらに促進し、安全・安心なサービスを提供すること。また、介護現場における介護ロボット・ICT機器等の導入支援にあたっては、導入に伴う人員配置等の基準緩和を行わないこと。

6. その他

- (1) 介護保険料の軽減など低所得者対策については、必要な財源を確保し行うこと。また、介護保険料の引き上げ、自己負担割合の見直しについて、介護サービスを利用できなくなり要介護度の悪化を招く恐れもあることから、慎重に検討すること。
- (2) 介護老人福祉施設については、有料老人ホームへの入居が困難な低所得者や、処遇困難ケースの受け

皿となるべき施設であるため、必要量の整備を行うよう対策を講ずること。

以 上

4. 教宣物・調査等

(1) 障労連「れんらくかいニュース」

自治労障害労働者全国連絡会は、1月20日に「れんらくかいニュース（第64号）」をデータ配信した。

(2) 「新採・未加入者」への組合加入促進ビラ

社会福祉評議会は、新規採用者、未加入者、会計年度任用職員の組合加入促進の取り組みの一環として、加入促進ビラを作成し、データ配信するとともに、各県本部に配布した。

(3) 介護部会「かいごりニュース」

社会福祉評議会介護部会は、4月4日に「かいごりニュース（第16号）」をデータ配信した。

第18章 政府関係労働組合評議会の取り組み

1. 諸会議

(1) 第2回幹事会

2022年12月3日、東京・東京グリーンパレスにおいて開催し、社会保障制度をめぐる情勢と課題、共済推進運動など当面の取り組み、構成組織における組織強化・拡大にむけた課題など、すべての議案が了承された。

(2) 第3回幹事会

2月18日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターにおいて開催し、社会保障制度をめぐる情勢と課題、共済推進運動など当面の取り組み、構成組織における4月新規採用者対策を中心とした組織強化・拡大にむけた課題など、すべての議案が了承された。

(3) 第2回県代表者会議

2月19日、東京・東京グリーンパレスにおいて開催し、政労評幹事と地連代表、各県代表者など93人（男性86人、女性7人）が参加した。

会議では、社会保障制度をめぐる情勢と課題を共有するとともに、当面の取り組みにかかる意思統一、構成組織における4月新規採用者対策を中心とした組織強化・拡大にむけた取り組み強化を決定してきた。

2. 組織強化・拡大の取り組み

(1) 組織拡大強化月間の取り組み

4月を中心に構成組織において新規採用が予定される状況を踏まえ、4～6月を「組織拡大強化月間」と位置づけ、新規採用者の100%組織加入と臨時・非常勤等職員（契約職員）の加入拡大を目標に各単組で集中的な取り組みを展開してきた。

リーフレットや動画の作成・活用、組合説明会の開催や個別の声かけなど、各分会での対応を中心に組織拡大と共済活用推進に取り組んできた。

3. 制度政策の取り組み

(1) 年金・医療保険制度、雇用・労働政策に関する議論の把握と情報提供

年金・医療保険・雇用・労働といった社会保障制度の運営に関わる現場として、各審議会等における議論の動向を注視するとともに、適宜、関係単組に情報提供をはかりながら意見交換を行ってきた。

(2) 政策担当者会議の開催

構成各単組における制度政策課題と取り組みの交流や、今後の評議会における制度政策活動の強化にむけた議論を深めるため、1月28日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターにおいて開催し、現在の課題や単組の取り組みについて意見交換を行ってきた。

(3) 政策研究集会の開催

1月28日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターにおいて「2023政策研究集会」を開催、全国から104人（男性83人、女性21人）が参加し、制度政策課題に関する学習・討論を行った。

集会では、厚生労働省から年金課長、保険課長を講師に迎え「制度を取り巻く情勢と今後の課題」について、それぞれ講演を受けた後、担当業務ごとにグループ討論を行い、制度政策面での課題などについて意見交換を行った。

(4) 日本年金機構運営評議会・全国健康保険協会運営委員会にかかる連合担当局との意見交換

日本年金機構運営評議会および全国健康保険協会運営委員会に連合から委員として参画していることを受け、政労評として当該単組とも連携して、都度の討論課題に関して現場労働組合の立場から連合生活福祉局との間で意見交換を行ってきた。

4. ハローワーク委員会の取り組み

(1) ハローワーク委員会第3回連絡協議会

1月17日、東京・東京職安労組事務所において開催し、雇用労働政策に関する課題と業務運営体制の確立をはじめとして、職場状況等を踏まえた課題や取り組み等について検討・議論するとともに、厚生労働省職業安定局との意見交換にむけた議論を行った。

(2) ハローワーク委員会第4回連絡協議会

2月8日、東京・東京職安労組事務所において開催し、雇用労働政策に関する課題と業務運営体制の確立をはじめとして、職場状況等を踏まえた課題や取り組み等について検討・議論するとともに、厚生労働省職業安定局との意見交換にむけた議論を行った。

(3) ハローワーク委員会第5回連絡協議会

3月8日、東京・東京職安労組事務所において開催し、雇用労働政策に関する課題と業務運営体制の確立をはじめとして、職場状況等を踏まえた課題や取り組み等について検討・議論するとともに、厚生労働省職業安定局との意見交換にむけた議論を行った。

(4) 厚労省職業安定局との意見交換

1月17日、2月8日、3月8日に東京・中央合同庁舎において実施し、ハローワーク業務のオンライン化にかかる課題や問題点等について質すとともに、体制拡充と必要な予算確保を求めた。

(5) ハローワーク委員会連絡協議会「第17回学習交流集会」の開催

4月22～23日に沖縄・那覇第2合同庁舎において開催し、職業安定政策に関わる制度・政策課題について学習・討論を行うとともに、各構成単組から職場における課題や取り組みの状況について報告を受け全体で共有した。また、平和学習行動として嘉手納基地の見学なども取り組んだ。

第19章 公営競技評議会の取り組み

1. 県本部担当者・単組代表者会議

2月13日、20日、27日の3回に分けて、地域別に2023年度第2回県本部担当者・単組代表者会議を開催した。16県本部31単組79人が参加し、報告事項および協議事項について協議・確認した。その後、学習会において公営競技職場の労働組合の法的権利などを学ぶとともに、分散会において、第1回県本部担当者・単組代表者会議からの継続課題や事前に単組から要請があった定年年限や役員の成り手不足に関する事など単組運営について意見交換を行った。

① 日程、開催場所および対象地連

- ア 2月13日 福岡自治労会館 中国、四国、九州地連
- イ 2月20日 自治労会館 北海道、東北、関東甲地連および静岡県本部
- ウ 2月27日 京都府民総合交流プラザ 東海、北信、近畿地連

② 議題

- ア 各種報告（年末一時金報告、業務実態調査、競馬法改正）
- イ 当面の闘争方針
- ウ 春闘方針およびモデル要求

第20章 公共サービス民間労組評議会の取り組み

1. 幹事会等

(1) 2023年度第2回幹事会

1月20～21日午前中まで、東京・自治労会館および連合会館で開催し、①2023春闘方針（案）、②春闘討論集会の運営、③地連別交渉力アップセミナーの開催、④「こうきょうみんかんニュース」の発行などについて協議した。

(2) 2023年度第3回幹事会

3月25日、東京・自治労会館で、対面とウェブの併用で開催し、①省庁要請の内容と日程、②第33回総会の運営、③第164回中央委員会・当面の闘争方針などについて協議した。

2. 諸会議・集会等

(1) 2023春闘討論集会

1月21～22日、東京・連合会館で、対面とウェブの併用で開催し、41県本部156人が参加した。

21日の全体集会では、公共サービス民間労組評議会の橋本議長があいさつを行い、続いて、藤森副委員長、福島全国一般評議会議長、岸真紀子参議院議員、鬼木誠参議院議員ら来賓から連帯のあいさつと激励があった。

続いて、比田井事務局長が「2023春闘の取り組み方針（案）」を提案した。2023春闘方針のポイントとして、賃金の運用改善にむけ「1単組・1要求」を行うことや「要求－交渉－妥結」の運動サイクルの確立や「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンへの参加について提起した。

その後、「職場の安全衛生：労使の役割」について産業医である山名隼人医師が講演した。

取り組み報告は、岐阜県住宅供給公社労働組合の鷺見顕委員長が「パワハラに対する取り組み」について、京都・日本クリスチャンアカデミー労組の都木かおり書記長が「解雇撤回の取り組み」について報告した。

2日目の22日は、①「指定管理者制度・委託契約制度の問題と課題」、②「介護・福祉現場の現状と課題」、③「組合活動の活性化」、④「組織内および協力議員との連携について」をテーマに4つの分科会に分かれ、それぞれ学習と活動交流を行った。

第21章 全国一般評議会の取り組み

1. 幹事会

(1) 2023年度第3回幹事会

1月20日、対面とウェブの併用で開催し、①同日午後開催の第40回地方労組代表者会議の議案・任務分担、②2023春闘の取り組み、③第19回青年女性交流会の開催、④次回定期総会での役員選考等について、協議・決定した。

(2) 2023年度第4回幹事会

3月22日、対面とウェブの併用で開催し、①2023春闘の取り組み状況、②2023夏季闘争方針案の策定などについて協議・決定した。

2. 第40回地方労組代表者会議

1月20日、対面とウェブの併用で開催した。会議では、従来の要求額を上回る「平均賃上げ要求（定昇相当分込み）16,500円以上」を柱とした全国一般2023春闘方針案などを提案し、全体で確認し承認された。

3. 2023春闘の取り組み

第40回地方労組代表者会議で決定した2023春闘方針に沿って、春闘の取り組みを進めた。

1～2月には、各ブロック・地方労組や業種別組織の春闘討論集会などを開催し、2023春闘の要求と取り組みについて意思統一をはかった。

相場形成にむけた共闘については、連合の「中小共闘」などに結集し取り組んだ。

4～5月には、ブロックごとに、春闘の取り組み状況の点検と未解決職場の解決促進にむけて、評議会役員による地方労組へのオルグを進め、以後のたたかひの強化をはかった。

また、組織の強化・拡大にむけて、全国一般評議会2023春闘ポスターや労働相談用ビラを作成し、2月を全国一斉労働相談強化月間として取り組んだ。一斉相談日前には各地方労組ごとに、ビラの配布や街宣活動などを行った。

4. 第19回青年女性交流会

3月12日、ウェブにて開催し、30人が参加した。交流会の前半は、防衛ジャーナリストの半田滋さんを講師に「敵基地攻撃と日米一体化 防衛費は国民負担に」と題した講演が行われ、青年女性活動のテーマの一つである反戦平和の課題について学んだ。後半は、地方労組の活動報告と参加者による意見交換によって交流をはかった。コロナ禍の影響によりいまだ活動の制限を余儀なくされているが、レクリエーション活動や学習会を実施したという報告があり、昨年に比べ徐々に活動再開の動きがうかがえた。

5. 雇用と権利を守る取り組み

地場・中小企業職場での主なたたかいとして、各地方労組から以下のような報告がされている。

(1) 富山地方労組

2020年4月、新型コロナウイルス感染防止のため自宅待機中であったヤマサン食品工業の組合員が、会社に事前確認の上で外出したにもかかわらず、このことをもって懲戒処分を受け、すでに締結していた再雇用契約を解除された。この件について、会社側の対応を不当として地位確認と解雇後の給与と賞与の支払いを求めて訴訟を起こしていたが、2022年7月20日、富山地裁は契約解除を無効として組合員の地位確認をするとともに、同社に給与と賞与の支払いを命じた。

しかし、会社側は組合員の就業を拒否する方針を変えず、高裁に控訴し闘争が継続されてきたが、3月13日に和解し、決着となった。

(2) 愛媛地方労組

松山支部松山大学分会は私立4年制大学の教育職場であり、2018年12月に教授5人で結成。結成以降、法人から組合員に対する差別的取り扱いや不誠実団交などの対応を受け、正常な交渉や労使関係の形成を妨害されてきた。

組合は団交による解決をめざしたが、使用者側の姿勢は変わることなく、2019年2月と9月の2回、愛媛県労委に労組法違反として不当労働行為救済を申し立てた。これまで20回の調査、7回の審問を経て、2022年6月に終結、2023年2月付で命令書が出された。命令書の内容は「団交において理事長が出席要求に全く応じなかったことや、就業規則の変更についての資料開示を行わなかったことが不当労働行為として認定されたので、今後このような行為は繰り返さないという内容の文書を手交する」というもの。一方で、ハラスメント問題や組合事務所の貸与の拒否については、不当労働行為に該当しないとされた。組合側のすべての申し立てが通ったわけではないが、組合が望む団体交渉のあり方について、一定の判断がなされたことは成果といえる。

第22章 青年・女性労働者の取り組み

1. 青年・女性労働者の取り組み

(1) 自治労青年女性憲法フォーラム

5月2～3日、東京・自治労会館でウェブを併用して開催し、32県本部1社保82人（女性34人、男性48人）が参加した。あいさつ、基調提起の後、講師の元「月刊労働組合」編集長松上隆明さんから「日本の軍備増強は何をもたらすのか」と題した講演を受け、分散会を行い1日目を終了した。2日目は「たたかひの報告」の後、（プラカードを用いた駅頭行動を実施した後）「9条改憲NO！ 平和といのちと人権を！ 5・3憲法集会」に参加し、全日程を終了した。

(2) 2023年度自治労青年女性夏期交流集会座長・音楽活動家・教宣担当者養成講座

3月3～5日、東京・自治労会館で開催し、25県本部59人（女性16人、男性43人：対面54人、ウェブ5人）が参加した。

1日目は、あいさつ、基調提起の後、労大講師の足立康次さんから「2023春闘の情勢と課題」と題した講演を受け、資本・政治・社会の現状や仕組みなどについて、徳永政治局長から「政治闘争の重要性、組織内議員の必要性」と題した講演を受け、私たちの賃金・労働条件が政治と強く結びついていることを学んだ。講演後から2日目にかけて、「座長」「教宣担当者」養成講座に分かれて進化した。「座長」養成講座では講演で学んだことをもとに、生活・職場実態について、社会情勢と突き合わせながら討論し、「教宣担当者」養成講座は、宮城県本部の菊池書記と佐賀県本部の山田元本部青年部副部長を講師とし、教宣活動の意義、教宣紙づくりの基礎などについて学んだ。

3日目は、栃木県本部の松本特別執行委員から「働くものの文化活動と構成詩づくりの意義」や、歌唱指導、職場実態討論、構成詩補強討論などを学んだ後、座長養成講座参加者から分散会報告、教宣担当者養成講座参加者から成果発表を行い、全体集約、兒玉青年部長の団結がんばろうで閉講した。

2. 青年労働者の取り組み

(1) 2023年度青年部執行体制

青年部長		兒玉聖史（長野・千曲市職労）	
副部長		関川貴大（新潟・新潟市職労）	
常任委員	北海道地連	佐藤剛（北海道・知内町職労）	
〃	東北地連	松長拓朗（宮城・仙台市働く連）	
〃	関東甲地連	平石健一（栃木・大田原市職）	
〃	北信地連	畑中湧斗（富山・氷見市職労）	
〃	東海地連	奥村佳史（岐阜・多治見市労連）	2023年1月まで
〃	〃	松井洋介（三重・伊賀市職労）	2023年2月から
〃	近畿地連	坪田英樹（滋賀・近江八幡市労連）	
〃	中国地連	内田啓介（島根・島根県職連合）	
〃	四国地連	美馬宏成（徳島・美馬市職労連）	
〃	九州地連	道平哲也（長崎・長崎市職労）	

(2) 2023年度第6回常任委員会

1月9～10日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用にて開催し、①確定期における本部青年部の取り組み総括について、②2023年度第1回青年部長会議について、③各地連の状況および課題について協議・確認した。

(3) 第7回常任委員会

1月14～15日、東京・自治労会館で開催し、①教宣活動について、②2023年度第1回青年部長会議について、③座長・教宣・音楽活動家養成講座について、④各地連の状況および課題について協議・確認した。

(4) 2023年度第1回青年部長会議

1月16日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用にて開催し、43県本部55人が出席した。藤森副委員長があいさつを行い、岐阜県多治見市長の古川雅典さんからあいさつ・激励を受けた。その後、兒玉青年部長が「これまでの運動の総括」「本部青年部と各単組のつながり」「青年のこれからのたたかい」などを提起し、全体討論では7県本部7人から発言が出された。昼食時はじちろう共済の学習会を実施。午後からは分散会、全体集約を行い、青年部長の団結がんばろうで全日程を終了した。

(5) 第8回常任委員会

2月17日、福島・郡山ビューホテルアネックスにて開催し、福島スタディツアーについて協議・確認した。

(6) 福島スタディツアー

2月18～19日、福島県双葉町・浪江町・大熊町ほかで開催し、24県本部39人が出席した。1日目は東日本大震災・原子力災害伝承館および防潮堤、道の駅なみえ、大熊町役場およびその周辺、リプルンふくしまにおいてフィールドワークを行った。2日目は、日本教育公務員弘済会福島支部専任幹事の柴口正武さんより「震災から12年～学校現場から考える原発災害～」と題した講演を受け、分散会、全体集約を行い、兒玉青年部長の団結がんばろうで全日程を終了した。全体を通して福島県本部・青年部・女性部よりガイドや助言を受け、学習を深めた。

(7) 第9回常任委員会

3月2日、東京・自治労会館で開催し、①座長・教宣・音楽活動家養成講座について、②夏期交流集会の開催を含む各地連の状況および課題について協議・確認した。

(8) 第10回常任委員会

3月17～18日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用にて開催し、①全消協ユースとの学習・交流（17日は第5回ユースステップアップセミナーに参加）、②この間の取り組みの総括について、③青年部定期総会にむけた議案書作成について、④各地連の状況および課題について協議・確認した。

3. 女性労働者の取り組み

(1) 2023年度女性部執行体制

女性部長	毛利 珠 代 (香 川・丸 亀 市 職 労)
副 部 長	生井澤 律 子 (茨 城・鹿 嶋 市 職 労)

常任委員	北海道地連	菅野まみ(北海道・喜茂別町職労)
〃	東北地連	吉岡花恵(秋田・能代市職労)
〃	北信地連	川辺由利(富山・県職労)
〃	東海地連	石原知枝(三重・伊勢市職労)
〃	近畿地連	藤原潤子(兵庫・明石市職労)
〃	中国地連	坂本知世(岡山・岡山市現業労組) 2023年1月から
〃	四国地連	藤川真紀(徳島・吉野川市職労)
〃	九州地連	藤千香子(佐賀・県本部) 2023年3月まで
〃	〃	織戸智奈美(福岡・大野城市職労) 2023年4月から

(2) 2023年度拡大女性部長会議

1月16日、東京・自治労会館でウェブで開催し、36県本部39人が参加した。藤森副委員長のあいさつの後、毛利女性部長があいさつ・経過報告・議案提起を行い、生井澤副部長が①公務員連絡会の2023基本要要求に対する回答、②定年引き上げに伴う国家公務員の定員措置を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留意事項等、③「安全保障関連3文書」の閣議決定に関する書記長談話、④地方公共団体における職員の男女の差異の算出および公表の方法等について説明を行い、9県本部9人から報告・発言があった。

また、組合の取り組みを知ってもらうことで組合加入につなげること、顔が見える関係づくりで組織強化と統一自治体選挙に取り組むことなどについて討論し、2023春闘、女性の働く権利確立運動強化月間、政治闘争、反戦・平和闘争などについて意思統一を行った。

(3) 女性部常任委員会

① 第3回常任委員会

1月16日、ウェブで開催し、青年女性で開催した集会の状況報告と今後の方向性について確認した。

② 第4回常任委員会

4月4日、ウェブで開催し、経過報告の後、(ア)第61回自治労はたらく女性の集会、(イ)第2回女性部長会議、(ウ)労働学校(後期)、(エ)第68回女性部定期総会について協議し、当面の活動について確認した。

③ 第5回常任委員会

5月3～4日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用にて開催し、経過報告の後、(ア)第61回自治労はたらく女性の集会、(イ)第2回女性部長会議、(ウ)労働学校(後期)、(エ)地連別夏期交流集会、(オ)第68回女性部定期総会について協議し、当面の活動について確認した。

(4) 連合2023春季生活闘争3・8国際女性デー全国統一行動中央集会、自治労参加者集会

3月8日、東京・自治労会館でウェブ併用にて自治労参加者集会を開催し、33県本部1社保64人(うちウェブ参加44人)が参加した。藤森副委員長のあいさつ、毛利女性部長の提起の後、映画「ここから『関西生コン事件』と私たち」のDVD視聴と当事者松尾聖子さんのたたかひの報告、自治労臨時・非常勤等職員全国協議会前議長の山西ともこさんから「香川県本部高松市非常勤職員労組の取り組み～会計年度任用職員の組織化と処遇改善から統一地方選出馬へ～」と題したたたかひの報告を受け、全体で交流した。

また、夕方からは連合中央女性集会在東京・銀座ブロッサム中央会館ホールにてウェブ併用で開催され、33県本部1社保70人(うちウェブ参加42人)が参加した。

第23章 情報および教育活動の拡充

1. 定期刊行物の発行

(1) 機関紙「じちろう」の発行＝月2回発行（1と15の日発行）

1号あたり361,000部（町村職・公共民間などは全組合員、県職・市職は5人に1部）

(2) 機関誌「自治労通信」の発行＝季刊（1月、4月、7月、10月の各10日発行）

1号あたり39,000部（単組執行委員数を基本に単組直送）

2. その他刊行物の発行

(1) 「これで統一自治体選挙にカット集」の発行

2月に2,300部を作成し、各県本部に送付した。

(2) 「きかんしデキマス」（2023年版）の発行

2月に1,500部を作成し、各県本部に送付した。

3. 冊子「自治労文芸」の発行

2022年度に実施した各種コンクールの受賞作品を収録した冊子「自治労文芸No. 30」を1月21日に発行し、各県本部とコンクール応募者に配付した。また、電子書籍版を作成し、自治労ホームページ等に公開した。

4. 新規採用者および組合組織化等の対策用教宣物の作成

(1) 「What's自治労」の発行

新入組合員や新組合役員などを対象とし、労働組合の成り立ちや自治労の組織や活動を紹介する冊子「What's自治労」を全面改訂し、2月に発行した。

(2) 「WITH YOU」の作成

新規採用者オルグのリーフレット「WITH YOU」を改訂し、2月に84,000部を作成し、各県本部に送付した。

(3) 機関紙「じちろう」号外の発行

機関紙「じちろう」の新入職員特集号（4月1日）を82,000部作成し、各県本部に送付した。

5. 2023春闘教宣物の作成

批准投票用紙、機関紙「じちろう」春闘特集号（1月17日）、動画「公共サービスにもっと投資

を！」をリニューアルし、配布・配信を行ったほか、春闘ワッペンの一斉デザインの作成および各県本部へのあっせんを行った。また、組合員から募集したキャッチコピーをもとに「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンのポスターを作成した。

6. 2023年度全国情報宣伝セミナー

2月10日、全国情報宣伝セミナーを対面とウェブの併用で開催し、209人が参加した。全体会では、教育宣伝担当者が抱えるさまざまな悩みを座談会形式で討論。分科会は、機関紙とビラの4分科会で技術を習得した。

7. 教育研修の取り組み

(1) 明治大学寄付講座

4月13日から7月20日の日程で、明治大学にて自治労寄付講座「地方自治体の仕事と労働組合」を開講した（毎週木曜日3時限目）。講座では学生に対し、地方自治体、公共サービスの役割と現状を伝えながら、地方自治体や公共サービス職場で働くことの意味、労働組合の存在意義について認識の深化をはかることとしている。2023年度も対面による講義を実施し、受講した学生には2単位が与えられる。

<別表23-1>

寄 付 講 座 の 概 要

自治労寄付講座 「地方自治体の仕事と労働組合」		
日程・テーマ・担当者		
①	4月13日 イン트로ダクション (講座の概要、成績評価方法等の説明)	明治大学経営学部 早川佐知子 自治労本部強化拡大局長 外山 律子
②	4月20日 水道・下水道事業の取り組みとそこで働く労働者の取り組み	自治労本部公営企業局長 福永 浩二
③	4月27日 子育て支援の保育現場での取り組み	富士市こども発達センターみはら園／富士市職員組合 西川 勇太
④	5月11日 廃棄物行政の確立と労働組合の役割	自治労本部現業局長 吉村 秀則
⑤	5月18日 医療危機と看護職員の取り組み	長崎県精神医療センター／長崎県職員連合労働組合 原尾 健作
⑥	5月25日 都市公営交通の課題と取り組み	京都市交通局／京都交通労働組合 梅田 涼
⑦	6月1日 消防職員の活動と地方自治体の責任	函館市北消防署／函館市消防職員協議会 長谷川亜純
⑧	6月8日 自治体に勤務する非正規職員の現状と課題	八女市立西中学校／八女市非常勤職員労働組合 田村 和代
⑨	6月15日 地方自治体の関連職場で働く民間労働者の現状と労働者の団結	日神サービス株式会社／環境サービス労働組合 平間 英基
⑩	6月22日 健康で文化的な最低限度の生活 ——生活保護行政の現場から——	熊本市西区役所／熊本市役所職員組合 吉弘恵莉子
⑪	6月29日 暮らしを支える公的年金の役割	社保労連／日本年金機構職員労働組合 小濱 賢吾

⑫ 7月6日 労働組合との出会いを通じて — 自治労委員長との対話 —	自治労本部委員長 川本 淳
⑬ 7月13日 原発事故と復興支援	大熊町役場／大熊町職員労働組合 愛場 学
⑭ 7月20日 国家財政・地方財政の課題と取り組み	赤平市役所／赤平市職員労働組合 竹中 慶吉

第24章 公共交通労働者の取り組み

1. 諸会議

(1) 三役会議

① 2023年度第5回三役会議

1月19日、東京・自治労会館にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 第1回幹事会の議案と任務分担について

イ 当面の日程

<報告>

ア 【議事録】2023年度第4回三役会議

② 2023年度第6回三役会議

3月28日、東京・自治労会館にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 第3回常任幹事会の議案等について

イ 当面の日程

<報告>

ア 【議事録】2023年度第5回三役会議

(2) 常任幹事会

① 2023年度第2回常任幹事会

12月14日、東京・田町交通ビルにて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 2023春闘方針案について

イ 第163回中央委員会 当面の闘争方針案について

ウ 2023年度の会議等日程（行動計画）案について

<報告>

ア 【議事録】2023年度第1回常任幹事会

イ 2023年度国土交通省予算に関わる第2次要請の概要

② 2023年度第3回常任幹事会

3月27日、東京・自治労会館にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 2023春闘総括案について

イ 第4回交通政策研究集会の開催要項案について

ウ 第4回交通政策研究集会の基調案について

エ 2023年度の行動計画（2023年8月まで）について

<報告>

ア 【議事録】2023年度第2回常任幹事会

イ 役員推薦委員会の経過

(3) 幹事会

① 2023年度第1回幹事会

1月19日、ウェブにて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 2023春闘方針案について

イ 第163回中央委員会 当面の闘争方針案について

ウ 第5回組織集会の基調案

<報告>

ア 都市交評活動経過報告

2. 各部会

(1) 鉄軌道部会

① 2023年度第2回鉄軌道部会

2月2～3日、鹿児島市にて開催した。初日に電車車庫を視察し、整備部門、車両、運行状況等について説明を受けた。2日目は部会を開催した。

初日は鹿児島中央駅前電停に集合し、鹿児島市電に乗車、鹿児島駅前下車し電停施設を視察した。その後、市電で交通局に移動し、局内にて担当職員から局資料展示室、電車施設（整備施設等）の説明を受けた。とりわけ、施設内では、LRT車両や軌道敷緑化（道路との併用軌道区間に芝生を敷設）のメンテナンス電車（芝刈装置・散水電車）などの整備作業も見学。施設内は整理整頓され、整備職員が安全運行を下支えしていることを改めて認識できた。

2日目は交通局会議室にて9時から部会を開催。冒頭、鹿児島県本部の片野坂副委員長、局次長からあいさつを受けるとともに、局担当者より交通局の沿革や歴史、経営状況などについて説明を受けた。引き続き、鉄軌道事業に関わる政策課題について協議するとともに、各単組より経営状況や当面の課題等の報告を受け、意見交換、共有化をはかり部会を終了した。議案、報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 当面する鉄軌道部会に関わる課題（単組報告関係、コロナによる影響等）への対応

イ 2023年度の鉄軌道部会の開催について

<報告>

ア 【議事録】2023年度第1回鉄軌道部会

イ 単組報告

ウ 2023年度政府予算に関わる第2次要請の概要（国土交通省鉄軌道関係）

3. 2023年度青年女性連絡会議

1月20～21日、大阪市内で2023年度の青年女性連絡会議を開催した。全国の都市交評単組から青年層の代表者13人と女性組合員の代表者11人、あわせて14単組24人が参加した。

1日目は冒頭、都市交評を代表して福田智議長、自治労本部を代表して青木副中央執行委員長があいさつし、交通職場への女性職員の採用拡大とそのため職場環境の改善、次代を担う活動家の育成など、組織拡大や働き続けられる職場づくりのための組合活動の強化と、今春の統一自治体選挙の取り組みの重要性などを訴えた。

引き続き、庭野事務局長が都市交評の取り組んでいる活動内容を報告・提起、兒玉青年部長が労働環

境の改善やそのための組合活動の取り組み例を交え講演し、毛利女性部長が女性労働者の運動課題や女性部の取り組みなど、働き続けられる職場づくりを中心に講演した。また、元神戸交通労組書記長で神戸市会議員の加地幸夫さんは、都市交産別時代の青年女性組織の取り組みやいま求められている活動、労働運動と政治との関わりなどを講演した。

2日目はグループ討議を行い、「交通職場で働きにくい、改善してほしいところ」、「青年女性組織の悩みや職場課題」や「楽しみながら効果的な活動内容」などについて報告・協議し合った。

最後に福田議長が、「2日間を通じ交流・共有した交通職場の青年女性労働者の課題や活動内容を単組、職場に持ち帰り、これからの運動に生かしてほしい」と締めくくり、連絡会議を終了した。

2023自治労春闘中間総括（案）

1. はじめに

自治労は2023春闘方針について、12月の春闘討論集会を経て、2023年1月に開催した第163回中央委員会において決定した。物価上昇を踏まえた賃上げを労働組合全体で勝ち取るため、公務・民間産別が一体となって取り組むこと、物価上昇のもと組合員の生活が厳しい実態にあることを踏まえ、人事院・人事委員会の勧告のみに依拠するのではなく、春闘期・人勧期・確定期を通して、勧告通りの給与改定にとどまらない賃金改善を勝ち取っていくとの強い決意をもって取り組むことを確認した。

より多くの組合員の参画をめざすため、2023春闘は、「あなたの声ではじまる春闘」をスローガンに組合員一人ひとりの声を集めて要求とする取り組みを強化し、賃金・労働条件改善を重点として、すべての単組で要求一交渉を実施し、新採対策をはじめとする組織強化の取り組みを一体的に進めることとした。

全県本部・単組で実施したストライキ批准投票については、前年を1.03ポイント上回る77.41%（2月23日時点）の批准率となり、2月28日の第3回県本部代表者会議・第2回拡大闘争委員会において闘争指令権が確立された。

ヤマ場の取り組みでは、3月17日に統一行動日を設定したのは31県本部（一部単組のみ設定の県本部も含む）で、独自の統一行動日を設定したのは6県本部だった。残念ながら、10県本部は統一行動日の設定ができていなかった。統一行動への結集を引き続き求めるとともに、本部としてもオルグなど取り組みを強化する必要がある。

また、2021年春闘からの引き続きの取り組みとして、公共サービスの役割を再認識し、公共サービス拡充の必要性と意義を広く地域にアピールするための「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンを全国展開することを確認した。その上で、公共サービスの維持・拡充のための人員と予算の確保にむけた社会的な合意形成をはかることを確認した。

3月10日を地域アピール行動の統一行動日に設定し、4月6日までに30県本部（うち3月10日の行動実施は15県本部）が街頭での動画上映、あるいはPRグッズの配布などによるアピール行動に取り組んだ。

なお、2022春闘まで集約をしていた「公共サービス民間労組」の春闘結果調査については、指定管理職場や委託職場が多く、年度末に指定管理や委託の選定、継続（予算決定を含む）が決定された後の4月から春闘交渉が本格化することなどから、別途調査・総括を行うこととした（6月末までに年間を通じた要求・交渉などの取り組み状況および結果について調査を行い、8月の本部定期大会や公共民間評議会総会で報告する）。

2. 連合春闘の経過と結果

連合は、2023春闘の基本スタンスとして、経済の後追いではなく経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」をより積極的に求めるとともに、産業基盤強化などにより日本全体の生産性を引き上げ、成長と分配の好循環を持続的・安定的に回していく必要があるとしている。その上で、2023春闘方針として、各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点と、すべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げについて定昇込みで5%程度（賃上げ分3%+定昇相当分2%）の要求指標を決定した。

2月末までに賃上げを要求した組合数は昨年を上回り、平均賃金方式で賃上げを要求した2,614組合の平均の要求額は13,338円・4.49%（加重平均）となり、25年ぶりの高水準となった。有期・短時間・契約等労働者の賃上げ要求は、加重平均で時給66.14円、月給11,525円と、前年度の要求と比べ大幅増となった。

4月13日に連合が公表した2023春季生活闘争の第4回回答集計（4月11日時点）では、月例賃金改善（定昇維持含む）を要求した4,468組合中、2,885組合が妥結し、そのうち6割にあたる1,730組合が賃金改善分を獲得している。一方で、152組合が定昇相当分確保のみとなっている（※1,003組合は確認中）。

また、定昇込みの平均賃上げ率は、前年を上回る結果となっている（**下表参照**）。先行して行われた大手組合の「賃上げの流れ」が中堅・中小組合にも一定引き継がれ、月例賃金にこだわった粘り強い交渉が行われた成果といえる。しかし、賃上げ分が明確にわかる2,180組合の集計（加重平均）では、ベースアップが2.11%であり、4月21日に総務省により公表された2022年度の消費者物価指数3.0%上昇分には届いておらず、実質賃金はマイナスとなっている。

連合＜平均賃金方式（加重平均）2023回答＞4月13日公表

集計組合数	定昇相当込み賃上げ率		昨年対比
	額	率	
3,066組合（2,423,632人）	11,022円	3.69%	4,765円 1.58ポイント
大手（組合員1,000人以上） 416組合	11,539円	3.74%	5,053円 1.62ポイント
中小（組合員300人未満） 1,975組合	8,456円	3.39%	3,362円 1.33ポイント

なお、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率は一般組合員（平均賃金方式）を上回っている。

連合＜有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（加重平均）2023回答＞4月13日公表

集計組合数	賃上げ率	率（参考値）	昨年対比
（時給）219組合	56.65円	5.36%	31.93円
（月給）66組合	8,864円	3.96%	3,814円 1.62ポイント

長年、賃金の低迷を続ける日本にとって、賃上げの機運を一過性のものに終わらせず、経済の好循環に着実につなげ、労働組合の存在意義を高めるためにも、継続的な取り組みが必要とされる。自治労としても、引き続き連合に結集し、公務・民間産別が一体となって、月例賃金の改善に取り組む必要がある。

3. 公務労協・公務員連絡会の政府・人事院等に対する取り組み および自治労の総務省に対する取り組み

（1） 国家公務員制度担当大臣交渉の取り組み

公務員連絡会は、2月20日に河野国家公務員制度担当大臣に対して要求書を提出し、3月8日に内閣人事局内閣審議官を相手として幹事クラス交渉、3月15日に内閣人事局人事政策統括官を相手として書記長クラスの交渉を重ね、3月23日に委員長クラスによる最終交渉を行い、春の段階の最終回答を引き出した。

河野大臣からは、

① 長時間労働の是正に関して、皆様から関係各方面に対して、国会質問通告の早期化を働きかけていただいたとのことで、大変ありがたく思っている。国会に対しては、質問通告の早期化に引き続きご協力をお願いするとともに、政府側として、国会対応業務の効率化を進めていく。

今後とも、優秀な人材の確保のために長時間労働を是正し、国家公務員の働き方改革を実現するため、さまざまな取り組みを進めて参るので、皆様方のご協力をお願いしたい。

② 2023年度の給与については、人事院勧告を踏まえ、国政全般の観点から検討を行い、方針を決定したい。その際には、皆様とも十分に意見交換を行いたい。

③ 非常勤職員の処遇改善については、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とするよう、各府省申し合わせの改正を行った。引き続き、適正な処遇が確保されるよう、関係機関とも連携して、必要な取り組みを進めて参りたい。

④ 自律的労使関係制度については、多岐にわたる課題があることから、皆様と誠実に意見交換しつつ、慎重に検討して参りたい。

などと回答があり、安定した労使関係を維持する観点から、職員団体とは誠意を持った話

し合いによる一層の意思疎通に努めるとの回答が示された。

※ 各交渉の具体的な内容は自治労情報2023第0018号（2月20日）、自治労情報2023第0037号（3月8日）、自治労情報2023第0046号（3月15日）、自治労情報2023第0053号（3月23日）を参照のこと。

（2） 人事院交渉の取り組み

公務員連絡会は、2月22日に川本人事院総裁に対して要求書を提出し、3月7日に人事院職員団体審議官を相手とした幹事クラス、3月14日に人事院職員福祉局長および給与局長を相手とした書記長クラスの交渉を重ね、3月22日には川本総裁より以下の最終回答を引き出した。

川本総裁の回答要旨は以下の通り。

- ① 俸給および一時金については、国家公務員の給与と民間企業の給与の実態を精緻に調査した上で、その精確な比較を行い、適切に対処する。諸手当は、民間の状況、官民較差の状況等を踏まえ、必要となる検討を行う。
- ② 再任用職員の給与は、定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた再任用職員の給与について取り組みが必要と考えている。各府省における人事管理の状況を踏まえつつ、引き続きその給与のあり方について必要な検討を行っていく。
- ③ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備については、公務における人員構成の変化や各府省の人事管理、民間における給与の状況等を踏まえつつ、制度のさまざまな側面から一体的に取り組みを進めていく。
- ④ テレワークに関する給与面での対応については、光熱費・水道費等の職員の負担軽減の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を行っていく。
- ⑤ 長時間労働の是正については、先日、2021年度の超過勤務の上限を超えた要因の整理、分析、検証の結果を公表した。制度の適切な運用がはかられるよう、引き続き、勤務時間調査・指導室の調査や各府省人事担当課長等へのヒアリングの機会を通じて、他律的な業務の比重が高い部署の指定の考え方など、必要な指導等を行っていく。
- ⑥ 勤務時間制度のあり方については、2022年1月から学識経験者により構成する研究会を開催している。職員団体の皆さんからの御意見も踏まえて最終報告について議論していただき、2023年度内に報告書を取りまとめでいただきたいと考えている。また、両立支援、職員の休暇、休業等については、これまで民間の普及状況等を見ながら改善を行ってきた。引き続き、職員団体の皆さんの御意見も聴きながら必要な検討を行っていく。
- ⑦ 非常勤職員の給与については、非常勤職員の給与に関する指針に基づく各府省の取り組みが進んでいる。今般、この指針を改正し、非常勤職員の給与の改定について、常勤職員の取り扱いに準じて改定するよう努めることを定めた。各府省に必要な指導を行う

など、引き続き、常勤職員の給与とのバランスをより確保しうるよう取り組んでいく。
非常勤職員の休暇については、民間の状況等を見ながら、引き続き適切に対応していく。

- ⑧ 定年の引き上げについては、定年の段階的引き上げにかかる各種制度が各府省において円滑に運用されるよう、引き続き、制度の周知や理解促進をはかるとともに、運用状況の把握に努め、適切に対応する。
- ⑨ 障害者雇用に関しては、人事院として、フレックスタイム制の柔軟化等を実現するための人事院規則等の改正や各府省が採用時や採用後に適正な運用をすることができるよう指針を発出した。このほか、厚生労働省と連携して、各府省における合理的配慮の事例共有などの支援を行っており、今後とも、必要に応じて適切に対応していく。
- ⑩ 女性活躍推進については、公務における女性の活躍推進を人事行政における重要な課題の一つと認識している。国家公務員法に定める平等取扱の原則、成績主義の原則の枠組みを前提とした女性の採用・登用の拡大、両立支援、ハラスメント防止対策などさまざまな施策を行ってきている。今後とも、各府省の具体的な取り組みが進むよう支援していく。
- ⑪ ハラスメント防止対策について、ハラスメント防止等の措置を講じるための人事院規則等に基づき、これまで、研修教材の作成・提供や、ハラスメント相談員を対象としたセミナーの開催など、各府省に対する支援を行ってきている。人事院としては、今後も、ハラスメント防止対策が適切に実施されるよう、各府省の相談体制や研修内容について検討を行い、必要な支援・指導を行っていく。また、苦情相談を含めた公平審査制度において、パワーハラスメント事案に取り組み、人事院の役割を果たしていく。
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症への対応については、先日、政府において進められている感染症法上の位置づけの変更を踏まえ、マスクの取り扱いについて通知を発出した。マスク以外の対応についても必要な検討を行っていく。

※ 各交渉の具体的な内容は、自治労情報2023第0021号（2月22日）、自治労情報2023第0037号（3月8日）、自治労情報2023第0043号（3月15日）、自治労情報2023第0053号（3月23日）を参照のこと。

（3） 総務省交渉の取り組み

公務労協地方公務員部会は、2月24日に松本総務大臣に対して要求書を提出、3月9日に幹事クラスによる公務員課長との中間交渉を実施し、3月24日に書記長クラスが公務員部長との交渉を実施し、最終回答を引き出した。

大沢公務員部長の回答要旨は以下の通り。

- ① 地方財政計画における給与関係経費については、保健師や児童福祉司の増を見込むことなどにより、その所要額を適切に計上している。
- ② 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」をはじめとした賃金制度のあり方については、総務省としても、人事院における検討の状況を注視しつつ、必要に応じて情報

提供を行うなど、適切に対応して参りたい。

- ③ 地方公務員の労働環境の確保に関して、具体的には、2021年度の時間外勤務の状況等については、改めて制度の実効的な運用にむけた留意点を通知するとともに、時間外勤務縮減にむけて地方公共団体がさまざまな取り組みを進めているが、今年度新たに、その好事例を取りまとめ、情報提供を実施した。

休暇・休業制度については、民間の状況やそれを考慮する国家公務員の動向に注視しながら、適正な勤務条件の確保を進めることが必要と考えており、国家公務員の非常勤職員の休暇制度との権衡を踏まえ、適切に対応するよう助言を行ってきた。総務省としては、引き続き、実態を把握しながら、各団体における取り組みがしっかりと行われるよう、必要な支援を行って参りたい。

地方公共団体の定員については、総務省としても、2023年度地方財政計画において、職員数が増加している実態などを勘案した上で、職員数全体で2,618人の増としており、今後とも、必要な対応を行って参りたい。

- ④ 地方公共団体におけるメンタルヘルス対策を推進するため、2021年度から関係団体と連携して研究会を開催し、研究会の報告書も踏まえて通知により助言しているところであり、今年度の研究会においては、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰、さらには再発防止までの取り組みをとりまとめた計画を、各地方公共団体が自主的に策定できるよう、標準的な計画のモデルを作成することとしている。今月末を目途に、地方公共団体に情報提供するなど、地方公共団体のメンタルヘルス対策がより一層推進されるよう助言して参りたい。
- ⑤ 昨年12月には、各種ハラスメント対策に関する調査結果を踏まえ、通知を発出し、パワーハラスメントの防止に必要な措置を講じていない団体に対し、速やかな対応を要請するとともに、助言している。今後とも、地方公共団体におけるパワーハラスメント防止の実効性が確保されるよう、助言していきたい。
- ⑥ 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする法案については、3月3日に閣議決定され、今国会に提出されたところ。今回の法案が成立した場合には、勤勉手当の支給に関して、地方公共団体に対し調査を行うことを考えており、その結果も踏まえ、地方財政措置について、しっかりと検討していく。
- ⑦ 地方公共団体の非常勤職員の休暇制度については、地方公務員法第24条第4項の規定により、国家公務員の非常勤職員の休暇制度との権衡を踏まえた措置としていただく必要があると考えている。今般の非常勤職員にかかる制度改善についても、国家公務員との均衡をはかるよう、各地方公共団体において必要な措置を講じていただく必要がある。総務省としては、これまでも毎年度、各団体における休暇制度の措置状況を把握し、国家公務員の非常勤職員に措置されている休暇制度を措置していない団体に対して速やかに適正化をはかるよう助言をしてきているところであるが、引き続き、地方公務員の非常勤職員の適正な処遇の確保にむけ取り組んでいく。

⑧ 今回の新型コロナウイルス感染症への対応は、総務省では、各団体における取り組み事例を周知するとともに、こうした事例を参考にさせていただきながら、業務内容や勤務場所の変更といった柔軟な対応により、非常勤職員を含む組織全体としての業務体制を確保していただくよう通知を発出し、各団体に助言をしている。

⑨ 定年引き上げにかかる地方公務員の給与・勤務条件については、地方公務員法の趣旨に沿って、各地方公共団体の議会において条例で定められるものであるが、その内容に関し、地方公共団体の当局と職員団体が協議を行う場合にあっては、地域の実情を踏まえ、真摯な協議が行われるものと考えている。

総務省としては、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとの考えに立ち、必要な助言を行って参りたい。

暫定再任用職員の給与については、地方公務員法の均衡の原則等に基づき、現行の再任用職員の給与制度を基本として設計されている国家公務員の取り扱いを踏まえ、各団体の条例において適切に定められるべきものと考えている。

⑩ 公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、必要に応じて、労働条件への適切な配慮がなされるよう、助言等を行って参りたい。

交渉を受け地方公務員部会は、回答を一定の到達点として受け止め、公務労協、公務員連絡会に結集し、人勧期にむけた取り組みを検討していくとともに、引き続き、総務省との交渉・協議・意見交換等を進めていくこととした。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2023第0022号（2月24日）、自治労発2023第0309号（3月9日）、自治労情報2023第0054号（3月24日）を参照のこと。

（４） 全人連交渉の取り組み

公務労協地方公務員部会は2月8日、全国人事委員会連合会（全人連）に対し、2023年度地方公務員の賃金・労働条件等に関する要請書を提出した。全人連からの回答は以下の通り。

本年の春季労使交渉では、原材料価格の高騰や円安による輸入コストが増加する中、物価高の水準を超える賃上げについて議論がされている。コロナ禍で落ち込んだ業績の回復具合が企業によって異なることを踏まえ、賃上げの動きがどこまで広がるかについて、今後の行方を注意深く見ていく必要がある。また、企業においては、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進など働き方改革の議論が行われており、今後の動向を引き続き注視していく。現在、人事院および各人事委員会では、民間給与の実態を的確に把握できるよう、本年の民間給与実態調査の実施にむけ、その準備を進めている。今後も各人事委員会の主体的な取り組みを支援するとともに、各人事委員会や人事院との意見交換に努めていく。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2023第0022号（2月24日）を参照のこと。

(5) 自治労の総務省に対する取り組み

自治労は2023春闘の取り組み推進のため、3月3日に総務省公務員部長交渉を実施し、総務省から大沢公務員部長らが出席し、以下の回答を引き出した。

① 地方公務員の給与については、地方公務員法の趣旨に沿って、国や他の地方公共団体の職員や民間事業の従事者の給与等を踏まえ、条例で定められるもの。総務省としても、引き続き必要な助言を行っていく所存。技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかとの国民等の厳しい批判があったところ。給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要と考えている。

② 大都市近郊の地域の地方公共団体を中心に、主に人材確保の観点から、地域手当についてさまざまなご意見があることは承知している。現在、人事院において地域手当の見直しが検討されているため、人事院と議論を深めて参る。

ラスパイレス指数は、地方公務員の「給料」について、給料表、昇給・昇格制度、初任給基準等が適正に運用されているか確認する上で有効なものであると考えている。ラスパイレス指数が本給を比較対象としていることについては、総務省ホームページや給与実態調査結果の公表資料において解説しているほか、適宜マスコミ等にも説明しているところであるが、今後も引き続き機会を捉えて丁寧に説明して参りたい。

③ 定年引き上げにかかる地方公務員の給与・勤務条件については、総務省としては、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとの考えに立ち、必要な助言を行って参りたい。

総務省としては、地方公共団体において必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供するためには、定年引き上げ期間中も一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要と考えている。その際、年度ごとに必要な新規採用職員数については、行政課題等に基づく業務量の増減を見通すとともに、専門的な知見が円滑に継承できるよう、職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的な観点から、国家公務員の考え方も参考に2年間を基本としつつ、各団体において、2年間に限らず柔軟に平準化するなど、地域の実情に応じて検討することについて助言している。

高齢者部分休業制度は、65歳への定年の引き上げが行われるに際し、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとなるものと考えており、制度趣旨の周知を含め、今後も適切に助言して参りたい。

定年引き上げ実施後の60歳以上の職員のラスパイレス比較について、ラス算定の対象に含むことが自然と考えているが、今後、検討を行って参りたい。

④ 地方公共団体の定員管理については、行政の合理化、能率化をはかるとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むことが重要と考えている。2023年度地方財政計画においては、職員数全体で2,618人の増としており、総務省としては、今後とも、地方の行政課題に的確に対応しつつ、

地方公共団体の実態等を踏まえ、適切な職員数を地方財政計画に計上し、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な財源を確保して参りたい。

- ⑤ 本日、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする法案について、閣議決定されたところ。今回の法案が成立した場合には、勤勉手当の支給に関して、地方公共団体に対し調査を行うことを考えており、その結果も踏まえ、地方財政措置について、しっかりと検討して参りたい。会計年度任用職員の具体の給料等の制度や水準を定める際には、地方公務員法に定める職務給の原則、均衡の原則等に基づき、類似する職務に従事する常勤職員の給料表を基礎として決定することや、従事する職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術および職務経験等を考慮して決定することなどについて引き続き助言して参る。また、常勤職員の給料表が改定された場合には、会計年度任用職員についても、その取り扱いに準じて改定することが基本であると考えている。会計年度任用職員制度の適正な運用について助言を行っているが、総務省としては、今後とも実態を丁寧に把握しつつ、任用と処遇の適正化がはかれるよう引き続き取り組んで参りたい。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2023第0030号（3月3日）を参照のこと。

4. 「あなたの声ではじまる春闘」の取り組み～すべての取り組み基盤となる組織の強化

(1) 要求書作成への組合員の参画（4/28現在：47県本部、1,573単組）

2023春闘では、組合員一人ひとりの声及要求を形づくるという意識を改めて促すため、「あなたの声ではじまる春闘」をスローガンに、日常活動の「見える化」を意識して組合員の意見・要望を確実に把握すること、それを「要求－交渉－妥結（書面化・協約化）」につなげ、組合員が春闘の意義を理解し取り組みに結集することで、組織の強化をめざした。

単組の取り組み状況について集約した結果、1,573単組から以下の回答（複数回答可）が得られた。

① 組合員からの意見集約に関する取り組み

単組の取り組み状況として、「要求書作成にあたり組合員の意見、要望をどのように集約したか」については、「職場委員が職場ごとに意見を集約した：272単組・17.3%（2022春闘：234単組・15.3%）」、「青年部や女性部等が中心となって意見を集約した：47単組・3.0%（同：25単組・1.6%）」、「アンケートを配布し意見を集約した：209単組・13.3%（同：206単組・13.5%）」、「支部内の職場委員が意見を集約した（今回新設）：37単組・2.4%」、「評議会等と連携をはかり意見を集約した（今回新設）：70単組・4.5%」、「会計年度任用職員からの意見をあわせて集約した（今回新設）：89単組・5.7%」と集約を行った単組がある一方、「執行部で検討し作成した：

508単組・32.3%（同：439単組・28.7%）」、「県本部、中央本部のモデル要求書を使用した：552単組・35.1%（同：187単組・12.2%）」と集約ができていない単組もあった。

集約結果をみると、「県本部、中央本部のモデル要求書を使用した」が35.1%と最も多く、続いて「執行部で検討し作成した」が32.3%ある。何らかの方法で実施する単組は2022年に比べて増加したものの、依然としてできていない単組が多かった。2023春闘においては、昨今の物価高騰により生活が厳しい現状などを踏まえると組合員からの意見集約は大変重要であったにもかかわらず、コロナ禍が落ち着きを見せ日常生活が戻りつつある中、集約されていなかったことは残念であり、創意工夫した意見集約の方法が求められる。引き続き、組合員の意見・要望を反映した要求書づくりにむけた取り組みの強化が不可欠である。

② 若手組合員や職場委員会等の関与

「若手組合員はどのようなかたちで春闘に参加したか」については、「青年部・ユース部で独自要求書を作成し、独自交渉した」が76単組・4.8%、「青年部・ユース部が若手組合員の意見を集約し、基本組織の要求に反映した」が140単組・8.9%、「職場委員が開催する職場集会への参加を必須として、意見を出した」が45単組・2.9%、「基本組織の交渉参加など具体的役割を担った」が200単組・12.7%と、若手組合員が参加している実態がうかがえた。しかし、「特に意見は取り入れていない」については274単組・17.4%と2022年から6ポイント以上増加しており、全体としては春闘に主体的に参画しているとはいえない結果となった。単組の活性化に若手組合員の関与は必須であることから、日常的な関わりを行っていく必要がある。

「職場委員会、分会は十分に機能しているか」については、「職場委員は職場単位に配置され、意見を集約している」が383単組・24.3%、「職場委員会、分会機能を高めるための学習会に取り組んだ」が60単組・3.8%、「配置しているが、機関紙配布など情報伝達機能のみ」が274単組・17.4%、「職場委員会は存在しない」が195単組・12.4%となった。

コロナ禍前の活動に戻りつつあることもあり、「職場委員会、分会機能を高めるための学習会に取り組んだ」は2022年から2ポイント以上増加した。しかし、最も多かった「職場委員は職場単位に配置され、意見を集約している」は2022年と変わっていないことから、引き続きの取り組み強化が求められている。職場委員や分会役員等も、組合員の年齢や業務、職場の課題等を把握し、具体的な要求へとつなげていくことが単組活動の活性化にもつながることになる。そのため、単組には取り組みの必要性を理解してもらい、職場委員会、分会の活動にあたっては開催方法や開催時間、参加者の人数や年齢層を工夫するなど、機能強化にむけた取り組みを一層強化していくことが必要である。

③ 単組の重視する要求事項と情報発信の手法

「職場からあがった意見、要望のうち、最も重視している要求項目は何か」について

は、「人員確保」が43.6%と最も多く、続いて「賃金改善」が24.8%、「職場環境改善や労働安全衛生活動」が17.2%となった。最も重視している要求項目の人員確保については2022年より8ポイント以上増加していることから、6月の人員確保闘争ではより一層の取り組みの強化が不可欠となっている。

「要求内容、交渉、妥結状況を組合員と共有できているか」では、「機関紙やSNSで情報共有」が39.3%と最も多く、続いて「職場集会で情報共有」が15.8%、「職場委員から伝達」が8.7%となり、何らかの形で周知していることはいかたがえ。交渉情報等の周知をはかっていくことが組合への信頼や活動への参画意識を高めることにもつながることから、機関紙やSNSなどさまざまなツールを活用しながらも、職場集会の開催や職場委員による伝達など、対面で組合員に情報共有することを重視し取り組みを進めていく必要がある。

(2) 統一行動日の組合員の参画

2023春闘の推進のため、ストライキ批准投票、全単組が結集する「自治労3・17全国統一行動」を実施し、時間外職場集会、機関紙等配布行動等に取り組んだ。その他、2回の統一行動を実施した。

① ストライキ批准投票（公共民間労組報告含む）

ストライキ批准投票は、批准率を高めるため本部として統一した期間設定は行わず、県本部内で集約日と投票期間を独自に設定し取り組みを進めた。4月7日時点での批准率は77.44%（2022春闘：76.39%）、投票率は81.44%（同：80.83%）で批准率、投票率とも2022年を上回る結果となった。ストライキ批准投票は、組合員一人ひとりが一票を積み重ね、全組合員のたたかう意志と組織の結集を当局に示す行動であることを自治労全体で認識した上で、批准率と投票率のさらなる向上への取り組みが求められる。

② 自治労3・17全国統一行動の参加（公共民間労組報告含まず）

自治労3・17全国統一行動（第2次）では、29分時間内食い込み集会には10単組・444人（2022春闘：5単組・1,047人）、時間外職場集会等には260単組・12,995人（同：110単組・4,469人）の参加があった。公務員連絡会の全国統一行動については、第1次（2月21日）、第3次（3月24日）と2回、時間外職場集会や機関紙等配布行動等を実施し、延べ540単組・26,097人の参加があった（同：延べ456単組・22,631人）。自治労3・17全国統一行動には2022春闘より多くの組合員の参加があった。さらなる結集力を高める観点から、改めて自治労全体で1年の闘争サイクルのスタートとしての春闘の位置づけや産別統一行動の意義を再確認するとともに、組合員が参画しやすい行動を具体的に検討するなど取り組みを一層強化する必要がある。

③ 2023春闘教宣物

2023春闘教宣物について、連合ポスターほか、自治労独自媒体物として、(ア)ストライキ批准投票用紙、(イ)機関紙じちろう春闘特集号（全組合員対象）、(ウ)動画（2021

春闘で作成した動画のリニューアル)、(エ)春闘グッズ(ワッペン、ポテッカー)、(オ)「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンポスターを作成した。とくに、2023春闘では「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンの全国展開にむけて、地域社会および住民にむけ公共サービスの重要性を広く訴えるためのリニューアル動画やポスターを制作したほか、ポスター制作にあたってはメインキャッチコピーを組合員から募集するなど、「あなたの声ではじまる春闘」にむけて取り組みを行った。今後も各種組合活動への組合員参加を追求し、春闘の土台づくりにむけて継続した取り組みを実施していく必要がある。

(3) 春闘期に取り組む新採組織化

組合員は毎年減少しており、2021年組織基本調査においては年間の減少数が前回調査までの9,000人を大きく上回る12,000人に、2022年の登録確定数においては前年比ではじめて20,000人以上の減少になるなど、極めて厳しい状況にある。その中でも組織率の低下、とりわけ新規採用者の加入率の低下が深刻な課題となっている。

本部では、県本部むけ新採対策会議を10月に、単組むけ新採対策会議を1月に開催して2023年度新規採用者を中心とする組織化にむけた意思統一と共有をはかるとともに、例年作成しているWITH YOUなどの教宣媒体に加え、単組での取り組みを支援するための新規採用者むけ組合説明会資料(パワーポイント)を2月に配信した。

本部は新採組織化を最大の重要課題として位置づけ、2023春闘期から自治労総体として早期から取り組むこととし、新採対策の計画づくり段階から県本部と連携して単組対策を実施することにした。その上で、本部の各県本部担当役員による春闘期の事前点検や県本部オルグを実施し、県本部・単組の新採対策に関する取り組み状況を把握するとともに、県本部組織強化・拡大チームと連携した新採組織化の取り組み対策を強化することとした。

各県本部担当役員によるオルグでは、2022年度から実施している新採対策重点単組へ県本部役員が直接的な支援や資料提供をするなど、これまでよりも具体的な支援を行っていることが明らかとなった。資料のバージョンアップを行った事例や、これまでの総括をした上で改善点や成功例を県本部・単組で共有し、2023年の取り組みに活かした事例もあった。

新規採用者の組織化は、組合活動継続の生命線であり、自治労の組合員減少を食い止める最も有効な手段である。2023年度新規採用者の加入率が明らかとなるのはこれからだが、単組の実態にあわせた支援やオルグを継続している県本部もあることから、今後も県本部・単組が一体となった取り組みを一層強化することが重要である。本部においては県本部や単組の取り組み好事例を収集し共有をはかるなど、自治労総体として組織強化・拡大にむけて引き続き積極的に取り組んでいかなければならない。

(4) 「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンの展開

① 行動の概要

2021、2022春闘に引き続き、2023春闘においても「公共サービスにもっと投資を！」をスローガンに、「地域アピール行動」を展開することとした。全国統一行動日を3月10日に設定し、動画やフライヤー、アピールボード等を用いた街宣行動や屋外モニターでの動画上映など多彩な手段でのアピール行動を実施した。

本部は、「地域アピール行動」で使用するためのショート動画を職種ごとに11種類作成し、ホームページとSNSで発信した。

組合員からは「公共サービスにもっと投資を！」をテーマとしたキャッチコピーを募集した。最優秀作品をポスターの標語に採用したポスターを作成し、県本部・単組に配布した。単組はポスターを一般市民が見ることのできる場所への掲示を追求することを確認し、キャンペーンについては、春闘期をはじめ通年で取り組むこととした。

② 取り組みの結果

ア 「地域アピール行動」

4月6日までに30県本部が取り組みを実施している。多くの県本部では既存の施設の大型ビジョンや屋外モニターを使用しての動画上映、独自のビラを封入したティッシュやマスクの配布などにより、歩行者に直接アピールをする街宣行動を中心に取り組んだ。ほかにも公共交通機関の車内広告や新聞への広告掲載をはじめ、独自ポスターを作成・掲示、県本部車両をデコレーションして地域を回るなどした。

地方連合会などと連携して街宣行動を展開した県本部もあり、公共サービスの充実への理解を幅広く求めていく観点からも、引き続き、地方連合会など他団体との連携を追求することも重要である。

キャンペーンの趣旨に賛同する意見が、実際にビラを受け取った市民から本部に寄せられた。行動を通じて、公共サービスの充実とくらしの豊かさが密接に関係することへの理解と関心を、引き続き促すことになったと考えられる。

キャンペーンの通年化は地域事情に応じて柔軟な取り組みを可能とし、市民にとっても課題を身近に共有する機会を増やすことにつながっている。公共サービスの充実にむけた世論醸成にむけて、キャンペーンによる統一行動は有効な手立てであり、今後もより効果的なアピール方法を模索しながら、内外への発信を続けていく必要がある。

イ 「ポスター用キャッチコピーの募集」

2022年12月12日～2023年2月13日の募集期間において、386人から536作品の応募があった。本部内での審査の結果、「人が紡ぐ 人が育てる 公共サービス」を大賞に決定し、ポスター用のキャッチコピーに採用したほか、4つの作品を優秀賞に決定するとともに、受賞者に対して景品を贈った。キャッチコピーの募集を通じて、組合員自らが公共サービスに従事する者としての誇りを再認識できる機会となった。

5. 2023自治労春闘の取り組み結果

(1) 「要求－交渉－妥結」のサイクルと「労使関係ルール」の確立

2023春闘においても、賃金闘争の1年のたたかいのスタートと位置づけ、春闘期から賃金・労働条件の改善にむけ、「要求－交渉－妥結（書面化・協約化）」のサイクルを確立するとともに、職場課題の解決も含めた良好な労使関係を構築・継続するための「労使関係ルール」を確認することを重要課題として取り組みを進めた。

① 自治体単組

ア 交渉サイクルの確立（4/28現在：47県本部、1,644自治体単組）

賃金、労働条件の改善にむけ、要求書を提出したのは1,108単組・67.4%（2022春闘：1,132単組・68.7%）、交渉を実施したのは753単組・45.8%（同：796単組・48.3%）、妥結合意したのは553単組・33.6%（同：469単組・28.5%）、書面協定を締結したのは255単組・15.5%（同：252単組・15.3%）と、妥結合意と書面協定の締結は昨年を若干上回ったものの、3割以上の単組では春闘に取り組んでいない現状となっている。近年の春闘では単組役員の1年交代などの状況が増えてきている中、役員になってはじめて春闘に取り組むこと、前執行部から「春闘には取り組まなくてもいい」という引き継ぎがされていること、人事院勧告以前に具体的な要求を決めても現実感が薄いことなどの理由から、要求書の提出をはじめ取り組みを行わない単組も散見される。

業務過多の中で職場の課題等を集約しづらい状況にあることは理解するが、職場の賃金実態や他の自治体との格差などを把握し改善を求めることは必要である。また、組合員が最も重視している人員確保については、春闘期に点検・確認した上で要求し、さらに6月の人員確保闘争からも引き続き改善を求め続けることで前進させることができる課題である。創意工夫を凝らした上で、要求書作成と交渉には「組合員の声の積み重ねが不可欠」と理解してもらうことが大変重要である。

イ 労使関係ルールの確立（4/28現在：47県本部、1,579自治体単組）

「労使関係ルールに関する基本要書」提出の取り組み（春闘要求書の項目として入れた場合も含む）を行ったのは333単組・21.1%であった。交渉を実施したのは71単組・4.5%、さらに交渉を行い合意に至ったのは106単組・6.7%、合意事項を書面、協定書で確認を行ったのは173単組・11.0%となり、春闘期に取り組んでいない単組が6割近くという結果となった。

労使関係ルール確立についても、要求書提出と同様単組による取り組みの差が大きい。労使関係によっては要求・妥結の必要がないと判断していることも要因の一つであると推察できるが、日常的に良好な労使関係があるにしても、それが継続するかは不透明である。職場におけるコロナ禍対応や人員不足など、さまざまな課題が山積し

ている今日的情況を踏まえれば、今一度労使双方でルールを再確認しておくことが必要である。とりわけ、首長や交渉対応者が交代した場合は労使関係ルールの確認は大変重要となっている。

(2) 公務職場の賃金・労働条件改善（4/28現在：47県本部、1,579自治体単組、要求書提出単組1,108単組）

① 賃金改善

ア 賃金水準の改善

賃金水準の改善については、881単組で全体の55.8%（要求書提出単組1,108単組の79.5%）＜2022春闘：全体の61.4%・要求書提出単組の84.5%＞が要求した。要求の結果、賃金水準の改善で何らかの前進回答があったのは6.6%＜同：0.9%＞であった。

ポイント賃金の達成状況は、30歳時点が109単組、35歳83単組、40歳64単組＜2022春闘：71単組、64単組、47単組＞で、昨年を上回った。達成にむけて、初任給格付けの改善は47.4%、上位昇給の活用は36.7%、50歳台後半層職員の昇給維持は41.0%、到達級の改善と昇格の確保は41.3%の単組で要求した。なお、具体的な前進回答が得られたのは、初任給格付けの改善で28単組、上位昇給の活用で7単組、50歳台後半層職員の昇給維持で32単組、到達級の改善と昇格の確保で11単組であった。

また、2023春闘では、「中途採用者の処遇改善にむけた総点検」を取り組みの重点課題に掲げたが、要求したのは703単組、全体の44.5%で、今春闘で要求すらできていない単組が半数強を占めている。要求した単組のうち前進回答があったのは141単組、20.1%であった。今春闘以前の整備状況については、民間経験のある中途採用者の「初任給格付けについて、能力、経験等を踏まえ、2級以上の格付けを可能としている」が12.7%、「民間職務経験を踏まえた号給決定をしている」が48.8%であった。多くの単組では、これらの基準に到達していない、もしくは現在の状況すら把握できていないという状況にある。

賃金水準の底上げをはかっていくには、職員の給与実態の把握とめざすべき到達目標を単組として確立した上で、運用改善に取り組むことが不可欠である。

青森県人事委員会は、人材確保の観点から、33年ぶりに県職員の初任給基準を独自に見直し、2023年4月からほぼすべての給料表で一律4号給引き上げ（行政職6,500円）、初任給改善につながった。賃金水準の改善は一朝一夕にはいかないが、毎闘争の地道な積み上げにより、全体の底上げにつなげていくことが重要である。

イ 医療・社会福祉職場の処遇改善

2022年2月から開始された医療・社会福祉職場の処遇改善については、2022年10月以降も財源が措置されており、2022春闘で取り組めていなかった単組については、2023春闘でも取り組みを進めた。2023春闘以前にすでに獲得済と今春闘で新たに獲得した合計は、看護師の非正規119単組、正規134単組、保育・幼稚園教諭等の非正規

214単組、正規81単組、介護・障害福祉職員の非正規23単組、正規19単組であった。
2023春闘で要求したが何も獲得できなかったのは、187単組であった。

② 会計年度任用職員の処遇改善

会計年度任用職員の処遇改善を要求した単組は、772単組、全体の48.9%<2022春闘：54.0%>、要求書提出単組の69.7%であり、2022春闘より減少した。

要求した単組のうち前進回答があったのは、73単組・9.5%、内訳を見ると、「給料（報酬）の改善を勝ち取った」単組が35単組、「手当の改善を勝ち取った」のは9単組、「昇給の運用改善を勝ち取った」のは5単組、「休暇制度等の改善を勝ち取った」のは36単組であった。

制度の整備状況については、「常勤職員と同じ初任給基準を使用している」が249単組・15.8%、「前歴換算は常勤職員と同じ考え方にに基づき行われている」が174単組・11.0%<2022春闘：159単組・10.2%>、「昇給は常勤職員と同じ基準で行われている」が200単組・12.7%<同：188単組・12.1%>、「一時金について常勤職員の期末手当と同様の支給月数となっている」が510単組・32.3%<同：396単組・25.4%>と昨年より若干上回るものの同程度で、総務省マニュアルに示されている運用にも届いていない現状から変わらない。そのような中、「有給の病気休暇がある」については294単組・18.6%<同：147単組・9.4%>、「再度の任用に上限がない」は407単組・25.8%<同：271単組・17.4%>で、昨年を上回る結果となった。

なお、「昇給の最高号給に上限がない」は32単組・2.0%<同：37単組・2.4%>であった。

③ 定年の引き上げについて

2023年4月1日から定年年齢が引き上げられることから、定年の引き上げに関する具体的な運用課題等について要求・協議を行ったのは、759単組・48.1%、そのうち前進回答があったのは102単組・13.4%であった。この間、定年引き上げに関する課題について、条例化の中身をはじめ、職務のあり方など運用面での交渉・協議を進めるよう促してきたが、ついに今春施行という状況においても、すでに決着済みの単組は20.1%、要求した単組のうち39.8%で現在もまだ協議中であった。

前進回答があった単組のうち、「中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえ、計画的な新規採用と業務量に応じた適切な人員確保を勝ち取った」のは53単組・52.0%、「高齢者部分休業制度の新設・拡充をはかった」は45単組・44.1%、「高齢層職員の昇給を維持した」は21単組・20.6%、「再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付けを勝ち取った」のは6単組・5.9%であった。

④ 職場からの働き方改革

ア 時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制を定める条例・規則について、労働基準法・人事院規則が定める原則（1月45時間・1年360時間）を上限として、適正に運用することを要求し

た単組は726単組・46.0%<2022春闘：535単組・39.5%>だった。

運用状況について、「客観的な方法（タイムカード、パソコン等）で勤務時間管理が行われている」は370単組・23.4%<同：247単組・18.3%>、「条例・規則に定めた超過勤務の原則的な上限（月45時間年360時間）は守られている」は186単組・11.8%<同：121単組・9.8%>、「他律的業務の比重が高い部署を最小限の範囲に限定している」は285単組・18.0%<同：103単組・7.6%>、「上限時間を超えて時間外労働を命じることができる特例業務を災害時のみに限定している」単組は130単組・8.2%<同：62単組・4.6%>となっている。

時間外労働時間の上限規制が導入されているにもかかわらず、「他律的業務の比重の高い部署」や「特例業務」の限定が依然として相当数の自治体で進んでいない実態が示された。また、「客観的な方法での勤務時間管理」も進んでいない。この間のコロナ禍への対応などで、時間外労働が大幅に増えている業務や職員も存在しているが、「他律的業務」「特例業務」の範囲等について交渉・協議を行い、「特例業務」が行われた場合は、当該勤務にかかる要因の整理、分析・検証を必ず行い上限規制の実効性を高めていくとともに、職員の健康確保の観点から、医師の面接指導などを確実に実施させることに加えて、必要に応じて、配置の見直しや人員増を求めていくことが重要である。

イ 36協定または36協定に準ずる書面協定の締結について

36協定または36協定に準ずる書面協定の締結、改定を要求した単組は635単組・40.2%<2022春闘：413単組・30.5%>だった。(a)これまで未締結だった職場で新たに36協定または準ずる書面協定を締結した単組は13単組・2.0%<同：4単組・0.3%>、(b)すでにすべての職場で36協定または準ずる書面協定を締結している単組は148単組・9.4%<同：84単組・6.2%>、(c)締結義務職場ではすでにすべて締結している単組は496単組・31.4%<同：225単組・16.6%>だった。

新たに36協定や書面協定を締結した単組が若干ではあるが増加し、締結義務職場ですべて締結している単組数も前年より増加している。しかし、依然として締結義務職場で締結できていない単組が多数を占めており、法令を遵守すべき自治体で労基法違反の状態が放置されているといえる。このことは許容されず、少なくとも労基法別表第一に該当する業務については36協定がなければ時間外労働を命じられないことを組合としても再認識して、改めて当局との間で確認するとともに、時間外労働の縮減と、それを実現する36協定または準ずる書面協定の締結にむけ、より一層の取り組みの強化が必要である。県本部は各単組の36協定の締結状況を再度確認し、締結義務職場で締結されていない単組に対して、引き続き指導を行うことが喫緊の課題といえる。

ウ 両立支援制度の改善・整備について

ワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、両立支援制度の改善・整備を行うことを要求した単組は704単組・44.6%<2022春闘：542単組・40.1%>であった。

「不妊治療休暇を拡充した」単組は83単組・11.8%、「子の看護休暇について制度の拡充をはかった」単組は58単組・8.2%、「会計年度任用職員の有給の病気休暇（私傷病）を勝ち取った」単組は17単組・2.4%にとどまった。会計年度任用職員の病気休暇については、自治体の常勤職員との均衡の観点から、引き続き有給での休暇を各単組が求めていく必要がある。

そのほか、「夏季休暇の取得期間拡大の試験運用期間延長」「子の看護休暇の対象年齢を中学生から高校生へ拡充」「新型コロナウイルス感染症が5類移行後も、常勤職員・会計年度任用職員の区別なく特別休暇制度の継続」「妊娠症状対応休暇について、時間単位の取得」などを勝ち取った単組があった。

エ ハラスメントの防止にむけた対策について

今回はじめて要求項目とした「カスタマーハラスメントの防止にむけて対策を講ずるよう要求した」単組は590単組・37.4%であり、前進回答があった単組は41単組、6.9%となった。引き続き全単組での要求書の提出をめざし、前進回答があった単組での具体的な対策について情報収集をはかり、好事例の共有を進めていく必要がある。

「セクハラやパワハラなど法律上の措置義務のあるハラスメントの防止にむけた対策を講ずることを要求した」単組は779単組・49.3%＜2022春闘：533単組・39.4%＞で、68単組で前進回答があった。各自治体には厚労省の指針や人事院規則を参考に、パワーハラスメント防止の施策を講ずる義務があるが、総務省の調査（2022年6月1日現在）でも市区町村の約30%近くが未措置となっている。パワハラを含めたあらゆるハラスメントを防止するための措置が取られているかを再度点検し、実効性を確保するための具体的取り組みを追求する必要がある。

オ 障害者の働きやすい環境の整備について

合理的配慮の提供をはじめ、障害者の働きやすい環境を整備することを要求した単組は549単組・34.8%＜2022春闘：395単組・29.2%＞であり、前進回答は15単組、今春闘以前に協議済み単組は297単組・18.8%となった。地方自治体の法定雇用率は2.6%となっており、各自治体の実態を改めて確認し、障害者の働きやすい環境を整備するよう求めていく必要がある。

（3）民間職場等の賃金・労働条件改善

① 全国一般など地場中小民間労組

2023春闘では物価高騰を受け、多くの支部・分会が例年より高い要求額を設定して取り組んでいる。全国一般労組の妥結状況は、4月27日現在、単純平均で5,923円（2.69%、対2022年比2,012円増）、加重平均で5,630円（2.39%、対2022年比1,371円増）となっている。妥結を含む回答状況は、単純平均で5,640円（2.63%、対2022年比1,655円増）、加重平均で5,588円（2.43%、対2022年比630円増）となっている。今季は従来よりも妥結時期が早い職場があるものの、中小のたたかいはこれからであり、引

き続き職場闘争と粘り強い交渉の強化が必要である。

春闘未解決職場の解決にむけては、評議会四役・幹事による地方オルグや電話による聴き取りによって情報集約を行い、春闘期における早期解決にむけた取り組みをはかることが重要である。

春闘期の組織拡大の取り組みとして、例年通り2月を組織拡大月間と位置づけ「全国一斉労働相談」を開催した。地方によっては3月や4月に実施したところもあり、36地方労組のうち8地方労組が取り組んだ。前年から実施数は10減少し、労働相談を実施できる専従体制の維持が難しくなっていることは大きな課題である。実施しても相談件数が少なく、事前の周知方法についても工夫が必要である。春闘期のみならず、組織強化・拡大にむけた通年的な労働相談の取り組みは、全国一般として基本かつ重要な取り組みである。

② 公共サービス民間労組と全国一般労組の共闘の取り組み

本部段階では12月17日、公共民間評議会と全国一般評議会の合同四役会議を開催し、それぞれ2023春闘方針のポイントや課題などについて情報共有をはかった。各県本部段階では、全国一般地方労組と公共民間労組が連携して定期的に学習会等を実施しているところもあるが、一部の県にとどまっており、共闘の拡大は課題である。賃金決定時期の相違など理解をしながら、共通の取り組み目標や課題について、春闘期の連携・共闘を強化することが引き続き必要である。

③ 民間交通単組

民間交通3単組は、賃金・一時金の改善や人員確保、職場環境の改善などの要求の前進にむけて要求書を提出し、交渉に取り組んだ。コロナ禍による乗客減が戻りきらない中、物価高騰により燃料等の経費も増大しており、交通事業は深刻な経営状況が続いている。企業側の業務の効率化圧力が弱まらない中であって、各単組は都市交評のモデル要求基準を踏まえ5%の賃金引き上げ（定期昇給分2%プラス賃上げ分3%）をめざして取り組みを進めた。

その結果、大阪交通労働組合は、業績の回復もあって定期昇給とベアをあわせて4%の賃上げ（若年層を中心に最大ベア8.6%、再雇用1級ベア1万円を含む）を獲得し、一時金は正規職員5.1月（前年と同月数）、再雇用・嘱託職員も4.4月の支給水準を確保することができた。また、賃金制度の抜本的な改革要求を踏まえた新たな賃金制度の確立と定年延長の2024年度導入にむけた協議も開始することとなり、全体として成果をあげることができた。

北九州高速鉄道労働組合では、賃金については北九州市の改定に基づきプラス改定を確認するとともに、市職員と格差のあった初任給を是正させることができた。一時金の夏季分については、前年より0.05月増額の2.20月を獲得（冬期分は前年同様別途協議）し、前年を上回る成果を勝ち取ることができた。

させぼバス労働組合については、コロナによる乗客数の回復の遅れや燃料費の高騰に

より厳しい経営状況が続く中での交渉となり、回答指定日の3月20日に会社側から具体的かつ誠意ある内容を引き出すことができなかつた。単組は、今春闘における決着が困難と判断し、秋闘での解決にむけてたたかいを継続することとした。

このように、民間交通単組や公営交通単組は、地域住民の移動手段を守り、確保する取り組みを進め、地域の中小企業や交通・運輸職場の賃金水準の確保、引き上げにむけての役割も果たすことができた。

しかし、コロナや働き方改革等による移動の減少から利用者の回復はいまだ全体で8割弱程度にとどまっており、他業種に比べて長い労働時間については、2024年4月からの自動車運転者の時間外労働時間規制が強化されることで短縮が期待されるが、それに伴う人員確保問題がさらに深刻化することも懸念される。加えて低位な賃金・労働条件の改善、地域公共交通の再生など、都市交評労働者を取り巻く環境は厳しく課題は山積している。

これらの課題の解決にむけて取り組みを強化するとともに、県本部、連合・交運労協と連携して安全・安心の地域公共交通の確立にむけて継続した運動を進めていくことが重要である。

④ 公営競技

公営競技評議会は、春闘要求モデルで示した内容を単組が重点的に獲得をめざす項目は何か、どう交渉を進めていくか、を議論するため2月に3地域での県本部担当者・単組代表者会議を開催してきた。

物価上昇や民間企業の賃上げ動向、この間の最低賃金の引き上げに加えて、ネットでの販売を中心としつつも公営競技場の売り上げが過去最高水準という中で、基本賃金の引き上げや各種手当の改善をめざし、多くの単組で要求書を提出して取り組んできた。

なお、継続交渉としている単組もあるが、日額賃金の引き上げ（2単組）、一時金の上乗せ（1単組）の成果があったものの、全体として引き上げに至らなかった。

施行者側との厳しい交渉の中で、県本部と連携を強化して取り組みを進めた単組や、本部からのFAXニュースを活用して交渉した単組もあり、これからのたたかいの足掛かりを築くことができた。引き続き、賃金引き上げと従事員等の新規採用、職場改善要求の実現を求め、取り組んでいく必要がある。

人事院勧告や自治体確定闘争と並行して取り組む単組もあることから、春闘期の成果を持ち寄り、秋の確定期に繋げるために、総会等における情報共有も進めていく。

（4） 地域公共サービスの質を守るための人員確保と自治体財政の点検要請行動

① 地域公共サービスの質を守るための人員確保について

公務職場全般において、人員不足と長期化するコロナ対応により疲弊する中、今春闘では、行政需要に見あわない職員削減路線から脱却し、地域公共サービスの拡充と、それを支える職員の人員確保・処遇改善、地方財政の確立を柱として、自治体に対する政

策要求行動に取り組んだ。

各単組では「持続可能な公共サービスの実現をめざすための要求モデル」をもとに、地域の実情に応じた要請行動を実施した。公共サービスの安定的な提供にむけ、公共サービスの拡充のほか、子ども・子育て体制の整備とセーフティネットの確立、地域医療の確保と充実、地域公共交通ならびに安定した廃棄物行政の確立に取り組んだ。また、子どもの生命をつなぐ食事の確保や、ライフライン供給体制の確立、循環型社会の推進も要求項目に掲げた。

「持続可能な公共サービスの実現をめざすための要求モデル」のうち、「公共サービスの安定的な提供にむけ、必要な人員を要求した」と回答したのは781単組<2022春闘：850単組>、このうち前進回答があったのは81単組<同：51単組>となった。また、「安定した医療体制の提供のため公立・公的医療機関の人員不足の解消について要求した」のは259単組<同：357単組>、前進回答があったのは8単組<同：4単組>となった。続いて、保健所設置自治体のみに尋ねた項目として、「保健所の体制強化について要求した」のは99単組<同：62単組>、そのうち「保健所の人員増（全体の体制強化）を確認した」のは19単組<同：18単組>、「保健所保健師の人員増を確認した」のは4単組<同：4単組>、「保健所事務職の人員増を確認した」のは1単組<同：1単組>という結果となった。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、保健衛生・医療職場の逼迫は社会問題化し、公的セクターの果たしている役割や必要性への社会的認知が進んだ。一方で、それを支える現場は平時から慢性的な人員不足にコロナ対応が加わり、過重労働は極限に達している。衛生医療評議会が2022年11月から2023年1月にかけて実施したアンケート調査によると、保健衛生職場で働く組合員の約23%が過労死レベルとなる80時間を超える時間外労働（2022年1月～12月）を経験していた。また、医療職場で働く組合員においては、「自身にうつ的な症状がある」と回答した人は27%に上り、昨年度の調査よりも4ポイント増加している。保健衛生・医療職場のみならず、地域公共サービス労働者の過重労働やメンタルヘルスの悪化が懸念される。平時から業務量に見あった人員配置や労働環境・賃金等処遇の改善が不可欠であり、そのために社会的コンセンサスの醸成につなげる運動が引き続き求められている。

② 持続可能な公共サービスの実現をめざすための要求について

持続可能な公共サービスの実現をめざすため、自治体や関係する当局に対し要求を行ったのは296単組<2022春闘：407単組>、そのうち7単組<同：7単組>で前進回答があった。地域の政策課題の実現にむけて、首長・自治体議員への要請行動を行ったのは39単組<同：200単組>であった。いずれの取り組みも、2022春闘を下回る結果となった。これら政策課題については、予算編成のサイクルと連動した取り組みが求められることから、春闘期のみならず、予算要求、人員確保闘争など年間サイクルを意識した粘り強い運動が重要となる。

6. 今後の主な課題

(1) 公務職場の賃金・労働条件改善に対する取り組み

賃金、労働条件の改善にむけ、要求書を提出したのは1,108単組・全体の67.4%<2022春闘：68.7%>、交渉を実施したのは753単組・45.8%<同：48.3%>、妥結合意したのは553単組・33.6%<同：28.5%>、書面協定を締結したのは255単組・15.5%<同：15.3%>であり、妥結合意と書面協定の締結は昨年を若干上回ったものの、要求書提出と交渉実施については昨年を下回る結果であった。

<別表> 自治体単組 春闘・確定闘争 要求・交渉・妥結の推移

	春闘 (%)			確定 (%)		
	要求書提出	交渉実施	妥結合意	要求書提出	交渉実施	妥結合意
2013年	65.6	45.6	28.1	77.6	62.4	44.1
2014年	67.6	45.8	31.6	85.7	77.7	53.9
2015年	64.9	45.1	33.8	85.8	80.2	69.2
2016年	68.4	46.1	31.5	81.9	73.6	59.6
2017年	65.7	40.9	27.5	73.6	63.7	47.8
2018年	68.8	46.8	33.6	79.2	66.4	54.4
2019年	63.0	43.2	30.2	86.6	77.0	59.4
2020年	67.1	42.8	28.4	85.1	77.6	64.7
2021年	64.7	46.8	31.3	78.8	65.5	44.7
2022年	68.7	48.3	28.5	76.5	65.7	50.6
2023年	67.4	45.8	33.6			

要求書提出および交渉実施については、取り組まない単組が固定化し、近年低調に推移している。コロナ禍においては、感染拡大を理由に組合活動が停滞傾向にあったが、ようやく3年におよぶ新型コロナウイルス感染拡大が落ち着き、今春闘においては久しぶりに本格的な組合活動を再開できる局面であること、かつ組合員の生活を守るため、物価上昇にあわせた賃上げの必要性が高まっているにもかかわらず、2023春闘における要求・交渉は昨年を下回り、妥結は例年並みという結果であった。

物価上昇局面にあることを踏まえ、中央委員会では人事院・人事委員会対策を強化すべきとの意見が多く出されたが、4割程度の県本部で人事委員会への要求書提出・交渉が行われないという結果であった。

職員・組合員のモチベーションを維持していくには、賃金・労働条件の維持・改善が最も重要である。この間、具体的な運用改善について方針化しているが、要求単組は増加していないどころかむしろ減少している。要求しなければ賃金が上がるわけがない。また、2023春闘においては、重点課題の取り組みとして「中途採用者の処遇改善にむけた総点検」

を掲げたが、半数強の単組では要求すらしていない。人口減少により人材確保が大きな課題となる中で、これまでの中途採用者の格付・号給決定では公務に優秀な人材を集めることは難しくなることから、各単組は引き続き確定期までに中途採用者の処遇改善に取り組む必要がある。漠然と賃金改善を求めるだけでなく、単組実態の把握とそれに基づく具体的な要求を行い、賃金水準の底上げに結びつけていかなければならない。

会計年度任用職員の処遇改善は、少しずつ前進しているものの、今なお常勤職員との均等・均衡に基づいた制度には程遠いにもかかわらず、半数の単組では、会計年度任用職員に関する要求すらしていない。今春闘の点検では、要求しない理由を聞いており、「必要性を感じていない」「会計年度任用職員については組合に所属しておらず、現組合員の要求を優先事項としているため」と回答する単組がみられた。常勤職員と同様の職務を担いながら、低い処遇で働く会計年度任用職員が現実存在する中で、「必要性を感じていない」というのは、同じ職場で働く仲間として見ていない、職場の課題が見えていないということの表れといえる。第211回通常国会において、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とする地方自治法改正法案が提出され、4月26日に可決・成立した。これにより、2024年4月から勤勉手当の支給ができるようになる。まず、単組は、現在の会計年度任用職員がおかれている実態を把握した上で、処遇改善にむけて、すべての自治体で条例化に取り組む必要がある。

定年引き上げの課題については、2023年4月1日から定年年齢がすでに引き上げられているにもかかわらず、条例は改正されたものの、運用面で決着がついていない単組が4割ほど占めている状況にある。高齢層職員が早い段階で60歳以降の人生を設計できるようにするため、また現役職員にとっても昇格機会や昇任遅れなどに影響することから、各自治体において早急に運用事項を決定していくべきである。県本部は、単組の取り組みの進捗を確認し、交渉状況の共有と必要な支援を行っていく必要がある。

また、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備については、人事院総裁からの春の段階の回答があり、2023年夏には骨格案が示される予定となっている。見直しにあたっては、民間の初任給および若年層の賃金水準を踏まえたものとするとともに、中高年層も含めたすべての世代のモチベーション向上につながる見直しとするよう求めていかなければならない。

(2) 組合活動の活性化と組織の強化に対する取り組み

春闘をはじめとする組合活動を活性化し組織の強化につなげるためには、組合員が組合の必要性を認識し、取り組みに結集することが重要である。しかし、単組では依然として組合員の声を反映した要求書の作成や「要求－交渉－妥結（書面化・協約化）」の交渉サイクル確立の取り組みが前進していないなど、2023春闘における組織強化の取り組みは極めて厳しい結果となった。この結果は、人員不足や業務過多による職場のコミュニケーション不足も考えられるが、日常的な組合員との関わりが不十分であることもその要因の

一つだと考えられる。しかし、新型コロナは、5月から感染症法上の位置づけが5類になり、対応方針が大きく変わる。コロナ禍以前の活動を取り戻すため、対面を追求し、積極的に組合員と関わっていくことが必要である。

春闘を組合執行部だけの取り組みとせず、職場委員や支部・分会役員等も一緒になって組合員の声を集め、「あなたの声ではじまる春闘」を実践することが大変重要である。要求書づくりや交渉への参加経験がない組合員が、「職場課題は、労働組合を通して明確化させて交渉につなげることで、改善できる」と理解することが、組合への結集、ひいては組織の強化につながることになる。また、県本部は単組の状況を十分に点検・確認し、前進しない理由を聞き取り、明確にしながら、取り組み強化にむけた支援・共働が必要とされる。本部としても統一闘争への結集にむけた取り組みの強化が求められる。

新規採用者の組織化の取り組みについては、自治労総体としても組織強化・拡大にむけて積極的に取り組まなければいけないことから、春闘期から丁寧かつ入念な準備と対策が必要である。県本部・単組の新採対策会議を開催し、意思統一をした上で組合説明会を行う単組も増えてきた。計画策定や取り組みにあたって、とりわけ若手組合員・女性組合員、前年度の新規採用者の組合員の意見を聞き取った単組からは成果も報告されている。引き続き、職場単位で声掛けをしながら日常的にコミュニケーションを取り、新規採用者の組織化にむけて取り組むことが必要である。

<別表1>

2023春闘交渉実施状況調査（全国計）

2023年4月28日現在 47県本部

	都道府県 (単組数)	都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合計	全単組比
県本部加盟の単組数（自治体の数ではありません）⇒	65	97	681	649	152	1,644	
要求書提出	46	74	520	400	68	1,108	67.4%
交渉実施	39	59	354	248	53	753	45.8%
妥結合意	24	37	274	183	35	553	33.6%
書面協定	4	7	134	92	18	255	15.5%

2023春闘交渉実施状況調査（県本部別）

2023年4月28日現在 47県本部

	県本部加盟の単組数（自治体の数ではありません）⇒						要求書提出						交渉実施						妥結合意								
	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%
全国計	65	97	681	649	152	1,644	46	74	520	400	68	1,108	67%	39	59	354	248	53	753	46%	24	37	274	183	35	553	34%
北海道	2	4	41	129	4	180	1	4	36	74	3	118	66%	1	4	28	39	2	74	41%	1	4	32	42	1	80	44%
青森	1	2	10	26	2	41	1	1	8	13	0	23	56%	1	0	2	4	0	7	17%	0	0	0	0	0	0	0%
岩手	2	0	7	6	0	15	1	0	5	2	0	8	53%	1	0	3	0	0	4	27%	0	0	2	0	0	2	13%
宮城	2	4	13	7	6	32	2	4	8	2	4	20	63%	2	4	3	0	3	12	38%	2	4	1	0	0	7	22%
秋田	2	1	15	7	1	26	0	1	12	4	0	17	65%	0	0	3	0	0	3	12%	0	0	3	0	0	3	12%
山形	1	1	13	23	3	41	1	1	13	23	2	40	98%	1	1	13	15	3	33	80%	1	1	13	15	2	32	78%
福島	1	1	11	40	10	63	1	1	10	36	4	52	83%	1	1	7	24	1	34	54%	1	0	0	0	0	1	2%
新潟	1	1	19	8	4	33	1	1	18	3	0	23	70%	1	1	10	1	0	13	39%	0	1	17	3	0	21	64%
群馬	2	1	10	14	4	31	1	1	9	14	1	26	84%	1	1	6	8	1	17	55%	0	0	4	9	0	13	42%
栃木	2	1	11	9	0	23	2	1	11	8	0	22	96%	2	1	10	8	0	21	91%	2	1	10	8	0	21	91%
茨城	1	1	24	8	2	36	1	0	10	4	0	15	42%	0	0	1	0	0	1	3%	0	0	0	0	0	0	0%
埼玉	1	2	17	11	1	32	0	1	14	10	1	26	81%	0	0	2	1	1	4	13%	0	0	1	1	1	3	9%
東京	2	2	34	1	3	42	2	2	33	1	1	39	93%	2	2	32	1	1	38	90%	1	0	31	1	1	34	81%
千葉	0	1	11	2	1	15	0	1	7	0	0	8	53%	0	1	3	0	0	4	27%	0	0	2	0	0	2	13%
神奈川	2	8	13	7	2	32	2	6	12	1	1	22	69%	1	4	11	1	1	18	56%	0	0	1	0	0	1	3%
山梨	1	1	12	9	6	29	1	1	4	4	2	12	41%	1	1	4	4	2	12	41%	1	1	2	0	1	5	17%
長野	2	1	18	47	9	77	1	1	17	22	5	46	60%	1	1	14	16	5	37	48%	1	1	8	11	5	26	34%
富山	1	2	11	5	4	23	1	2	10	4	4	21	91%	1	2	10	4	4	21	91%	1	2	9	4	4	20	87%
石川	3	3	12	4	5	27	1	3	3	0	0	7	26%	1	0	1	0	0	2	7%	1	0	0	0	0	1	4%
福井	2	1	8	1	1	13	1	1	5	0	1	8	62%	1	1	0	0	0	2	15%	0	0	0	0	0	0	0%
静岡	1	3	16	6	0	26	1	3	16	6	0	26	100%	1	3	1	0	0	5	19%	0	0	0	0	0	0	0%
愛知	0	2	13	1	2	18	0	2	11	1	1	15	83%	0	2	10	1	1	14	78%	0	0	0	0	1	1	6%
岐阜	1	3	14	2	1	21	0	0	8	0	0	8	38%	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%
三重	1	2	14	13	5	35	1	2	13	10	1	27	77%	1	2	11	10	1	25	71%	1	1	7	4	1	14	40%
滋賀	1	1	13	4	3	22	1	1	13	2	3	20	91%	1	1	3	1	2	8	36%	0	0	1	0	1	2	9%
京都	1	4	10	4	1	20	0	2	1	0	1	4	20%	0	2	1	0	0	3	15%	0	0	1	0	0	1	5%
奈良	1	2	11	9	0	23	1	2	8	3	0	14	61%	0	1	2	0	0	3	13%	0	0	0	0	0	0	0%
和歌山	1	2	7	9	3	22	1	1	4	3	1	10	45%	0	1	4	0	0	5	23%	0	1	2	0	0	3	14%
大阪	2	5	36	9	6	58	2	4	15	0	4	25	43%	2	4	14	0	3	23	40%	2	4	9	0	2	17	29%
兵庫	1	3	49	15	7	75	1	3	39	9	5	57	76%	1	3	32	2	3	41	55%	1	3	27	1	2	34	45%
岡山	3	2	8	7	4	24	0	1	3	2	0	6	25%	0	0	0	1	0	1	4%	0	0	0	0	0	0	0%
広島	1	1	13	8	2	25	1	1	13	5	1	21	84%	1	0	13	4	1	19	76%	1	0	13	4	1	19	76%
鳥取	1	1	3	15	0	20	0	1	3	15	0	19	95%	0	1	3	15	0	19	95%	0	1	3	15	0	19	95%
島根	1	1	7	11	4	24	1	1	7	11	4	24	100%	1	1	7	11	4	24	100%	1	1	7	11	4	24	100%
山口	1	1	13	6	0	21	1	1	10	5	0	17	81%	0	1	6	5	0	12	57%	0	0	0	0	0	0	0%
香川	1	1	7	9	2	20	1	1	7	9	2	20	100%	1	1	7	9	2	20	100%	1	1	7	9	0	18	90%
徳島	3	3	8	16	4	34	2	1	6	7	1	17	50%	2	0	3	2	0	7	21%	2	0	2	2	0	6	18%
愛媛	2	1	8	6	0	17	2	0	6	2	0	10	59%	2	0	6	1	0	9	53%	0	0	0	0	0	0	0%
高知	1	3	6	7	3	20	1	1	6	6	2	16	80%	0	1	3	4	1	9	45%	0	1	4	5	1	11	55%
福岡	1	7	29	27	8	72	1	6	27	24	5	63	88%	1	6	27	24	5	63	88%	1	6	26	22	2	57	79%
佐賀	1	1	9	9	9	29	1	1	9	9	6	26	90%	0	1	7	6	5	19	66%	0	1	7	6	5	19	66%
長崎	2	1	12	7	7	29	1	0	7	2	1	11	38%	1	0	2	2	1	6	21%	0	0	0	1	0	1	3%
大分	2	2	15	3	0	22	1	2	15	3	0	21	95%	1	2	14	3	0	20	91%	1	2	14	3	0	20	91%
宮崎	1	1	8	14	0	24	1	1	8	13	0	23	96%	1	1	8	13	0	23	96%	0	0	2	2	0	4	17%
熊本	1	1	13	27	9	51	1	1	6	13	1	22	43%	1	0	0	0	0	1	2%	1	0	0	0	0	1	2%
鹿児島	1	4	19	21	0	45	1	2	13	12	0	28	62%	1	0	6	6	0	13	29%	0	0	6	4	0	10	22%
沖縄	1	1	10	20	4	36	1	0	1	3	0	5	14%	1	0	1	2	0	4	11%	0	0	0	0	0	0	0%

	書面協定						
	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	計	%
全国計	4	7	134	92	18	255	16%
北海道	0	0	10	19	1	30	17%
青森	0	0	0	0	0	0	0%
岩手	0	0	0	0	0	0	0%
宮城	0	0	0	0	0	0	0%
秋田	0	0	0	0	0	0	0%
山形	0	0	1	1	0	2	5%
福島	0	0	0	0	0	0	0%
新潟	0	0	1	0	0	1	3%
群馬	0	0	0	0	0	0	0%
栃木	0	0	0	0	0	0	0%
茨城	0	0	0	0	0	0	0%
埼玉	0	0	1	0	0	1	3%
東京	1	0	31	1	1	34	81%
千葉	0	0	2	0	0	2	13%
神奈川	0	0	0	0	0	0	0%
山梨	0	0	0	0	0	0	0%
長野	1	1	6	10	4	22	29%
富山	0	1	8	3	4	16	70%
石川	0	0	0	0	0	0	0%
福井	0	0	0	0	0	0	0%
静岡	0	0	0	0	0	0	0%
愛知	0	0	0	0	0	0	0%
岐阜	0	0	0	0	0	0	0%
三重	0	0	0	0	0	0	0%
滋賀	0	0	0	0	0	0	0%
京都	0	0	0	0	0	0	0%
奈良	0	0	0	0	0	0	0%
和歌山	0	0	1	0	0	1	5%
大阪	0	0	4	0	1	5	9%
兵庫	0	0	6	0	2	8	11%
岡山	0	0	0	0	0	0	0%
広島	0	0	13	3	1	17	68%
鳥取	0	1	3	15	0	19	95%
島根	1	1	7	11	4	24	100%
山口	0	0	0	0	0	0	0%
香川	0	1	7	5	0	13	65%
徳島	0	0	0	2	0	2	6%
愛媛	0	0	0	0	0	0	0%
高知	0	0	0	0	0	0	0%
福岡	0	0	18	18	0	36	50%
佐賀	0	0	0	0	0	0	0%
長崎	0	0	0	0	0	0	0%
大分	1	2	14	3	0	20	91%
宮崎	0	0	0	1	0	1	4%
熊本	0	0	0	0	0	0	0%
鹿児島	0	0	1	0	0	1	2%
沖縄	0	0	0	0	0	0	0%

	自治体 単組数	2022春開報告						自治体 単組数	2022確定報告					
		要求書提出		交渉実施		妥結合意			要求書提出		交渉実施		妥結合意	
		計	%	計	%	計	%		計	%	計	%	計	%
全国計	1,647	1,132	69%	796	48%	469	28%	1,649	1,261	76%	1,083	66%	834	51%
北海道	180	157	87%	88	49%	42	23%	180	121	67%	103	57%	103	57%
青森	41	22	54%	4	10%	0	0%	41	23	56%	16	39%	1	2%
岩手	15	9	60%	3	20%	1	7%	15	9	60%	8	53%	6	40%
宮城	32	20	63%	15	47%	9	28%	32	23	72%	16	50%	10	31%
秋田	26	20	77%	12	46%	3	12%	26	18	69%	11	42%	11	42%
山形	41	40	98%	40	98%	37	90%	41	41	100%	40	98%	40	98%
福島	63	51	81%	43	68%	7	11%	63	26	41%	23	37%	4	6%
新潟	33	24	73%	12	36%	22	67%	33	28	85%	26	79%	20	61%
群馬	31	28	90%	24	77%	13	42%	31	27	87%	22	71%	15	48%
栃木	23	21	91%	16	70%	12	52%	23	19	83%	14	61%	4	17%
茨城	38	7	18%	0	0%	0	0%	38	21	55%	9	24%	5	13%
埼玉	32	24	75%	3	9%	0	0%	32	28	88%	29	91%	23	72%
東京	42	37	88%	35	83%	31	74%	42	40	95%	40	95%	31	74%
千葉	15	10	67%	7	47%	2	13%	15	14	93%	12	80%	7	47%
神奈川	32	29	91%	14	44%	3	9%	32	25	78%	30	94%	21	66%
山梨	29	12	41%	12	41%	9	31%	29	21	72%	21	72%	2	7%
長野	77	28	36%	15	19%	12	16%	77	64	83%	32	42%	22	29%
富山	23	22	96%	22	96%	22	96%	23	23	100%	23	100%	18	78%
石川	27	9	33%	1	4%	0	0%	27	21	78%	12	44%	2	7%
福井	13	9	69%	4	31%	0	0%	13	10	77%	10	77%	3	23%
静岡	26	26	100%	17	65%	1	4%	26	26	100%	26	100%	26	100%
愛知	17	12	71%	13	76%	1	6%	17	13	76%	13	76%	5	29%
岐阜	21	4	19%	1	5%	0	0%	21	14	67%	4	19%	5	24%
三重	35	27	77%	24	69%	3	9%	35	31	89%	31	89%	25	71%
滋賀	22	17	77%	13	59%	4	18%	22	21	95%	21	95%	13	59%
京都	20	8	40%	6	30%	1	5%	20	17	85%	20	100%	4	20%
奈良	23	16	70%	8	35%	2	9%	23	18	78%	17	74%	11	48%
和歌山	22	10	45%	5	23%	5	23%	22	18	82%	15	68%	11	50%
大阪	58	55	95%	54	93%	0	0%	58	32	55%	31	53%	27	47%
兵庫	75	61	81%	40	53%	30	40%	75	66	88%	62	83%	58	77%
岡山	24	13	54%	11	46%	0	0%	24	19	79%	16	67%	14	58%
広島	25	20	80%	14	56%	13	52%	25	23	92%	24	96%	19	76%
鳥取	20	20	100%	20	100%	20	100%	20	20	100%	20	100%	20	100%
島根	24	24	100%	24	100%	24	100%	24	24	100%	24	100%	24	100%
山口	22	19	86%	14	64%	13	59%	21	21	100%	21	100%	19	90%
香川	21	21	100%	21	100%	21	100%	21	20	95%	19	90%	19	90%
徳島	34	14	41%	6	18%	4	12%	34	23	68%	17	50%	12	35%
愛媛	17	5	29%	5	29%	0	0%	17	12	71%	11	65%	11	65%
高知	20	12	60%	5	25%	3	15%	20	17	85%	12	60%	9	45%
福岡	75	48	64%	47	63%	43	57%	75	64	85%	63	84%	60	80%
佐賀	27	17	63%	17	63%	17	63%	29	20	69%	9	31%	8	28%
長崎	29	16	55%	9	31%	5	17%	29	15	52%	13	45%	11	38%
大分	21	21	100%	20	95%	20	95%	22	21	95%	20	91%	20	91%
宮崎	24	22	92%	7	29%	4	17%	24	24	100%	24	100%	18	75%
熊本	51	7	14%	2	4%	0	0%	51	21	41%	10	20%	5	10%
鹿児島	45	33	73%	20	44%	9	20%	45	35	78%	27	60%	12	27%
沖縄	36	5	14%	3	8%	1	3%	36	24	67%	16	44%	20	56%

<別表2>

2023春闘要求に関する交渉結果報告（全国計）

2023年4月28日現在 47県本部

※春闘に取り組んだ単組ではなく、全単組を対象としていますので、単組数の合計が県本部加盟単組数となるようにお願いします。	都府(単組数)	道県(単組数)	都政令市(単組数)	都市特別区(単組数)	町村(単組数)	事務組合 広域連合(単組数)	合計	全単組比
県本部加盟の単組数（自治体数ではありません）⇒	61	89	675	613	141	1,579		
I 労使関係ルール確立の取り組みについて								
※下記のうちから、該当するものを <u>いずれか1つ</u> 選択してください。								
1. 「労使関係ルールに関する基本要求書」を提出した（春闘要求書の項目として入れた場合も含む） 【要求書の提出のみ】	10	23	154	130	16	333	21.1%	
2. 労使関係ルールに関する交渉を実施した	7	6	43	12	3	71	4.5%	
3. 労使関係ルールに関する交渉を実施し、妥結（合意）に至った（一部の要求項目のみ妥結（合意）した場合も含む）	6	12	51	28	9	106	6.7%	
4. 労使関係ルールに関する合意、妥結事項を書面、協定書で確認した	3	7	77	72	14	173	11.0%	
5. 労使関係ルールについては、春闘期以外で単組独自で要求し、妥結（合意）している	18	19	102	90	18	247	15.6%	
6. これまで要求したことはない	4	3	20	62	12	101	6.4%	
II 「要求基準」の前進回答の状況について								
*以下の「結果」の欄は、前進回答のあった単組や今春闘期前に達成している単組数を記入してください（達成して <u>いて要求書を提出していない単組も含めた数</u> ）。								
1. 賃金水準の改善を要求した	41	59	409	327	45	881	55.8%	
結果	前進回答があった							
前進回答があった	6	4	26	20	2	58	6.6%	
へのポイント 到達状況賃金	30歳248,775円以上を達成している							
	12	9	70	13	5	109	6.9%	
	35歳293,807円以上を達成している							
	10	9	53	7	4	83	5.3%	
	40歳343,042円以上を達成している							
	9	7	42	5	1	64	4.1%	
2. 到達目標（ポイント賃金）の達成のため、運用の改善を要求した								
結果	初任給格付けの改善を要求した							
	31	51	332	296	38	748	47.4%	
	前進回答があった							
	3	2	8	13	2	28	3.7%	
	現在協議中							
	10	18	100	118	10	256	34.2%	
	上位昇給の活用を要求した							
	21	34	247	249	28	579	36.7%	
	前進回答があった							
	0	0	2	5	0	7	1.2%	
	現在協議中							
	6	13	77	109	8	213	36.8%	
	50歳台後半層職員の昇給維持について要求した							
	30	46	293	248	31	648	41.0%	
	前進回答があった							
1	3	12	14	2	32	4.9%		
現在協議中								
12	16	91	106	10	235	36.3%		
到達級の改善と昇格の確保を要求した								
30	46	287	256	33	652	41.3%		
前進回答があった								
1	0	6	4	0	11	1.7%		
現在協議中								
13	16	91	109	10	239	36.7%		

※春闘に取り組んだ単組ではなく、全単組を対象としていますので、単組数の合計が県本部加盟単組数となるようお願いします。		都府県 (単組数)	都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合計	全単組比
3. 中途採用者の賃金改善を要求した		28	43	328	270	34	703	44.5%
結果	前進回答があった	1	5	46	85	4	141	20.1%
	※「前進回答があった」と回答した単組は、該当するものを選択してください（複数回答可）							
	民間経験のある中途採用者の初任給格付けについて、能力、経験等を踏まえ、2級以上の格付けを可能とした（予定も含む）	0	1	4	4	0	9	6.4%
	民間経験のある中途採用者の号給決定は、民間職務経験を踏まえた改善をはかった（予定も含む）	0	1	7	6	1	15	10.6%
	中途採用者の初任給決定の変更にあたり、必要な在職者調整を行った（予定も含む）	1	4	39	79	3	126	89.4%
※以下の設問は全単組が回答してください（今春闘期以前の状況について回答してください）								
整備状況	民間経験のある中途採用者の初任給格付けについて、能力、経験等を踏まえ、2級以上の格付けを可能としている	16	18	106	54	6	200	12.7%
	民間経験のある中途採用者の号給決定は、民間職務経験を踏まえて決定している	38	41	351	286	54	770	48.8%
4. 2023春闘で、医療・社会福祉職場の処遇改善を要求した ※1つの職種でも処遇改善に取り組んでいれば、「要求した」に○と回答してください。		18	28	181	86	14	327	20.7%
※2023春闘で要求した場合、該当するものを選択してください（複数回答可）								
【2023春闘】 要求の結果	看護師等の処遇を改善した（非正規職員）	1	1	6	1	6	15	4.6%
	看護師等の処遇を改善した（正規職員）	6	3	10	3	5	27	8.3%
	保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した（非正規職員）	0	1	13	8	1	23	7.0%
	保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した（正規職員）	0	0	13	7	1	21	6.4%
	介護・障害福祉職員の処遇を改善した（非正規職員）	1	0	1	0	0	2	0.6%
	介護・障害福祉職員の処遇を改善した（正規職員）	1	0	1	0	0	2	0.6%
	要求はしたが、何も獲得できなかった	6	18	101	56	6	187	57.2%
※2023春闘以前に既に獲得済の場合の改善内容をお答えください（複数回答可）								
既に獲得済の状況	看護師等の処遇を改善した（非正規職員）	17	9	57	13	8	104	6.6%
	看護師等の処遇を改善した（正規職員）	15	9	60	14	9	107	6.8%
	保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した（非正規職員）	0	7	125	59	0	191	12.1%
	保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した（正規職員）	0	0	41	19	0	60	3.8%
	介護・障害福祉職員の処遇を改善した（非正規職員）	0	1	10	8	2	21	1.3%
	介護・障害福祉職員の処遇を改善した（正規職員）	0	1	10	5	1	17	1.1%

※春闘に取り組んだ単組ではなく、全単組を対象としていますので、単組数の合計が県本部加盟単組数となるようお願いします。		都府県(単組数)	都政令市(単組数)	都市特別区(単組数)	町村(単組数)	事務組合 広域連合(単組数)	合計	全単組比
5.	「会計年度任用職員制度の整備状況チェックリスト」を活用し、会計年度任用職員の処遇改善を要求した	38	50	374	276	34	772	48.9%
結果	前進回答があった	3	4	39	23	4	73	9.5%
	※「前進回答があった」と回答した単組は下記にもお答えください（複数回答可）							
	給料（報酬）の改善を勝ち取った	0	1	22	9	3	35	47.9%
	手当の改善を勝ち取った	0	1	3	4	1	9	12.3%
	給料（報酬）について昇給（幅・上限等）などの運用改善を勝ち取った	0	1	0	4	0	5	6.8%
休暇制度等の改善を勝ち取った	4	2	19	11	0	36	49.3%	
※以下の設問は全単組が回答してください（今春闘期以前に勝ち取ったものも含めてご回答ください）								
制度の整備状況	常勤職員と同じ初任給基準を使用している	13	18	115	86	17	249	15.8%
	前歴換算（学歴、免許、職務経験等）は常勤職員と同じ考え方に基づき行われている	14	15	73	59	13	174	11.0%
	昇給（職務経験）は常勤職員と同じ基準（号給）で行われている	11	21	89	67	12	200	12.7%
	昇給の最高号給に上限がない	0	0	15	15	2	32	2.0%
	一時金について常勤職員の期末手当と同様（もしくはそれ以上）の月数支給となっている	29	38	228	193	22	510	32.3%
	有給の病気休暇がある	16	29	136	101	12	294	18.6%
	再度の任用回数に上限がない	12	18	169	192	16	407	25.8%
6.	時間外労働の上限を定める条例・規則については、労基法・人事院規則が定める原則（月45時間年360時間）を上限として、適正に運用することを要求した	32	48	338	273	35	726	46.0%
運用状況	※該当するものを選択してください（複数回答可）							
	客観的な方法（タイムカード、パソコン等）で勤務時間管理が行われている	27	28	180	115	20	370	23.4%
	条例・規則に定めた超過勤務の原則的な上限（月45時間年360時間）は守られている	10	14	77	57	28	186	11.8%
	他律的業務の比重が高い部署を必要最小限の範囲に限定している	11	17	127	114	16	285	18.0%
	上限時間を超えて時間外労働を命じることができる「特例業務」の発動を災害時のみとするなど具体的業務に限定している	10	17	56	31	16	130	8.2%
7.	36協定の締結、改定を要求した（労基法別表第1に該当しない非現業の官公署においては、36協定に準ずる文書の締結を求めた）	22	41	282	251	39	635	40.2%
結果	※該当するものをいずれか1つを選択してください							
	これまで未締結だった職場で、今回新たに36協定またはそれに準ずる文書を締結した	0	0	7	6	0	13	2.0%
	既にすべての職場で36協定またはそれに準ずる文書を締結している	13	12	63	35	25	148	9.4%
	締結義務職場では既にすべて締結している（準ずる文書は一部で締結、または、すべて未締結）	29	47	234	161	25	496	31.4%
8.	合理的配慮の提供をはじめ、障害者の働きやすい環境を整備することを要求した	20	35	236	235	23	549	34.8%
結果	※いずれか1つを選択してください							
	前進回答があった	1	0	9	5	0	15	2.7%
	今春闘期以前に協議済み	14	24	126	120	13	297	18.8%

※春闘に取り組んだ単組ではなく、全単組を対象としていますので、単組数の合計が県本部加盟単組数となるようにお願いします。		都府県(単組数)	都政令市(単組数)	都市特別区(単組数)	町村(単組数)	事務組合 広域連合(単組数)	合計	全単組比
9.	ワークライフバランスの実現にむけ、両立支援制度の改善・整備を行うことを要求した	34	47	321	267	35	704	44.6%
結果	※該当するものを選択してください（複数回答可）							
	【常勤・会計年度任用職員】不妊治療休暇を拡充した	8	7	46	16	6	83	11.8%
	【常勤】子の看護休暇について、制度の拡充をはかった	5	5	23	20	5	58	8.2%
	【会計年度任用職員】有給の病気休暇（私傷病）を勝ち取った	3	0	10	3	1	17	2.4%
	その他	2	7	25	30	6	70	9.9%
10.	定年引き上げに関する要求・協議を行った	35	46	345	292	41	759	48.1%
結果	※いずれか1つを選択してください							
	前進回答があった	6	7	61	28	0	102	13.4%
	現在協議中	8	21	154	93	26	302	39.8%
	条例改正未実施の単組は、22年度内の条例改正を確認した	2	2	42	82	6	134	17.7%
	既に協議（決着）済	21	26	149	106	16	318	20.1%
	※「前進回答があった」と回答した単組は、下記から該当するものを選択してください（複数回答可）							
	中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえ、計画的な新規採用と業務量に応じた適切な人員確保を勝ち取った	7	6	25	15	0	53	52.0%
	高齢層職員の昇給を維持した	0	1	12	8	0	21	20.6%
高齢者部分休業制度の新設・拡充をはかった	2	5	35	3	0	45	44.1%	
再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付けを勝ち取った	0	0	4	2	0	6	5.9%	
11.	カスタマーハラスメントの防止にむけて対策を講じるよう要求した	22	34	261	252	21	590	37.4%
結果	前進回答があった	3	3	21	12	2	41	6.9%
12.	セクハラやパワハラなど法律上の措置義務のあるハラスメントの防止にむけ、対策を講じるよう要求した	34	49	360	299	37	779	49.3%
結果	前進回答があった	2	2	34	24	6	68	8.7%
	※「前進回答があった」と回答した単組は下記にもお答えください（複数回答可）							
	職場でハラスメントの実態調査が行われた（行われる予定も含む）	0	0	6	3	2	11	16.2%
	「ガイドライン」や「要綱」が策定された（策定予定も含む）	0	1	10	10	4	25	36.8%
	相談窓口が設置された（設置予定も含む）	0	2	9	10	5	26	38.2%
	管理職および職員に対し、ハラスメントに関する研修・講習等が実施された（実施予定も含む）	1	1	24	15	3	44	64.7%
※以下の設問は全単組が回答してください（今春闘期以前に勝ち取ったものも含めてご回答ください）								
整備状況	既に職場でハラスメントの実態調査が行われている	8	9	58	14	2	91	5.8%
	既に「ガイドライン」や「要綱」が策定されている	29	35	236	100	19	419	26.5%
	既に相談窓口が設置されている	30	46	329	203	34	642	40.7%
	既に管理職および職員に対し、ハラスメントに関する研修・講習等が実施されている	29	42	270	133	27	501	31.7%

※春闘に取り組んだ単組ではなく、全単組を対象としていますので、単組数の合計が県本部加盟単組数となるようお願いします。		都府(単組数)	道県(単組数)	都政令市(単組数)	都市特別区(単組数)	町村(単組数)	事務組合 広域連合(単組数)	合計	全単組比
Ⅲ 地域公共サービスの質を守るための人員確保について									
* 以下の「結果」の欄は、前進回答のあった単組や今春闘期前に達成している単組数を記入してください（達成して要求書を提出していない単組も含めた数）。									
1. 公共サービスの安定的な提供にむけ、必要な人員を要求した		35	52	359	300	35	781	49.5%	
結果	前進回答があった (⇒人員確保闘争の詳細な調査は別途実施)	5	6	39	26	5	81	10.4%	
2. 安定した医療体制の提供のため、公立・公的医療機関の人員不足の解消について要求した		20	16	105	106	12	259	16.4%	
結果	前進回答があった	2	1	3	1	1	8	3.1%	
3. 保健所の体制強化について要求した ※保健所設置自治体のみ回答してください		20	26	46	7	0	99	6.3%	
結果	※該当するものをいずれか1つ選択してください								
	保健所職員の人員増（全体の体制強化）を確認した	10	8	1	0	0	19	19.2%	
	保健所保健師の人員増を確認した	1	1	2	0	0	4	4.0%	
	保健所事務職の人員増を確認した	0	1	0	0	0	1	1.0%	
	要求はしたが、何も獲得できなかった	4	10	10	1	0	25	25.3%	
4. 地方衛生研究所の体制強化について要求した ※設置自治体のみ回答してください		12	5	2	0	0	19	1.2%	
結果	※該当するものをいずれか1つ選択してください								
	地方衛生研究所の人員増を確認した	7	2	0	0	0	9	47.4%	
	要求はしたが、何も獲得できなかった	4	3	1	0	0	8	42.1%	
Ⅳ 持続可能な公共サービスの実現をめざすための要求について									
* 以下の「結果」の欄は、前進回答のあった単組や今春闘期前に達成している単組数を記入してください（達成して要求書を提出していない単組も含めた数）。									
1. 「持続可能な公共サービスの実現をめざすための要求」について、自治体や関係する当局に提出した		14	23	148	101	10	296	18.7%	
結果	前進回答があった	2	0	0	4	1	7	2.4%	
2. 地域の政策課題の実現にむけて、首長・自治体議員への要請行動を行った		1	8	16	14	0	39	2.5%	

2023春闘要求に関する交渉結果報告（県本部別）

2023年4月28日現在 47県本部

	県本部加盟単組数						I 労使関係ルール確立の取り組みについて ※下記のうちから、該当するものをいずれか1つ選択してください。														
							1. 「労使関係ルールに関する基本 要求書」を提出した (春闘要求書の項目として入れた 場合も含む) 【要求書の提出のみ】					2. 労使関係ルールに関する交渉 を実施した				3. 労使関係ルールに関する交渉 を実施し、妥結（合意）に至っ た (一部の要求項目のみ妥結（合 意）した場合も含む)					
	都道 府県	県都 政令 市	都市 特別 区	町村	事務 組合 広域 連合	計	都道 府県	県都 政令 市	都市 特別 区	町村	事務 組合 広域 連合	都道 府県	県都 政令 市	都市 特別 区	町村	事務 組合 広域 連合	都道 府県	県都 政令 市	都市 特別 区	町村	事務 組合 広域 連合
全国計	61	89	675	613	141	1,579	10	23	154	130	16	7	6	43	12	3	6	12	51	28	9
北海道	2	4	41	128	4	179	1	1	6	19	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
青森	1	2	4	9	2	18	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
岩手	2	0	7	6	1	16	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	1	4	13	7	6	31	1	3	4	2	3	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0
秋田	2	1	15	7	1	26	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
山形	1	1	13	23	3	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1	1	11	40	11	64	0	0	7	22	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0
新潟	1	1	19	8	3	32	0	0	7	3	0	1	1	11	0	0	0	0	0	0	0
群馬	2	0	11	14	0	27	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
栃木	2	1	10	9	0	22	1	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
茨城	1	1	24	8	2	36	1	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	1	2	16	11	1	31	0	1	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	3	2	37	1	3	46	2	2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	1
千葉	0	1	8	0	1	10	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	2	8	13	7	2	32	0	3	5	1	1	1	1	1	2	0	0	1	2	0	0
山梨	1	1	12	9	17	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	4	4	4
長野	2	1	18	47	9	77	0	0	5	5	1	0	0	2	1	0	1	0	0	2	0
富山	1	2	11	5	4	23	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0
石川	3	0	17	4	3	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	2	1	8	0	1	12	0	0	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
静岡	1	3	16	6	0	26	1	3	14	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	2	13	1	2	18	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	1	13	2	1	17	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	1	2	14	13	4	34	0	0	6	2	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	1
滋賀	2	2	22	4	3	33	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
京都	1	4	10	4	1	20	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	3	6	1	0	10	0	2	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	2	7	9	2	21	1	0	1	4	0	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0
大阪	1	3	31	9	2	46	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0
兵庫	1	3	49	15	7	75	0	0	4	2	1	0	0	3	0	0	1	0	2	0	0
岡山	3	2	8	6	2	21	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	1	13	7	2	24	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
鳥取	1	1	3	15	0	20	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
島根	1	1	7	11	4	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	1	1	13	6	0	21	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0
香川	1	1	7	9	2	20	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	3	3	7	16	4	33	0	0	3	4	1	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0
愛媛	2	1	8	6	0	17	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	1	3	6	7	3	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
福岡	1	6	27	27	6	67	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	4	5	6	2
佐賀	1	1	9	9	9	29	0	1	6	8	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
長崎	1	0	9	2	4	16	0	0	5	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
大分	1	2	15	3	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	1	1	8	14	0	24	1	0	2	10	0	0	1	3	1	0	0	0	3	2	0
熊本	1	1	16	28	7	53	0	0	5	10	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
鹿児島	1	4	19	21	0	45	0	2	9	6	0	0	0	1	3	0	0	0	3	2	0
沖縄	1	1	11	19	2	34	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	I 労使関係ルール確立の取り組みについて ※下記のうちから、該当するものをいずれか1つ選択してください。														
	4. 労使関係ルールに関する合意、妥結事項を 書面、協定書で 確認した					5. 労使関係ルールについては、 春闘期以外で単組 独自で要求し、妥結 (合意)している					6. これまで要求した ことはない				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合
全国計	3	7	77	72	14	18	19	102	90	18	4	3	20	62	12
北海道	0	0	12	16	0	0	3	9	32	3	1	0	2	21	0
青森	0	0	0	0	0	1	1	3	0	1	0	0	0	6	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	1	0	0	0	0	0	3	1	1	0	0	2	4	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
山形	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	2	1	0	0	1	3	1	0	0	0	5	4
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
群馬	0	0	1	2	0	2	0	5	2	0	0	0	1	1	0
栃木	1	0	2	1	0	0	1	0	2	0	0	0	3	3	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1
神奈川	0	0	1	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	1	0
山梨	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	1	4	10	3	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0
富山	0	1	8	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	0	0	1
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0	0	1	0	3	0
滋賀	0	0	0	0	0	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0
京都	0	1	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	1	0
奈良	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
大阪	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	2	0	0	0	0	7	0	2	0	0	4	0	1
岡山	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
広島	0	0	9	2	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	1	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	1	1	7	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0
香川	0	0	0	0	0	0	1	7	9	2	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	2	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0
高知	0	0	0	0	0	1	1	3	2	0	0	0	0	2	1
福岡	0	0	19	16	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
長崎	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	2
大分	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	1	0	2	4	0	0	0	0	5	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0

<別表3>

2023春闘の取り組み状況結果報告（全国計）

2023年4月28日現在 47県本部

※春闘に取り組んだ単組ではなく、 <u>全単組を対象として</u> いますので、単組数の合計が県本部加盟単組数となるようお願いします。		都道府県 (単組数)	都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	公共 民間 (単組数)	合計	全単組比
県本部加盟の単組数（自治体数ではありません）⇒		61	89	668	613	142		1,573	
I 単組における要求書作成等にあたっての取り組みについて									
1. 組合員の意見、要望をどのように集約して要求書を作成したか（複数回答可）									
結果	職場委員が職場ごとに意見を集約した	10	13	132	109	8		272	17.3%
	青年部や女性部等が中心となって意見を集約した	8	1	21	16	1		47	3.0%
	アンケートを配布し意見を集約した	14	9	107	63	16		209	13.3%
	支部内の職場委員が意見を集約した	6	9	17	5	0		37	2.4%
	評議会等と連携をはかり意見を集約した	9	9	40	10	2		70	4.5%
	会計年度任用職員からの意見をあわせて集約した	6	13	52	15	3		89	5.7%
	執行部で検討し作成した	28	42	254	157	27		508	32.3%
	県本部、中央本部のモデル要求書を使用した	6	21	249	245	31		552	35.1%
その他	7	8	28	26	10		79	5.0%	
2. 若手組合員はどのようなかたちで春闘に参加したか（複数回答可）									
結果	青年部・ユース部で独自要求書を作成し、独自交渉した	4	8	25	39	0		76	4.8%
	青年部・ユース部が若手組合員の意見を集約し、基本組織の要求に反映した	8	8	74	48	2		140	8.9%
	職場委員が開催する職場集会への参加を必須として、意見を出した	1	4	18	21	1		45	2.9%
	基本組織の交渉参加など具体的役割を担った	15	14	96	69	6		200	12.7%
	特に意見は取り入れていない	11	15	136	88	24		274	17.4%
	その他	4	9	62	48	22		145	9.2%
3. 職場委員会、分会は十分に機能しているか（複数回答可）									
結果	職場委員は職場単位に配置され、意見を集約している	16	27	191	134	15		383	24.3%
	職場委員会、分会機能を高めるための学習会に取り組んだ	12	10	24	11	3		60	3.8%
	配置しているが、機関紙配布など情報伝達機能のみ	12	16	150	81	15		274	17.4%
	職場委員会は存在しない	4	9	65	86	31		195	12.4%
	その他	2	3	20	24	4		53	3.4%
4. 職場からあがった意見、要望のうち、最も重視している要求項目は何か（複数回答可）									
結果	賃金改善	24	34	163	145	24		390	24.8%
	労働時間短縮	22	18	108	98	8		254	16.1%
	人員確保	32	45	318	247	44		686	43.6%
	職場環境改善や労働安全衛生活動	13	17	128	94	18		270	17.2%
	その他	2	10	30	32	10		84	5.3%
5. 交渉への参加・報告の仕方は、どのようにしたか（複数回答可）									
結果	執行部のみが交渉に参加し、その経過について別会場の組合員に逐一報告した	5	10	60	46	12		133	8.5%
	執行部と職場委員が交渉に参加し、組合員には後日報告した	18	16	107	66	14		221	14.0%
	執行部と職場委員が交渉に参加し、組合員はウェブ等で傍聴参加した	2	0	0	2	0		4	0.3%
	交渉していない	3	5	73	114	17		212	13.5%
	その他	11	26	185	124	21		367	23.3%

※春闘に取り組んだ単組ではなく、全単組を対象としていますので、単組数の合計が県本部加盟単組数となるようにお願いします。		都府県 (単組数)	都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	公共 民間 (単組数)	合計	全単組比
6. 要求内容、交渉、妥結状況を組合員と共有できているか（複数回答可）									
結果	職場集会で情報共有している	13	18	118	86	13		248	15.8%
	職場委員から直接伝達している	2	13	62	49	11		137	8.7%
	機関紙、SNSで情報共有している	39	47	334	172	26		618	39.3%
	未周知	0	2	28	49	7		86	5.5%
	その他	4	4	23	40	9		80	5.1%
II 春闘統一行動について									
1. 第1次全国統一行動（2月21日）として「時間外職場集会等」を実施した									
結果	時間外職場集会を実施した	2	3	27	15	5		52	3.3%
	参加人数	535	230	871	294	62		1,992	
	その他、機関紙等配布等を実施した	16	18	126	90	23		273	17.4%
	参加人数	4,450	115	7,689	2,001	36		14,291	
2. 自治労3・17全国統一行動日（3月17日）として「29分時間内食い込み集会」を実施した									
結果	29分時間内食い込み集会を実施した	1	2	1	3	3		10	0.6%
	参加人数	24	53	330	22	15		444	
	その他、時間外職場集会等を実施した	15	12	125	97	11		260	16.5%
	参加人数	1,688	504	7,771	2,866	166		12,995	
3. 第3次全国統一行動（3月24日）として「時間外職場集会等」を実施した									
結果	時間外職場集会を実施した	5	4	11	7	3		30	1.9%
	参加人数	221	71	456	161	15		924	
	その他、機関紙等配布等を実施した	11	16	83	61	14		185	11.8%
	参加人数	4,642	84	3,183	945	36		8,890	

《附属資料》

行 動 日 誌

<2023年>

日	月	火	水	木	金	土
1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4
				13:00-02/03 (金) 国保労組協議会単 組代表者会議・第 35回活動家学習会 [自治労会館]	02/02 (木) -15:00 国保労組協議会単 組代表者会議・第 35回活動家学習会 [自治労会館]	
2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11
	18:30-19:15 [連合] 2023春季 生活闘争 闘争開 始宣言2・6中央 総決起集会 [北と びあ]		13:30-17:00 第11回中央執行委 員会 [自治労会館]	13:00-02/10 (金) 2023年度自治労安 全衛生集会 [TO C有明]	02/09 (木) -12:00 2023年度自治労安 全衛生集会 [TO C有明] 10:00-17:00 2023年度全国情報 宣伝セミナー [主 婦会館 プラザエ フ] 11:00-16:00 第40年次第1回自 治研中央推進委員 会 [自治労会館]	13:00-16:00 2023年仲間づくり 実践セミナー「非 正規労働者の仲間 づくり」 [自治労 会館]
2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18
			13:30-16:30 自治労出身地方連 合会専従者会議 [自治労本部]		09:30-13:30 第43回全国町村職 総決起集会 [日比 谷野外音楽堂] 13:00-02/18 (土) 自治労全国書記会 議2023年度「書記 力」UPセミナー [ホテルメトロポ リタネドモント +ウェブ]	02/17 (金) -12:00 自治労全国書記会 議2023年度「書記 力」UPセミナー [ホテルメトロポ リタネドモント +ウェブ] 09:30-02/19 (日) 福島スタディツ アー [福島県内] 11:00-17:00 県職共闘新採対策 会議 (対面) [自 治労会館]
2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25
02/18 (土) -12:30 福島スタディツ アー [福島県内]			13:30-17:00 第12回中央執行委 員会 [自治労会館] 14:30-15:00 第2回中央闘争委 員会 [自治労会館]			13:00-02/26 (日) 2023年度地域医療 セミナー [TOC 有明] 12:00-13:50 [連合] 緊急アク ションパレード [芝公園] 13:00-02/26 (日) 2023年度自治労く らしとこどもの福 祉を考える全国集 会 [自治労会館、 主婦会館プラザエ フ+ウェブ]
2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4
02/25 (土) -13:00 2023年度地域医療 セミナー [TOC 有明] 02/25 (土) -12:30 2023年度自治労く らしとこどもの福 祉を考える全国集 会 [自治労会館、 主婦会館プラザエ フ+ウェブ]		10:00-11:30 2022年度第2回共 済推進県本部代表 者会議 [ウェブ] 13:30-16:00 第3回県代会議・ 第2回拡大闘争委 員会 [ウェブ]	13:30-17:00 2023年度「労働委 員・労働審判員研 修会」 [ウェブ]	13:30-17:00 第13回中央執行委 員会 [自治労会館]	13:00-03/05 (日) 2023年地連別青年 女性夏期交流集会 にむけた座長・音 楽活動家・教宣担 当者養成講座 [自 治労会館ほか]	03/03 (金) - 03/05 (日) 2023年地連別青年 女性夏期交流集会 にむけた座長・音 楽活動家・教宣担 当者養成講座 [自 治労会館ほか] 10:00-16:30 【WEB】2023年 仲間づくり実践セ ミナー「非正規勞 働者の仲間づく り」

日	月	火	水	木	金	土
3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11
03/03 (金) -12:00 2023年地連別青年 女性夏期交流集会 にむけた座長・音 楽活動家・教宣担 当者養成講座 [自 治労会館ほか]		18:30-19:00 [連合] 2023春季 生活闘争政策・制 度要求実現3・7 中央集会 [日比谷 野外音楽堂]	14:00-16:00 3・8 国際女性 デー自治労参加者 集会 [自治労会館 +ウェブ] 18:15-19:45 3・8 国際女性 デー中央集会 [銀 座プロッサム中央 会館+ウェブ]		13:00-16:00 2023年度男女がと もに担う自治労県 本部代表者会議 [ウェブ]	
3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18
				16:30-17:30 第3回中央闘争委 員会 [自治労会館]		
3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25
				13:30-17:00 第14回中央執行委 員会 [自治労会館]		
3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8
		13:30-17:00 第15回中央執行委 員会 [自治労会館]				
4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15
			13:00-16:00 地方公務員災害補 償基金支部労働側 参与会議 [ウェ ブ]			
4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22
			13:30-17:00 第16回中央執行委 員会 [自治労会館]			
4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29
			10:00-12:00 2023年度第3回共 済推進県本部代表 者会議 [自治労会 館] 12:40-16:30 第4回県代会議 [自治労会館]	13:30-18:00 2023年度第3回県 本部労働条件担当 者会議 [自治労会 館]		
4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6
		11:00-05/03 (水) 2023自治労青年女 性憲法フォーラム [自治労会館]	05/02 (火) -15:00 2023自治労青年女 性憲法フォーラム [自治労会館]			
5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13
	13:30-17:00 第17回中央執行委 員会 [自治労会館]			09:30-13:00 第40年次第2回自 治研中央推進委員 会 [島根県「くに びきメッセ」]		
5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20
			13:00-16:00 2023年度各県本部 労働安全衛生担当 者会議 [自治労会 館] 13:30-05/18 (木) 【都市公共交通評 議会】第4回交通 政策研究集会 [仙 台市「ハーネル仙 台」] 14:00-17:30 自治体議員連合 2023年度第2回全 国学習会 [自治労 会館]	05/17 (水) -12:00 【都市公共交通評 議会】第4回交通 政策研究集会 [仙 台市「ハーネル仙 台」]		10:00-12:00 医療・介護フェス 2023 [ウェブ]
5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27
11:00-15:00 衛生医療評議会 2023年度第3回全 国幹事会 [自治労 会館+ウェブ]	13:30-17:00 第18回中央執行委 員会 [自治労会館]			12:30-05/26 (金) 第164回中央委員 会 [ウェブ]	05/25 (木) -13:00 第164回中央委員 会 [ウェブ]	10:30-05/28 (日) 第61回自治労はた らく女性の集会・ 60周年記念レセ プション [自治労 会館+ウェブ]

日	月	火	水
5/28	5/29	5/30	5/31
05/27 (土) -12:00 第61回自治労はた らく女性の集会・ 60周年記念レセプ ション [自治労会 館+ウェブ]		09:00-05/31 (水) 第19回中央執行委 員会 [自治労会館]	05/30 (火) -17:30 第19回中央執行委 員会 [自治労会館]

じちろう

ネット

自治労 HP
フェイスブック
ツイッターも
続々更新中!



自治労情報にいつでもアクセス可能!

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した
集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。
また教宣用の素材提供なども行っています。

お申込みは県本部まで!

